

国際高麗学会日本支部創立 30 周年を迎えて—記念座談会 学会の歩みとこれからの 10 年

論考

特集 日本による植民地支配の比較研究—戸籍制度から見る人的管理制度を中心に

序

—植民地支配の比較研究に向けて

伊地知紀子

近代朝鮮の戸籍についてのスケッチ

—民籍法時期を中心に—

水野直樹

朝鮮統治における戸籍政策のもつ意味

遠藤正敬

相続実務からみた在日韓国・朝鮮人の身分登録

姜信潤

旧植民地出身者をめぐる戸籍と国籍の再考

—在日朝鮮人の裁判例の検討を通じて—

高希麗

投稿論文

鄭鐘汝と在日朝鮮人美術教育との接点

池貞姫・白凜

千里馬運動期 DPRK の美術作品にあらわれた製鉄所労働者イメージ

喜多恵美子

研究ノート

中央アジアにおけるコリアン・ディアスポラ研究序説

—呼称とサブアイデンティティの問題によせて—

李眞恵

韓国花卉産業の生産と貿易動向

裴光雄

在日コリアン研究 40 年を振り返って

～在日コリアンにとっての国家、名前、国籍、出自をめぐる葛藤

朴一

キルチャビ

今、読み解く南時雨の詩の世界 南時雨童謡集「春便り」より

許玉汝

『湖岩全集』と文一平

任正燦

書評

廣瀬陽一『日本のなかの朝鮮 金達寿伝』

原佑介

文京洙『文在寅時代の韓国「弔い」の民主主義』

金重明

原佑介『禁じられた郷愁 小林勝の戦後文学と朝鮮』

鄭雅英

国際高麗学会日本支部創立 30 周年を迎えて—記念座談会 学会の歩みとこれからの 10 年	1
---	---

論考

特集 日本による植民地支配の比較研究—戸籍制度から見る人的管理制度を中心に

序

—植民地支配の比較研究に向けて	伊地知紀子	24
近代朝鮮の戸籍についてのスケッチ		
—民籍法時期を中心に—	水野直樹	26
朝鮮統治における戸籍政策のもつ意味	遠藤正敬	39
相続実務からみた在日韓国・朝鮮人の身分登録	姜信潤	53
旧植民地出身者をめぐる戸籍と国籍の再考		
—在日朝鮮人の裁判例の検討を通じて—	高希麗	60

投稿論文

鄭鐘汝と在日朝鮮人美術教育との接点	池貞姫・白凜	73
千里馬運動期 DPRK の美術作品にあらわれた製鉄所労働者イメージ	喜多恵美子	89

研究ノート

中央アジアにおけるコリアン・ディアスポラ研究序説		
—呼称とサブアイデンティティの問題によせて—	李眞恵	104
韓国花卉産業の生産と貿易動向	裴光雄	118
在日コリアン研究 40 年を振り返って		
～在日コリアンにとっての国家、名前、国籍、出自をめぐる葛藤	朴一	125

キルチャビ

今、読み解く南時雨の詩の世界 南時雨童謡集「春便り」より	許玉汝	134
『湖岩全集』と文一平	任正嫻	153

書評

廣瀬陽一『日本のなかの朝鮮 金達寿伝』	原佑介	160
文京洙『文在寅時代の韓国 「弔い」の民主主義』	金重明	163
原佑介『禁じられた郷愁 小林勝の戦後文学と朝鮮』	鄭雅英	166

学会報告

国際高麗学会日本支部第 22 回学術大会報告		169
2020 年度学会活動		171
投稿規定・執筆規定		173
編集後記		176

特集 1

国際高麗学会日本支部 創立 30 周年を迎えて —記念座談会 学会の歩み とこれからの 10 年—



2020 年 2 月 15 日

滝沢秀樹 (大阪経済法科大学)

宋南先 (大阪経済法科大学)

文京洙 (立命館大学)

朴一 (大阪市立大学)

鄭雅英 (立命館大学)

司会：裴光雄 (大阪教育大学)

裴光雄：現在、私は日本支部の副会長で本部の事務総長を務めています。これまでの学会の歩みを振り返って、学会が何を目指してきたのか、学会独自の「コリア学」というものをどのように築き、学会活動につぎ込んできたのか、各先生方は思入れも苦労もあったでしょうし、喜びもあったのではないかと思います。この学会を通じて学問の発展に寄与してこられたという自負心もおありだと思います。そのさまざまな経験を我々に伝えていただき、今後、日本支部を魅力のある学会にするために何をしていけばいいのかについてサジェスチョンしていただき、我々にエールを送っていただければと思います。漠然と展望といっても非常にスパンが広がりすぎますので、今後、責任を持てる 10 年というスパンで考えていけばどうかと思います。

それでは最初に初代会長である大村益夫先生からのメッセージをご紹介します。

「国際高麗学会が 1990 年に発足して、今年で 30 年になる。その初代日本支部代表にわたしが任じたという。鄭雅英先生から送られてきた資料によれば、確かに支部代表としてわたしの名前がはいっている。でも、これは記憶とはズレがあるようだ。記憶では滝沢先生が支部長だった気がする。現時点で記憶と事実を突き合わせて考えると、わたしは看板だけで、実質は滝沢先生にすっかりお任せして

いたのだろう。

1986 年、『第 1 回朝鮮学国際学術討論会』が北京でおこなわれた。1988 年第 2 回北京、1990 年第 3 回大阪とおこなわれ、第 3 回討論会の席上で国際高麗学会が創設されたのだった。翌年の 1991 年には『朝鮮学少壮学者国際学術会議』が開かれるなどコリア学研究の気運は盛り上がっていた。会場を中国や日本に設定したのは南北の代表がともに参加できるようにと考えたからである。そうした配慮もあって南北の代表もともに参加したのである。

詳しくは分からないが、創設までにはいろいろ難題もあったようだ。創設に反対する意見もあったが、設立総会は人事が少しもめただけで、反対意見は表面に現れなかった。

国際高麗学会が 1990 年に創設されたのには意味がある。わたしは 1985 年春から 1 年間、86 年から 92 年までは毎年 1、2 カ月夏休みを利用して延辺で過ごしていた。91 年夏には延辺で 5 つの国際会議が開かれ（そのうち朝鮮学シンポジウムは 3 つ）延辺大学の正門には外国からのゲストを歓迎する「熱烈歓迎参加国際会議的代表！」の横断幕が 1 か月あまり張られっぱなしであった。中国全体から見れば辺境の地の、しかも人口 20 万ほどの小都市で国際会議が目白押しに並んだのは、偶然だけでは説明しきれず、やはり朝鮮半島の南北交流、国連同時加盟、豆満江下流地域の開発と経済特区構想、環日本海経済圏構想などと

無関係ではないだろう。国際高麗学会もこうした雰囲気の中で誕生したのである。

今後、国際高麗学会がどの方向に進むかは、わたしなどが口をはさむことではないが、ただ1つだけ目指してほしいと思うのは、この学会が朝鮮人（韓国人）研究者の集まりではなく、朝鮮を研究する者の集まりであってほしいということである。日本支部の構成についていえば、在日が主体となるのは当然として、日本人ももう少し多く取り込んでいくほうが良いように思う。」

それでは最初に登壇者として発言いただく滝沢先生ですが、大村代表、張年錫代表の後、1997年11月から2000年11月、1990年代後半に代表を務められました。1990年代は、韓国では民主化後の社会が実現され、北朝鮮ではいわゆる核危機による米朝の衝突、紛争の水位が非常に危険なまでに高まった時期でもあります。後半は、南で初めての政権交代が実現し、金大中政権が発足し、北では金正日政権が誕生した時期でした。

滝沢秀樹：私が日本支部の代表をしたのが1997年からなんです、事実上は、大阪経済法科大学アジア研究所と北京大学朝鮮文化研究所の共同で1988年に北京で開催した「第2回朝鮮学国際学術討論会」から関わりがありました。私はもともとコリア研究とは縁がなかった人間なんです、あ



滝沢秀樹

ることから韓国や朝鮮に関心をもつようになって、勉強を始めたのは1978年です。言葉の勉強を아야어요から始めるような段階でした。勉強を始めてちょうど10年になる頃に、北京大学で開かれた「朝鮮学国際学術討論会」に参加させていただきました。そのことが高麗学会の活動につながっていきました。こういう学会が開かれるので参加しませんか、という案内をいただき、それでは参加させていただきます、ということになったんですが、その学術大会後、希望者を募って延辺地域を見学するので、もしよければ参加しませんか？というお誘いがありました。その当時、在日朝鮮人の方々と関係がなかったわけではないのですが、高麗学会の人脈の人たちと会ったのが1988年で、そういう付き合いの中から韓国に関心を持つようになりました。

その大会では私は経済部会に参加していましたが、その責任者をする事になり、全ての報告を聞かなくてはいけませんでした。その中に中国朝鮮族の先生方がおられました。そこから私の中国朝鮮族との付き合い、研究が始まるわけです。

その頃、高麗学会を作ろうという話が進んでたんですね。私はそこにはタッチしていませんでした。しかしちょうどその頃、1980年代の終わりにから1990年代の初めですが、日本で日本語の文献ではなく、朝鮮語の文献をきちんと読みながらコリアについて勉強しようという流れが本格的になったのがあの頃ではなかったかと思います。そこで、上海で初めて出会った高龍秀先生に私が勤めていた甲南大学に来ていただいて、高先生の周辺の方たちと一緒に最近の韓国についての研究会を作ろう、という話をしていました。その頃、研究会の話を聞いたが、国際高麗学会という組織を作ろうとしているので、その経済部会という形にしませんか？という話がありました。研究会の場所を提供できるということでしたので、その話に乗りました。実際には経済部会という形ではなく、西日本地域研究会という形としてスタートしました。これが公式的に「日本支部」と名乗った最初だだと思います。それが1991年でした。ちょうど同

じころに、東京の方で金元重先生が中心になって東日本文社会科学研究会をスタートしました。西と東で名称が違っていましたが、私は名称が違っていいと思いました。例えば、アメリカの支部は米州本部と言いました。

準備の段階から経法大の金哲雄先が中心的に担っていましたが、彼と相談して、日本支部の会長は大村益夫先生にお願いしようということになりました。それで二人で大村先生のところに行きました。大村先生は、そういうことなら協力しますとおっしゃって下さいました。高麗学会の事務室は大阪にありました。事務所は大阪にあるけれども、会長は東京にいらっしゃる、という形でスタートしました。その勢いで3年間を大村先生にやって頂いたら、その次は私がしようと思っていました。ところがその直前になって、国際高麗学会全体の会長を日本から出さなければいけないんだけど、日本で出すとなると、総連系か民団系かで問題になる、だから日本から出すとなると日本人の方がいい、という話がありました。私でお役に立つならやりましょうと言いました。それから広報を出し、会員の投票で承認を受ける形で本部の会長が承認されました。

その時の全体の事務総長が宋南先生でした。宋先生と私の付き合いは、会長時代3年間、あんまり楽しいことはありませんでした(笑)。ただし、苦労が多かった分、宋先生とは非常に親しくなりました。騙されたこともありましたが(笑)。ちょっと会議で他の役員と意見が合わなくてもめたことがあったんですが、その時に彼は、もうこんな会議を続けるのはあほらしいから帰ります、と言うので、宋先生が帰るなら私もこんなところは辞めてしまうわ、と言いました。ところが彼は、帰りますと言っておいて、別の飛行機の予約もちゃんとしているんです。帰らないことになったらそういうことにも対応できる準備もちゃんとしている。何の問題でしたっけ？

宋南先：米州本部が分裂してどちらを支持するかで北京の会議で対立しました。滝沢先生と私の意

見と、その他の役員の意見が対立して、私が日本に帰ると言ったんです。帰るつもりはなかったんですが(笑)。

滝沢秀樹：そうでした。それで私は高麗学会を辞めます、と言いました。なんで辞めなかったかな？(笑) そういうことがあって、本部の仕事としては苦勞しました。

だけど日本支部の代表としての苦勞はなかった。初めて総連系の研究者たちとも対話したり相談したりしましたが、総連系の人たちはどうしてこんなに礼儀正しい人が多いんだろう、と、悪い印象が全然なかった。当時、まじめに朝鮮のことを考えていれば悩みがあったはずなんですが、日本支部の仕事をしている限りは不愉快に感じたり怒ったりしたことはほとんど記憶がない。

私は本部の会長をやったために日本支部の代表がやれなくなりました。それで張年錫先生にお願いしました。張先生はもともと自然科学の方ですから、地域学の朝鮮学をやってきた方ではないのでちょっとためらわれたこともあったかと思いますが、一旦引き受けていただいた後は非常に誠実にこの仕事をやって下さいました。張先生のあと私が日本支部の代表になりました。その間、ずっと日本支部の事務局長は金哲雄先生が続けられました。

そしてそのあと、文京洙先生に代表をお願いしました。お願いするときに心に思っていたことは、



宋南先

決して先生がやろうとしておられることに対しては不平不満を言わないということです。その頃以降は日本支部と本部の関係は良い方向に変わってきたらと思います。本部と支部はしんどいこともありました、そうやって乗り越えてきた、ということです。

裴光雄：どうもありがとうございました。滝沢先生の当時の思いが『日本支部通信』第2号¹⁾、8号²⁾に書かれています。

それでは次の登壇者の宋南先先生は、学会創立に関わられて、その前史からもよくお知りだと思います。宋先生も『日本支部通信』第17号で「よりコリア学的なものへ」³⁾という文章を寄稿していただいています。

宋南先：私は高麗学会には30年間かかわってきましたけれど、日本支部には直接かかわってきませんでした。ほぼ本部の活動に従事してきました。私が学会に初めてかかわったのは、1989年だったと思います。1988年にロンドンで学位を終えて、その年に大阪経済法科大学に就職したのですが、就職して最初に任された仕事が「第3回朝鮮学国際学術討論会」の組織・運営でした。国際高麗学会が設立された大会で、その準備委員会の事務局長をしました。私としてはいきなりのことでしたので、国際高麗学会の立ち上げの準備段階ではただ任された仕事をしたということです。1990年に学会が作られたわけですけど、学会を立ち上げるための準備委員会が1988年に「第2回朝鮮学国際学術討論会」(北京)で立ち上げられたと記憶しています。5名の朝鮮半島以外の地域出身の学者が準備委員会を作りました。北京大学の崔応九先生、経法大の呉清達先生、ハワイ大学の姜希雄先生、モスクワ大学のミハイル・パク先生、トロント大学の白応鎮先生の5人です。そのもとに置かれた事務局の責任者を私がやりました。

その後、国際高麗学会が作られて、いろんな支持と誤解を受けるわけですけども、その中でも最も大きい誤解が、国際高麗学会というのは特定

の人物の、あるいは特定の団体の指示を受ける、特定の政治的なアジェンダを持った団体だ、ということです。これは1990年に学会が作られて以来2010年頃まで20年間引きずった課題でした。簡単に言えば、国際高麗学会は、北朝鮮と朝鮮総連の指示のもとに作られた政治的な学術団体である、北の文化攻勢の一環であるという考え方ですね。私とその5人の下でこの学会の設立にかかわってみて実際に体験したことは、国際高麗学会というのは、特定の政治的なアジェンダを持っていなかった、持つ状況ではなかった、ということです。というのは、設立準備委員会に参加した全ての人物の思惑がそれぞれ違って、一つの政治的なアジェンダで動けるような状況ではなかったということです。結局のところ、広く受け入れられる南北の学術交流を促進しよう、という一点でこの学会が設立されたというのが私が見た事実です。

1990年の「第3回朝鮮学国際学術討論会」で1000名を超える人々が大阪に集まり、騒然とした雰囲気の中で国際高麗学会が設立されました。その1000名の研究者がどうやって大阪に集まったのか、その過程は二転三転しました。私は事務局長として、当時、学会を組織した経験がありませんでした。いきなりそのような大きな学会を開くにあたって、韓国からどうやって学者を招請すればいいのか、その方法も連絡先も持っていなかったわけです。そこで私は当時、鶴橋の書店から韓国教授年鑑のようなタイトルの本を買いました。今ではプライバシーの問題で、あり得ませんが、当時はその本には個人の住所も載っていたように思います。私は事務局で、そこに載っていたほぼ全員に朝鮮学国際学術討論会への招請状を送りました。今考えるとんでもないことをやったような気がしますが、それで韓国内は騒然としました。いきなり大阪から大量の招請状が届く。これは間違いなく何らかの政治的工作だという憶測が南では広がったのです。当然、韓国政府は、行かないように、という指示を出しました。北は反対に会議参加に積極的で、我々の招請に対して、50人あ

るいは120人の研究者を送る、という連絡を送ってきました。我々の予想をはるかに超える数でした。結局、大会直前に北から17人に減らすという連絡が来ました。すると今度は南の方針が変わります。その当時、盧泰愚政権が南北往来自由化を方針として打ち出したのです。その方針のもとに韓国政府は、行くな、ということから、行け、という方針に突然変わる。それで韓国から一挙に数百名の学者が来ることになったわけです。南北それぞれ違った思惑が絡み合う中で、私たちが想像もしなかった結果として大阪に1000人以上の学者が集まってしまいました。そういう事態の中で国際高麗学会が設立されたということです。ですから私が言いたいことは、特定の政治的意図でこれを動かせるような状況ではなかった、ということです。また、設立大会でも学会ができた瞬間から分裂しました。ある副会長はその場で辞任したし、必ずしも一つの考えのもとにできたのではないということです。

その学会が30年間続いてきたということは非常に奇跡的なことだと思います。現在、国際高麗学会には日本、中国、ソウル、平壤、米州、ヨーロッパ、オセアニアの7つの支部があります。順番から言えば、最初に中国支部と日本支部が学会設立とほぼ同時に出来ました。日本支部がいつ設立されたのかは記憶が定かではありません。1990年の暮れにできたのか1991年の初めにできたのかわかりません。当時、北京の方では自分たちはアジア第一分会で、日本はアジア第二分会になるべきだという意見がありました。おそらく少し中華思想があったのでしょう。結局、アジア分会と日本支部、という形になりました。その後、1991年に米州本部が作られます。そして1996年に平壤支部が発足し、1998年にソウル支部ができます。学会の歩みをHPでご覧になると、平壤支部が1996年に設立され、そして2001年に再び創設されたと記録されています。平壤支部は、北で非常に高い地位にいた黄長燁書記の協力、支持があってできたわけですが、彼がソウルに行ってしまったおかげで、平壤支部が一時的になくなるわ

けです。そして様々な試みを経て2000年代に入って再建されます。その間にソウル支部ができました。ですから平壤、ソウルの順番でできていますね。ソウル支部設立も何度かの挫折がありました。高麗大学の金敏洙教授を中心として何度か試みたけれども、これは親北団体であるから作るな、という当局の圧力でできなかった。結局、金大中政権になってようやく設立されたということです。その後、ヨーロッパ、オセアニアと支部が設立されるわけですが、7つの支部の中で学会創立以来一度も活動を絶やさずに続けてきたのは日本支部以外ありません。ほかの支部は活動を行ったり中断したりしました。日本支部だけが一度も活動を絶やすことなく続けてきた。これは歴代の会長や携わってきた方々の非常に大きな努力の結果だと思います。日本支部というのは高麗学会設立当初からの精神を一貫して体现した支部であると思っています。

裴光雄：どうもありがとうございました。

それでは次の登壇者、文京洙先生にお話を伺います。文先生は、滝沢先生の後を継いで、2000年11月から2005年11月まで2000年代前半の代表に就かれます。文先生は、日本支部の創成期に東日本人文社会科学研究会の代表も務められました。『日本支部通信』第4⁴⁾、15号⁵⁾に当時書かれた文章が掲載されています。

文会長時代から、学会の中心メンバーが2世、3世の在日に移り始め、学会内での議論や研究テーマの取り上げ方も90年代とは変わってきたのではないかと思います。

文京洙：私は1994年に立命館大学に赴任しましたので、1993年までは東京にいてそれからこちらに来ました。5年間代表をしました。とりわけ、滝沢先生や宋先生のお話を伺って、創成期のいろんな苦労があったことについては、おそらく滝沢先生がいろんな意味でカバーしてくださって、それが私に伝わらないように陰でいろんな努力をしていただいたのだと思います。



文京洙

その所為か、私はある意味で本部とは文脈がつながらないところで自由にさせていただいた感じがしています。さきほど宋先生が創設期の状況についてお話されましたが、私とはかなり距離のある、上の方にいた方で、日常的な接点も研究上でも学会の活動でも、ほとんど接点のないまま会長をやらせていただきました。その後、朴一先生の時代は学会の形も大きく変化していきますし、『在日コリアン辞典』の出版など大きな活動をしておられるので、私の時代は何をやっていたのか、というぐらい申し訳ない気持ちでいます。

あの頃、関西に来て高麗学会に出入りするようになった時のことを思い起すと、一つには、滝沢先生がいらして中心になってやっておられたことが大きかったと思います。先生とは90年代の初めから少し交流をさせていただいていました。私が来たときは張年錫先生が代表を務められていて、4人くらいが鶴橋のOICセンターで事務局会議をしておられたのを覚えています。私が代表の時は主に高龍秀先生に事務局をやっていただきましたが、バリアで囲まれているような感じで、事務局や滝沢先生たちが本部でいろんな構想をしたりして、私はほとんどそういうことはなしで日本支部のことだけ考えてやってこられた気がします。

いろいろと資料をいただいて読みながらその時の気持ちを考えてみたんですけども、例えば韓国朝鮮学会とか朝鮮史研究会などのいろいろな朝鮮関係の学会があるわけですけども、あの時、高

麗学会と何が違っていったのか。高麗学会で活動するということは、例えば大袈裟に言うとか韓国の民主化とか朝鮮半島の統一とか、あるいは歴史問題の清算ですとか、そういう社会的、政治的な課題意識を持ち、社会運動に携わりながらその延長線上で研究をやっている方が多くて、就職できなくても研究を続けているという方がおられる。高麗学会というのは純粋に学問をするというよりも、社会的な問題意識を持ちながら研究をやっていく、そういう場である。これは日本人であろうと在日であろうと韓国人であろうと関係ないのですが、そういう場であると私自身は意識していました。そういう形で人に呼び掛けたりしていたような気がします。

ただ、社会運動がらみというか、そういう課題意識をもって研究をするというのは弊害もあり、党派的な観点からの言い方が当然多くなるので、これを全く否定するという必要はないけれども、今後、高麗学会の在り方を考えるときにはもう少し広く学問的な形を、という意識を持ちながらやっていかなくはない面もあるんじゃないかと思います。

5年間やっていて何もできなかったんですが、仕事のできる人をそれなりのポストにつけ、サポートしていく、というやり方をしてきた気がしています。それは私なりに高龍秀先生が事務局長としてバリバリ仕事をし、できるだけやり易い環境でできるよう配慮しました。私の次は朴一先生に代表になっていただき、活動をサポートできるように努めてきました。私の5年間は高麗学会が学会として大きく飛躍するということにはなかったように思います。その辺は忸怩たる思いでいます。

あの頃（代表をしていた頃）、どういうことを考えていたのかということを『日本支部通信』を見ながら思い起こしてみました。手前味噌ですけども、なかなか良い文章で（笑）、今ではこういう文章は書けそうにありません。ちょうど1999年度に済州島に1年間行って、この時期は私自身の研究者としての転換点だったんですね。韓国では1997年から98年にかけてIMF事態で未曾有の経

済危機で社会が大きく変わる時代だったし、さらに遡って考えると冷戦が終わる、あるいはグローバル化が進展する、本当に社会科学にとってはそれまで自明と考えていた価値観や世界観がガタガタと崩れていく時代でした。私は総連の文脈にいたんですが、90年代以降、北朝鮮という国の在り方、問題がいろんな形で顕在化していく、90年代半ばの経済破綻による「고난의 행군（苦難の行軍）」で数十万から数百万といわれる規模で人が犠牲になる、といった北の社会主義の問題が顕在化していく。日韓関係という観点からみると、韓流があってワールドカップがあって、日本社会の韓国観が大きく変わる時期でもあった。私たちが若いころ考えていた世界観や価値観が、グローバル化という世界的な変化だけじゃなくて、朝鮮半島そのものの変化の中で大きく揺らいだ時期で、新しくいろんなことを再構築していかなければいけなかった時期だと考えています。

そういうなかで滝沢先生や宋先生に自由にやらせてもらったということもあるんだろうと思います。日本支部の学術大会で、2002年に「在日コリアンの公共性」という言葉を使いました。「公共性」という言葉はその前の時代には出てこなかった言葉だと思います。韓国語で言うところの「거대담론（巨大談論）」というんですが、グローバルセオリーという大きな物語が完全に崩れて、対等で尽された議論を通じていろんなものを作り直していかなければいけないというのが改めて提起された時代でした。

在日を考える上でも韓国の市民社会を考える上でも、「公共性」であったり、あるいは「グローバル化」という言葉が学術大会のテーマになったりする。その時代の変化を私なりに読み取ってほとんど行き当たりばったりで学術大会の問題として設定していったのではないかと記憶していますが、いま思い起こしてまとめると三つくらいテーマがあったような気がします。

ひとつは、宋先生の文章（『日本支部通信』第17号³⁾）を読んでもそういうことを強調されていますが、朝鮮学、コリア学というのは、それまでの

既存の学問体系を超えて、学際的にいろんな学問が協力しなければならない、と相当はつきりこの時期に提起されている感じがします。そのことは今ではほとんどの地域研究では常識のように提起されていますが、その頃は政治学、経済学、社会学、文化人類学など、ジャンルにこだわって研究してこうという側面はありましたけれど、コリア学という、ある意味では学際的な問題解決の手法が求められているときの最も適切な課題設定だと言えると思います。

さらに、この時代はなんといってもグローバル化に対応していかなければいけない。グローバル化に対応するというのは、民族主義、民族国家、国民国家ということを自明の前提として研究や学問や運動をしてきたんですが、そこが相当大きく揺らぎ始めていて、その点をどう考えるのか。コリア学というのは、名前そのものでは拡大された民族主義のような色彩があるのですが、この時代の文脈で言うところ、朝鮮半島を見るときも、東アジアや世界的な文脈でどう考えるのかということが大きく提起されていて、実際に世界大会でも日本支部の大会でもこの点が大きく提起されるのが2000年代に入ってからではないかという風に思っています。

もう一つ、高麗学会をやっていく上で厄介だなと思ったのは、価値観が崩れて新しい価値観を構築していかなければいけないというときに、南北の問題をどうするか、とりわけ、北朝鮮の問題をどのように考えていけばいいのかということを実際に模索していかなければいけない。とりわけ、高麗学会は北朝鮮と交流して学会活動をしていかなければいけないので、私自身は北朝鮮とやっていくことに少し引き気味なんですね。私自身の事情があってそのようにしているので一般化できないんですが、その辺は今後とも考えなければいけない課題だと思っています。

裴光雄：ありがとうございます。

それでは次の登壇者の朴一先生にお話を伺いたいと思います。朴一先生は文京洙先生の後、2005

年11月から2011年6月まで2000年代後半の会長になられます。朴一先生が就任された際の就任の挨拶が『日本支部通信』第24号⁶⁾に掲載されています。

朴一先生が最初に取り組まれたのは日本支部の組織編成の改革、すなわち、理事会を創設して理事選挙で理事を選出し、理事会で会長を互選するという制度の導入です。また、『在日コリアン辞典』の編纂（『日本支部通信』第28号⁷⁾、29号⁸⁾参照）、出版は大きな仕事であったと思います。2013年に発刊された学会誌『コリアン・スタディーズ』の創刊号には、「日本におけるコリアン・スタディーズの現状と課題」という題で、創刊記念座談会が掲載されています。その座談会は2012年8月に行われています。

朴一：昨年の今頃の時期に脳梗塞で倒れまして、脳の半分が機能していないという状況ですので、「半身梗塞（阪神高速）」の状態です（笑）。ちゃんと喋れるか自信ないですが、テレビやラジオ番組等でリハビリをさせていただきまして、今ぐらいいまでにしゃべれるようになったんですけど、全盛期の53.4%くらいしか喋れないと思って聞いて下さい。

最初に高麗学会に関わったのが1992年の研究会です。第5回西日本地域研究会に呼んでいただきまして、最初に出版した私の著書の報告をさせていただきました。『韓国 NIES 化の苦悩』（同文

館、1992年）という本で、1988年から91年までに書いた論文をまとめたものですが、本のエッセンスを報告させていただきました。この報告をきっかけに高麗学会に関わるようになったと思います。当時は滝沢先生が学会を仕切っておられたのですが、厳しいコメントをいただき、すごく勉強になったのを覚えています。それから学会の会員になり、研究会や学術大会で政治、経済、社会分野のコリアン・スタディーズをリードする第一線の研究者たちと討論する機会に恵まれたと思っています。

日本でコリアン・スタディーズをやっている学会や研究会は、私が関わっているだけでも、現代韓国朝鮮学会とか北東アジア学会など、いろんな学会がありあますが、高麗学会というのは普通の学会じゃないなという印象をずっと持っていました。一つは、この学会がさまざまな意味でイデオロギー的な関わりがある学会じゃないかなという先入観を最初には持っていました。しかし、2000年にハワイ大学で開催された「第6回コリア学国際学術討論会」に参加したときに、世界各地から集まった研究者の報告を聞かせていただいて、私の先入観が溶けたという気がします。

それから学会に積極的に参加するようになったのですが、自分が学会の役職に就くという気持ちはありませんでした。しかし、人間関係となりゆきで、文京洙先生の後を引き継ぐことになりました。その後、6年間会長をさせていただきましたが、私なりに学会の改革に取り組めたのではないかとと思っています。

大学定年まであと2年をきりましたが、自分が学者として何ができたかなと考えたときに、この学会で『在日コリアン辞典』（明石書店）の出版に取り組めたということは、私の学者としての大きな財産になったのではないかと思います。というのは、辞典というのはいくら頑張っても一人では編集できませんから、学会という知的ネットワークの賜物だと思います。なぜこの辞典を作ることになったのかは全然思い出せないのですが、こんな大がかりな辞典をよく編集しようという気に



朴一

なったなと今考えると思います。出版を祝う会に120人くらいいろいろな分野の人が集まってくれたんですが、この辞典が完成したときの喜びは今考えても想像を絶するものがあったと思います。この辞典を作るにあたっての目的の一つは、学会員を増やすことでもありました。できるだけ多くの人にいろんな項目で執筆を呼び掛け、あわよくばその人たちに会員になってもらうということで、いろんな人に執筆を呼び掛けたことを覚えています。辞典には、人名に加え、政治、経済、社会、文化などさまざまな項目があります。この項目それぞれに書ける人材が日本に存在していたということが驚くべきことですが、こんなことを研究している人がいるのか、こんなことを書ける人がいるのかと、改めて研究者の層の厚さに驚いたこともありました。どうしても書ける人が見つからないときは、鄭雅英先生に振った記憶があります（笑）。そういう苦心もありましたが、本の最後のページを見ますと、120人の執筆者のうち、42人が日本の方です。あとの残りの78人が在日コリアンですが、それだけの執筆者に依頼して原稿を書いていただくまでに、いろんな葛藤がありました。当時、私は民団（在日本居留民団）本部の役員もやっていて、民団中央委員会で、ある本部の団長から、「辞典に載っている『帰国運動』というのは『北送運動』に書き直してくれ」とクレームをつけられたことがありました。一つの歴史的なエピソードが、南から見る視点と北から見る視点では全然違うということがたくさんありました。それらの項目について、どうやって公平な立場で記述するかということに大変苦しみました。しかし考えてみると、書く人が書くようにしか書けないわけですから、この辞典は結局、未完成なものでしかないかもしれません。ですが、こうした辞典を残しておく価値はあったと思います。何よりも大きかったのが、辞典が1年後に韓国で翻訳されたことです。明石書店で出た日本語版も二刷りになりました。日本の新聞記者の中に少数ですが、韓国・朝鮮担当の人がいますけれども、たいていの人がこの辞典を参考資料にして記事を書いています。

まずこの辞典で事実を確認して記事を書く記者や研究者が増えたという意味で、この学会でこの辞典を出版できたということは高麗学会の功績の一つだと思います。

それから学会の組織としての再編について私なりに取り組みました。それまで会長や理事がなんとなく選ばれて来たという感じがありましたので、理事の選出にあたり会員による投票という民主的なシステムを導入しようということで、他の学会と同じように、選挙で上位何名が理事、数名は会長が推薦できるとし、会長も理事の中から合意の下で選ぶ、形式的な民主主義に伴う形での理事、会長の選出システムを作りました。

もう一つ、高麗学会には永久会員制度がありました。いくらかまとまった会費を払えば永遠に学会費を払わなくても学会の会員になれるという制度です。さすがにこの制度のままでは日本の年金と同じように、いつかは財政的に行き詰るかもしれないということで、永久会員制度を廃止することにしました。

その後、高龍秀会長のもとで『コリアン・スタディーズ』という学会誌が発刊されるわけですが、日本語で書ける紀要を作る道筋を作れたことも良かったのではないかと思います。あとは学会誌をどこまで存続していけるのかということと、若手の学会員をどう育てていくのかということです。現代韓国朝鮮学会などの風潮などを見ていますと、人文科学系よりも社会科学系にメンバーが多い気がしますが、あるテーマについて欧米の理論に基づいて先行研究を検証し、データを解析して結論を導き出すといういわゆる欧米型の研究を行う人が増えていると思います。地域研究というよりもどちらかというとまず研究のアプローチがあって、その理論に韓国や朝鮮のケースを当てはめて研究するというスタイルが主流化している傾向にあると思うのですが、私は高麗学会のそもそもの研究のスタイルというのは、統一や民主化という朝鮮半島に対する会員間を貫く思いがあり、文京洙先生が言っていたように、民主化や南北統一という一つの目標に向かって研究を進めて

いくという研究者が多かったと思います。しかしそのような考え方が、ある意味で古くさくなっているのかもしれませんが、逆に研究の邪魔になるという研究者もいて、私も現代韓国朝鮮学会から、先生のような研究は古いとよく言われるのですが、若い研究者には、朝鮮半島にどのようなスタンスでエリアスタディーを進めていけばいいのかということを探索しながら研究を進めてほしいと思います。最近出された森類臣先生の本を読むと、非常に韓国に対する愛が感じられます。それがいいかどうかは別として、そういう研究者を育てていける学会であってほしいなと心から願っています。

裴光雄：どうもありがとうございました。

朴一先生の後には高龍秀先生が会長に就任されました。高龍秀先生は2011年6月から2016年6月まで、2010年代の前半会長職を務められました。本日はご都合が悪くて欠席です。高龍秀先生の会長時代は、朴一先生の時から取り組まれていた『コリアン・スタディーズ』が発刊され、軌道に乗るようになりました（『日本支部通信』第30号参照⁹⁾）。日本語で論文を掲載し、レフリー制度もつけて、研究者として論文を載せれば業績になるようなものとなりました。また、学術大会を引き続き活性化するために取り組んでこられました。とりわけ2014年6月に開催された『ヘイト・スピーチ、排外主義の台頭と在日コリアン』を特集した学術大会では、百数十人の方が参加され、非常に注目された大きな大会になりました。その2年後に行われた山梨県立大学での遠征の学術大会も成果的に終わることができたのではないかと思います。

その次に会長になられた鄭雅英会長は、2016年から現在まで会長をお務めです。

鄭雅英：正直、私は高麗学会との関係は非常に短くて、特に滝沢先生や宋先生から伺ったお話は非常に新鮮でした。今回、「創立30周年を迎えて」と

なっていないながら、正確に日本支部として立ち上がったのが1990年なのか91年なのかははっきりしてなくて、滝沢先生が書かれた文章で見ると、日本支部として研究会を始めたのが1991年のようで、あまり厳密に30年かどうか分からないままです。朴一先生が紹介された『在日コリアン辞典』出版会は2010年なのですが、あまりはっきり確認しないでこれを「創立20周年」と打ち出しましたので、2020年が30周年みたいな形になっています。だいたい30周年記念、ぐらいのことで、日本支部の活動を振り返ったり見定めたりするような形で記念になるような取り組みを考えています。その第一弾として集まっています。そうした意味で、資料として今までの歩みを記録しておくことができると本当に良かったなと思います。

個人的には、私が修論や博論を出したときに研究会で発表させてもらったり、文京洙先生が会長をされているときに、急に大会へ呼び出されて自由論題の司会をするように言われたりしました。私はその時会員でもなかったんですが、正式に会費を払う会員になったのは2006年からだったと思います。朴一先生が会長になられた時くらいに、もう少し協力するよう言われました。私も高麗学会に対してあまりよく知らないことがたくさんあって、学会とはやや距離を置いていました。滝沢先生や大村先生のような日本人の先生方が最初期に中心的メンバーとして活動され、それは北とか南とか、総連だとか民団だとかといった問題を焦点化させないという意味もあったのかと思います。逆にご苦労も大変多かったのだらうと思います。

私が2016年に日本支部会長に就任してからで丸4年になりますが、高龍秀先生の時代から振り返ってみますと、朝鮮半島の状況が動いているのはいつものことなのですが、在日の問題について考えると、高麗学会が立ち上がった1990年の少し前、1980年代に私は指紋押捺拒否運動をやっていました。90年代になって慰安婦の問題がとりあげられ、在日の問題、朝鮮半島をめぐる歴史的

な問題をめぐって日本社会で関心が非常に高まってきた。この学会の活動にとって、ある意味では非常に幸せな時代だった気がするわけです。2000年代に入ると「韓流ブーム」なんて言う言葉が出てきたのですが、一方で非常に大きなバックラッシュが始まり、そうしたことをテーマにした学術大会も朴一先生の時にやりました。大会の内容を見ると、2014年「第18回学術大会」でヘイト・スピーチを取り上げ、この時は一般市民も含めた非常にたくさんの参加があったと記憶しています。学術会議に一般の人がたくさん参加するようなテーマを設定したことで、この学会の意味合いや果たすべき役割を感じ、私個人としては非常に印象的でした。私は2016年に会長になりますが、2016年から17年に韓国でろうそくデモによる政権交代があり、2018年以降は南北頂上会談や朝米会談があるなど、非常に激動の状況でした。2017年の「第21回学術大会」は『躍動する韓国市民社会と日韓関係－文在寅新政権の行方』をテーマにしていますし、2018年には特別講演会で『朝鮮半島における秩序変革の今後－政治の時代から経済の時代へ－』で朝米関係を軸にした問題を取り上げています。そのようにして、高麗学会はその時々、情勢に応じたテーマによって、社会状況の変化に敏感に反応してきたと思います。それがこの学会の持つ大きな特徴なんだろうと思います。

その一方で、私は少しあまのじゃく的なところがあるもんですから、時事的な問題には取り組む一方で、少し普遍的な、文学だとか音楽という文化領域の方向にも目を向けられないかなと思いました。それで『コリアン・スタディーズ』の第5号で文学を取り上げました。文学研究者が周辺にあまりいなかったのですが、何人かの日本人の若手研究者に書いていただくことができ、大変良かったです。今後もこうした領域を研究している方を学会として大切にしたいなと思います。これまでも日本人の方と長く活動してきましたが、大村先生もあいさつで言われている通り、人文学的な観点から日本人と朝鮮人をさらに平らに広げていければと思っています。個人的な自慢ですが、一



鄭雅英

昨年「第22回学術大会」で『朝鮮半島の民俗芸能と在日コリアン』をとりあげ、高正子先生にご尽力いただきましたが、好評を得ることができました。これはアカデミックな部分と同時に、実際にライブで実演してもらいながらそれについて解説を入れてもらい、民俗芸能に関わっておられる方の思いも聞きながら進めました。もちろんアカデミズムも内実を担保しながら、もう少し学会として広がりを持つ可能性を考えるきっかけになればいいと思っています。そればかりやろうということではないのですが、朴一先生以来、会員を増やすことが至上課題で、必ずしもうまく果たせていないこともあり、時代の変化に応じて対応する範疇を広げていけるようなこともできればいいと思っています。

裴光雄：ありがとうございました。第二部は高麗学会が今度どのように歩んでいけばいいかというディスカッションに移るわけですが、領域が広がりますので、この学会を通じて若手の研究者が一緒に加わり、一方でポストドクの支援にもなる共同研究のような取り組みを模索できないか、を焦点にできればと思います。本部ではすでにウィーン大会（「第12回コリア学国際学術討論会」）から、それまでは基本的に発表は自由論題にとどまっていたのですが、国際共同研究という形で立ち上げてそれに支援するという取り組みが動き始めています。その一つが「アリラン研究」ですが、その紹

介をしてから議論に入っていければと思います。

＜第二部＞

宋南先：本部では現在二つの研究プロジェクトが進行中です。一つは森類臣先生が中心になって南北および海外の研究者の協力のもとに進めている「アリラン研究」です。これは2017年オークランド大会（「第13回コリア学国際学術討論会」）のシンポジウムからスタートしました。もう一つは、少し歴史の長い話になります。1990年代に高麗学会は、南北の言語学者が初めて一堂に会する会議を北京で持ちました。そこで南北の接辞法の統一について話し合いました。その会議に出席したのが南からは延世大の洪允杓教授、北からは朝鮮社会科学院の文永浩言語学研究室長でした。その後、この二人が南北共同国家プロジェクト「南北キョレマル（民族語）大辞典」の南北それぞれの編集委員長になります。高麗学会が端緒を開いたということですね。これが李明博政権の下で断絶して現在に至ります。二つ目のプロジェクトはこれをもう一度、南北接辞法統一案検討、あるいは辞典作りとして再開させるということです。

私が90年代に高麗学会の活動をしながら二つの課題に苦心しました。第一に、いかにして南北のグリップから自由でいられるかということです。これは現実的には1990年に学会を作った当時、南北から会員を受け入れるか否かという問題として提起されました。海外にいる研究者のみ会員になれる、南北からは会員を受け入れないというのが我々の取ることでできた唯一の方策でした。南北による多数派形成を恐れたのです。平壤支部ができるまでは南北からは会員を入れないという方策を講じました。学会の中立的な運営にある程度自信ができた時点で受け入れたわけです。

もう一つの課題は、文先生がおっしゃっていましたが、いかに個別科学の領域の壁を崩すか、ということですね。高麗学会ができた当時は部会制の下、各部会が独自に活動するというのが基本的

な方針でした。これを何とか打ち破ろうということで、1996年「第5回コリア学国際学術討論会」（大阪）で初めて学際的なテーマに取り組みました。あの時は「コリアネス」「コリアネクス」＝「朝鮮らしきもの」「韓国らしきもの」とは何なのか、をテーマにしました。当時、カヤグムの演奏者を南北から呼んで大会で演奏してもらって、コリアネスを象徴するような会議にしたかったのですが、その時は北から参加できずに南の奏者と金剛山歌劇団の奏者に演奏してもらい、音楽、文学、等の分野で、新しい「朝鮮らしきもの」「韓国らしきものを」を探すというシンポジウムを行いました。それから時間が流れて、今再び高麗学会が目指すものとして、ある大きな文化現象をめぐるいろんな分野から接近するというのを再始動したのが「アリラン研究」です。

北との関係について言うならば、南北の接辞法統一案のような問題解決型の研究を進める上では、北と粘り強くコミュニケーションをとりながら適切な距離を測って学問的に付き合うことがことさらに大切になります。これは難しい問題ですが、それでもやっていかなければいけないと思っています。学術は所与の聖域ではないのですから。

日本支部へのお願いとしては、本部の世界大会との連携をうまくやって、日本でコリア学に携わる若手の研究者が、世界大会を通じて南北を含めた多くの研究者とつながりを作っていくことができるようにしてほしい、ということです。なんとか高麗学会に若手の研究者が参加できるように、まだ具体的には考えていませんが、助成金的なものを作れば良いと思っています。前回（2019年）のプラハ大会（「第14回コリア学国際学術討論会」）で、2021年に「第15回コリア学国際学術討論会」を平壤で開催することに参加者全員が合意をしました。来年できるかどうかまだ見通しははっきりしませんが、平壤で開催されれば日本からも多くの若手研究者が参加できるような枠組みを作っていきたいと考えています。

森類臣（大谷大（当時））：「アリラン」共同研究を

本部で進めています。私自身は専門家ではないんですが、コーディネートする人間が必要だということで私が任されています。現在のところ2017年「第13回コリア学国際学術討論会」(オークランド)でシンポジウムを行いまして、それが成果です。もう一つは2018年に中国・瀋陽で「和解・平和・繁栄のためのコリア学国際ワークショップ」を行いまして、そこでまた「アリラン」について取り上げました。オークランドの大会については、本部の学術誌に特集として組んでそこで論文を発表しております(『国際高麗学』第17号)。論文は5本でしたが、それを基礎にして国際高麗学会叢書として出版するという計画をしています。本に載せる原稿を集めていますが、3分の2は集まったんですがもう少し集めたいと思っています。特に南北の研究者はもちろん、海外から見たアリランとは何なのか、という部分でももう少し原稿を集めて国際高麗学会しかできないアリラン研究を目指しているところです。

裴光雄：このように、本部は海外共同研究に支援を始めています。日本支部は毎年支援をもらっていますが、日本支部は、本部と歩調を合わせながら、他の支部と共同で独自の研究活動を進めていけば、本部からの支援も検討できるのではないかと思います。プロジェクトという形で立ち上げ、若手の研究者に対して資料収集の際の経費としてその予算を支援する、などが可能なら、学会に対して魅力を感じるようになるのではないかと思います。

鄭雅英：院生でもポスドクでも、国際大会などに参加する人には一定の援助を何とかできればいいと思います。

裴光雄：個人の研究に対する本部の支援、ではなく、日本支部が総括するプロジェクトに対して支援をするという形が望ましいのではないかと思います。個別の支援となると広がってしまい、内容が薄くなり、成果も見えにくくなるのではないで

しょうか。

文京洙：私の時はあまり本部に関わってきませんでしたが、最近は日本支部のメンバーが本部で役職を担って連携したり、国際大会やプロジェクトに参加したりしていてすごくいい傾向だと思います。若手を育てるということは、支部だけでは無理だと思います。形式面だけで言うと、最近、立命館大学のアジア・日本研究所というところに関わっているいろいろな学んでいるのですが、どのようにポスドクなど若手研究者を引き込んで彼らを支援するか、ということだけでなく、主体的に研究に参加してもらい、どう育てていくかがすごく大きな課題となっています。そこがうまくできればいろんな研究者が集まってくると思っています。支援する際、研究課題を設定するときに、本部の方は本部で、支部は支部でやっている感じがあって、一緒に協力して課題設定をしていく、つまり下から課題を積み重ねていくということが大事なんですね。課題を積み重ねていくときに若い人が参加していかなくはいけません。上から落ちてくるような課題だとなかなか食いつかないと思います。何とかうまく本部と支部が協力して課題設定し、ポスドクに手厚い支援ができるような仕組みが作れればと思います。高麗学会に行けばポスドクが支援されて研究がちゃんとできるというのがあれば、これはかなり大きな広がりを持つんじゃないかと思います。

宋南先：日本支部でホストできる研究テーマをきちんと作ることが大事だと思います。最近、興味深い本を二冊読んだのですが、一冊は『Assimilating Seoul』という本です。いかに日本がソウル、当時の京城を同化しようとしたのか、公共スペースにインフラを作ることによって朝鮮を同化させることに、日本が成功したのか失敗したのか、という検証をTodd A. Henryという人がやっているわけですけれども、全体としてそのプロジェクトが成功することはなかったという結論です。

もう一冊は、鄭百秀氏が書いた『コロニアリズム

ムの超克』という本で、日本によってもたらされた植民地朝鮮の近代小説への考察を通して、植民地朝鮮の文化的実相に迫ろうとしています。氏が言うには、日本が朝鮮にもたらした近代に対して大衆がとった態度とその心情は語られなかった物語だから、語られなかった物語を今になって私たちが党派性で片付けるのは良くない。かといって語らずに放っておくと永遠に語られないから敢えて語らなければいけない、というわけです。二冊の本に共通しているのは、日本の植民地統治と植民地朝鮮を、「抑圧と抵抗」という文脈を超えたところで描き出そうとしているところです。韓国は今、植民地統治、「親日」という問題をどう乗り越えるのかあがいているわけですね。日本にいる我々もなかなかそこを乗り越えていない。植民地朝鮮への客観的な記述、評価をきちっとやらないと、結局、『反日種族主義』のような本が出ると、わっとそっちに流れていくということが起こるわけです。あるいは知識人が口を噤んでしまう。日本にいる研究者が植民地時代の朝鮮というものに対する客観的な見方を確立する研究をしないといけないと思います。そういうプロジェクトを日本支部が立ち上げて、それをソウル支部と、できれば平壤支部も入れるような形で研究ができればいいと思っています。これは一つの例ですけど、高麗学会の国際ネットワークを生かしたような研究ができると思います。

文京洙：二つ課題があって、一つは歴史です。どう考えても歴史のことをきちっとしなければいけない。高麗学会としては、そこをもう一度真剣に取り上げなければいけないと思っています。もう一つは、今、私は韓国社会に可能性を感じていて、韓国社会ではおそらく私たちが考えている社会科学や常識を超える動きがたくさん出ています。韓国を見るだけではなく、韓国社会の変化が南北関係や東アジア全体、日本に与える影響を視野に入れて、韓国社会の新しいダイナミズムや価値観というのを射程にした上で、自分たちの社会科学を考え直さなければいけないのではないかと思います。

す。いまの韓国社会の底流には、私たちの発想自体を否定するようなダイナミックな動きがあるので、それに対して私たちの研究がどうついていくか、これから問われるのではないかと思います。つまり、過去と未来という面から本部と支部が共有できる課題を作っていければと思っています。

裴光雄：この議論に参考になると思うのは、『コリアン・スタディーズ』第2号の特集『日本における韓人マーケット：鶴橋と新大久保』で、朴一先生が科研費を取って高龍秀先生や私だけではなく、朴昌明先生、梁京姫先生を引き入れて企画しました。これは一期で終わりましたが、次回、また科研費が取れば、あのとき一緒に研究発表をした済州大学校の在日済州人センターやソウル支部も引き入れて、海外共同研究という形で発展するだろうし、在日起業家だけじゃなく在米起業家、在欧起業家と、大きな広がりがある研究になると思います。それを科研費という形で支援を受けるのもいいし、本部が支援できるような内容でもあるのかなと思います。

朴一：韓人マーケットは世界中にあるんですね。中国の延辺、日本の新大久保、米国のロサンゼルスやハワイ、最近ではアジアの各地にあり、そういうところで、高麗学会のメンバーの先生方もいらっしゃるわけで、若手の人と一緒に共同研究して、シリーズで本を出せば最高ですね。韓人企業や韓人系の金融機関とか研究対象はいろいろあるわけです。テーマを選ぶときはできるだけ政治性がないものの方が良いと思います。歴史の問題で一番壁になるのは、歴史の描き方は国によって違いますから。衝突するテーマも出てくるだろうし、まずいろんな人が協力し合うときに、政治的なことからいったん離れて研究できるようなテーマが良いのかなという気がします。分野にもよりますが、韓人マーケットなら、文化人類学、経済、経営、歴史など、いろんな分野の人が参加できると思います。政治のハードルを越えるテ

マだったら各国の高麗学会の支部の人にも協力してもらえんと思います。

裴光雄：日本では華僑研究とか。その韓国版ですね。

伊地知紀子（大阪市立大）：本年度の日本支部の大会のテーマで進めている日本の植民地支配の比較研究を大会後も継続していきたいと思っています。この間、高麗学会に入っておられない方で40歳台前後の人たちが比較研究につながる貴重な成果を出しておられるので、そういう人たちにも関わっていただく。具体的には資金問題になると思いますが、日本による植民地支配の比較研究についての成果を、例えばブックレット等で出せればいいのではないかと、という話があって、『コリアン・スタディーズ』とは別の媒体が出ることになる、ポストドクの業績支援などにもなると思います。また、朴一先生のおっしゃった、歴史に直球を投げるのは今の時期ではまだまだ難しい。正面から取り組めないと思います。本部主催の瀋陽ワークショップで高正子先生と私が提案したのは、生活文化研究なんですね。政治とか経済比較は取り上げにくい問題がたくさん入ってくるので、それはサブの研究候補として取り入れるようなプランニングが必要だと思います。生活文化もいろいろありますが、瀋陽ワークショップで提案したのは食文化です。食文化は単にメニューの問題ではなく、調理方法やそこに使われる材料の問題、材料を生み出す生業の問題など、実は技術的なものも含まれますので、そういう面から地域ごとの変容をみていくという作業は、世界の各支部にも投げかけられる部分だと思います。同様に、それは音楽やアヒランにとどまらず、農楽でたたくリズムが高麗人や韓国、日本でどのようなリズムに刻まれるのかというワークショップを済州で見たいんですが、このような音楽や文学、文化的な側面が強いものから広げていき、時期がやってくれば歴史問題も扱えるようになるのだろーと思います。とりあえず日本支部の大会でやっていきたい

と思います。

滝沢秀樹：私は学問ではないところでやっているのは、神戸の長田で「즐거운 잔소리 시간」（楽しいおしゃべりの時間）というラジオ番組をやっています。そこでは韓国の流行歌について語っています。二人でしゃべっているんですが、相手は韓国から来た女性です。韓国の運動圏とは基本的に関係のない人です。だから新鮮でいいんです。ところが、例えば金芝河って誰？って言われてびっくりするんですね。それは、つまり日本で在日の運動をやってきた人だったら、金芝河が嫌いな人は別として、金芝河を知らない人はあまりいないんですね。日本と韓国の若者の中には今はいるのかもしれませんが。60年代、70年代に在日が築いてきたもので一番大事なところを、日本で消化し直したものを韓国に返したいなと思っています。そういう活動ができればと思います。

鄭雅英：是非、音楽や芸能のようなものを、ミニシリーズでいいので、例えば研究会で、滝沢先生には「歌謡曲で振り返る現代韓国史」なんかをやっていただきたいと思います。森先生も北朝鮮の音楽にお詳しいですし、韓国の研究者とも話がしやすいと思います。いずれは北朝鮮の研究者も日本に来てもらって議論することができればと思います。

朴一：力道山の研究者も世界中にいます。日本や韓国だけでなく、北朝鮮や米国にもいます。資料もたくさんあります。世界中の力道山の研究者を集めて、討論するというのも面白い企画だと思います。プロレスはそもそも日本の植民地時代の相撲や韓国のシルムから来ていますからね。ですからいろんなテーマで研究できるんと思います。そういう大衆芸能を学問として残していく作業は大事だと思います。

鄭雅英：日本におけるアカデミズムの世界の共通問題点ですが、若い人たちが研究職に就くのがど

んどん難しくなっていて、さらに研究費も毎年削減されている。大学院なんかどこ見ても研究者を志望する人が大学に入ってこなくなっていますよね。このままだとコリア学も含めてじり貧にならざるを得ません。高麗学会は30年間研究を積み重ねてきて、それなりのしっかりとした地盤をもっているとはいえ、日本支部自体は大きな組織ではありません。若手の支援や研究そのものをどうやって広げるかということと同時に、この学会で取り上げている研究をちゃんと引き継いであげていくための方策を考えていくという多くの現実的課題を抱えています。先輩方からも力を拝借しながら、過去30年間蓄積してきた経験や知見をあと10年間は広げていければいいと思っています。

注

1) 第2号(1994.5)

「国際高麗学会日本支部の活動を一層活発にするために」

滝沢秀樹(甲南大学教授、西日本地域研究会代表)
私が初めて韓国に関心を持つようになったのは、今からちょうど20年前の1974年4月のことであった。現代韓国社会について多少なりと研究を始めたのは、1978年頃からである。独学でことばの勉強を始めたのも、1978年の春からだった。

私のもともと専門は経済史、そのなかでもとくに明治以降の日本資本主義発達史で、蚕糸業史が主な研究対象だったのである。日本の近代経済史を学ぼうとすれば、当然、朝鮮との関係は避けて通れない。事実、日本資本による植民地朝鮮の蚕糸業支配や、日本の製糸工場における朝鮮人女工の存在については、当時の私の研究のなかで、それなりに意識してはいた。とはいえ、それはあくまでもいわば「おまけ」のように位置づけられていたのであって、私の眼がまっすぐに朝鮮を向いていなかったことは、否定しようがない。

そんなわけで、私はもともとコリア学の専門家ではない。今でも、私のコリアに関する知識はほとんど完全に南の大韓民国の現代史に限られており、朝鮮史の体系的理解や、朝鮮民主主義人民共和国の社会の現状については、基本的な知識すら持ち合わせていないのが、正直なところである。まして、文化や言語、とくに自然科学的領域については、コリアに関する知識は皆無に等しいといわなければならない。

こんな私が国際高麗学会西日本地域研究会の代表

をつとめているのは、「学会」というものに対する一般的な通念からいえば、無茶なことかもしれない。しかし、私自身にとっては、逆に、この研究会とともに私のコリア学も幅を広げてくることができたという実感がある。

西日本地域研究会がスタートしたのは国際高麗学会の創立大会からほぼ1年あまり後の1991年10月のことであり、同じ年の12月には東日本人文社会科学研究会がスタートした。日本ではこのほかに、文学部会の研究会や科学技術部会の研究会が行われている。これらはいずれも、本部事務局の了承のもとに、大村益夫先生を代表とする国際高麗学会日本支部の活動として正式に位置づけられている。

西日本地域研究会についていえば、金哲雄先生と高龍秀先生たちと協力してすすめてきたこの研究会では、およそコリアに関するあらゆることが対象になってきたといってもよいであろう。そのなかでも強いて多くの関心を集めてきた分野を挙げるとすれば、今日の韓国経済や社会の諸問題と、在日コリアンズをはじめとする海外居住コリアンズの生活と権利の問題、朝鮮史や近代の日朝関係などが、多く取り上げられてきた。必ずしも毎回の出席者は多いとはいえないが、研究会のたびにいつもニューフェイスが登場するのも、楽しみのひとつである。

国際高麗学会も「学会」である以上、その目的は純粋に学術的な意味でのコリア学の発展であることは言うまでもない。その原則を守りながら、同時に、狭い学問分野を超えた、自由で活発な討論の輪が広がる、開かれた雰囲気の研究會を作り出していきたいと思う。アカデミズムを否定するのではなく、新しいタイプの幅広いコリア学の創造に貢献したいと思うのである。

話は変わるが、私の勤務する甲南大学でも、遅ればせながら今年度の新入生から朝鮮語を第二外国語として選択することができるようになった。初年度から講師を引き受けていただいたのは、国際高麗学会の活動を通して私と縁ができた、2人の若い研究者である。私たちのこの学会が、朝鮮学会や朝鮮史学会など隣接する学会との交流も深めながら、コリア学のシンクタンクの役割を果たすことができるようになることも、私の夢である。「新しい葡萄酒は新しい皮袋に」という。誤解している人が多いが、この言葉の本来の意味は、「古いものは捨てろ」ということではない。葡萄酒は年季を経るほど値が上がるのである。新しいものは新しい形でスタートしてこそ、本当に値打ちのあるものになるという意味の言葉であろう。国際高麗学会は新しい質のアカデミズムを創り出すこと

によって、新しい存在の意義を明らかにしていかなければならない。

現代は国際化時代であると言われ、また「21世紀はアジアの時代」といわれる。しかし日本にとっていちばん近いアジアの隣国が南北の 코리아であり、日本に住む外国人の最も多数が在日コリアンズであるという事実からすれば、日本の 코리아学は極めて立ち遅れた現状にある。私たちの日本支部もまだまだ力量不足である。「職業としての研究者」だけでなく、코리아学に関心を持つ多くの方々に、国際高麗学会の会員になっていただきたい。そして私たちの学会が新しい質を創り出す一翼を担っていただきたいと思う。

2) 第8号(1997.12)

「코리아への関心と코리아学の発展」

滝沢秀樹(日本支部代表・大阪商業大学教授) この通信が印刷されて会員の手元に届く頃には、韓国の次期大統領が決定しているであろう。金大中氏が26年ぶりの〈悲願〉を達成しているか、前京畿道知事の李仁済氏が劇的な逆転勝ちを収めているか。与党・新韓国党での大統領候補公選で選出された李曾昌候補の大苦戦が伝えられる状況に変化がないかぎり「選挙による政権交代」という、韓国政治史において画期的事態が訪れることは間違いない。

共和国では金正日氏の労働党総書記推戴があり、国家主席就任の時期についての観測がいろいろと行われている。南北とも、新しい体制がスタートすることで、対話の促進が期待される。

코리아を研究対象とする者にとって、大統領や主席の地位に関心を持つことは極めて自然であろう。私自身、最近は毎日のように情勢が変動する韓国大統領選挙の動向について報道する韓国の新聞記事を読むのに、多くの時間を取られている。その一方で、朝鮮半島に関する日本社会の関心の持ち方、特にマスコミの報道のあり方に、時々疑問を感じるのも事実である。

多分に歪曲された偏った情報に基づいていると見られる、共和国に関する悪意に満ちた出版物の氾濫は今に始まったことではないが、テレビや一般の新聞の南北朝鮮に関する報道も過度に政治の分野のみを注目しているように思えることがあるのである。政治でなければ、「対日感情」についてである。

日本と朝鮮半島の現実からして、ある程度まではこれも自然のことであろう。サッカーのワールドカップ予選の韓国対日本の試合にほとんど全国民が熱狂した韓国では、日本も同様の国民的興奮状態にあるかのような報道がされ、その数日後に訪韓した私は、「さぞくやしかったでしょうね」と善

意の慰めを受けて当惑した。韓国の日本報道も、公平で客観的とはいえないのである。この程度のことなら、「自然のこと」の範囲に属するだろう。問題は、「歴史としての現代」を把握することを可能にする情報に関わる。

私たちは、ほんの数年前にソ連と東欧の社会主義圏の「崩壊」という、歴史的現実を眼前にした。そしてその時、マスコミはもちろん、「ソ連問題専門家」もまた、事実が発生する以前にその事態を予見できなかったことも、眼にした。例えばルーマニア事態に際して解説する専門家の登場を見て、日本の社会科学の幅の広さに驚いたのも事実であったが、事態発生以前にそれを予知させる社会内部の動きが必ずあったであろうにもかかわらず、その動きを把握していたであろう専門家の意見にマスコミを通して接する機会はなかったように思うのである。

これには多分、日本のマスコミの歴史感覚の稀薄さということが、関係しているのではなかろうか。「歴史認識」について、例えば歴史教科書の記述や閣僚の靖国神社公式参拝、日本社会の指導級人物の「妄言」について、マスコミは比較的熱心に取り上げる。しかしその場合の基本的論調は、「これではアジアの隣国の理解が得られない」とか「せっかく順調に進んでいる日中関係に阻害要因になる」という、やはり〈政治〉の次元での影響を憂うというところにあり、歴史的事実の確認による歴史認識の共有という視点は、稀薄であると言わざるを得ない。このマスコミの姿勢は、「トカゲの尻尾切り」でそのたびに問題をうやむやにする日本政府の対応に呼応しているように見えることさえある。

国際高麗学会の会長を3年間勤めてみて、私たちの学会には南北朝鮮に限らず、中国朝鮮族、在日コリアン、在米韓国人の歴史と生活と文化について研究を積んだ優れた人材が少なくないことを知ることができた。その蓄積が、例えば日本社会の 코리아認識に反映されていないことが、いかにも残念である。私たちの存在が特別注目されないのているのは、「積極的中立主義」が正当に理解されないで、共和国支持の一部の人々から「南に偏っている」と見られたり、韓国サイドからは「親北団体」と誤解されることがあるという事情にも理由の一部はあるかも知れない。코리아研究に長い実績を持つ学術団体からは、「正体不明の新参者」と見られがちであったのも、事実であろう。しかし今や、専門分野によっては、自信を持って私たちの国際高麗学会の全体としての学術水準を誇るができる水準にあると言えると思う。

코리아研究の前提は、코리아に対する関心であり、

敢えて言えばコリアに対する一種の熱情という
か、パトスであろう。パトスだけでは研究になら
ないが、パトスを欠いた社会科学というものを私
は信じられない。社会科学と言わず、社会認識自
体について、そう思う。(ここで「社会科学的認識
の客観性」について論じるつもりはないが、「客観
性」は実は「主体性に裏付けられてこそ成り立つ」
ということだけ述べておこう)。

国際高麗学会はコリアを研究対象とする学会であ
る。会員各自のコリアに対する燃えるような情熱
があって、この学会は成り立っている。日本の他
のある種の学会や日本のマスコミのコリア報道と
異なるレベルは、この点に支えられている。もち
ろん、会員の思想や国籍、その他の社会的条件に
関わりなくである。

このたび、日本支部代表に選ばれることになった。
私個人としては「日本支部に帰ってきた」という
のが、実感である。前代表の張年錫先生に引き続
きご指導いただきながら、地道な研究会活動に微
力を尽くしたい。会員諸賢のご協力を切にお願い
したいと思う。

3) 第17号(2002.10)

「よりコリア学的なものへ」

宋南先(国際高麗学会会長、
大阪経済法科大学教授)

日朝国交正常化への重い扉が、歴史の醜い暗部を
さらけ出しながら、開かれようとしています。こ
のことへの評価は、一言語学者としての私の能力
をはるかに超えています。私はただ、いわゆる「歴
史」というものが動いたとされるたびに、それが
巨大な車輪のように「周辺」や「底辺」を無感情
に踏み潰していくという冷酷な現実を前にして、
暗澹たる思いにかられます。そのさまは、まるで
「歴史」という概念自体が、周辺でも底辺でもない
普通の人々を、「周辺」に押しやり、片づけてしま
うための壮大なレトリックであるかのようです。
それでもやはり、この厄介な歴史というものは動
いていったほうがよいでしょう。

会員のみなさん。

去る7月、国際高麗学会が、韓国精神文化研究院、
ヨーロッパ韓国学会、および豪州韓国学会との協
力の下、ソウルで開催した第1回コリア学世界大
会は、国際高麗学会の存在意義を世界に広く知ら
しめるうえで、またとない貴重な機会となりました。

私たちの学会は、いまやソウルとピョンヤンを含
む、世界5地域に支部を持つコリア学最大規模の
学会となりました。また、世界大会期間中に開か
れた国際高麗学会第5回総会では、長年の課題で
あったヨーロッパ支部の結成が採択され、英国

オックスフォード大学、ロンドン大学を中心に、役
員が選出されました。今年度中には、ヨーロッパ
支部の活動が始まるものと期待しています。この
ように大きく成長した国際高麗学会は、今後、コ
リア学を発展させる担い手として、その内実をま
すます厳しく問われることとなるでしょう。

この紙面をお借りして、国際高麗学会が進むべき
方向性について、私の感じているところを述べた
いと思います。それらのほとんどは、私の意見と
いうよりも、会員の方々と先輩諸氏から示唆して
いただいた、いわば請け売りにすぎません。

韓国精神文化研究院の張乙柄院長は、コリア学世
界大会の開会辞のなかで、韓国学とは、外からは、
朝鮮半島における広い意味での文化やそこに暮ら
す人々、そしてそこから派生する様々な現象を、世
界の人々が理解するうえでの指標となるべきもの
であり、内からは、世界に対して韓国がどのよう
に見えているのかを客観的に映し出す鏡であると
指摘されました。正鵠を得た表現だと思います。
なにをもってコリア学とするのかという、定義に
ついての議論を時々耳にしますが、私自身あまり
そのような議論が実りあるものとは思えません。
というのも、これと、これをもってコリア学とな
す、といったような必要十分条件などないと思う
からなのです。おそらく、コリア学という概念は、
様々な構成要件によって形作られており、その多
くの要件を満たしている極めてコリア学的なもの
を中心として、多様な程度のコリア学的なものを
すそ野として持つプロトタイプをなしているのだ
しょう。言い換えれば、コリア学というものは、一
つの領域というよりは、一つの志向なのでしょう。
もしコリア学というものが、外にあっては、コリア
を理解するための指標であること、内にあって
は、自らを映し出す鏡であることをその使命とす
るならば、それは、歴史学、政治学、言語学とい
うような個別科学とは一線を画する地域学とし
て、コリアにおける政治、社会、教育、言語、芸
術、科学技術等の様々な現象、すなわち、コリア
という現象を総体として理解することを目標とす
るということに他なりません。

コリア学がコリアという現象の全体的把握と理解
のための学問であるとするなら、それはなにによ
りも、そのアプローチにおいて学際的でなければ
なりません。日本支部代表、文京洙先生がかつて
この紙面で指摘されたように、今日、コリアを取り
巻く現象のなかで、既存の学問領域を乗り越えた、
学際的思考と協力なしに、適切な理解ができるも
のはさほど多くはないでしょう。

このような学際的試みの一つとして、90年代にお
ける「コリアネスク」に関する学問的高揚があげ

られます。なにをもってコリア的と見なすのか。中国的でもない、日本的でもない、コリアという文化を特徴づけるキーワードの模索が、文学研究者、芸術家、文化人類学者、言語学者等、様々なジャンルの研究者たちの共同作業によって続けられました。この背景には、韓国における観光産業からの要請等の経済的要因もあったのですが、なによりも民主化を成し遂げた韓国国民のプライド、すなわち、冷戦、内戦、弾圧、闘争といったようなキーワード以外にもコリアについて語られるべきものがあるだろうという韓国人の自負心があったのでしょう。ちなみに、このコリア学の新しい潮流は、それまで欧米の大学や研究機関において、日本学や中国学の付属物のような地位に甘んじていたコリア学が、韓国政府の支援によって、独自の地位を獲得したのと同じくしています。

コリア学がコリアという現象の総体的理解を目指し、その学際的研究を深めていくうえで、ぜひとも必要な作業のひとつが、学問的ジャルゴンの抑制ということでしょう。個別領域での学問研究を厳密な専門用語と概念をもって構築するということは、その研究に対する反証性を高めてくれると同時に、他の領域との間に高い壁を築くことにもなるのです。一人の研究者がコリア学の場合で発表する場合、できる限り他の領域の研究者と交流可能な言葉と文体を使うことが望ましいのではないのでしょうか。

コリア的なもののアイデンティティとは、当然他者との比較なしには成り立ちません。同時に、コリア学の成果は日本学や中国学、あるいは東南アジア学といった他の地域学研究に資するものでなければなりません。地域学問の交換性ということを考えてとき、研究成果をあらわす言語という問題に直面します。アジアの諸地域を研究する人々が、皆すぐれた多言語使用者であれば問題がないのですが、そのような状況は今後とも実現しないでしょう。とすれば、好むと好まざるとにかかわらず、多くの研究が英語によって発表されなければならないということになります。このことは、当然、個々の研究者が自らの第一言語や得意な言語によって研究成果を公にする権利を否定するものではありません。しかし、コリア学の国際性ということを考慮するとき、やはり学会としてはできるだけ多くの研究成果が英語によって発表されるよう努力すべきだと思うのです。

コリア学的重要な特徴として最後に挙げておきたいものが、現実主義的アプローチです。例えば、ある研究者がひとつの理論、あるいはモデルの妥当性を検証するために、それをコリアに適用すると

しましょう。このような演繹的アプローチは学問研究としては十分に正当性を持つものです。しかしながら、それはコリア学的だとはいえないでしょう。あらゆる理論は、それが説明できる事象の範囲を厳しく限定するものですし、その理論にとっての優先的な課題は、コリアやコリア学にとっては当面の課題ではないかもしれないのです。コリアやコリア学にとって重要なことは、現実にある問題に対して、理論的枠組みがなんであれ、とりえずベストな答えを出すということなのだと思います。誤解を恐れずにいうならば、コリア学は、その方法において折衷的であることが許されるのだと思います。

このような諸要件が、ひとりの研究者のなかで結実することはまれでしょう。そして、そこにこそ個々の知を統合するシンセサイザーとしての国際高麗学会の存在意義があるのです。私たちの学会は、このようなコリア学的なものを目指すうえでも、あくまでも志向的です。国際高麗学会は、今後も幅広い研究を網羅しつつ、同時によりコリア学的なものへの強い志向を打ち出していかなければならないと思います。

国際高麗学会の活動がいよいよ注目される大事な時期に、思いもかけず会長という重責を担うことになり、不安がつのるばかりです。皆様の一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

4) 第4号(1995.6)

「戦後50年」とコリア学への期待」

文京洙(東日本文学社会科学研究会代表、
立命館大学助教授)

戦後50年目の節目の年を迎え、これにまつわるとりくみや議論が盛んである。いうまでもなく、私たちコリアンにとってもそれは「解放50年」として示される記念すべき節目の年であり、国際高麗学会の日本支部でもこの秋にはこれにちなんだシンポジウムが計画されている。

もちろん、50年とか半世紀とはいっても、それ自体はいわば物理的な時間の区切りを示すものに過ぎないわけであり、歴史上の転機がこれに符丁をあわせておとずれるものではない。しかし、とはいえ、ここ数年の時代の底流の変化が、私たちに戦後史の大いなる節目として感じさせるような何かを指し示していることはたしかである。おそらくそれは、「冷戦後」としてひとくりにされるような戦後史の転機に関係しているであろう。冷戦の終焉は、戦後世界を律していた認識上の呪縛から私たちを解き放つ効果をたしかにもっていたし、ある意味では国際高麗学会の歩み自体がそういう時代の変化を物語っているのではないだろうか。

印象とか直感とかいったレベルに過ぎないが、「コリア学」という問題の立て方に引き寄せて、あえて私なりに、近年のそういう認識の変化を整理すれば、以下の二つのことが指摘されるように思われる。一つには「学際化」として主張されてきたような、ひろく自然科学をふくむ諸科学間の協力や相互乗り入れの必要性がかつてなく切実に自覚されつつあることである。そこでは、研究上の領域を経済学とか政治学とかのいわばドイツ的に上からカテゴリカルに仕分けする学問のあり方が反省されざるをえない。現実が発展するなかで、たとえば、伝統的な政治学のツールでは政治的とされている現象でさえ説明しきれなくなっている、といったことがしきりに指摘されている。「コリア学」という問題設定は、間違いなく、そういう時代の求めにかかった諸学のとりまとめに役立つであろう。

いま一つは、「国民国家」という認識上の枠組みが、「一民族一国家」への拘りが根強い日本や韓国でもようやく問い直されようとしていることである。もちろん、国や民族の相対化という主張への反発はいまだ根強い。けれども、私たちが日朝鮮人の問題一つとってみても、「国民国家」という枠組みではとうてい割り切れない問題を含んでいるし、「東アジア経済圏」といった広域的な地域統合にまつわる議論もそうした認識の枠組みの変化を促している。そもそも、「国際高麗学会」が「コリア学」を文字どおり国際的に組織しようとする学会であることもそうした時代の要請を物語っているのではないだろうか。

ともあれ、「コリア学」の発展は、「学際化」と「国際化」というそうした時代の趨勢にふさわしい認識の枠組みとしての可能性を大いに秘めているといえよう。戦後50年という時代の節目に際して、「コリア学」がそういう新時代の学問の体系のつくりかえをも視野にすえた一つの「総合科学」として発展することを期待している。

5) 第15号(2001.7)

「グローバリゼーションという「妖怪」、そして「高麗学」

文京洙

昨年(2000年)の3月まで一年ほど、済州島で暮らす機会を得て、去年はほとんどその余韻の中で過ごした。周囲からもことあるごとに「済州島はどうでした」と訊かれ、私は、たいいてい、宿舍の置かれていた済州大学校の伸びやかな自然を思い浮かべて「快適でした」と答えていた。もちろん、ことはそう単純ではない。研究上のことや四・三事件関連の取組みにくわえて、兄の住む田舎の、ほとんど文化人類学の標本のような生活世界にも身

をおき、戸惑いや失敗も少なくなかった。京都に戻って一年以上経ったいまも韓国での経験の重さや意味をはかりかねている、というのが正直な気持ちである。

ところで、私が身をもって体験した韓国社会は、「IIMF事態」といわれる未曾有の金融危機のさなかにあつて、「国民の政府」(金大中政権)のもと急速な立ち直りへの兆しが見え始めた頃であつた。危機のどん底から這い上がり、グローバリゼーションの時代を必死に生き抜こうとする人びとの営みに圧倒される思いであつた。世界市場での限らない競争を勝ち抜くために心をひとつにして邁進する人びと、新しいレベルで再現する国民的一体感＝ナショナリズムの昂揚は、それこそがグローバリゼーションの時代を生き抜く唯一の手立てであるかのようでさえあつた。南北首脳会談として実を結んだ北への融和政策でさえ、一面では、地球規模の競争に勝ち抜こうとする大財閥の思惑がかいま見えていた。「落薦・落選運動」に国中が沸き、韓国の選挙風土の刷新をもたらした2000年4月の総選挙でも、「新自由主義」というグローバリゼーションの論理に対抗する有効なオルタナティブが示されたわけではない。

グローバリゼーションという妖怪は、済州島の片田舎の地域社会にも影を落としていた。蜜柑とか玉葱・ニンニクといった兄たちの生活の糧となる農業は、問答無用の市場の論理になす術もなく揺れ動いていた。グローバリゼーションは、資本の側からは国を超えたビジネス・チャンスの無限の拡大を意味するけれども、空前の失業率や農産物価格の低落など社会の底辺では自由化や構造改革にともなう痛みが累積する。地域社会の規範とか慣習とか文化が市場の論理や効率性の名のもとで解体され、世界的に標準化された枠組みのなかでつくり変えられようとしているのである。そんな流れに抗うかのように、兄たちは、睦まじい村の共同体の和を支える儒教的な慣わしや義理をかたくなに守ろうとしていた。

もっとも、グローバリゼーションは、単純な生活様式・文化の均質化の過程ではない。時間と空間が圧縮され、異なる文化や社会どうしの触れ合いの頻度と深さが増せば増すほど、それぞれの社会での個別性の意識や感情がいやが応でも高まる。「ナショナリズムのグローバル化」(テッサ・モリス＝鈴木)と言われるように、グローバリゼーションは、世界中で原理主義やナショナリズムに新しい息吹を与え、韓国の「競争国家」としての台頭も、「教科書問題」に見られる日本での「国家主義」も、ひいては私たち在外コリアンのアイデンティティの問題も、そういうグローバリゼー

ションの文脈を抜きにしては語れない。
ともあれ、グローバリゼーションは、人文、社会、自然の諸科学の垣根を越えた「知の枠組み」の再編を冷戦後の世界につきつけている。

「グローバル・デモクラシー」とか「市民的な公共圏」といった地球規模の民主主義や市民社会の論理が、グローバリゼーションという妖怪への対抗軸として模索されつつあり、南北朝鮮の共存と和解への努力がそういう知の枠組みの再編に一つの可能性を示すことが期待される。そして、そんな中に私たちの「高麗学」も置かれている。国境や学問領域をこえた知の結集としての「高麗学」の真価が、いま、問われているのである。

6) 第24号(2006.4)

「日本支部代表就任の挨拶」

朴一(日本支部代表・大阪市立大学教授)

昨年11月、国際高麗学会の日本支部代表を立命館大学の文京洙先生からバトンタッチされた大阪市立大学の朴一です。国際高麗学会は、日本、韓国、北朝鮮、中国、米国などアジア太平洋地域でコリア・スタディに取り組む研究者が集う国際的な学会ですが、日本支部は学会発足の地でもあり、代表として責任の重さを痛感しています。

私は、これまでアジア政経学会、現代韓国・朝鮮学会、日本平和学会、環日本海学会など、いくつかの国内学会で評議員や理事などを経験してきましたが、代表の仕事をしていただくのは今回が初めてであり、私のような弱輩ものに代表がつとまるのか、とても不安でした。しかし、前代表の文京洙先生他、この学会を支えてこられた多くの評議員の先生方から全面的なバックアップをしていただけると励まされたことで、微力ではありますが、頑張ってみようという気になりました。

私は、韓国や北朝鮮の政治と経済、在日コリアンの人権問題などに関心を持ち、研究をしてきましたが、これまで多くの学会・研究会に入会し、そこで発表する機会を与えられ、関心を共にする研究者との討論を通じて、実に多くのことを学ばせていただきました。そうした意味で、学会や研究会は、自分の研究を自己満足で終わらせることなく、他の研究者の眼にさらすことで、大きな間違いに気づいたり、新たな発見をすることで、研究の進化を約束してくれる場であると思います。

しかし、私が大学院に入学してから、韓国や北朝鮮を含め、アジアを研究対象とする学会や研究会の数もすいぶん増加したように思います。知の洪水とも言えるこうした現状の中で、今後、この学会も他の学会との差異は何か、この学会の良さは何か、問われていくことになるでしょう。

私は、国際高麗学会の最大の強みは、コリア・ス

タディに関する海外ネットワークであると思います。こうした海外ネットワークを生かした国際シンポジウムや研究者の国際交流をさらに進化・発展させていくことが、私に与えられた役割の一つだと考えます。

また日本支部レベルで見れば、会員に多くの在日コリアンの研究者がいることも、この学会の魅力になっていると思います。こうしたエスニック・リソースを利用して、他ではできない研究会やシンポジウムを企画していくことも重要であると考えます。

弱輩ものゆえ、皆さんにご迷惑をかけることもあるかもしれませんが、この学会の良さを生かして、今まで以上に魅力的な学会にしていきたいと願っています。会員の皆様の積極的な参与と協力をお願いし、結びの言葉に替えたいと思います。

7) 第28号(2009.12)

「辞典編集作業に携わって」

朴一(日本支部会長・大阪市立大学教授)

2005年11月に高麗学会日本支部の会長に就任してから約4年が過ぎた。この間、日本支部の規約を改正し、他の学会のように学会組織を評議員会から理事会に、代表・副代表職を会長・副会長職に改定させて頂いた。それにともなって学会理事のメンバーを一部改選し、新理事を補充し新しい理事会で学会をスタートさせることができた。

またこれまで年末の冬期に開催されていた学術大会を、会計監査の関係で5月・6月の春期に開催することになった。さらに、毎年大阪で開催されてきた学術大会の場所も、いろいろな地域で開催した方がよいという会員の意見を受け入れ、昨年(2008年)は立命館大学で開催。各地から多くの参加者を迎え、盛大な大会を行うことができた。会場確保にご尽力いただいた立命館大学の文京洙先生に感謝申し上げたい。

高麗学会は2010年に創立20周年を迎えるが、記念事業として何かできないかと考え、2006年から『在日コリアン辞典』の編集に取り組んできた。近年、日本のみならず韓国でも、在日コリアンをテーマにした卒業論文、修士論文、博士論文を執筆する学生が増加しているものの、書物ばかりで辞典らしきものは存在していない。なんとか、在日コリアンに関心をもつ研究者にも役立てる『辞典』を編集することはできないか。そんな思いで、辞典編集に取り掛かったが、編集作業は想像以上にたいへんであった。まず、高麗学会の会員を中心に編集委員会を結成し、2か月に1度ほど編集委員会を続けながら、1年かけて在日コリアンに関する歴史、社会、政治、経済、文化、風俗にまつわる重要な人名・事件・事象などを1000項目ほど

ピックアップし、項目ごとに執筆適任者を選定する作業を行った。しかし、監修に加わって頂いた先生方から項目が現代史に偏っているという指摘を受け、途中から学会のメンバーではない研究者にも編集委員として加わってもらうことで、執筆項目はさらに膨らみ、執筆者の数も増えていくことになった。また、執筆を依頼した先生方からこちらの対応のまずさでいろいろとクレームを頂くことも少なくなかった。

何よりも200人に及ぶ執筆者との連絡が一番複雑な仕事であるが、出版元（明石書店）の担当者である朽見さんはこの4年間に20数回開かれた編集会議にすべて参加していただき、連日執筆者とメールでのやりとりを続けながら、地道な連絡・編集作業をリードしてくれた。編集委員一同、彼の編集者としての献身的な姿勢には頭が下がる思いであった。そして今年9月、ようやく全体の8割近い原稿が集まり、来年出版の目途がたった矢先、編集担当の朽見さんが一身上の都合で明石書店を去ることになった。彼がいなければおそらくここまで来れなかったことを考えると残念であるが、あと一踏ん張りなんとか辞典が完成するまで、皆さんと一緒に頑張っていきたい。最後にこの間、規約改定から辞典編集作業まで、膨らんだ学会の事務作業を一手に引き受けてくれた裴光雄事務局長のご尽力に感謝したい。

8) 第29号（2010.9）

「20周年を迎える学会／国際高麗学会日本支部編『在日コリアン辞典』刊行へ」

朴一（日本支部会長・大阪市立大学教授）
今から20年前の1990年8月、大阪国際交流センターで開催された「第3回朝鮮学国際学術討論会」に韓国、北朝鮮、日本、米国、欧州など14か国から1000名を超える学者・研究者が集まり、コリア・スタディを専攻する研究者の国際的な学術交流を目指す国際高麗学会の創設が高らかに宣言された。それから20年間、2年に1度のペースで北京、大阪、ハワイ、瀋陽、ロンドン、上海など開催都市を移し、国際学術討論会を実施してきた。また、それぞれの支部でも、学術大会をメインとする活発な研究活動が行われてきた。我が日本支部も、さまざまな人々に支えられ、創立20周年を迎えることになった。これまでに学会を中心的に担ってこられた諸先生・諸先輩の皆様に心から感謝の気持ちを伝えたいと思う。

日本支部では、学会創立20周年を記念して、5年前から『在日コリアン辞典』の作成・出版に向けた準備を進めてきた。日本が韓国を併合して始まった在日コリアンの歴史もこの2010年で100年という節目を迎えるわけであるが、在日コリアン

の100年の歩みを網羅的に記録した辞典類は、今のところ存在していない。もともと日本支部の中心メンバーに在日コリアンの学者・研究者が数多く存在していたこともあり、こうした学会の資源を活用し、学会として何か今後のコリア・スタディの発展に寄与できる仕事はないかと考え、『在日コリアン辞典』の作成を思いついた訳である。

とはいえ、歴史、人物、政治、経済、文化、スポーツ、風俗など多様なジャンルを網羅したある程度まとまりのある辞典を作成するためには、学会のメンバーだけでは無理である。辞典の編集作業をきっかけに、学会メンバーを含め120名以上の学者・研究者・ライターの方々に原稿を依頼し、力作を提供していただいた。何よりもこの辞書を刊行する意義を受けとめ、お金にならない私たちの提案に快く応じてくれた執筆者の皆様に感謝したい。とりわけ編集委員会に参加していただいた先生方にはたいへんご苦勞をおかけした。5年間にどれくらい編集委員会が開かれただろうか。おそらく小委員会も含めると50回くらいにはなるだろう。タイムリミットの今年は、朝早くから集まって、夜遅くまで800近い項目原稿のチェック作業を何度も何度も繰り返す日々が続いた。しかし今になって思うと、疲労困憊しながらも、これだけの辞典を学会のメンバーが力を合わせて作り上げることができたことは、日本支部の大きな財産であると思っている。

ただ、これだけの人的資源を動員し、5年もの歳月をかけて一冊の作品を造り上げたことはなかっただけに、編集委員会の責任者として判断に迷うことや、対応のまずさから編集委員のメンバーや執筆者に迷惑をかけることも多々あった。この場をお借りして、編集作業中に発生したさまざまなトラブルや失礼に対して改めてお詫びさせていただきたい。なお、今年2010年11月27日（土）の午後1時から、「国際高麗学会日本支部創設20周年『在日コリアン辞典』出版を祝う会」をホテルアウイーナ大阪で開催する予定である。当日はノンフィクションライターで活躍中の野村進さんに記念講演をお願いしている。野村さんは、ご承知のようにベストセラー『コリアン世界の旅』（講談社、1996年）の著者で、今日日本で最も注目されているノンフィクションライターの一人である。当日は、『コリアン世界の旅』には書けなかった在日コリアンに関する数多くの逸話を披露していただくつもりである。また野村さんもパネラーに加えたシンポジウム『韓国併合100年と在日コリアン』や、20周年記念パーティーも企画している。多くの会員の参加を期待したい。

9) 第30号（2012.11）

「学会誌『コリアン・スタディーズ』発行へ」

高龍秀（日本支部会長・甲南大学教授）

2011年8月の理事会で、国際高麗学会日本支部会長職を朴一先生より引き継ぐこととなった。振り返れば1990年の設立以来、国際高麗学会日本支部は多くの研究者に支えられて、コリアに関わる広範な分野の研究者間学術交流を行ってきた。日本支部の初代代表を担われた大村益夫先生（早稲田大学）、1994年から代表になられた故・張年錫先生（当時、大阪電気通信大学）、1997年から代表になられた滝沢秀樹先生（大阪商業大学）、2000年から代表になられた文京洙先生（立命館大学）の下で、毎年欠かさず学術大会を開催し、年数度の研究会、『日本支部通信』の発行を続けることで、日本におけるコリア研究者の研究交流の場としての役割を担い、「国際高麗学会日本支部」は特に常連会員にとって他にはない存在として定着してきたと思う。2005年から代表（後に会長と改称）となった朴一先生の下で、日本支部は多くの新しい取り組みを行ってきた。まず学会設立20周年事業として5年間の準備期間を経て、『在日コリアン辞典』が2010年11月に出版された。国際高麗学会日本支部の役員と事務局メンバーを中心に、学会員を含めて120名以上の方々が執筆に関わり、在日コリアンの100年の歩みを網羅的に記録した辞書として世に問うことができた。同書は、青巖大学校在日コリアン研究所のメンバーにより韓国語

に翻訳され、2012年9月に韓国語版が出版され、韓国国内でも在日コリアンの歴史と現状を正確に伝える役割を担うこととなった。また、朴一会長の下で、2011年より会員の投票により学会理事選出を行うなど規約の改正を行ってきた。そして2010年から準備してきたのが国際高麗学会日本支部による学会誌の発刊である。現在の国際高麗学会では、本部による朝鮮語または英語論文による学会誌『国際高麗学』はあるが、日本支部による日本語論文による学会誌『コリアン・スタディーズ』を創刊しようという試みである。会員の投稿論文にはレフェリー制度を設け、年1号学会誌を発行することで、会員に論文投稿機会を提供することができる。学会誌発行により、国際高麗学会日本支部は、名実ともに日本における学会としての役割をより充実させることができると思う。『コリアン・スタディーズ』創刊号への投稿は8月末で締め切ったが、2号以降の投稿は随時受け付けている。会員の出版された書籍の書評や紹介、時局に関わる企画など、国際高麗学会日本支部の特色あふれた、そして学術レベルも高い学会誌として会員各位とともに育てていきたいと期待している。『コリアン・スタディーズ』が発行されることで、『日本支部通信』は今号を最後にその役割を学会誌に引き継ぐこととなる。『コリアン・スタディーズ』への会員の皆さまの投稿、ご意見を期待している。

特集 2

序—植民地支配の比較研究に向けて



伊地知紀子（大阪市立大学）

日本による植民地支配に関する研究は、支配が直接的あるいは間接的に及んだ各地域（中国大陸、台湾、朝鮮半島）単位ごとに、諸学術領域においてその成果が蓄積されてきた。しかしながら、それぞれの地域間で何がどう異なり共通するのかといった比較研究はさほど進んでいない。植民地研究における課題については、水野直樹がすでに2002年に次の4点を指摘している。①政策史研究の意味、②帝国史の視点、③「植民地主義」「ナショナリズム批判」をめぐる、④「同化主義」をめぐる、である（水野 2003）。その後、宗主国各国と日本の植民地主義の比較、帝国と植民地関係における支配と抵抗だけではなく、媒介者や協力者の存在にも視野を広げた研究成果が生まれ始めている。こうした流れのなかで、「帝国」となった戦前の日本が、支配域とした朝鮮をはじめ台湾、樺太（サハリン）、関東州（遼東半島）、南洋群島などを領土、租借地、委任統治領としてどのように統治・管理・運営し、相互にいかなる接触・交流・断絶が生じたのかなど、具体的かつ詳細な比較検証および検討が求められていると考えた。この問いは、金英達が1990年代初頭にすでに取り組み始めていたものでもある。

「韓国併合」から110年となる今大会では、日本による植民地研究の次のステージともいえる比較研究への試みとして、「人的管理制度」という観点から、具体的には戸籍制度をとおして植民地当時の運用実態や現在への影響まで検討することにより、日本の植民地支配の特異性と限界、拡散

する影響力について分析することが可能になるのではないかと考える。第24回学術大会では、こうした問題意識から「日本による植民地支配の比較研究—戸籍制度から見る人的管理制度を中心に」というテーマを掲げることにした。

水野直樹による基調講演「近代朝鮮の戸籍にみる社会変容」では、朝鮮社会における身分制の解消と戸籍の変化について、分析対象として後手におかれがちとなる奴婢・僧侶・白丁に焦点を当てるだけではなく、女性の名前表記についても具体的な資料に照らしながら詳細な分析がなされた。加えて、解放後の戸籍管理について、植民地支配の精算問題、解放後の朝鮮半島からの移動との関連といった視点からの検討課題が提示された。基調講演を踏まえ、3名のパネリストからの報告があった。遠藤正敬「朝鮮統治における戸籍政策のもつ意味」では、満洲における朝鮮人戸籍を踏まえ、近代法へ移行するにあたり以前の社会意識や慣習との関連性についての課題が指摘された。次に姜信潤「相続実務からみた在日韓国・朝鮮人の身分登録」では、解放前から現在に至る身分登録の変遷を踏まえ、「特別永住者」の相続実務を事例とし南北分断による影響と日本での実務処理という実情について具体的に報告された。最後に、高希麗「憲法からみる戸籍制度」では、憲法には「国民」規定がなく、国籍法も含めて経過規定がないという重要な指摘があり、かかる運用はいかようにも変更可能となりうる問題につながることを示された。

今大会は、基調講演へのコメントだけではなく、各報告者の研究や実務との関わりから報告をお願いするという形態で実施した。大会テーマである「日本による植民地支配の比較研究」について今年度を皮切りに、今後は研究会レベルでも継続して様々な切り口で多様な論点を持ち寄り立体的な比較研究となることを考えてのことである。試行錯誤で始まった比較研究であるが、帝国日本の植民地支配とその残像を読み解くような企画に育てばと思う。

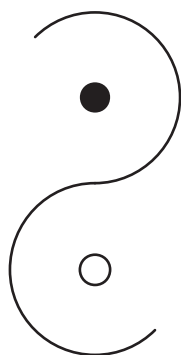
また、今年度は何処も同様であるが、世界初の経験となる COVID-19 により初のオンラインによる大会開催となり、関係各位にはかなり気を使っていた参加となりました。ここにて改めてお礼申し上げます。

参考文献

水野直樹、2003「植民地支配政策史研究の現状と課題」
『世界の日本研究』2002 巻、59-66。

特集

近代朝鮮の戸籍について のスケッチ —民籍法時期を中心に—



水野直樹（京都大学名誉教授）

はじめに

本稿は、近代朝鮮における戸籍制度の変遷、特に戸籍の記載内容の変化を通して社会の変容を考えるための素材を提供しようとするものである。

19世紀末以降、特に日本による植民地支配の時期に朝鮮の戸籍はさまざまな変化を遂げた。戸籍のありかたには、朝鮮社会における慣習や人びとの意識が反映しているだけでなく、社会の新たな変化が映し出されていると考えられる。身分制の解消もその1つである。両班や常民身分の人びと（特に成人男子）の戸籍上の扱いについては、当時の法令や規程にもとづいて処理することができたため、現在でもそれら法令などを通じて戸籍上の扱いを知ることができる。しかし、社会の周縁あるいは底辺に置かれた人びとが戸籍においてどのように扱われたか、それがどのように変化したかに関しては、あまり言及されることがない。

朝鮮王朝時代に差別を受ける存在であった奴婢や僧侶、白丁などの人びとの戸籍は、近代になってどのように変わったのか。また、朝鮮王朝時代の戸籍には記載されていなかった既婚女性の名（個人名）はいつ頃から戸籍に記載されるようになったか。

これら周縁化されていた人びと、底辺の集団と位置づけられていた人びとの戸籍とその記載内容が、朝鮮王朝時代、大韓帝国期、植民地期にどのように変化したかを、戸籍の実物やその他の資料

を通じて検討することが本稿の課題である。特に韓国併合の前年 1909 年に施行された民籍法の時期を中心として、戸籍の記載内容の変化を見ることにする。

また、このような民籍・戸籍の編製に対して朝鮮人がどのような対応を示したかについても簡単に検討することとしたい。

資料として利用する戸籍・民籍について、ここで断っておかねばならない。それは、現在の韓国の役所に除籍簿として保存されている植民地期の民籍および戸籍が一般の閲覧のみならず歴史資料としての利用についても厳しく制限されていることである。1909 年制定の民籍法にもとづいて編製された朝鮮人の民籍は、その後、1923 年に朝鮮戸籍令が制定・施行された後も役所において戸籍として扱われたが、戸主の死去などにもなつて除籍簿に移されたものが現在も韓国の役所などに保存されている。2008 年に戸籍制度が廃止され家族関係登録簿の制度に変わったが、民籍法時期以降の戸籍簿（除籍簿）は家族関係登録簿の基礎資料となる書類であるため、個人情報保護の観点から閲覧は厳しく制限されている。

筆者は、家族関係登録簿制度への移行以前に、韓国のいくつかの役所で除籍簿を閲覧することができた。本稿で利用する民籍の多くはその時の調査によるものである。戸籍の記載内容の実例として示すものなので、所蔵機関は明記せず、個人情報に関わる部分はマスキングを施している。この点、了解されたい。

また、本稿は戸籍制度の全般的な変遷を論じるものではなく、社会の周縁、底辺に位置づけられていた人びとが戸籍においてどのように扱われたかを考えるためのスケッチに過ぎないことを断っておきたい。

1 戸籍制度の変遷

まず、朝鮮における戸籍制度がどのように変遷したかを概観しておこう（崔弘基 1996、金炳華 1976 などによる）。奴婢や女性、白丁、僧侶などが戸籍でどのように記載されたかについては、それぞれの該当個所で説明することにして、ここでは省略する。

(1) 朝鮮王朝時代

朝鮮王朝時代においては、戸籍は3年ごとに作成されることになっていた。各戸の居住者の情報を記した書類（戸籍单子）を末端の行政機関がまとめ、それを書き写した簿冊（戸籍大帳）を3部作成し、邑などの行政機関、道の観察使、そして中央政府の戸曹に保管することになっていた。

戸籍は家族だけではなく居住者をも登録するので、戸籍というより「戸口」と呼ぶべきものであった。主家に従属・同居して生活する奴婢（率居奴婢）は主家の戸籍に登録されたが、独立して生活する外居奴婢の場合は独立戸籍に登録されるのが一般的であった。

戸主の家族に関しては、子供（特に女子）の登録が少なく、実際より登録人数が少なくなる傾向が見られた。

(2) 光武戸籍の時期（1896 年～ 1909 年）

1894 年に甲午改革として始まった朝鮮の政治・社会改革政策は、奴婢の解放や白丁の賤民扱い廃止などを含むものであった。それにともない、1896 年 9 月、新たな戸籍制度を定めた戸口調査規則（勅令第 61 号）、戸口調査細則（内部令第 8 号）が發布された。これにより「光武戸籍」あるいは「新

式戸籍」と呼ばれる戸籍の編製が行なわれた。光武戸籍は毎年 2 月に「収聚修正」（規則第 3 条）、つまり戸籍作成のための資料を集めて修正することになっており、それまでの 3 年ごとの戸籍編製を改めたが、実際に毎年作成されたかどうかは確認できない。

従来の戸籍と異なる点は、様式が決まった用紙 1 枚に 1 家族を記載することとなっている点である。戸籍用紙には戸主の職業を記す欄などが設けられた。戸主についてはそれ以前の戸籍に記載されていたのと同じく 4 祖の氏名を記すことになっていたが、妻の 4 祖は書かれなくなった。戸主とその家族の出生、死亡、結婚などの身分事項の変動を記載する欄は設けられておらず、同時期の日本の戸籍や後の朝鮮の民籍とは大きく異なるものであった。

家族でない同居人が記載される点では、それまでの戸籍を引き継いでいると考えられるが、同居人の姓名などは記されず、「寄口」と「雇傭」に分けて男女別の人数だけを記すこととされた。さらに、家屋の大きさを記す欄が新たに設けられたことも大きな特徴である。

全体的に、一定の様式にもとづいて作成されるという点で「新式戸籍」と呼ばれるものであるが、記載内容においては朝鮮時代の戸籍をほぼ引き継いでおり、「寄口」「雇傭」については姓名を記載しないこととしている点で住民把握の程度が弱まったと見ることができる。

光武戸籍について特に注目すべき問題は、僧侶と屠漢の戸籍が一般民の戸籍とは別にされ、「屠漢戸籍大帳」「僧侶戸籍成冊」などが作成されたことである。これについては、後述することとする。

(3) 民籍法前期（1909 年～ 1914 年）

韓国併合の前年 1909 年 3 月に大韓帝国の法律第 8 号「民籍法」が制定され、それにもとづいて朝鮮人の民籍が編製された。同月には内部訓令第 39 号「民籍法執行心得」で戸籍作成に必要な細則も定められた。民籍法を立案したのは、日本の警察官僚であった。1905 年の第二次日韓協約（保護条

約)と1907年の第三次日韓協約によって日本は大韓帝国の外交権のみならず内政に関する権限をも掌握していき、日本人官僚が韓国の警察を実質的に統轄する状態になっていた。

民籍の制度は明治期日本の戸籍制度を手本にしたものだったが、異なる点も多い。家族のみを登録し、家と家における身分関係を公証する文書という性格を持つ点では同じで、登録者の身分事項に変動があれば、それを書き加えていくこととした。一方で、前期の民籍は警察が管掌するもので、後述のように職業が記載されるという点で戸口調査簿の性格も持っていた。

民籍の編製に当たっては、1909年から1910年にかけて朝鮮全土で警察官や憲兵らによる実査が行なわれ、それにもとづいて民籍が作成されたが、日本の官憲に対する警戒心から女性を登録しなかったり、女性の名を記載しなかったりすることがしばしば見られた。

(4) 民籍法後期(1915年～1923年)

民籍法は、1915年3月20日公布の総督府令第17号により一部が改正され、同年4月1日に施行された。これまで警察機関が管掌してきた民籍事務は行政機関である府・面に移されることとなり、施行日である4月1日には民籍事務処理に関する朝鮮総督府訓令第21号、および各道長官宛政務総監通牒「民籍事務ニ関スル件」などが出され、日本の戸籍と同じように家と家における身分関係を公証する書類としての性格を強める一方、戸口調査簿の性格が薄められることになった。ただし、職業などすでに記載されている内容は維持された。

(5) 朝鮮戸籍令時期(1923年～)

1922年12月18日に総督府令第154号「朝鮮戸籍令」が公布され、翌年7月1日に施行された。これは朝鮮民事令の改正により戸籍事務などに関しては日本の戸籍法を準用することとしたことにもなうものであった。これによって、婚姻などの身分事項に関する届出を厳格にすること、裁判所が戸籍事務の監督権を持つことなど、日本の戸籍とは

ほぼ同じ扱いをすることとなった。

ただし、それまでの民籍簿は戸籍簿に書き換えるわけではなく、そのまま戸籍簿として使用し、戸主死亡などにより新たな戸籍簿を作成する時に除籍簿に移すこととなっていた。

2 周縁・底辺集団の戸籍

(1) 奴婢

朝鮮王朝時代には、主家に同居しない外居奴婢は独立戸籍に登録されたが、主家に同居する奴婢(率居奴婢)は主家の戸籍に登録された。外居奴婢は名だけでなく次第に姓・本貫を記載するようになっていったが、率居奴婢は下の名と父母の身分や名が記されるだけで、姓や本貫の記載はなかった。

1894年の甲午改革の中で奴婢身分からの解放が宣言されることになったため、光武戸籍においては奴婢の記載は原則としてなくなった。しかし、実態としての奴婢はいまだ存在していたため、光武戸籍では、奴婢(率居奴婢)の人数が戸籍の「雇傭」欄に記載されることとなった。ただし、それまでなされていた奴婢の名や父母の身分などの記載はされなくなった。

光武戸籍において、主家の家族欄に「婢」が登録されている事例が見られる〔画像1〕。このような例はそれほど多くなく、また「奴」と記される者は管見のかぎり見当たらない。年若い女性が主



〔画像1〕

家において家事を行なう場合などに、家族同様の扱いを受けたのかもしれない。

民籍法にもとづく民籍の編製においては、奴婢身分出身者の民籍も作成されることになった。しかし、すべての奴婢身分出身者が独立した民籍を持つことになったわけではない。主家に従属して生活する奴婢身分出身者は、主家の民籍の後に綴られる附籍に記載されるという扱いを受ける場合があった。

民籍法第1条は身分事項の変動に関わる届出項目の一つとして「附籍」をあげ、「民籍法執行心得」の第6条は、次のように附籍について規定している（原文のカタカナをひらがなに改め、適宜句読点を付した。以下の引用についても同じ）。

「附籍者の民籍は一家族毎に別紙を以て編成し附籍主民籍の末尾に編綴すべし。附籍者の民籍には附籍主の姓名及其附籍なる旨を欄外に記載し置くべし」（内部警務局編 1910：11）

しかしながら、民籍法やその執行心得には、誰を附籍に登録するかに関しては、何の規定も存在していなかった。これについて、民籍の編製に当たった当局の資料は、次のように説明している。

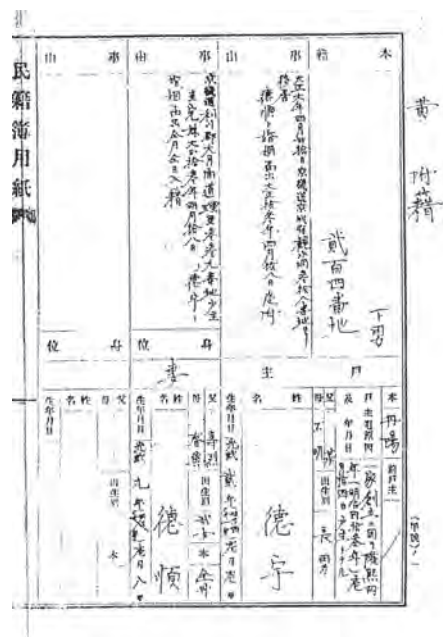
「附籍とは所謂奴婢として転々主家に使役せらるる者及自己の籍なくして他家に寄食する者に対し民籍整理の便宜上之に籍を与へ主家民籍の下に之を置くの取扱を云ふ。換言せば前記の二者は古来社会上の位置甚だ卑く何等能力なく社会一般の義務を負担するを得ざる者と認められたり。本法は此慣例の意を酌み此附籍者の身分戸口申告義務は之を主家の戸主に負担せしむることとしたるなり。但し其民籍は別紙を以て調成し主家民籍の次位に編綴するものなり」（内部警務局編 1910：6）

奴婢身分出身者だけでなく「自己の籍なく他家に寄食する者」も附籍に登録するとしている。これは日本でも明治前期に戸籍が編製された際、寄

食者などを附籍という形で処理したことになったものと思われるが、この資料で「社会上の位置甚だ卑く」とされているように、朝鮮の民籍においては主に奴婢身分出身者が想定されていたと見られる。

〔画像2〕が附籍の実例である。この附籍者の場合、職業は「下男」とされている。警察官署に保管される民籍の簿冊では、主家（附籍主）の民籍の後に附籍が綴られるとともに、附籍の右側欄外に「黄〇〇 附籍」のように主家の戸主名と附籍であることが明記され、両者の関係がわかるようにされていた。本籍地は基本的に主家と同じであった。

このような附籍とは別に、主家の民籍に家族であるかのように奴婢身分出身者が記載されているケースも見られる。〔画像3〕では、戸主（この場合は女性戸主）の家族でない女性が続柄欄に「傭人」と記載されて登録されており、光武戸籍における奴婢身分出身者の扱い方を受け継いでいるかのようである。このような事例を見ると、奴婢身分出身者を民籍編製に際してどのように扱うかに関して、末端では充分理解されていなかったことがうかがえる。



〔画像2〕

附籍はあくまで一時的・便宜的な措置にとらえられていた。1915年の民籍法改正を受けて編集された解説書には、附籍について次のように記されている。

「附籍は実に過渡時代の取扱として非文明的なる奴婢制度を参酌したるものにして今日何等実益あるを見ざれば将来附籍は成るべく避けしむるを得策とするが如し」(細谷定 1915: 96)

このような認識にもとづいて、民籍法後期になると、附籍をなくしていくことが指示されることになった。1915年8月7日各道長官あてに送られた総督府政務総監官通牒第240号「民籍事務取扱ニ関スル件」は、附籍に関して次のように指示している。

「一七 附籍に関する事項

- 一 附籍の申告は成るべく之を受理すべからざること
- 二 附籍解消の申告は附籍主より之を為さしむるべきこと」(酒井與三吉 1915年: 29-30)

つまり、附籍の申告はもはや受け付けないとしたうえで、附籍主に附籍の解消をなるべく申告させるように指示するとしているのである。



〔画像3〕

これによって附籍の解消が進められ、それまで附籍に登録されていた者が次第に独立の民籍を持つようになり、本籍地・居住地もそれまでの主家とは異なるところに移すこともできるようになっていったと考えられる。

奴婢身分出身者の民籍編製に関して疑問となるのは、それらの人びとの姓や本貫がどのようにつけられたかである。朝鮮王朝時代の戸籍では姓・本貫の記載がなく名だけが登録されていたこと、光武戸籍では姓名・本貫の記載すらされなかったことを考えると、奴婢身分出身者の姓や本貫は民籍編製時に初めて記載されることになったといえよう。附籍に関する申告は主に附籍主（主家）が行なっていたと思われるので、姓や本貫についても附籍主がつける場合が多かったと見られるが、実際にはどうであったかは明らかでない。

(2) 白丁

被差別民「白丁」の戸籍登録のしかたは、一般民とは異なるものであった。朝鮮王朝時代の初期に白丁については一般民とは別の戸籍を編製することが定められていたが、実施されたかどうか明らかでなく、白丁だけを登録した戸籍簿冊も残っていない（以下の記述は、主に水野直樹 2018 による）。

白丁は、一般の戸籍大帳の中に「皮匠」「柳匠」などとして記載され、また「柳器匠村」などとして一般民とは異なる集団として扱われる場合もあった（山内民博 2021: 36）。

甲午改革において、身分制の廃止が宣言された時、「驛人倡優皮工 并許免賤事」と宣言され、「皮工」についても賤民扱いをしないことが決められた。この皮工は皮を扱う白丁だけを指すのか、それともすべての白丁を含むものかは明確でないが、この宣言以後、白丁に対して賤民扱いすることは認められないと考えられるようになった。

ところが、光武戸籍の編製にあたっては、「屠漢」が一般民とは異なる扱いを受けることになった。各地で編製された戸籍成冊の中に「屠漢戸籍成冊」などと題する簿冊が見られるのである（山内民博

2021:222)。職業欄に「屠漢」「屠汗」と記された戸籍用紙が綴られていたり、職業記載はないものの「屠漢」であることが明らかな簿冊が作成されたりしている。

このように「屠漢」が一般民と異なる形で登録された戸籍簿冊が作成されたが、「屠漢」とされているのが屠畜を業としている者だけを指しているのか、それとも柳器製造など他の生業を持つ白丁をも「屠漢」として登録しているのかなどは明らかでない。また、朝鮮全土で「屠漢」戸籍の簿冊が編製されたのかなど、不明の点が多い。

次の民籍法においては、白丁出身者の民籍簿そのものを別扱いすることはなく、一般民の民籍簿とともに保管されることになった。ところが、民籍に職業が記載されたため、白丁出身者の職業である「屠畜業」「牛肉販売業」「農業(屠)」などの記載から白丁出身者であることがわかるものとなった。この点を理解するには、民籍における職業記載について明らかにする必要がある。

日本の戸籍簿と同じように民籍簿の様式には、職業欄は存在せず、民籍法にもそれに関する規定はなかったが、民籍実査が開始された時点で次のように職業を記載することが指示された。1909年8月25日警務局長訓達「民籍簿ニ戸主ノ職業ヲ表記シ置クノ件」である。

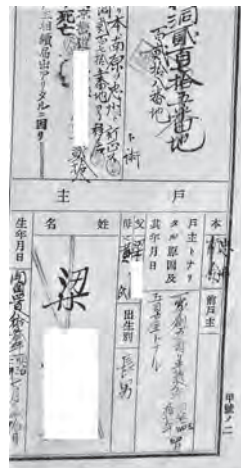
「民籍実査の機を利用し人民の職業を知悉するは警察取締上頗る必要の事に有之。現に其調査に著手中の向も可有之、此際一般に其实行を期し度候條、将来着手の分に対しては左記種別に依り便宜民籍簿上の戸主の職業を表記し置くべし

- 一 官吏若は公吏(面長の如き)
- 二 農業(小作人をも含む)
- 三 商業
- 四 鉱業
- 五 工業(金銀竹細工其他の類)
- 六 漁業
- 七 日稼(内務部警務局編 1910:41-42)

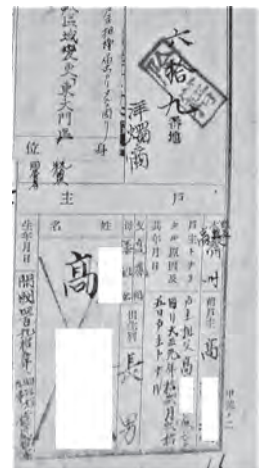
この指示では職業を7種類に分けているが、それでは本人による申告に合わないためであろう、翌1910年2月16日の内部民籍課長通達により「両班」「儒生」「其他」「無職」が追加された(内務部警務局編 1910:42)。

しかし、実際の民籍作成においては、これら11種類の職業に限定されず、様々な職業が記されることになった。職業は通例、民籍用紙の本籍欄の左下隅に記されることになっていた。〔画像4〕の民籍では「卜術」(占い師)、〔画像5〕では「洋燭商」(西洋蠟燭販売)という職業が記載されている。

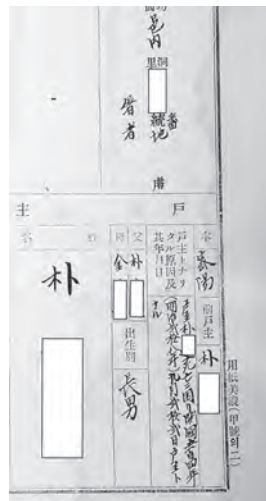
ここで問題となるのは、白丁出身者の職業記載である。



〔画像4〕



〔画像5〕



〔画像6〕



〔画像7〕

〔画像6〕では「屠者」、〔画像7〕では「農（屠）」（屠は赤字）という記載が見られる。そのほかに「牛肉販売商」など白丁出身者が従事する職業が記載されているものもある（大阪人権歴史資料館編1993：4）。このような職業が記載されたため、民籍簿を見れば、白丁出身者であることがわかる状態であった。

この問題は民籍法後期にも改善されず、1923年の朝鮮戸籍令施行の時点で職業記載の抹消が指示されることになった。1923年6月23日朝鮮総督府法務局長が各道知事あてに送った通牒「戸籍ノ記載事項ニ非サル職業等ノ記載ノ訂正手續勵行方」は、次のように指示している。

「大正十二年七月一日より施行せらるべき朝鮮戸籍令第百三十三條の規定に依り府面より監督裁判所に送付すべき民籍副本は其の調製準備の爲着着謄写中と思料候処、従来の民籍中其記載に錯誤遺漏あるものを発見すること少からざるべきを以て此の際総て訂正の手續を了すべく就中職業其の他民籍に記載すべからざる事項にして人の社会的地位に関し蔑視排斥等を招き之を表示せらるることを一般に嫌忌するものの如きは全然之を抹消する様取扱はしめられ度此段及通牒候也」（朝鮮総督府法務局編1943：79）

朝鮮総督府がこの通牒を発したのは、白丁出身者に対する差別の解消を求める衡平社が同年4月に創立され、民籍（戸籍）における「賤称」記載の削除を要求したからである。当初晋州に本部を置いていた衡平社は、慶尚南道当局に対して「屠者」などの賤称を削除するように要求し、道当局もそれを受け入れた。衡平社側はさらに朝鮮総督府当局に対しても同様の要求を提出した。それを受けて総督府法務局長が発したのが、上記の通牒である。

総督府の立場からも戸籍に職業を記載することは不必要となっていた。戸主の職業だけを記載しても、その家族が異なる職業を持つ場合はそれを

把握することができず、また戸主自身が職業を変える場合も増えていたため、戸籍によって職業の状態を把握することには意味がなくなっていたからである。

しかし、衡平社の活動があったからこそ、上記の通牒が発せられたと考えられる。通牒が職業は「民籍に記載すべからざる事項」という認識を示しているだけでなく、「人の社会的地位に関し蔑視排斥等を招き之を表示せらるることを一般に嫌忌するものの如き」職業記載を抹消するよう指示している点に、それが表われている。

ただし、この通牒によって戸籍上の「賤称」が抹消されたとしても、単に抹消線が引かれるだけでは職業記載を読み取ることができる状態が残ったと思われる。朝鮮戸籍令の下では、戸主の死去などによって新たな戸籍簿が作成される場合には、職業記載はされなくなったが、除籍簿上の職業記載は残ることになったため、戸籍にもとづく「白丁」差別が完全になるには、まだ時間がかかったものと思われる。

（3）僧侶

朝鮮王朝時代には、僧侶も白丁と同じように、戸籍上、一般民とは異なる扱いがなされていた（山内民博2021：21、45）。戸籍大帳において、一般民の統（5戸をもって1統とする）とは別に寺院ごとに僧侶を僧名で登録するのが一般的であっ

〔画像8〕

た。寺院に住む僧を疑似的な家族と見なして登録したものである。

光武戸籍では、「屠漢」の戸籍成冊と同じように僧侶だけの戸籍成冊がつくられた。その際にも、寺院ごとに僧侶の名や年齢が記される場合が多かった。

民籍の編製時においても、〔画像 8〕のように寺院別に民籍を作成するケースが見られたほか、住持を戸主とする民籍を作成した上でその附籍の形で他の僧侶を登録する場合もあったようである。〔画像 8〕の民籍の場合、戸主は寺院の住持であり、「僧亘宇」とされているのは住持の下で修行する僧侶であったと見られる。父の姓や本貫の記載から見て両者は家族関係にあったわけではないにもかかわらず、民籍上では家族であるかのように登録されている。

ところが、民籍法後期になると、寺院において住持とそれに従う僧侶を家族・親族とみなして同一の民籍に登録することは禁じられ、それぞれの僧侶は出家前に属していた家の民籍に戻るよう措置されることになった。1916 年 11 月 1 日に朝鮮総督府司法部長官が各道長官あてに送った官通牒第 184 号「僧侶ノ民籍ニ関スル件」は、朝鮮の仏教寺院をまとめる三十本山聯合事務所委員長あてに送った通牒の内容を伝えるものであった。その中で、「民籍は一家を構成する戸主と家族との親族関係を登録するものに付、住持を戸主として寺刹内に一戸を立て他の僧侶を其の附籍として定籍するを得ず」としたうえで、「僧侶の民籍は各自の生家其他法令に依り定籍したる家に在るものとす。若其の属すべき家なきときは一家を創立するものとす」（『朝鮮総督府官報』1916 年 11 月 1 日）としている。

この通牒による指示がどの程度実行に移されたかは明らかでないが、植民地期の民籍・戸籍を綴った除籍簿には寺院ごとに編製された民籍・戸籍は見当たらないので、1916 年の通牒によって寺院に居住する僧侶も出家以前に属していた家の民籍に戻ったか、あるいは一家創立により新たな民籍に登録されるようになったと思われる。

(4) 女性

朝鮮王朝時代の戸籍では、戸主の妻や母など既婚女性は本貫と父姓で記載されるのが一般的であった。名は記されず、「金氏」や「朴姓女」などの形で記載された。光武戸籍においても、この点は変わらなかった。

民籍の編製に当たって、女性の名をどのように登録するかは重要な問題であったが、当局はそれまでの慣習を踏まえて、無理に名（個人名）を登録しなくてもよいとした。1909 年 7 月 24 日内部大臣訓令「無名の婦女に対する注意の件」は、中流以上の女性は婚姻すると幼名を廃し、名を人に呼ばれることを恥辱とする思想があるとして、民籍実査に際しては、「其名を称呼せざるものに対しては前頭の思想に従い其の姓及身分続柄等を記載するに止め苟も慣習を害せざる」ようにすることを指示した（細谷定 1915：229-230）。それによって、〔画像 9〕に見るように、多くの女性が姓名欄に「〇氏」あるいは「〇姓女」と記されることになった。

しかし、韓国併合後には、女性の個人名登録を次第に進める方針がとられていった。1911 年 12 月 8 日に警務総監部が発した通牒第 511 号「朝鮮婦人中新に其名を附せむとする者に対する取扱方の件」では、無名（つまり「氏・姓女」での登録）の既婚女性（あるいは寡婦）が新たに名をつけようとする時は、「朝鮮人の姓名改称に関する件」に定める手続き（道長官の許可を得ること）ではなく



〔画像 9〕

単に民籍法上の申告によるとして、女性の名付けを容易くしようとした（細谷定 1915：264-265）。

1914 年 1 月 17 日の警務総監部警務課長名の通牒警収第 368 号「民籍処理に関する件」は、平安南道警察部長からの質疑・照会に警務総監部の回答を記したものである。照会の 1 つは、「慣習に依り金氏（婦人）と称せしもの新に名（例せば「敬實」又は「小紅」と改名する類）を称せんとするときは改名手続に拠らしむべきものなるや」というものであった。これに対して警務総監部は「本問に所謂「氏」は一の符号たるに過ぎず、之を以て名と認むべきにあらず。故に婦女にして従来金氏と称せしを金敬實又は金小紅等に改むるは新に付名せるものと認むべく以て改名と為すべからず」として、民籍法第 1 条による申告だけでよいとした（細谷定 1915：289-290）。この通牒は他の地方にも送られたものと見られる。

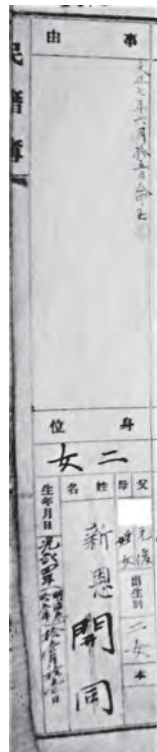
民籍法が改正された後の 1915 年 8 月 7 日に発せられた官通牒第 240 号朝鮮総督府司法部長官「民籍事務取扱に関する件」では、「民籍に名の記載なき者又は名と認むべからざる称呼（召史、姓女、氏、小岳伊、小斤者、小者の類）の記載ある者に付ては其の名の登録を申告せしむべきこと」を指示している（酒井與三吉 1915：29-30）。これによって、民籍上に名の記載がなかった女性の命名が進むことになった。〔画像 10〕では身分事項欄に「大正五年五月拾参日命名」、〔画像 11〕では「大正七年六月拾五日命名」と記されている。つまり、〔画像 10〕の女性は「○氏」として登録されていたのを 1916 年に「鳳烈」と命名したのであり、〔画像 11〕の女性は「開同」（ケットン＝犬のくそ）とされていたのを 1918 年に「新恩」と命名したのである。

また、1910 年代後半以降に女兒が生まれた際には、出生届に名を記載することが義務づけられることになった。ただし、それ以前に「姓女」「氏」などとして民籍に登録されている女性に対しては、命名を義務づけることはなかったようである。そのことを明らかにするために、1930 年代の資料に記されている女性の名を見てみよう。

利用するのは、1933 年に検挙された「衡平青年前衛同盟事件」被疑者の訊問調書である。それに記されている女性の名について調べてみることにする。この事件は、衡平社の若手活動家ら 100 名以上が検挙され、そのうち 14 名が治安維持法違反で起訴されたものであるが、裁判では 1 人を除いて無罪判決を受けた。結局、事件は警察・検察によって捏造されたものであったが、警察などで被疑者として訊問を受けた 38 人分の調書が残っている（部落解放・人権研究所朝鮮衡平運動史研究会編 2021 に抄録）。訊問調書には、被疑者本人の人的事項（本籍、住所、年齢、職業、教育歴など）のほか家族の姓名、年齢が記されている。これは本人の供述と警察当局が作成した被疑者素行調書や戸籍簿にもとづいて記述されたものと考えられるので、かなり確度の高い情報であるといえる。この調書に記される女性 154 人の名について、「氏・姓女」となっている者を年齢別にカウントすると、次のようになる。



〔画像 10〕



〔画像 11〕

1-10 歳	48 人	うち「氏・姓女」0 人 (0%)
11-20 歳	28 人	うち「氏・姓女」4 人 (14%)
21-30 歳	30 人	うち「氏・姓女」7 人 (23%)
31-40 歳	9 人	うち「氏・姓女」5 人 (56%)
41-50 歳	19 人	うち「氏・姓女」8 人 (42%)
51 歳以上	17 人	うち「氏・姓女・召史・寡」8 人 (47%)

31 歳以上の女性について見ると、その半数近くが、戸籍上では「氏・姓女」と登録されていることがわかる。一方で、20 歳以下では「氏・姓女」は 5%に過ぎない。また、11 歳から 20 歳の女性 28 人のうち名が「氏・姓女」で記載されている 4 人はすべて 18 歳以上である。訊問調査が作成された 1933 年に 18 歳以上になっているということは 1915 年以前の生まれと考えてよい（ただし、調書に記される年齢は数え年である可能性もあるので、必ずしも正確ではない）。逆にいえば、1915 年以降に生まれた女性は、すべて「氏・姓女」ではなく個人の名を民籍（戸籍）に登録したということができる。1 歳から 10 歳の年齢層では、「氏・姓女」の名で記される者がいないこともそれを裏付けている。

18 歳以上の者については、出生時点で個人名が登録されたかどうかはわからない。民籍での「命名」の実例を考えると、生まれた時点、あるいは民籍が作成された時点では「氏・姓女」で登録されたが、その後に「命名」した場合が多かったと考えられる。

この事件の被疑者の大半が衡平運動関係者（＝白丁出身者）であるので、朝鮮人全般の傾向を反映しているかどうかは、疑問の余地もある。今後、他の資料を利用して女性の名づけがどのように進んだかを検討する必要がある。

(5) 朝鮮貴族

朝鮮貴族を「周縁・底辺」の集団とするのは奇妙なことかもしれないが、戸籍の上では例外的な存在であり、その意味では周縁化された集団と位置づけることができる。

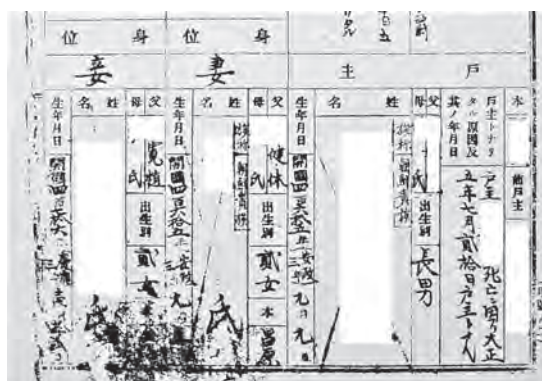
民籍法前期に生じた興味深い問題の 1 つに、朝鮮貴族を民籍上、どのように扱うかということがあった。日本の戸籍様式には「族称」欄があり、そこに「華族」「士族」「平民」という身分を記すことになっていたが、朝鮮の民籍様式には「族称」欄が設けられておらず、朝鮮人の身分を民籍の上で示すようにはなっていなかった。

1910 年の韓国併合に際して「朝鮮貴族令」（1910 年 8 月 29 日、明治 43 年皇室令第 14 号）が発せられ、76 名が爵位を受けたが、前年に施行された民籍法は貴族であることの記載方法を定めていなかった。貴族についての記載方法を指示した通牒類も見当たらないが、民籍の実物によってその記載方法を確認することができる。〔画像 12〕を見ると、姓名欄の右上隅に手書きで「族称」欄を追加して、そこに「朝鮮貴族」と書いていることがわかる。このような記載方式は、朝鮮戸籍令時期の戸籍においても同様であった。

朝鮮貴族は人数が少ないため、民籍（戸籍）上の記載も例外的なものに過ぎなかったとはいえ、民籍（戸籍）における扱いという点では朝鮮貴族に対して曖昧な処遇しかしていなかったことを示している。

3 戸籍（民籍）に対する朝鮮人の対応

以上のように、朝鮮における戸籍制度は近代になって大きな変化を遂げ、特に民籍法によって日



〔画像 12〕

本の戸籍制度に近い住民登録制度が持ち込まれた。そして、民籍に記載される内容に関しても、日本の戸籍に近づける措置が民籍法後期にとられていった。附籍の解消、寺院別民籍の解消、女性の名づけなどがそれを表わしている。

では、このような戸籍（民籍）編製に対して朝鮮人はどのような対応を示したのであるのか。この問題について簡単に見ておくことにしたい。

(1) 民籍実査への対応

韓国併合直前の民籍実査に対する朝鮮民衆の対応に関しては、いくつかの資料が存在する。

まず、義兵が民籍実査を妨害したことを知ることできる。例えば、慶尚北道青松郡では1909年9月に義兵李石伊が民籍実査開始後に「良民を装ひ市場等に出現し且つ民籍調査に多少の妨害を加へんとする形跡あり」と報告されている（隆熙3年6月～12月暴徒ニ関スル編冊、憲機第1827号）。ほぼ同じ頃、京畿道坡州郡に現れた義兵李建七らは「各洞民に対し納税に反対すべきを説き且つ民籍調査を妨害しつゝあり」とされている（隆熙3年6月～12月暴徒ニ関スル編冊、憲機第1868号）。

当局が民籍実査の状況についてまとめた資料にも、次のように述べられている。

「地方によりては民籍実査は事実一面暴徒討伐の事業を兼ねざれば到底遂行覚束なきが如き処なきにあらず。斯くては一定の短期間に而かも正確なる調査を遂ぐるに困難なり。爰に於てか日本憲兵隊に其応援を請ふの必要あり」（内部警務局編 1910：28）

このような義兵による民籍実査への積極的抵抗だけでなく、一般民衆による非協力・非同調が見られた。特に、女性を民籍に登録することを忌避する傾向が強かった。1910年5月に民籍実査が終了した時点で、男女の人口比は男性100に対して女性88.5となっていた。つまり女性人口の1割程度が民籍に登録されていなかったと見られるのである。1915年に男女比が94.8となり、その後はこ

の水準で一定することになる（이현창 1997：9）。

女性の登録が少なかった原因として次のような噂が流れていたことを報じる新聞記事がある。

「仁川警察署にては巡査を派し管内民籍の調査中なるが朝鮮人等は之を誤解して朝鮮各地の年若き娘を調査して日本に連れ行き日本人の妻女とするものなりと例の朝鮮一流の珍奇の風説近來各地に喧すしく」（『朝鮮新聞』1910年10月21日）

このような噂がどの程度広まっていたかは明らかでないが、女性の登録を忌避する一因であったと思われる。

しかし、それ以上に女性が民籍に登録されなかったのは、既婚の女性やすでに死亡した女性の名を届け出ることにより多くの住民が困難を感じていたからである。『大韓毎日申報』1909年7月23日付は、次のような記事を掲載している。

「○民籍の困難 果川郡では各面長が民籍法を実施するとして、人民に戸籍を督促しているが、すでに死亡した婦女の名を懸録せよというので、人民が現在困難中にあると」

それまで戸籍に名が登録されていなかった女性について名を届け出ることにより多くの住民が当惑を感じたであろうことは、十分に想像できる。そのため、先に述べたように従来の戸籍と同じように「氏・姓女」という形での名の登録を認めざるを得なかったのである。

(2) 民籍・戸籍登録への抵抗

義兵が民籍実査に抵抗したのと同じように、日本の侵略・植民地支配を否定する意識から民籍（戸籍）を持つことを拒否する者が併合の後にも存在した。

三一独立運動のきっかけとなった独立宣言の署名者の1人であり、仏教徒・詩人でもある韓龍雲は日ごろ、「私は朝鮮人だ。倭奴が統治する戸籍に

私の名前を載せることはできない」(『韓龍雲随想集』収録「逸話でみる肖像」と語っていたと伝えられるが、彼と同様の意識から民籍への登録を拒否した人物5人の姓名、事績が、独立運動の記録として知られる宋相燾『騎驢随筆』に記されている。

- ① 李喆栄 忠清南道扶余居住。1909年に入籍(民籍への登録)を拒否して、日本の朝鮮侵略を批判する手紙を日本政府に送った。憲兵の取り調べを受けた後、巡査が民籍への登録を求めたが、李はこれを拒否して、「死して朝鮮の鬼になるも、日本の民として生きることを欲せず」と述べたという(宋相燾：212)。
- ② 申泰学 忠清北道忠州居住。1910年以来、民籍への登録、賦役の負担を拒否していたが、当局の取り調べを受けた際、申は、「吾は韓民なり、何(いつ)くんぞ日籍に入るべきや」と述べた(宋相燾：214)。
- ③ 金济煥 忠清北道清州居住。父栄泰が韓国併合の時に民籍への登録を拒んだが、1913年に当局がこれを咎めたところ、金济煥も登録を拒否したため投獄され、さらに弟成煥も警察署にこれを抗議するとともに日本の侵略を非難したという(宋相燾：216 - 217)。
- ④ 張在学 忠清北道燕岐居住。1910年、弟在圭とともに民籍への登録を拒否した。面の役人が彼らの民籍を書いたが、在学がこれを破ったため、2人は逮捕された。在学は尋問に「吾は大韓の遺民なり、いづくんぞ日籍に入らんや」と答え、公文書毀棄の罪で禁固1年の刑を受けた(宋相燾：225)。
- ⑤ 李来修 全羅北道全州居住。亡国の恨みを雪ぐべく民籍を何度も破棄・焼却したため、1913年警察に逮捕された。取り調べで「民籍を焼いたのはなぜか」と問われて、「爾の国民たるを欲せず」と答えた(宋相燾：231)。

『騎驢随筆』の著者宋相燾がこれらの情報をどのようにして入手したのか明らかでないが、その記述に大きな誤りがあるとは思えない。実際、上記

の5件のうち③の事件については、判決文が残っているからである。

金济煥・金成煥の兄弟が1913年6月12日に公州地方法院清州支庁で受けた判決文(国家記録院データベース「独立運動関連判決文」に収録)によれば、2人は忠清北道清州郡でそれぞれ書堂を営んでいたが、韓国併合に不満を持ち、それ以来書堂に通う生徒らに「吾等は大韓国皇帝の遺臣なれば現政府の法律命令に服従するの義務なく又日本国民にあらざれば現今の民籍簿に氏名を記入するは不快なり」と語り、さらに「汝等是不幸にも既に申告済なるに因り好機を視て各氏名を民籍簿中より削除する様為すべし除籍を勧誘」する言動をし、「現政府を嫌厭する如き思想を鼓吹し以て治安妨害の行為」をしたとされる。

さらに金成煥は1913年5月、警察署で日ごろの言動について説諭を加えられたのに対し、それに応じることなく生徒らに「吾等は義兵を挙げ」「我大韓国臣民たる義務を忘却せざらんことを期すべき旨」を煽動して、治安を妨害したとされている。

これらの行為によって兄弟は、保安法違反により禁錮1月の判決を下された。

『騎驢随筆』に記録されているこれらの事件は、著者の居住地(慶尚北道栄州)に比較的近いところで起こったものであるが、その点を考慮すると、日本の植民地支配への抵抗意識を民籍(戸籍)登録拒否という形で表わした者が朝鮮全体ではかなりいたのではないかと考えられる。

おわりに

以上で見たように、近代朝鮮における戸籍の変化を通して、朝鮮社会のさまざまな問題を垣間見ることができる。例えば、奴婢身分の解放がどのような段階を経て実現したかを、戸籍(民籍)のあり方から類推することができよう。

民籍法は日本が朝鮮に日本的な戸籍制度を持ち込む第一歩であったと考えられているが、その際に朝鮮社会の慣習を無視することはできなかった

た。女性の名づけや僧侶の扱いなどの問題にそれが反映している。一方で、白丁出身者の職業記載は慣習にもとづく面もあったが、民籍の編製において新たに生じた問題でもあった。

これらの問題を含みながら、植民地支配期に民籍・戸籍の制度が次第に日本の戸籍制度に近づけられていったことも否定できない。これまでの研究では、この点が強調されてきたといえよう。

しかしながら、朝鮮の戸籍制度には、朝鮮社会の慣習や人びとの意識が映し出されており、「日本化」の面だけを一方的に強調することはできない。日本が持ち込んだ戸籍に登録されることを意識的に拒否する人びとがいたことも見落とせない。

戸籍のありようを法律や制度の面だけで論じるのではなく、朝鮮社会のあり方、朝鮮民衆の意識とも関わらせて考えることが必要であろう。

(参考文献)

- 水野直樹「植民地支配と名前—朝鮮支配初期の「名前」政策についての研究ノート—」『二十世紀研究』第2号、2001年。
- 「朝鮮植民地支配と名前の「差異化」—「内地人ニ紛ハシキ姓名」の禁止をめぐる—」山路勝彦・田中雅一編著『植民地主義と人類学』関西学院大学出版会、2002年。
- 「朝鮮人の名前と植民地支配」水野直樹編『生活の中の植民地主義』人文書院、2004年。
- 「近代朝鮮戸籍における「賤称」記載と衡平社の活動」『部落解放研究』第208号、2018年3月。
- 山内民博「19世紀末20世紀初朝鮮における戸口調査

と新式戸籍」『朝鮮史研究会論文集』第52集、2014年。

——『戸籍からみた朝鮮の周縁』知泉書館、2021年。

遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』明石書店、2010年。

崔弘基『韓国戸籍制度史の研究』第一書房、1996年。

金炳華『韓国司法史（近世編）』一潮閣、1976年。

이헌창『民籍統計表의 해설과 이용방법』고려대학교 민족문화연구소、1997년。

손병규『호적 1606-1923: 호구기록으로 본 조선의 문화사』휴머니스트、2007년。

大阪人権歴史資料館『衡平社と水平社』同館、1993年。

部落解放・人権研究所朝鮮衡平運動史研究会編（金仲燮・水野直樹監修）『朝鮮衡平運動史料集・続』解放出版社、2021年。

韓龍雲著・金觀鎬編『韓龍雲隨想集』新丘文化社、1976年。

宋相燾『騎驢隨筆』（韓国史料叢書第二）国史編纂委員会、1974年。

（大韓帝国政府）内部警務局編『民籍事務概要』内部警務局、1910年。

酒井與三吉『民籍法令集』京城、大成印刷社、1915年。

細谷定『日鮮対照 朝鮮民籍要覧』京城、斯道館、1915年。

朝鮮総督府法務局編『朝鮮戸籍及寄留例規』朝鮮戸籍協会、1943年。

(データベース)

（韓国）功勲電子史料館データベース「原文史料室」（暴徒ニ関スル編冊）

<https://e-gonghun.mpva.go.kr/user/IndepMeritsDataList.do>

国家記録院データベース「独立運動関連判決文」<https://theme.archives.go.kr/next/indy/viewMain.do>

特集 2

「朝鮮統治における戸籍政策のもつ意味」



遠藤正敬（早稲田大学等非常勤講師）

はじめに

戸籍は東アジア独特の身分登録制度である。その名の通り戸籍は「戸」を単位として編製されるところに特徴をもつ。欧米においては出生登録、婚姻登録、死亡登録など個人単位での身分登録が一般的であるのと対照的である。

日本、中国、朝鮮において伝統的な制度であり続けた戸籍であるが、現在の制度をみると、同じ「戸籍」と名が付くものの、それぞれ内容はだいぶ異なる。中国の戸籍（正式には「戸口登記」）は居住登録の趣旨が濃く、台湾の戸籍は実質的に世帯単位の登録になっている。また、韓国は2005年に憲法裁判所の違憲判決を受け、2008年に戸籍制度は廃止された。日本のような現実の同居と無関係に、「氏」を同じくする夫婦と非婚の子をひとつの「家族（戸）」として記載する形式は独特である。

国際高麗学会日本支部2020年度学術大会において、筆者は水野直樹氏の基調報告に対してコメント役を務めた。李朝時代から日本統治時代、そして戦後の韓国へと至る朝鮮戸籍制度の変遷と各時代の特徴についてまことに興味深い報告を拝聴した。その時の筆者のコメントを基盤として、植民地朝鮮における家族制度、とりわけ結婚や養子や姓などをめぐる慣習を宗主国日本がいかに扱おうとしたのか。あらためて日本の朝鮮統治における戸籍政策はいかなる意味をもっていたのかを考察してみたい。

1、近代日本における戸籍の機能

元来、戸籍制度は国民ではなく国家に利便をもたらすことが目的である。古代国家の時代より、戸籍は徴税や徴兵において国民を人的資源として把握するための手段であった。

近代日本の戸籍が担った役割は、次の三通りに集約できよう。

- A、身分関係登録
- B、国民登録（臣民簿）
- C、家の登録

明治維新を迎えた日本では、「富国強兵」のスローガンの下、欧米に比肩するような近代国家の建設に乗り出すが、そこで着手されたのが「国民」の画定である。その手段となったのが、他でもない戸籍である。

1871年に太政官布告第170号が発せられ、翌年に「全国総体ノ戸籍法」（同布告前文）として「壬申戸籍」が編製された。同布告の第1則には、「華族士族卒^{そつしかん}祠官僧侶平民迄」を「臣民一般」として「其住居ノ地ニ就^つテ之ヲ収メ専^{もっぱ}ラ漏^{もら}スナキヲ旨トス」と規定した。つまり、血統ではなく居住を根拠として、すべて人民は戸籍に登録されることで「臣民」として画定されるものとなった。

さらには、徳川時代は武士、卒（「足軽」など武士より下位にある身分）、公家、神官、僧侶などは戸籍（人別帳）の対象外に置かれていたので、すべて人民はひとしく戸籍に登録されることで「臣

民」として平準化されるという「四民平等」の演出効果を放ったといえる。

ここに、「日本人」の法的定義が下されると同時に、戸籍はあらためて「臣民簿」という意義が明確に付与された。近代日本国家において「一君万民」という形での国民統合が戸籍を根基として意図されたのである。

続いて、近代日本国家の基盤となる家制度を確立するのが、1898 年施行の民法親族相続編（以下、「明治民法」）同法である。同法の第 732 条には「戸主ノ親族ニシテ其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ハ之ヲ家族トス」（傍点、遠藤）と規定された。この「家」という文言は「戸籍」と同義である。さらに第 733 条「子ハ父ノ家ニ入ル」、第 788 条「妻ハ婚姻ニ因リテ夫ノ家ニ入ル」、第 746 条「戸主及ヒ家族ハ其家ノ氏ヲ称ス」とされた。「氏」は、個人名ではなく、家名である。つまり、戸主と同じ戸籍にあり、同じ氏を称する者が「家族」として一つの戸籍に登録される形となった。氏を名乗ることにより個人に家名を意識させ、祖先崇拜の念を促す。かかる「家」意識と家父長制思想が個人を規律するものとなる。

そして、明治民法と同日に施行された明治 31 年戸籍法は、その第 170 条第 2 項において「日本ノ国籍ヲ有セザル者ハ本籍ヲ定ムルコトヲ得ズ」と規定した。外国人は戸籍を編製されないことを明文化したのである。この規定は、1914 年に改正さ

れた戸籍法から、“不分律”として削除された。

ここにおいて、戸籍に記載されるのは「日本人」のみであり、必ず一つの家に属し、一つの氏を持ち、一つの戸籍に登録されるという「一家一氏一戸籍」が「日本人」の原則となったわけである。

かくして戸籍は、身分関係登録、家の登録簿、国民登録（臣民簿）という三つの役割が明確となった。これにより、戸籍は“あるべき国民”としての精神を管理する“道徳律”としての役割をも担ったといえる。

2、戸籍による「差別」の再生産—国籍の内側に様々な境界線

日本における戸籍の本質は「臣民簿」とであると先に述べた。「臣民」はすべて日本国家の「家長」たる天皇の「赤子」として水平化され、包摂されるというのが、日本の「国体」の原理である。しかるに、戸籍は必要以上の個人情報網羅することにより、社会的な差別を誘起するものなる。

そうした例を次に挙げておこう（表 1 を参照）。
・アイヌ—壬申戸籍に「旧土人」と表記されることもあった。

・被差別部落民—壬申戸籍に族称として「元穢多」「新平民」なる記載がなされた例があった。

・婚外子—明治民法において「私生子」（父の認知

表 1 戸籍謄抄本の記載が廃止された主なプライバシー事項

事 項	廃 止 の 根 拠	
族称	平民	1938 年 6 月 29 日民事甲第 764 号司法省民事局長回答
	華族・士族	1947 年 4 月 16 日民事甲第 317 号司法省民事局長通達
「私生子」「庶子」の文字		1942 年 2 月 18 日民事甲第 90 号司法省民事局長通牒
「棄児」の文字		1928 年 9 月 22 日民事第 10395 号司法省民事局長回答
公設または私設の療養所または病院において出生または死亡した場合の病院等の名称		1941 年 6 月 5 日民事甲第 547 号司法省民事局長通牒 同年 7 月 22 日民事甲第 708 号司法省民事局長回答
刑務所において出生または死亡した場合の刑務所の名称、届出人または報告者の官職名		1926 年 11 月 26 日民事第 8120 号司法省民事局長通牒
犯罪に関する事項		1963 年 8 月 8・9 日岐阜県連合会戸籍事務戸籍協議会決議

出典：遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史』明石書店、2013、44 頁

を受けなかった子)、「庶子」(父の認知を受けた子)という法律用語で区別され、いずれも戸籍上の続柄では、嫡出子であれば「長男」「二男」となるが、婚外子は「私生子男」「私生子女」「庶男子」「庶女子」と記載された。

・「棄児」—戸籍上に「棄児」の語が記載されたり、父母欄が「不明」「不詳」と記載された。

その他、前科や、療養所・刑務所での出生などの情報が戸籍に記載された。

しかも明治31年戸籍法は、何人でも手数料を納付すれば戸籍の閲覧や謄抄本の交付を請求できるという戸籍公開の原則を規定した。これにより、警察・検察による犯罪捜査や、結婚や就職の際の身許調査などに戸籍が利用されるという弊害が生まれた。

差別的な記載が多かった壬申戸籍は部落解放運動団体などから公開の停止が求められていたが、1968年に法務省民事局長通達により封印され、閲覧できなくなった。さらに1976年の戸籍法改正(1976年法律第66号)により、戸籍簿・除籍簿の自由な閲覧は廃止された(ただし、職務上閲覧する必要がある場合は例外的に認められた)。

その後もプライバシーの権利を尊重する規範意識は高まりをみせ、2003年の個人情報保護法(2003年法律第57号)制定を受け、2007年の戸籍法改正(2007年法律第35号)では第三者による戸籍謄本等の交付請求が制限され、戸籍非公開の原則が強化された。それでもなお、戸籍に本籍や続柄を記載することは何の合理性もなく、差別を誘発するものであるとしてその廃止を求める声は少なくない。

「国民」としての包摂という建前と、「国民」内部での序列化・差別という本音。ここに戸籍の持つ両義性が看取できよう。

2、植民地朝鮮における戸籍制度の敷設

(1)「日本国籍」に緊縛された朝鮮人

明治以降、日本は欧米に倣って近隣のアジアに

侵出し、対外領土の獲得に乗り出した。台湾(1895年清より獲得)、南樺太(1905年ロシアより獲得。以下、「樺太」とする)に次いで、朝鮮は「大韓帝国」時代の1910年に日本に併合された。

ここで注意を要するのは、これら植民地と国籍法との関係である。1899年に制定された旧国籍法(1899年法律第66号)は、台湾には1899年6月、樺太には1923年4月に施行されたが、朝鮮のみ施行されなかった。同法は第20条に帰化を要件として日本国籍の離脱を認めていたが、朝鮮人は国籍法の適用を受けないことによってこの権利も奪われることとなった。

なぜ朝鮮に限り、このような扱いとなったのか。1925年11月に朝鮮総督府が作成した『第51回帝国議会説明資料』をみると、朝鮮に国籍法を施行しない主たる理由について次のように説明されている。

一旦彼等(朝鮮人—挿入、筆者)カ支那ノ国籍ヲ取得セムカ支那領土内ニ於テ排日運動ヲ起シ獨立運動ヲ試ムルモ我ニ於テ取締ノ途ナク、…国境方面ニ於テモ其ノ何レカ帰化鮮人ニシテ何レカ本来ノ朝鮮人タルヤヲ識別スルコト困難ナルヲ以テ「取締上ノ不便困難」ハ計リ知レズ、公ニ在満鮮人ノ帰化ヲ認メサルヲ得策トス¹⁾(傍点、筆者)。

ここで「在満鮮人」の言葉が示すように、朝鮮人の法的地位の帰趨が重視された地域が満洲である。なかんずく中国と朝鮮の国境地帯にある間島は、韓国併合以前から朝鮮人の移住が顕著な土地であった。

清国は19世紀末より間島の朝鮮人移民に対して「剃髮易服」などの同化を条件に「帰化」を促し、統合の圧力を加えていた²⁾。1905年の第二次日韓協約により、大韓帝国を保護国とした日本は、1909年に清国と「間島に関する協約」を締結し、間島在住の朝鮮人は清国の法権に服する代わりに居住権や土地取得権が保障されることを承認させた。これを機に間島は日本の満洲進出の足がかりとなり、朝鮮人は満洲権益を拡大していく尖兵として重要な役割を託されたのである。

当然ながら、中国からは在満朝鮮人は日本の満

洲侵出に利用されていると警戒された³⁾。第三国の米国人の眼にも、在満朝鮮人の存在は日本が権益の保護と称して満洲で軍事行動を展開するための有力な方便として映っていた⁴⁾。

その反面、間島は1919年の三・一独立運動に象徴される朝鮮独立運動の根拠地となっており、1920年10月には原敬内閣が「不逞鮮人」掃討を期して約1万人を出兵させるなど警戒に息抜けぬ地域となっていた。間島のような他国の領土において抗日的朝鮮人の取締りを徹底するには、取締まる対象が「自国民」であるとの法的根拠が不可欠であった。

要すれば、第一に、日本の領域主権の及ばない地域において抗日朝鮮人に対する日本の警察権を確保する。第二に、在満朝鮮人がもつ経済的権利を日本の権益として維持し、拡張していくため朝鮮人に対する外交保護権を主張する。この抑圧と保護という正反対の目的から朝鮮人を永続的に日本の属人的管轄権に服従させる手段として日本国籍に緊縛したのである⁵⁾。

朝鮮人は国籍上は同じ「日本臣民」とされたものの、国内法において生来の日本人（植民地獲得以前からの日本人）と区別する方策として採用されたのが、戸籍であった。

(2) 朝鮮戸籍の敷設－民籍からの「進歩」

一般に日本の植民地統治は、戦時体制における「皇民化政策」が強調されるため「同化主義」に基づいたものというイメージが強い。だが、日本政府は、植民地における性急かつ一律な同化主義の実行には慎重を期した。日本の法秩序や法文化と相容れない伝統や慣習が植民地に存在するのを観察し、内地の法制度を画一的に適用した場合の統治上の弊害を懸念したのである。

そこで植民地固有の民族的慣習に適合する特別立法の制定を認める法体制が敷設された結果、植民地は帝国日本における異法地域としての「外地」となった。

とりわけ家族法は民族や地域や宗教による相違が如実に表れる分野である。旧慣尊重主義に従い、

日本政府は植民地に内地の戸籍法を統一的に施行するのではなく、地域ごとに個別の戸籍法令を制定していった。

まず朝鮮では、日本の保護国であった1909年に身分登録として民籍法（隆熙3年法律第8号）が制定された。しかし、民籍は治安的観点から警察の戸口調査によって調製される簡易な内容であり、⁶⁾内地の戸籍に対応した制度ではなかった。そのため。現実的な問題として、内地人と朝鮮人の間で婚姻や養子縁組などがあった場合、朝鮮と内地の間における届出の連絡や入籍・除籍の処理に支障を招いた⁷⁾。

朝鮮の家族法として1912年3月に朝鮮民事令（1912年制令第7号）が公布され、朝鮮人の親族や相続等に関しては内地の法令をそのまま適用せず、朝鮮民事令の規定に基づいて内地の民法に「依る」処理を行う方式がとられた（法律の「依用と呼んだ）。これは朝鮮総督府によれば「朝鮮当時ノ現状ニ鑑ミ努メテ其ノ民度民情ニ適応セシメンコトヲ期シタルモノ」⁸⁾であった。

民籍法は1915年4月の改正により事務管掌が警察から府尹・面長に移されるなど事務体系の改善がはかられたものの、記載事項、申告の期間および義務等に関する規定が不十分であり、行政上の不便と紛争を生じていた。

民籍法の抜本的改正の必要を認めた朝鮮総督府は、1918年1月総督府内に「朝鮮民事令及民籍法改正調査委員会」を設置し、総督府官吏に加えて民間から朝鮮人も2名を委員に登用して立案の調査および審議を進めた。これを受けて1922年12月18日に朝鮮民事令改正により朝鮮戸籍令（1922年総督府令第154号）が公布され、翌年7月1日より施行された。朝鮮における戸籍事務は地方法院長および支庁上席判事が監督する（朝鮮戸籍令第2条）こととされ、はじめて朝鮮戸籍は司法行政事務として扱われるものとなった⁹⁾。

朝鮮戸籍令制定の趣旨は次のように説明された。

「内鮮トモニ其ノ社会制度ノ根底ハ、今尚家族制度ヲ固執シ、等シク儒教ノ影響ヲ受ケテ発達シ来

ツタノテアルカラ、親族及相続ニ関スル事項ニハ、内鮮一轍ニ出ツルモノ多々アルノミナラス、日韓併合以来多数内地人ノ来住シ、内鮮人共同ノ社会生活ヲ営ムニ至ツテヨリ、内地ノ制度風習頓ニ移植セラレ、之ニ同化融合シテ^{とみ}已ニ様ノ風習ヲ馴致スルニ至ツタモノ少クナイノテアルカ、朝鮮古来ノ慣習ニシテ幾分相違スルモノアルニシテモ、其ノ弊ノアルモノ又ハ特ニ之ヲ保維スヘキ理由ノ存セサル限りハ、ナルヘク之ヲ進歩セル新制度ニ改ムヘキテアル¹⁰⁾」(傍点、筆者)。

すなわち、将来は「進歩」した内地の家族制度に改める前提で、当面は朝鮮民族旧来の慣習・風俗を尊重するものとしたのである。警察的な戸口調査であった民籍に替わり、内地の戸籍法に準じた民事的制度としての朝鮮戸籍がここに誕生をみた。

(3) 朝鮮戸籍令の特色—日本戸籍に近づいた？

朝鮮の家族法は日本の戸籍制度に適合しえない特色をもっていた。そのため、朝鮮民事令では第11条により、朝鮮人の婚姻や養子縁組や協議離婚などの基本的な家族に関する事項については民法によらず「慣習ニ依ル」ものとされた¹¹⁾。例えば、明治民法において婚姻は一夫一婦制が法制化されたが、朝鮮人は一夫多妻制が認められ、「妾」は戸主の家族として戸籍に記載された¹²⁾。

なかんずく、日本が尊重に努めたのが、「姓」の文化である。

日本の家における紐帯とされる「氏」が家名であるのに対し、朝鮮において重んじられる「姓」は父祖の血統が永続的に継承される証しであり、終生不変とされた。加えて朝鮮においては「本貫」という祖先の出身地が重視され、同姓でも本貫を異にすれば同一の血統とは認められない。よって、「同姓異本」であれば婚姻が可能であった¹³⁾。つまりは「同姓同本不婚」が原則である。

また、同姓以外の者を養子として迎えることを禁じる「異姓不養」の原則も、祖先の祭祀を維持するのは祖先と同じ血を受けた者でなければならないという、「同宗同姓」の者を同類とする意識に

基づいている。要するに、同姓同本不婚と異姓不養は、ともに男系のみの血統を至上とする根本思想から生じているのである¹⁴⁾。

朝鮮総督府も「姓は家に附属せずして、血族的に一身に附属するものなり」として、朝鮮の姓のもつ固有性について尊重の姿勢をみせていた¹⁵⁾。朝鮮総督府法務局は1925年9月11日、奉天総領事からの「鮮人ハ内地人同様氏名ヲ改正シ得ルヤ」との照会に対して「朝鮮人ハ道知事ノ許可ヲ得テ改名ヲ為スコトヲ得ヘク朝鮮戸籍令第114条ニ依リ其ノ届出ヲ為スヘキモノナルモ姓ノ改正ハ認メス¹⁶⁾」と回答し、同年11月12日には「朝鮮人ノ改姓ハ誤称ヲ発見シタル如キ例外ノ場合ヲ除クノ外之ヲ認メス¹⁷⁾」とより具体的に回答している。夫婦の姓についても、朝鮮総督府法務局の先例では、民籍法時代の1916年4月に「女子ハ夫ノ姓ニ従フモノニ非ス¹⁸⁾」と回答している。

かかる方針から、朝鮮人の婚姻については、「同本同姓」の親族の間ではこれを禁止した¹⁹⁾。朝鮮総督府政務総監は民籍法時代の1921年12月に「朝鮮ノ慣習ニ於テハ同本同姓間ノ婚姻ヲ認メス、此ノ如キ者ノ間ニ為シタル婚姻ハ之ヲ無効トス」との回答を発している²⁰⁾。

養子縁組についても「異姓不養」の原則を尊重し、養子縁組の要件として、養子は養親と「同本同姓」であることを定めた。「同本同姓」はすなわち男系の血統を基礎とするものであり、その断絶を防ぐ趣旨からであった²¹⁾。したがって朝鮮人が内地人の養子になることはできるが、内地人ががは朝鮮人の養子になることは認められなかった²²⁾。

さらに、「附籍」も家族として戸籍に記載された。「附籍」とは、他家の者を戸主が寄食させ、他姓のまま同じ戸籍に入れる制度である。日本では壬申戸籍から導入され、「家族同氏」の原則を定めた明治民法により廃止されたが、朝鮮ではこれを認めたのである。

内地人と朝鮮人の間で婚姻や養子縁組といった身分行為があった場合は、内地人については内地の民法によって処理するが、朝鮮人については常に朝鮮の慣習法によるものとされた。

逆に、内地の戸籍制度のもつ原理原則のうち、朝鮮戸籍において適用されたものはそれほど多くない。

そのひとつが届出主義である。届出主義とは、当事者が届出て、それが戸籍に記載されてはじめて法的に有効となるという原則である。

朝鮮戸籍令では「届出ハ届出事件ノ本人ノ本籍地又ハ届出人ノ所在地ニ於テ之ヲ為スヘシ」(第33条)と規定され、婚姻、養子縁組、認知、協議離婚、就籍、分家、その他の民法上の行為について「戸籍記載ノ唯一ノ手段²³⁾」として届出が義務づけられた。

また、無戸籍者ないし本籍不明者が戸籍を創設する手続きである「就籍」についてである。民籍法では府尹または面長が漏籍の事実があった場合につき認定して就籍事務を取扱っていたので、誤認などにより二重本籍を生じるおそれがあったことから、朝鮮戸籍における就籍も内地と同じく裁判所の許可を受けることを要件とした²⁴⁾。

警察の戸口調査が主体であった民籍法から比べてみれば、個人の自主的な届出によって編製され、司法機関の審査を必要とする形式となった点で、朝鮮の戸籍制度は「近代化」したといえよう。

(4)「隠居」の扱いにみる内鮮戸籍の相違

さて、朝鮮戸籍における記載事項は、①戸主および家族の姓名、本貫、出生年月日 ②戸主の本籍 ③戸主または家族となった原因および年月日 ④前戸主の姓名、⑤戸主と前戸主および家族との続柄 などであった。戸主または家族が朝鮮貴族である場合は、その族称が記載された(朝鮮戸籍令第11条)。②の本籍というのは、本貫とは異なり、戸籍を編製する単位として新たに戸主に本籍を設定させたものである²⁵⁾。

これらのうち、注意を引くのは①である。日本の戸籍法では、戸主と氏を同じくする者が同じ戸籍に記載されるのであるから、家族の氏は省略される。一方、朝鮮戸籍では戸主だけでなく家族の姓をも記載するのである。これは前述のように、姓は他家に入っても変えることはないので、家族で

も別姓が生じるからである²⁶⁾。なお、姓をもたない者については、総督府は朝鮮戸籍令施行に伴って姓を創設させている²⁷⁾。

さらには、朝鮮民事令および朝鮮戸籍令には隠居の規定がなかった。そこには、朝鮮と日本との間で伝統的な「隠居」概念の相違があったと考えられる。

家長が老齢に達して心身の衰えが顕著になれば、家長の座を子(基本的に嫡長子)に譲る。これがすなわち隠居である。隠居は、日本独特の風習ととらえる向きもあるが、やはり古代中国に倣ったものである。法学者穂積陳重によれば、家長が生前に隠退することは古代のインドやヨーロッパにも広くみられた慣習であった²⁸⁾。

明治民法において隠居はあらためて法制化された。同法は第752条において、隠居が行われる条件として、①戸主が満60歳以上であること、②完全なる能力を有する家督相続人が相続の単純承認をなすこと、という二つの条件を定めていた。ただし例外的に、戸主が疾病により家政を執ることができない時(第753条)、戸主が本家を相続または再興しなければならない(同条)、戸主が婚姻などにより他家に入る時(相手が女戸主または家督相続人という場合。第754条)に隠居が認められた。

いずれの場合も隠居は戸主の自由意思に基づくものでなければならず、隠居志望者の居住地を管轄する裁判所の許可が必要であった。詐欺や強迫がはたらいて隠居が届け出られた場合は、隠居者または家督相続人から裁判所に取消しを請求できた。そして既述の通り、日本の戸籍は届出主義が原則である。裁判所の許可を得た隠居者と家督相続人は隠居届を市町村長(1914年以前は戸籍吏)に提出してはじめて隠居は有効となった。

ただし、女戸主が隠居する場合は年齢を問わない上に、裁判所の許可も不要であった(明治民法第755条)。女戸主はあくまで家督相続する男子がいない時の応急的な代行役にすぎなかったからである。

ここで一考すべきは、隠居という制度と儒教的

伝統との関係である。戸主が隠居の身分となれば、新たな戸主となった子の監督下に服するものとなる。これは、父子の関係を「孝」の道德観念によって絶対的な上下関係と定める儒教倫理からすれば、忌むべき状況となる。そもそも中国では「隠居」というと、俗世を離れて田舎や山林で静かに暮らすという「隠棲」の意味であり、日本のように家督を跡継ぎに譲るという意味はない。

したがって、隠居制度を採用しなかった点も、朝鮮に強く残る儒教的な家族観念を尊重したものと考えられる。

3、台湾と樺太の戸籍制度

旧慣尊重主義に基づき、日本は植民地の地域ごとに個別の戸籍制度を敷設していったことは前述した。ここで、朝鮮以外の植民地の戸籍制度について概観しておこう。

まず、樺太の場合である。

樺太は1906年の調査によれば、人口1万2361人のうち内地人が1万806人、アイヌを含む原住民が1291人²⁹⁾という数字が示すように、その住民構成において内地人の占める割合が圧倒的に大きいという特性があった。よって、樺太に在住する内地人の身分を把握する目的から、1907年より内地の民法が樺太に施行され、さらに外地としては唯一、1924年4月勅令第86号により内地の戸籍法が施行された。

だが、民法・戸籍法ともに、その適用は内地からの転籍者に限定され、原住民は「樺太土人戸口規則」（1908年樺太庁令第17号）が適用された。原住民の身分登録として「戸口簿」が編製された。家族法などの民事に関しては、慣例によって処理するものとされた⁴⁴

このうちアイヌは、内地人との同化が進んだものとして1932年12月「樺太アイヌ人ノ定籍ニ関スル件」（1932年司法省令第47号）により戸籍法が適用され、「内地人」に含まれることとなった。

それ以外のニブヒ、オロッコ、キーリン、サン

ダー、ヤクートの原住民は1932年8月の旧慣調査において、いまだに「原始的風習あること³⁰⁾」が認められるために同化は困難とみなされ、法令上「樺太土人」と総称された。「樺太土人」は前述の「樺太土人戸口規則」および同規則に替わって制定された1921年樺太庁令第25号に基づき、出生、死亡、婚姻といった身分関係は、樺太支庁、同出張所もしくは町村長によって「戸口簿」に登録された。

朝鮮、樺太よりも先に日本の植民地となったにもかかわらず、戸籍の整備が最も遅れたのが台湾である。

台湾が、1895年に清から割譲された後、日本は戸口調査を実施しようと試みたが、根強い原住民の抵抗が続いたため、戸籍の編製もままならなかった。

日本政府は植民地も含めて帝国全土における国勢調査を1905年に実施する運びであったが、日露戦争の長期化により成年男子が兵役のため大量に不在となっていた内地では実施を延期せざるを得なかった。そこで抵抗運動も沈静化した台湾においてのみ予定通り1905年10月1日に「第一次臨時戸口調査」として全島で国勢調査が実施された。

この調査結果を受けて、同年12月に公布された戸口規則（1905年総督府令第93号）及び戸口調査規程（1905年訓令第255号）に基づき憲兵や警察の手による戸口調査簿が編製された。

だが、日本の司法省は台湾の戸口調査簿をあくまで内地や朝鮮と同様の「戸籍」とは認めていなかった。そのため、内地人と台湾人が婚姻しようとしても、当事者の間で適用される法令が非対称であり、婚姻を成立させるための手続法も欠くため、内縁関係が増えるという弊害が生じた。これは「共婚問題」と呼ばれ、日本政府はその解決を迫られた。

漸進的に植民地の内地への同化を進めていく「内地延長主義」を掲げる原敬内閣の下、1923年1月より内地の民法が台湾に施行された³¹⁾。これを受けて1932年11月に「本島人の戸籍に関する件」（1932年律令第2号）、続いて1933年1月に「本

島人の戸籍に関する件」(1933 年台湾総督府令第 8 号) が発せられた。この二つの法令によって、従来の戸口調査簿は、司法・行政上も台湾人の「戸籍簿」として扱われるものとなった。これに対応して戸口規則も 1935 年 6 月総督府令第 32 号によって改正され、内地人・台湾人間の身分行為は、有効なものとして内地および台湾のいずれの戸籍にも反映されるようになった³²⁾。

そして 1932 年「本島人ノ戸籍ニ関スル件」(1932 年律令第 2 号) により台湾戸口調査簿は公式に台湾人の「戸籍」として扱われるものとなった。

ただし、「台湾戸籍」という呼称は、あくまで「本島人ノ戸籍」を指すものであった。「本島人」とは、台湾における普通行政区域の住民、すなわち漢族のことであり、それ以外の「蕃地」に住む原住民は「蕃人」と呼ばれた。「蕃人」の身分関係は「蕃社台帳様式」(1903 年勅令第 73 号) に基づく「蕃社台帳」に記録され、普通行政区域に生活するようになれば、「皇化」の証として台湾戸籍に登録された³³⁾。

台湾戸籍について留意すべきは、内地および朝鮮と異なり、戸籍の事務監督は一貫して郡守、警察署長といった警察権力の掌中に置かれてきた点である。これは、領有当初から原住民の抵抗に悩まされ、治安維持が統治政策において優先されてきたという事情も影響している。そもそも台湾総督府には、朝鮮総督府の法務局に相当する司法担当の独立部局が存在しなかった³⁴⁾。

なお、委任統治領である南洋群島と租借地である関東洲はいわば準領土であるが、日本の外地に

含まれるものとされた。よって、国内法上、両地域の住民は「外地人」と扱われたが、住民の戸籍については特別の法令は制定されなかった。そもそも両地域の住民は日本国籍を付与されていなかったため、対外的には「外国人」とであるという特殊な地位に置かれていた³⁵⁾。

かくして異法地域ごとに固有の戸籍法令が施行された結果、「日本臣民」のなかで内地籍・朝鮮籍・台湾籍・樺太籍という区分が生まれた。本籍がどこにあるかが「内地人」「朝鮮人」「台湾人」という「民族」の認証となったのであり、これが「民族籍」であった。その上で、本籍が外地にある者は「外地人」と総称された(表 2 を参照)。

そして、これらの地域の間で本籍を移動することは禁止された。例えば、1916 年 1 月、司法省法務局長は「朝鮮人其ノ他新附ノ民ハ内地ニ転籍分家又ハ一家創立ヲ為スコトヲ得ス³⁶⁾」(傍点、筆者)と回答していた。当時の法解釈においても「戸籍法は、内地人の法であり、朝鮮戸籍法規・台湾戸籍法規は夫々朝鮮人・台湾人の法であるかと言ふ様に戸籍法規は属人的性質を有すると同時に、内地人は内地に外地人は夫々外地に身分上専属すると言ふのが我が法制的根本主義であるから、地域相互の家籍乃至身分籍の混同と言ふことは許すべからざるものだと考へる」とされていた³⁷⁾。

つまり、内地－外地という異法地域の間で本籍を移動することを手段として「内地人」「朝鮮人」「台湾人」という民族の表示を変換することは許されなかったのである。

だが、異法地域間で戸籍処理の事務連携を円滑

表 2 「帝国臣民」の区分－戸籍を基準とした「民族」の境界 (1933 年以降)

	「民族」の区分		識別の基準	根 拠 法
内地人	日本人		内地戸籍	戸籍法（1872 年壬申戸籍～）
	樺太アイヌ（1933 年～）			
外地人	台湾人	本島人	台湾戸籍	戸口規則
		蕃人（高砂族）	蕃社台帳	蕃社台帳様式
	朝鮮人		朝鮮戸籍	民籍法・朝鮮戸籍令
	樺太原住民（アイヌ以外）		土人戸口簿	樺太土人戸口規則

にするための統一した手続法として制定された「共通法」(1918 年法律第 39 号)では、その第 3 条第 1 項に「^{ひとつ}一の地域の法令に依り其の地域の家に入る者は他の地域の家を去る」と定めた。ここでいう「地域」とは、同法第 1 条により内地(樺太も含む)、朝鮮、台湾、関東州又は南洋群島を指すものとされた。

つまり、婚姻、養子縁組、認知などによりそれらの地域をまたいで家(戸籍)を移動した場合は、入った家の人間となる。例えば、朝鮮人が内地人との婚姻により内地の家に入れば、内地人となるわけである。

血統よりも家が個人の属性を決めるという日本の家の原理が、帝国日本における「民族」の表示をも左右したのである。

4、満洲国における無戸籍朝鮮人―「日本人」の証明なき人々

(1) 満洲国の「国民」と民籍法

日本は、1931 年 9 月 18 日の「満洲事変」によって軍事占領した満洲地方に 1932 年 3 月 1 日「満洲国建国宣言」の発布をもって「独立国家」として「満洲国」(以下、「」は略)を成立させた。

満洲国の「国民」の法的な範囲をどうするかという問題は建国前後から持ち上がっていた³⁸⁾。独立国たることを内外に宣言する以上は「国民」の要件を定める国籍法が制定されて然るべきである。そこで満洲国国籍法案が 1932 年から 1936 年にかけて関東軍特務部、満洲国政府、南満洲鉄道(満鉄)経済調査会等によって立案された。

だが、特に日本人(内地人)については、満洲国に帰化させる(そうなれば旧国籍法第 20 条に基づき日本国籍を喪失する)か、日本国籍を保持させたまま満洲国との二重国籍を認めるかで議論がまとまらなかった。在満日本人の特権的地位をめぐる苦慮は、国籍法の核となる国籍取得の原則(血統主義か出生地主義か)の決定にも影響した³⁹⁾。

戸籍法についても満洲国では当初から制定が必

要と考えられていた。その第一の目的は「匪賊」の検索や摘発にあり、満洲国特有の治安情勢を反映したものであった⁴⁰⁾。

もちろん国内の住民を把握して「国民」の範囲を正すという戸籍本来の目的もあった。国際法学者・大平善梧は、1932 年 9 月に満洲国の司法部及び國務院に提出した「満洲国国籍法草案」において「満洲国ノ住民ノ範圍極メテ不明ナリ。・・・戸籍法ヲ施行セサル限り、本問題ノ解決ハ困難ナルヘシ⁴¹⁾」と述べ、満洲国で国籍法を制定するには、まず多層的な満洲国住民を識別するための戸籍法が不可欠とみていた。

とはいえ、家族慣習もさまざまに異なる民族から構成される満洲国において、統一した戸籍法を制定し、全住民に適用することは難儀であった。

そこで満洲国の応急的な身分登録として制定されたのが民籍制度である。1940 年 8 月 1 日に公布された「暫行民籍法」(康德 7 年勅令第 197 号)は、「慣習法としての国籍法の内容を鮮明にする方法を講ずること」および「民籍の作成を通じて国民意識を徹底させること⁴²⁾」を企図していた。民籍の登録対象について「満洲国ノ人民トハ国内ニ生活ノ本拠ヲ有スル日鮮漢滿蒙ノ建国ノ聖業参加ノ民族デアル⁴³⁾」とする立法方針は前述の建国宣言の文言を踏襲したものであった。

満洲国の民籍が戸籍と異なる点は、まず世帯を単位に編製される点である。既述のように、戸籍は戸主と氏を同じくする「家」を単位として編製され、居住関係は反映されない。だが、人口移動の激しい満洲国では居住関係の把握を重視して世帯が民籍の編製単位とされたのである。民籍法における「本籍」が居住地をもってすると規定されたのも、同じ理由からであった。

また、民籍の記載事項には、住所、種族、来満年月日などが含まれた。これも移民社会にして多民族国家であるという満洲国固有の事情を反映していた。

満洲国の日本人(内地人)および朝鮮人はそれぞれ内地、朝鮮にある本籍を保持したまま、民籍法に基づく新たな本籍を創設した。日本の戸籍法

は個人が複数の本籍をもつことを禁止していたが、満洲国を「外国」と扱うことで複本籍も認められたのである⁴⁴⁾。

だが、暫行民籍法は核心となる「満洲国国籍」の定義について何の規定も持たなかった。しかも、前述のように意思により外国籍を取得したら日本国籍を喪失するというのが日本国籍法の規定であるが、日本人は民籍への登録によって日本国籍を失うものとはされなかった⁴⁵⁾。これは、民籍が「満洲国国籍」と同義ではないということを意味していた。

満洲国は「独立国家」という看板を掲げながら、法的な意味での「国民」は存在しなかったわけである。

(2) 無戸籍朝鮮人への就籍奨励—あだ花に終わった「戸籍啓蒙運動」

国境を往来する個人の広域的な活動は、自由な移動をその発展の条件とする資本主義を近代世界における不可避的な結果であった。その意味で、人を本籍という居住地と必ずしも一致しない情報によって管理する戸籍は、そうした近代社会のダイナミズムに対応しきれない制度といえた。すなわち戸籍というのは、多様な人の移動を前提とする地縁型統合国家に適さない静態的な身分登録制度である。

戸籍制度の抱えるそうした矛盾を体現する存在

が無戸籍の朝鮮人であった。

間島に在住する朝鮮人は、その多くが民籍法の施行（1909年）以前に移住してきたため、朝鮮戸籍に登録されていない無戸籍者が顕著であった。

満洲国における無戸籍朝鮮人について、日本政府もその正確な人数は把握しえなかった。外務省の依頼を受けて在満日本領事館が1933年11月から1934年3月にかけて調査したところ、少なくとも44万人の無戸籍者が確認された。表3が示すように、その大部分はやはり間島に集中しており、同地の朝鮮人人口のおよそ8割にあたる30万人にのぼっていた⁴⁶⁾。

朝鮮人は日本国籍に緊縛されたことは既述したが、日本の領域外に移動した朝鮮人を監視する装置が戸籍でもあった。よって、朝鮮人に張りめぐらした戸籍の支配網に間隙が生じれば、既述した朝鮮人に国籍法を適用しない統治方針は骨抜きになる。けだし、無戸籍の在外朝鮮人は「日本臣民」たる証明をもたないのである。

そうなると、まず治安的にみて、無戸籍朝鮮人がその灰色の地位を利用し、中国国籍への帰化によって日本警察の管轄権を免れて抗日勢力に転じていく懸念があった⁴⁷⁾。そして、間島において朝鮮人がもつ土地所有権などの特権は日本の満洲統治において重要な利益であるが、身分証明のないままでは土地の取得や取引に支障をきたす。

在満朝鮮人の国籍問題は、治外法権とも絡み

表3 「在満無籍朝鮮人数領事館別調査状況」（1933年11月～1934年3月調査）

調査年月日	調査者	戸数（戸）	人口（人）
1933.11.20	在奉天蜂谷領事	13,700	74,000
1934.1.25	在間島永井総領事	60,000	300,000
1.31	在吉林森岡総領事	901	10,771
2.1	在齊齊哈爾内田領事	不明	不明
2.3	在安東岡本領事	7,000	36,000
2.5	在錦州後藤領事代理	不明	不明
2.8	在満州里泉領事代理	18	33
2.8	在赤峰清野領事	不明	不明
2.15	在哈爾濱森島総領事	4,000	14,000
3.9	在敦化草野副領事	333	1,853
3.14	在承德中根副領事	不明	不明
合計		85,952	436,657

注：合計は「不明」を除外したものである。

出典：「朝鮮の状況」『大野緑一郎文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵 R-133、139頁。

合っていた。1915年に日本が中華民国と締結した「南満洲及東部内蒙古ニ関スル条約」に基づき、「日本臣民」は満洲国において治外法権を有していた。だが、これでは満洲国の独立国家たる外貌が損なわれるという理由から、日本の治外法権は1936年から撤廃されることとなった。

この決定を受けて日本は無戸籍朝鮮人について、就籍させて「日本臣民」としての地位を適正化しようと乗り出した。まず1935年から朝鮮総督府・満洲国政府・外務省などが協同して戸籍事務講習会を実施した。

さらには在満朝鮮人民会が主体となって就籍手續解説書の発行、就籍を奨励するパンフレットの配布といった「戸籍啓蒙運動」を展開した。特に「在満無籍朝鮮人同胞に告ぐ」と題し、ハングルで3万枚印刷された宣伝文では、「在満帝国臣民を無籍の儘之を放任することは一等国民としての名誉を毀損すると共に朝鮮民衆の一大恥辱であります」という如く、朝鮮人の就籍は「帝国臣民」としての責務であり、また「内鮮一体」の実現に不可欠であることが強調された⁴⁸⁾。

だが、無戸籍朝鮮人が最も多い間島における就籍奨励事業が不振に終わったことが響き、1935年度の就籍許可申請約5,000件のうち就籍許可は約3,000件にとどまった⁴⁹⁾。「日本臣民」たる証明をもたない無戸籍朝鮮人がなお40万人以上も満洲国に存在していたのである⁵⁰⁾。

日満共同による一連の戸籍啓蒙運動は当局の思惑通りの成果を挙げることなく、あだ花を咲かせただけであった。

(3) 満洲国の無戸籍朝鮮人と創氏改名

さりとて朝鮮総督府は、無戸籍朝鮮人の問題を放置しておくわけにはいかなかった。総督府法務局は1937年6月、依然として無戸籍が多数にのぼる在満朝鮮人の管理について中央政府に対し、「朝鮮人ナリヤ否ヤニ付テハ形式的就籍ノ有無ノミニ依ラズ実質的ニ調査セラルル方針ヲ採ル様満洲国側ニ交渉セラレンコトヲ望ム」（傍点、筆者）として、戸口調査などの実態調査を重視することを満

洲国政府に指導するよう促していた⁵¹⁾。この訴えははしなくも、朝鮮戸籍が在満朝鮮人の身分把握に役立っていないことを朝鮮総督府自らが認めたものといえた。

東條英機内閣は1942年5月に1944年度から朝鮮人に対する徴兵制を実施すると閣議決定した。1942年9月28日に開かれた次官会議における陸軍次官からの提議をみると、朝鮮への徴兵制施行準備に関して「最モ難シイ問題ハ、朝鮮以外ノ地ニ在ル、朝鮮人ノ掌握デアリ」（傍点、遠藤）、その実態を毎年調査する必要を認めていた。だが、それも事務的に極めて難しいため、「結局ハ、戸籍ノ整備（無籍者ノ就籍）ト、寄留法ノ徹底トノ二点ニ帰スルト言フコトニ落付イタ⁵²⁾」のである。

内地では1914年に本籍以外の地に居住する者や無戸籍者を記録する寄留法（1914年法律第27号）が制定されていたが、同法は朝鮮に施行されなかった。そこで朝鮮総督府は1942年9月26日に朝鮮寄留令（1942年制令第32号）及び朝鮮寄留手續規則（1942年朝鮮総督府令第235号）を公布（同年10月15日より施行）した。これにより、朝鮮人で本籍外に居住する者、無戸籍者、本籍不明者は90日以上一定の住所を有する時、寄留届を出して寄留簿に登録されるべきものとされた。

さて、日本の朝鮮統治における戸籍政策の大きな画期をなすものといえ、1940年に実施された「創氏改名」である。

朝鮮総督府は1939年11月24日、「朝鮮民事令中改正ノ件」（1939年制令第19号）および「朝鮮人ノ氏名ニ関スル件」（1939年制令第20号）を公布し、「皇紀二千六百年」の節目となる1940年2月11日から6カ月にわたり「創氏改名」を実施することを指示した。当然ながら無戸籍者は創氏の対象外となる。そこで朝鮮総督府は無籍朝鮮人に対して就籍を斡旋し、創氏実施の機運と圧力に乗じて朝鮮人の戸籍管理を徹底しようと図った。

総督府法務局は1940年4月22日付で各法院に向けて「未就籍朝鮮人ノ氏設定及名変更ニ関スル件」を通牒した。ここで無戸籍朝鮮人について、創氏届出期間中は従来の姓名をもって就籍許可を申

請させ、許可後の就籍届において「其ノ選定シタル内地人式氏名」を用いてよいが、「其ノ際ニハ従来ノ姓名ヲ附記スルコト」⁵³⁾を命じた。

やはり懸念材料は無戸籍の在外朝鮮人であった。朝鮮総督府は「在満支朝鮮人ノ一部ニ於テハ其ノ生活環境ヨリシテ内地人式氏名ノ必要ヲ早クカラ痛感シ居タル次第」から、1939年11月の創氏関係法令公布を受け、ただちに外務省、在外公館、総督府派遣員等を通じて「該法令ノ解説書、手続書式等印刷物類数万部ヲ在外朝鮮人関係方面ニ配布シ之ガ趣旨ノ周知徹底ヲ図ルト共ニ、特別ニ講師ヲ派遣シ満支各地ニ於テ巡回講演会ヲ開催シ趣旨ノ普及徹底並ニ手続其ノ他ニ付懇篤ナル指導ヲ為サシメタリ」⁵⁴⁾という如く、在満朝鮮人に対する創氏の徹底に余念がなかった。

そのためにも在満朝鮮人の無戸籍者に対して早急に就籍を促さねばならず、朝鮮総督府は1939年度において「就籍事務便覧」1万2000部を作成し、在満朝鮮人に配布した。さらに、創氏の実施に際し「本件ニ関シ関係方面特ニ在満朝鮮人中各地ノ有力者ニ協カト促進トヲ懇談スル等種々画策シ」、在満日本大使館の兵事員向けに戸籍事務の講習会や研究会を開催するとともに、「満洲国政府機関及協和会ニシテ漸次本問題ノ解決ニ熱意ヲ示シ実行ニ取掛レル向モ各地ニ現ハレ」ていたことから、在満朝鮮人の就籍および創氏について相当の成績を期待していた⁵⁵⁾。

だが、その反面において「在満朝鮮人ノ大部ヲ占ムル農民特ニ奥地僻陋ノ地ニ在住スル無智文盲ノ鮮農等ハ依然無関心ノ状態ニ在リ、之等ニ就籍及氏制度ノ必要性ヲ理解セシメ、彼等ガ進ンデ自身手続ヲ履行スル様望ムガ如キハ、如上ノ対策ノミヲ以テシテハ、自然ノ成行ニ委スルト何等ノ相違ナク遂ニ百年河清ヲ待ツニ等シト称スルモ過言ナラズ」⁵⁶⁾と焦燥をあらわにしていた。

こうして日本政府は満洲における無戸籍朝鮮人の根絶にさまざまな手を尽くしたが、期待に沿うだけの成果は得られずに終わった。とはいえ、内地においてさえ戸籍をもたない「日本国民」はとめどなく現れており、それは、そもそも戸籍が日

常生活に利便をもたらすものではなかったからである⁵⁷⁾。まして、支配権力が唱道した「戸籍」のもつ規範や徳義も、大日本帝国の領域外に生きる在満朝鮮人の「皇民」意識を湧起するだけの力ではなかったのである。

おわりに

国家による個人情報の管理を主眼とする戸籍政策は、いきおい家族政策、身分政策、治安政策の縮図となる。

とりわけ植民地統治という文脈においては、朝鮮の伝統的な家族制度をどこまで内地の戸籍制度に適合するような形に作り変えるか、あるいは極力「旧慣尊重主義」に立ち、従来の形を維持させるか。ここが日本当局にとって熟慮を要する争点であった。

日本からみて、朝鮮に残る封建的な身分制度や前時代的な家族慣習法に改廃のメスを入れることは「近代化」と呼びうる反面、宗主国による植民地の「内地化」であり、「同化」でもある。だが、姓・本貫の存続や隠居制度の不採用にみられるように、日本政府は朝鮮戸籍において同化主義を貫徹することは差し控えた。

朝鮮統治において日本が実施した戸籍政策は、日本の植民地統治における同化主義のもつ隘路を如実に示すものである。同化主義を推し進めるならば、その帰結はすべての「帝国臣民」の戸籍を一元化して管理することとなる。だが、これは日本人の血統的優位性を顕示し続ける上で阻害要因となるという認識が日本政府の底流にあったと考えられる⁵⁸⁾。

朝鮮を「大日本帝国」の領土としては征服しても、そこに根づく家族の慣習までは征服しえなかった。それはまた、そもそも戸籍という制度が倫理的な役割はともかく、現実的な役割としては卑小でしかなかったことの証左でもあろう。

注

- 1) 朝鮮総督府外事課『第 51 回帝国議会説明資料』国立公文書館所蔵 2A - 34 - 7 単 2351.
- 2) 遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍満州、朝鮮、台湾』明石書店、2010、60 - 61 頁。
- 3) 王検「東三省日本移民の過去と将来」『東方雑誌』第 30 巻第 17 号、1933 年 9 月 1 日、47 頁。
- 4) Walter M. Holmes, *An eye-witness in Manchuria*, London : M. Lawrence, 1932 p.3
- 5) 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』、第 1 章第 2 節参照。
- 6) 野村調太郎『朝鮮戸籍令義解』松山房、1923、16 頁。
- 7) 例えば、内地人女子が朝鮮人男子と結婚した場合、朝鮮の民籍には記載されるが、内地の戸籍からは除かれる扱いであった。第 31 回帝国議会衆議院「戸籍法改正法律案外三件委員会」第 6 回（1914 年 3 月 4 日）における荒井賢太郎政府委員（朝鮮総督府）の答弁。『戸籍法改正寄留法制定理由』法律新聞社、1914、41、134 頁。
- 8) 朝鮮総督府編『朝鮮総督府施政年報 大正 11 年度』朝鮮総督府、1937、396 頁。
- 9) 朝鮮総督府中樞院『朝鮮の姓名氏族に関する研究調査』朝鮮総督府中樞院 1934、36-39 頁
- 10) 『朝鮮総督府施政年報 大正 11 年度』、287 頁。
- 11) 1922 年の朝鮮民事令改正においては、朝鮮人の親族・相続に関する事項への民法適用については、婚姻年齢、裁判上の離婚、認知、相続の承認など手続的な分野に限定され、婚姻（年齢以外）、養子縁組、協議離婚、離縁などに関する事項は依然として慣習によるべきものとされた。野村調太郎『朝鮮戸籍令義解』、288 頁。
- 12) 吉武繁『朝鮮親族慣習法要論』巖松堂書店、1931、174 頁。
- 13) 同右、144-145 頁。
- 14) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七、34 - 35 頁。
- 15) 朝鮮総督府中樞院、前掲書、78 頁。
- 16) 1925 年 9 月 11 日朝鮮総督府法務局長回答。馬場社編纂『朝鮮親族相続慣習法総攬』大阪屋号書店、69-70 頁。
- 17) 同右、36-39 頁
- 18) 同右、70 頁。
- 19) 1916 年 4 月 27 日司法部長官回答。同右、68 頁。
- 20) 野村前掲書、342 頁。
- 21) 1921 年 12 月 3 日釜山法院宛政務総監回答。『朝鮮親族相続慣習法総攬』、128 頁。
- 22) 同右、291 頁
- 23) 1921 年 12 月 28 日民事第 4031 号司法省民事局長回答。霜山精一編『親族相続先例類纂』巖松堂書店、1931、229 頁。 実方正雄『共通法』日本評論社、1938、46 頁。
- 24) 実方正雄『共通法』日本評論社、1937、20 頁。
- 25) 野村、前掲書、152 頁。
- 26) 『朝鮮総督府施政年報 大正 11 年度』朝鮮総督府、404 頁。
- 27) 朝鮮戸籍令に基づいて設定された本籍は、民籍法における本籍を引き継いだものが多かったようであるが、民籍法施行時代に本籍をもたなかった者は就籍届によって新たに本籍を創設すべきものとされた。野村、前掲書、47 頁。
- 28) 同右、64-65 頁。
- 29) 朝鮮総督府中樞院、前掲書、78 頁。
- 30) 穂積陳重『隠居論』哲学書院、1891、42-64 頁。
- 31) 外務省条約局編『外地法制誌 第 7 部 日本統治下の樺太』外務省、1969、p.5.
- 32) 生駒高常「内台人共婚問題と樺太土人戸籍問題」『拓務時報』第 22 号、1933 年 1 月、19 頁。生駒は当時の拓務省管理局長である。
- 33) だが、台湾人同士の親族及び相続に関する事項については民法の規定によらず慣習によるものとされた。遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』、160 頁。
- 34) 遠藤正敬『戸籍と国籍の近現代史－民族・血統・日本人』明石書店、2013、185 頁。
- 35) 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』、163 - 165 頁。
- 36) 1896 年の民政移行により台湾総督府の民政局内に法務部が設置されたものの、1924 年の行政整理によって総督府官房内の一課である法務課に縮小され（課長 1 人、属 7 人）、昇格することはなかった。同右、163 頁。
- 37) 同右、132 頁。
- 38) 坂本斐郎編『外地邦人在留外人戸籍寄留届書式並記載例類纂』明倫館、1938、513 頁。
- 39) 実方、前掲書、p.51.
- 40) 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』、第 3 章第 1 節参照。
- 41) 同右、第 3 章第 2 節。
- 42) 同右、第 4 章第 1 節の 1。
- 43) 大平善梧「満洲国の国籍問題」東京商科大学国立学会編『東京商科大学研究年報 法学研究』第 2 号、1933、306 頁。
- 44) 新関勝芳「民籍事務の監督に就て」『法曹雑誌』第 8 巻第 5 号、1941 年 5 月、22 頁。
- 45) 満洲国司法部参事官室『暫行民籍法要綱解説（康德 7 年 8 月 8 日）』出版地不明、1940。頁記載なし。
- 46) 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』、299-300 頁。

- 47) 遠藤『戸籍と国籍の近現代史』、259-260 頁。
- 48) 遠藤正敬「満洲国における朝鮮人の就籍問題－治外法権撤廃と無籍朝鮮人対策－」『アジア経済』第 52 号、2011 年 10 月、46 頁
- 49) 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』、第 1・2 章参照。
- 50) 遠藤「満洲国における朝鮮人の就籍問題－治外法権撤廃と無籍朝鮮人対策－」、57 頁。
- 51) 同右、57-58 頁。
- 52) 同右、58 頁。
- 53) 「朝鮮の状況」『大野緑一郎文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵 R-133、127 頁。
- 54) 1940 年 4 月 22 日付各地法院長及市庁ノ上席又ハ一人ノ判事補宛法務局長通牒。『司法協会雑誌』第 19 巻第 5 号、1940 年 5 月、47 頁
- 55) 司法省民事局「内地及樺太在住朝鮮人ノ男子ノ戸籍及寄留整備関係書類」『公文類聚 第 66 篇 昭和 17 年 第 15 卷 官職 11・官制 11 【海軍省】』国立公文書館所蔵 2A-12- 類 2573。
- 56) 総督府総督官房文書課外務係「第 84 回帝国議会説明資料 1 昭和 18 年 12 月」『帝国議会関係雑件 説明資料関係』第 34 巻、外務省外交史料館所蔵 [A.5.2.0.1-3]。
- 57) 「朝鮮の状況」、123 - 124 頁。
- 58) 同右、124 頁。
- 59) 遠藤正敬『戸籍と無戸籍－「日本人」の輪郭』人文書院、2017 年参照。
- 60) 遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』、184 - 187 頁。

特集 2

相続実務からみた在 日韓国・朝鮮人の身分 登録



姜信潤（司法書士）

1. はじめに

2019 年末で、日本の在留外国人は約 293 万人、韓国籍は 44 万 6 千人、在留資格の内訳は特別永住者¹⁾ 28 万 1 千人、中長期在留者²⁾ は 16 万 5 千人、その内永住者は 7 万 2 千人であり、朝鮮籍は 2 万 8 千人、そのうち特別永住者は 2 万 7 千人である³⁾。また、2017 年末までの韓国籍、朝鮮籍の帰化者数は 37 万 1 千人である⁴⁾。

ここでは、おおむね戦前、敗戦前後から日本に居住し、「特別永住者」の在留資格を持つ在日韓国・朝鮮人（以下、在日という。）の相続実務の中で、在日が死亡し相続が開始した場合、それに適用される法律とその相続関係確定のための身分登録証明の収集等を中心に述べる。

2. 在日の相続に適用される法律（準拠法）

（1）外国人である在日の相続が開始した場合に適用される法律（準拠法）

外国人である在日が死亡し、相続が開始した場合等の涉外的法律関係の場合、それに適用される法律である準拠法を採さなければならない。その準拠法を決定するため各国は国際私法という法律を定めている。日本には、国際私法規定として「法の適用に関する通則法」（以下、「通則法」という。）が定められている。

通則法 36 条は「相続は、被相続人の本国法による。」と規定している。「被相続人の本国法」とは、その死亡当時における本国法であり、死亡当時における本国法とは、被相続人が死亡当時国籍を有していた国の法とされている⁵⁾。

在日の相続については被相続人の本国法が適用されることになるが、その本国法の決定をめぐっては様々な議論がある⁶⁾。

実務上は、住民票あるいは外国人登録上（被相続人が 2012 年 7 月 8 日以前に死亡している場合）の国籍欄が「韓国」の場合はおおむねその本国法は韓国法と判断してよいと思われる。しかし、国籍欄が「朝鮮」の場合はその本国法を北朝鮮法と断定することについては慎重な対応を要する。法務局の取扱い、被相続人が朝鮮籍の場合、申請人が本国法は北朝鮮法と主張しないかぎり韓国法を適用すると思われる⁷⁾。

また、通則法 41 条に「当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。」とする反致規定がある。「その国の法」とは、その国の国際私法である。例えば、本国法が韓国法である被相続人の場合、まず韓国の国際私法を見る必要がある。この場合、韓国の国際私法が「相続は、被相続人の常居所地法による。」として被相続人の常居所地である日本法を指定していれば、準拠法はこの反致により結局日本法になることになる。

(2) 本国法が韓国法の場合

韓国国際私法 49 条 1 項は「相続は死亡当時被相続人の本国法による。」としているが、同条 2 項では以下のように遺言による準拠法の指定方法を定めている。

「被相続人が遺言に適用される方式によって、明示的に次の各号の法中いずれかを指定するときは、相続は、第一項の規定に拘わらずその法による。

1. 指定当時被相続人の常居所がある国家の法。ただし、その指定は、被相続人が死亡時まで、その国家で常居所を維持した場合に限り、その効力を有する。

2. 不動産に関する相続に対しては、その不動産の所在地法」

したがって、本国法が韓国法の被相続人が「遺言に適用される方式」⁸⁾の遺言で「相続の準拠法は日本法による」と常居所地⁹⁾の法である日本法を指定し、死亡時まで日本に常居所を維持した場合は、2. (1) で述べた反致によりその相続は日本法が適用される。

遺言による準拠法の指定がない場合は、通則法 36 条により相続は韓国法が適用される。

(3) 本国法が北朝鮮法の場合

国際私法上、日本の通説、判例は北朝鮮のような未承認国の法律も準拠法になりうるとしている¹⁰⁾。

北朝鮮の国際私法規定「北朝鮮対外民事関係法」45 条 1 項は「不動産相続については、相続財産のある国の法を、動産相続については、被相続人の本国法を適用する。ただし、外国に居住しているわが国公民の動産相続については、被相続人が最後に居住していた国の法を適用する。」と規定している¹¹⁾。したがって、本国法が北朝鮮法の被相続人が日本に居住し不動産や動産を残して亡くなった場合は、北朝鮮の国際私法が日本法を指定する場合にあたり、2. (1) で述べた反致により不動産、動産の相続はともに日本法が適用される。

3. 在日の身分登録証明

準拠法が確定して、次にその準拠法に基づき被相続人の相続人を確定する必要がある。

法務局に相続登記申請する場合、金融機関に預金の引き出し手続きをする場合等では、被相続人が出生から死亡するまでの相続人を確定するための身分登録証明の提出を要請される。

(1) 家族関係登録法

韓国は 2005 年の民法改正による戸主制の廃止に伴い、それまでの日本と同様の戸籍制度を抜本的に変革し、2008 年 1 月 1 日家族関係の登録等に関する法律 (2007・5・17 法律 8435 号) (以下、家族関係登録法という。)を施行した。身分登録簿はそれまでの戸籍簿から個人別編製方式の家族関係登録簿 (以下、登録簿という。)に変更された¹²⁾。

登録簿の登録事項は下記の 5 つの証明書 (以下、登録事項別証明書という。)別に一般証明書と記録をより詳細に記載する詳細証明書が発給されている (同法 15 条 1 項)。

1. 家族関係証明書
2. 基本証明書
3. 婚姻関係証明書
4. 養子縁組関係証明書
5. 親養子縁組関係証明書

登録事項別証明書を発給請求できる者は、本人、又は本人の配偶者、直系血族であり、これらの者から委任を受ければ代理人からも発給請求できる (同法 14 条 1 項)。

受任すれば司法書士も駐日韓国領事館等の窓口等で発給請求できる¹³⁾。

なお、5. の親養子縁組関係証明書の発給請求要件は限定されている (同法 14 条 2 項)。

(2) 身分登録証明書収集の実際

登録事項別証明書は、2008 年 1 月 1 日以降の身分関係証明である。それ以前の相続関係確定には、改正前戸籍法時代の除籍簿謄本等の収集が必要と

なる。改正前の旧戸籍法上の除籍簿謄本も発給請求ができる（家族関係登録法附則4条）。

被相続人が在日の場合、その配偶者が日本人や相続人が帰化している場合が多い。

例えば、配偶者や子らに被相続人である父の韓国の本籍地（登録基準地）を尋ねても、「わからない」と返答する人も多く¹⁴⁾、被相続人の家族関係登録簿や除籍簿が検索できない場合がある。このような場合は、法務省出入国在留管理庁に対して「死亡した外国人に係る外国人登録原票の写し」の交付請求をすることになる¹⁵⁾。「外国人登録法」（昭和27年法律第125号）（以下、旧外登法という。）は2012年7月9日に廃止され¹⁶⁾、同日「外国人住民票」が創設された¹⁷⁾。旧外登法上の外国人登録原票（以下、原票という。）は、同法の廃止に伴いそれまで保管されていた各市区町村から法務省に送り返されたので、原票の写しを取り寄せ、それに記載されている韓国の本籍地（登録基準地）を確認する必要があるからである¹⁸⁾。

(3) 在日の身分登録の歴史的変遷

被相続人の韓国の本籍地（登録基準地）が判明して、韓国の登録事項別証明書や除籍簿謄本等を収集しても、そこに相続人の一部が登載されていない場合も少なくない。なぜそのようなことが起こるのか、在日の身分登録の変遷にそって述べていく。

a 植民地時代の身分登録（戸籍）

1910年「韓国併合条約」により日本は韓国を植民地とした。当時の朝鮮人は、国際法上日本国籍を取得したとされた。しかし、「共通法」（大正7年法律第39号）¹⁹⁾により、内地に居住する朝鮮人も含めて朝鮮以外の他の法域への婚姻、養子縁組等の身分変動以外による移動はできなかった²⁰⁾。

韓国では、近代的な戸籍法として「民籍法」（1909年法律第8号）が1909年に施行され、1923年に「朝鮮戸籍令」（大正11年総督府令154号）が施行された²¹⁾。朝鮮戸籍令により、朝鮮人は、「朝鮮戸籍」に登録され、内地に居住する者も含めて、内

地人との身分行為による内地戸籍への入籍はできたが、内地戸籍への転籍、就籍はできなかった。

当時、内地の朝鮮人が身分行為等により朝鮮戸籍の記載事項に変更が生じた場合は、日本の市町村から朝鮮の本籍地に戸籍変更届出書が送付されていた²²⁾。

1940年2月11日「朝鮮民事令」（明治45年制令第7号）（昭和14年制令第19号）により、朝鮮人の姓制度を日本式の氏制度に変更する創氏制度「創氏改名」が施行された²³⁾。

b 戦後の身分登録（戸籍）

1945年、日本の敗戦により朝鮮等の植民地に対する実効支配は終了し、事実上「共通法」体制が終わり、内外地間の戸籍交流が停止された²⁴⁾。

韓国では、「朝鮮姓名復旧令」（1946年軍政法令第122号）により創氏制度が無効とされ、戸籍上朝鮮の姓名が復旧した²⁵⁾。しかし、韓国は朝鮮戸籍令による戸籍制度を「大韓民国戸籍法」（1960年法律535号）が施行するまで利用した。その後、日本との国交回復（1965）後、在日韓国人等の在外国民の戸籍整理等をする目的で、「在外国民の就籍・戸籍訂正及び戸籍整理に関する臨時特例法」（1973年法律第2622号）（以下、戸籍整理に関する臨時特例法という。）を施行した²⁶⁾。

c 戦後の身分登録（外国人登録と戸籍整理）

1947年5月2日、外国人登録令（昭和22年勅令第207号）が施行され²⁷⁾、その後、平和条約の発効日（1952. 4. 28）に外国人登録法（昭和27年法律第125号）が施行された²⁸⁾。当初、在日の外国人登録上の国籍欄は大部分が「朝鮮」であった²⁹⁾。その後、1965年日本は、韓国と国交回復し、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」（1965年条約28）を締結し、それまでの在日の不安定な在留資格³⁰⁾について申請による永住許可（協定永住権）を「在日韓国人」（韓国国籍保有者）に付与するとした。そのため、この「協定永住権」を取得するため、外国人登録上の国籍欄をそれま

での「朝鮮」から「韓国」に変更する人が続出した³¹⁾。

日本政府の見解では、外国人登録上の国籍欄の「韓国」は国籍としているが、「朝鮮」は国籍ではないとしている³²⁾。

在日の相続人の中には外国人登録上の国籍欄³³⁾が、「韓国」となっている相続人以外に「朝鮮」となっている相続人がいる場合もある³⁴⁾。韓国の「戸籍整理に関する臨時特例法」が適用される人的範囲は、在外国民である韓国国民として在外国民登録法により登録されたものとされているので（同法2条1項）³⁵⁾、戦後生まれの朝鮮籍の人は在外国民登録がされていないので、韓国の戸籍整理ができずに韓国の除籍簿等には記載されていない場合が多い。しかし、戦前生まれの朝鮮籍の人は戦前の内外地間の戸籍交流により³⁶⁾、戦前の韓国の除籍簿にそのまま記載が残っている場合がある。また、韓国籍の人も日本の役場に婚姻や出生等を届出しても、日常生活上必要ないとのことから領事館への申告をしていない人が少なからず存在する。

(4) 相続関係調査のための日本戸籍法上の届出書類

これらのことから、被相続人の戸籍謄本等を収集しても相続人全員が記載されていない場合や正確に整理されていない場合も多い。そこで戸籍上に記載されていない相続人確定の補強資料として重要な意味を持つのが、日本の役場に届出された婚姻届や出生届等の記載事項証明書である（戸籍法48条、同法施行規則50条）³⁷⁾。それらを利用して被相続人との婚姻関係や親子関係を確認することができる³⁸⁾ ³⁹⁾。

4. おわりに

以上、在日の相続実務は、様々な事案について、その準拠法の確定に始まり、国籍、植民地時代の戸籍、解放後の戸籍、日本法務省の通達、外国人登録、韓国の身分登録、日本の戸籍法上の届出等

の歴史的変遷を把握し、それらを整理し結び合わせる作業であるといえる。

注

- 1) 1991年「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（入管特例法）（平成3年法律71号）が施行された。それまで戦前から日本に居留していた旧植民地の出身者及びその子孫で日本国との平和条約（1952年条約5号）の発効の日1952・4・28に日本国籍を喪失した人々の在留資格は、協定永住、特例永住等に細分化されていたが、入管特例法3条により①昭和27年法律126号2条6項の規定により在留する者②「協定永住」許可を受けている者③「特例永住」許可を受けている者④「平和条約関連国籍離脱者」の子の在留資格をもって在留する者。これらに該当する者は「特別永住者」とされ日本に永住できるとされた。また、入管特例法施行後日本で出生したこれらの者の子孫は、出生日から60日以内に法務大臣に申請すれば当然に「特別永住者」となり（同法4条）、「平和条約関連国籍離脱者」及びその子孫で、「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格を持つ者も法務大臣に申請すれば当然に「特別永住者」となるとされた（同法5条）。なお、「特別永住者」には「特別永住者証明書」が交付されている（同法7条）。
- 2) 日本に在留資格をもって在留する外国人のうち、3か月以下の在留資格が決定された者、短期滞在の在留資格が決定された者、外交又は公用の在留資格が決定された者等以外の在留資格が決定された者を「中長期在留者」と規定し、「中長期在留者」には「在留カード」が交付されている「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令319号）19条の3、同法施行規則19条の5。
- 3) 法務省在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表 http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html
- 4) 日本司法書士会連合会渉外身分登録検討委員会2019:151〔金山幸司、金勇秀、西山慶一作成〕。
- 5) 山田2003:568。
- 6) 在日の本国法の決定については、〔趙2019:67-72〕に詳細に解説されている。〔趙2019:69〕では、「具体的には、当事者の本国における出身地や本籍地（登録基準地）が韓国の支配地域にあるか北朝鮮の支配地域にあるかという点や、交流する親族がいずれの地域に所在しているかという点、日本で所属していた民族団体が韓国政府と密接な在日本大韓民国民団（韓国民団）なのか、北朝鮮

政府と密接な在日朝鮮人総連合会(朝鮮総連)なのかという点、そして、外国人住民票の国籍・地域欄の表記が「韓国」か「朝鮮」かや「朝鮮」から「韓国」に変更した事実があるか、などを総合して決定することになる。」としている。

- 7) 日本政府は以下の政府見解で国籍欄「韓国」は国籍としているが国籍欄「朝鮮」は国籍ではないとしている。

政府見解(昭和40.10.26)「外国人登録上の国籍欄の「韓国」あるいは「朝鮮」の記載について」は、「在日朝鮮人は、もと朝鮮戸籍に属し、日本国内に居住していたまま日本国籍を失い外国人となった特殊事情から、旅券またはこれに代わる国籍証明書を所持していないので、便宜の処置として「朝鮮」という名称を記載したものである。この意味において、「朝鮮」という記載は、かつて日本の領土であった朝鮮半島から来日した朝鮮人を示す用語であって、何ら国籍を表示するものではない。ところが、それらの者の中から「韓国」(又は大韓民国)への書換えを強く要望してきた者があるので、本人の自由意思に基づく申立てと、その大部分には韓国代表部発行の国民登録証を提示させうえ「韓国」への書換えを認めた。このような経過によって「韓国」と書き換えたものであり、しかもそれが長年にわたり維持され、かつ実質的に国籍と同じ作用を果たしてきた経緯等にかんがみると、現時点から見ればその記載は大韓民国の国籍を示すものと考えざるをえない。」としている。外国人登録事務協議会全国連合法令研究会1993:30-31。

- 8) 「遺言に適用される方式」とは韓国国際私法50条3項の「遺言の方式」の準拠法に関する法律で定める遺言の方式であり、下記の法律のいずれか一つに適合すれば有効となる。

1. 遺言者が遺言当時又は死亡当時国籍を有する国家の法。
2. 遺言者の遺言当時又は死亡当時の常居所地法。
3. 遺言当時の行為地法。
4. 不動産に関する遺言の方式に対しては、その不動産の所在地法。

- 9) 「常居所」について韓国大法院は、2007年家族関係登録例規33号(2015年改正同例規427号)3.で「常居所とは事実上の生活の中心地で一定の期間持続した場所」とし、そのナ、外国における常居所の認定(1)事件本人が韓国人の場合、「事件本人が当該国家で適法に5年以上継続して滞在している場合にはその国家に常居所があるものとみなす。ただし、事件本人が、①二重国籍者の場合で我が国以外の国籍国、②永住資格を有する国家、③配偶者又は未成年者の養子として滞在

している場合にはその外国人配偶者又は養親の国籍国において、1年以上継続して滞在していればその滞留国家に常居所があるものとする。」としている。日本司法書士会連合会渉外身分登録検討委員会2019:134-135〔西山慶一仮訳〕。

- 10) 櫻田=道垣内2011:266-268〔国友明彦執筆〕。
- 11) 趙2019:76、北朝鮮法上の「居住」の概念については〔趙2019:77-78〕。
- 12) 登録簿は電算情報処理組織によって、入力・処理された登録事項に関する電算情報資料を、登録基準地(それまでの旧戸籍法上の本籍地に該当するが自由に変更できる。)によって個人別に区分して作成するとされている(家族関係登録法9条、10条、家族関係の登録等に関する規則4条)参照。
- 13) 駐日韓国大使館をはじめ、札幌、仙台、新潟、横浜、名古屋、大阪、神戸、広島、福岡の駐日各領事館のホームページで「家族関係登録業務」と検索すると発給請求の方法等が掲載されている。
- 14) 在日社会も既に一世から二世、三世、四世へと世代交代している。本国との関りをもって生きている人もいるが、日本で日常生活を送っており、本国との関係も希薄化して帰化している人も多い。したがって、日常生活で韓国の本籍地を意識する場面はほとんどないのが現状であろう。
- 15) 法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/hisho/bunsho/hisho02_00016.html で外国人登録原票に係る開示請求の方法と死亡した外国人に係る外国人登録原票の写しの請求方法について開示している。
- 16) 「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)第4条。
- 17) 「住民基本台帳法」(昭和42年法律第81号)第30条の45参照。
- 18) 旧外登法上、原票の記載事項中①「国籍の属する国における住所又は居所」(4条7号)は在日韓国人の場合は韓国の本籍地(登録基準地)を記載しているので、原票の写しを請求して被相続人の本籍地(登録基準地)を確認することになる。ただし、この本籍地が全て戸籍上の本籍地(登録基準地)と一致するわけではない。なお、原票の記載事項はこの他に②「国籍」(4条6号)、③「出生地」(4条8号)、④「居住地」(4条15号)、⑤「申請に係る外国人が世帯主である場合には、世帯を構成する者(当該世帯主を除く。)の氏名、出生の年月日、国籍及び世帯主との続柄」(4条18号)、⑥「本邦にある父母及び配偶者(申請に係る外国人が世帯主である場合には、その世帯を構成する者である父母及び配偶者を除く。)の氏名、出生の年月日及び国籍」等がある。

この内③「出生地」は、当事者の日本の出生届記載事項証明書（戸籍法 48 条、同法規則 50 条）を収集する際の届出地を推定できる（韓国の戸籍上相続人が記載されていない場合等にこれによりが親子関係等の確認ができる場合もある）。④は居住地の沿革が確認でき登記簿上の住所との同一性を確認できる。⑤と⑥の「家族事項」は、それによって親族関係が推認できる。しかし、上記①、③、⑤、⑥は「外国人住民票」の記載事項ではなくなった。

- 19) 共通法は日本本土（内地）に適用される法と植民地である朝鮮などに適用される法の適用及び連絡を規律した法律で日本本土（内地）と植民地（外地）の間で準国際私法的機能を果たしたとされている（共通法 2 条 2 項）参照。
- 20) その区別の基準は内地戸籍に入籍しているか、朝鮮戸籍に入籍しているか、という戸籍を基準とした区別であった。朝鮮人は、婚姻、養子縁組、認知などの身分行為によって、内地戸籍に入籍する事は認められたが、転籍、就籍により内地戸籍を作ることは禁止されていた（共通法 3 条 2 項）参照。
- 21) 民籍法時代の戸籍簿の戸籍用紙の中央には「民籍簿」と印刷しており、日本の明治 31 年式戸籍の様式と類似している。その後の朝鮮戸籍令時代の戸籍簿の様式は、日本の大正 4 年式戸籍と著しく類似している。
- 22) 昭和 4・8・30 民事 8185 民事局長回答。この内外地間の戸籍交流制度により、当時内地に居住していた朝鮮人が出生、死亡及び婚姻等の身分行為の届出を内地の役場にすれば、それが朝鮮の本籍地の役場に送付されていた。この内外地間の戸籍交流制度は日本の敗戦により事実上停止するまで存続していた。したがって、戦前生まれの在日は、戦前までの韓国の除籍簿（朝鮮戸籍令時代の戸籍簿）にはほぼ正確に記載されている。
- 23) 「創氏改名」は、朝鮮人に対してその固有の民族姓を日本式の氏に変更することを強要するものであったと思われる。
- 24) 昭和 20・10・15 民事特甲 452 民事局長回答。日本の敗戦により朝鮮等植民地に対する実効支配が及ばなくなり、日本の役場から植民地の役場に戸籍変更届出書等を送付することは不可能となった。その後、韓国への公式的な身分登録申告は、1965 年の日韓国交回復後、日本の主要都市に領事館ができ戸籍整理申告が可能になるまではほぼ不可能な状態であったと思われる、1973 年の「戸籍整理に関する臨時特例法」（注（26）参照）が、施行された以降に徐々に在日韓国人の本国への戸籍整理申告が進んで行ったと思われる。したがって、日本

の敗戦（1945）から 1973 年ごろまでの婚姻、出生等があった場合には、その申告は 1973 年以降にされている場合が多い。また、1973 年頃までに帰化した場合等は、韓国の戸籍整理がされていなくても帰化ができたと思われ、韓国戸籍に記載されていない場合も多い。

- 25) しかし、在日はこの創氏制度による「創氏改名」の「氏」をそのまま「通称名」として使用したケースが多い。
- 26) その後、「在外国民の就籍・戸籍訂正及び戸籍整理に関する特例法」（2000 年法律第 6309 号）が施行されたが、2008 年 1 月 1 日家族関係登録法の施行に伴い 2007 年に改正され、現在は「在外国民の家族関係登録創設・家族関係登録簿訂正及び家族関係登録簿整理に関する特例法」（2015 年法律第 13224 号）となっている。
- 27) 当時、朝鮮人は日本国籍を有するとされていたが、この外国人登録令 11 条の「朝鮮人は外国人とみなす」との規定により外国人登録された。
- 28) 旧外登法は外国人の管理が目的であったが（同法 1 条）、本国への身分登録ができなかった者には一定の身分証明の機能も果たした。前掲（注 18）参照。
- 29) 戦後、日本に居住する朝鮮人の出身地のおよそ 9 割以上は現在の韓国の地域である。日本司法書士会連合会渉外身分登録検討委員会 2017：246〔高山駿二執筆〕。したがって、その 9 割以上の本籍地（登録基準地）も現在の韓国国内にあると思われる。なお、国籍欄「朝鮮」の記載についての日本政府の見解は前掲（注 7）参照。
- 30) 朝鮮人は平和条約の発効日である 1952・4・28 に「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」（昭和 27・4・19 民甲第 438 号民事局長通達）により日本国籍を喪失し出入国管理令（昭和 26 年政令第 319 号）上の「在留資格のない外国人」となった。そこで「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和 27 年法律第 126 号）2 条 6 項により「引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」とされた。
- 31) 協定永住の許可を受けた者は、約 34 万人（1974 年現在）とされる。日本司法書士会連合会「外国人住民票」検討委員会 2012：5〔西山慶一執筆〕。
- 32) 前掲（注 7）参照。
- 33) 2014 年 7 月 9 日旧外登法は廃止されたので、現在は「外国人住民票」の国籍・地域欄（住民基本台帳法 30 条の 45）。
- 34) 在日は、「協定永住権」を取得する際に外国人登録上の国籍欄を「韓国」に変更したが、当初は登録

上の国籍欄はそのほとんどが「朝鮮」であった。前掲（注7）参照。

家族の中には様々な理由で韓国籍に変更せず、そのまま朝鮮籍を維持した者もいた。朝鮮籍を維持した者の中には北朝鮮を支持する者もいたが、朝鮮半島全体が祖国であると考える者もいた。したがって、朝鮮籍であればその国籍が北朝鮮であるとは言い切れない。朝鮮籍の人々は「出入国管理及び難民認定法」（昭和56年法律第86号）の附則で特例的に申請で一般永住権を取得した（特例永住権）。「協定永住」と「特例永住」の在留資格を持つ者は「特別永住者」として一本化された。前掲（注1）参照。

35) 柳 1997：13。

36) 前掲（注22）参照。

37) 戸籍法施行規則50条は、「戸籍の記載を要しない事項について受理した書類」の保存方法と保存期間を定めている。「戸籍の記載を要しない事項」とは日本の戸籍に記載されない、つまり外国人の出生、死亡届や外国人同士の婚姻、養子縁組届出等を意味する。婚姻、養子縁組等の創設的届出書類の保存期間は50年、その他の届出書類の保存期間は10年とされているが、「終戦後平和条約発効までの間に受理した朝鮮人又は台湾人に関する戸籍の届書の1通をそれらの外地に送付する分として市町村に保管されているが、その書類はなお当分の間そのまま保存する。」（昭和34・2・6民事甲199号回答）と「在日朝鮮人の戸籍届出書の保存期間は、本条の規定にかかわらず当分の間そのまま保存する。」（昭和41・8・22民事甲2431号通達）との法務省民事局の回答や通達により長期間保管されている可能性が高い。日本加除出版法令編纂室 2020：298 - 299。

38) 在日の場合、婚姻の実質的成立要件が整ってい

ば、日本で婚姻する場合は日本が婚姻挙行地となるので、原則として日本民法及び戸籍法の規定によって日本の役場に「婚姻届」を提出し受理されれば婚姻が有効に成立する（通則法24条）。定住外国人と家族法研究会 2010：142 - 143〔金山幸司執筆〕。

39) 婚姻届や出生届の記載事項証明書を検索する場合、婚姻届をした役場の所在は登録原票の婚姻の記載や居住地を参考に、出生届をした役場の所在は登録原票の出生地を参考に探すことになるであろう。

参考文献

- ・外国人登録事務協議会全国連合法令研究会編著（1993）『改訂外国人登録事務必携』日本加除出版。
- ・櫻田嘉章＝道垣内正人編（2011）『注釈国際私法第2巻』有斐閣。
- ・趙慶済（2019）『「在日」の相続法その理論と実務』日本加除出版。
- ・「定住外国人と家族法研究会」編著（2010）『「在日」の家族法 Q & A〔第3版〕』日本評論社。
- ・日本加除出版法令編纂室編（2020）『戸籍実務六法』日本加除出版。
- ・日本司法書士会連合会「外国人住民票」検討委員会編（2012）『外国人住民票の創設と涉外家族法実務』民事法研究会。
- ・日本司法書士会連合会涉外身分登録検討委員会編（2019）『在留外国人の相続に関する研修会資料集』日本司法書士会連合会。
- ・日本司法書士会連合会涉外身分登録検討委員会編（2017）『涉外家族法実務からみた在留外国人の身分登録』民事法研究会。
- ・山田鐸一（2003）『国際私法〔新版〕』有斐閣。
- ・柳光熙（1997）『韓国の戸籍実務』啓文社。

特集 2

旧植民地出身者をめぐる戸籍と国籍の再考 —在日朝鮮人の裁判例の検討を通じて—



高希麗（後藤・安田記念東京都市研究所）

1. はじめに

政治的共同体である国民国家の構成員という人的範囲を形成し画定させるうえで、国籍法制をはじめとした身分登録制度は、歴史的経緯を如実に反映し発展してきた。国家が人的な管理を行うということ、つまり、その住民の管理を容易にする制度を発展させるということは、効率性の増大によって国家の能力を強化し、監視社会を増幅させるという両義性を抱える〔羅 2019:191-192〕。

戦後日本の植民地支配において、法的なレベルで日本人と旧植民地出身者である朝鮮人・台湾人を分けたのが戸籍である。日本の戸籍制度は、「欧米諸国の立法にその比を見ない特異なもの」であり、家制度が廃止されてもなおその特異性は維持されている〔鈴木 1957:273〕。身分登録以上の重みさえもつ戸籍は、国籍と「思想的とも言うべきつながり」〔齊藤 2013:122〕をもつ、いわば密接不可分の関係にある。周知のように、日本は内地戸籍と外地戸籍を分類し、台湾、樺太、朝鮮を「その部分領土のみに適用される特別の法体系を形成する領土」〔清宮 1944:29〕である外地として固有の戸籍法令を施行した。そして国籍法を朝鮮に施行せず、条理慣習的に日本臣民として扱うことで、日本臣民の棲み分けを行なった。そして、戦後は同化政策の一方で差異化をはかった戸籍を利用して、なりふりかまわず切り捨てた。こうして、戸籍と交錯する国籍の戦後問題は、「近代日本におけ

る国民国家と帝国主義国家の裂け目を如実に示すものとして存在」しているのである〔水野 2001:232-233〕。

本特集の趣旨は、戸籍制度から日本の植民地支配の特異性と限界、拡散する影響力について分析するというものである。そこで本稿では、在日朝鮮人の裁判例を通じて、旧植民地出身者をめぐる戸籍と国籍の議論を再考する。すなわち、戦後国民の範囲画定に関するリーディングケースとされている、1961年4月5日最高裁判決およびその前後の裁判例を整理し、検討する¹⁾。

2. 裁判例

(1) 前提：人的範囲の画定と朝鮮戸籍

日本国憲法発効前日に、外国人登録令（1947（昭和22）年5月2日勅令第207号）は公布・施行された。この勅令が施行された時、旧植民地出身者である朝鮮人・台湾人は日本国籍者でありながら外国人として扱われるという矛盾状態にあり、いつでも退去強制することのできる体制が確立されていた。外国人登録令は朝鮮人を「当分の間、これを外国人とみな」した（11条）だけでなく、「当分の間、本邦に入ることができ」ないようにし（3条）、「退去を強制」させる（14条）ことを可能とした勅令であった。その後、1952年4月28日発効のサンフランシスコ講和条約（以下、講和条約）を基準に1952年4月19日法務府通達（「平和条約

に伴う朝鮮人台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について（通達甲第 438 号）」、以下、通達第 438 号）によって日本国籍を喪失するとされた。また、日本国籍の選択権は認められておらず、日本国籍を希望する場合は帰化の方式で対応するため、国籍選択条項を設けることを連合国に要請しなかった〔遠藤 2013:246-247〕。通達第 438 号は、内地戸籍と外地戸籍とで区別し、外地戸籍に属する者の日本国籍を喪失させた〔平賀 1955、小柳 1991、星 1962〕。

当該問題は、1961 年 4 月 5 日最高裁判決でリーディングケースとして定着しているが、関連するいくつかの訴訟を通じてその位置づけを改めて検討する。

(2) 従前裁判例

最高裁 1955（昭和 30）年 10 月 12 日裁判所時報 193 号 149 頁

本件は、講和条約発効後における朝鮮人の国籍について、最高裁大法廷で明示された最初の判断として、意義をもつものである。

戦後出入国が禁止されている中で、1946（昭和 21）年 2 月 17 日に発出された「朝鮮人、中国人、台湾人及び琉球人の登録に関する覚書」（SCAPIN746、以下、覚書）は、所定期間中に帰国希望を登録した者は日本政府の指示に従い帰国し、それ以外は帰国できない旨を規定していた。被告人は、朝鮮人が当該規定上の登録をしておらず、不法に日本から退去したことを幫助したことから「联合国占領軍の占領目的に有害な行為に対する処罰等に関する勅令」（1946（昭和 21）年 6 月 12 日勅令第 311 号、以下、勅令第 311 号）違反にあたる不法退去幫助罪の嫌疑に問われた。ここで争点とされたのは、覚書違反の勅令第 311 号が講和条約発効後に効力をもつか否かである。

最高裁の多数意見は、講和条約後も勅令第 311 号違反で処罰することができると判断し、殊更の言及はない。注目すべきは補足意見である。栗山茂・岩松三郎・川村又介・小林俊三裁判官らは、一見憲法 22 条違反にみえる覚書であるが、朝鮮人の

不法退去に関していえば、「わが国は平和条約第 2 条（a）の規定に従い朝鮮の独立を承認したのであって、いわゆる朝鮮の独立承認とは、日韓合併によりかつての独立国朝鮮が喪失したその独立を回復する事実を承認することに外ならないのであるから、わが国は朝鮮人の国籍についても、それは現に朝鮮に居住する朝鮮人のみならず従前からわが国内に居住していた者をも含めて日韓合併時において韓国籍を有していた者及び合併なかりせば当然韓国籍を得たであろう者のすべてが朝鮮の国籍を取得することを承認したものといわなければならない。されば平和条約発効後においてはすべての朝鮮人は日本国籍を喪失し外国人たるに帰したのであるから、右覚書は前示の如き内容にも拘わらず憲法 22 条 2 項に違反するものではない」とする。

この判断は、日本政府が外交上の事項に関して採用してきた立場を踏襲し尊重したものといえることができるだろう。

仙台高裁 1958（昭和 33）年 3 月 13 日高刑集 11 巻 4 号 163 頁

上述の判断を踏襲しているのが、本件高裁判決である。偽の外国人登録書を提出した偽造有印公文書行使ならびに外国人登録法違反が問われた本事件で、被告人は当時日本国籍者であった親から出生したため、国籍法上日本国民にあたるとして、外国人登録の対象ではないと主張した。

仙台高裁は、「終戦後新に発生した政治上の事態に即応する観点に立てば、新国籍法によつて得喪される日本の国籍は、固有の日本人たる身分であつて、朝鮮人、台湾人、樺太土人たる身分の得喪は、同法の律するところではない」のであり、「日本が平和条約の前記条項において朝鮮の独立を承認したのは、かつての独立の民族国家朝鮮が日韓合併により喪失したその独立を回復する事実を承認したことに外ならないから、…平和条約発効後においては、朝鮮人の国籍に関する関係国間の条約の締結をまつまでもなく、すべての朝鮮人は、少くとも日本の国内法の関係では日本の国籍を喪失

し、外国人たる身分を取得したものといわなければならない」と判断している。旧国籍法上の日本国籍者にはグラデーションがあり、朝鮮人の日本国籍は条理慣習によって取得したにすぎず、また、新国籍法によって改めて取得されるものでもない、ということである。いわば一般的見解を司法が確認したにすぎない〔小松 1959:30〕

この判決をうけて、小松〔1959〕は、生活の本拠を構え、社会生活を日本で過ごし、その関係が強固な紐帯によって結ばれた者にとって、日本国籍を他律的な原因によって喪失することは生活上および法律上の重大な利益を理由なしに奪われることに等しいと指摘する。しかし、国籍選択制度をおこなったことは、国籍決定の血統的要素の重視が朝鮮独立にともなう原状回復的意義と表裏一体であることなどを鑑みてもやむを得ないとして是認し、結局は裁判所の見解に賛同している。

大分地裁杵築支部 1960（昭和 35）年 7 月 12
日家庭裁判月報 12 巻 12 号 82 頁

本件は、ポツダム宣言受諾後講和条約発効前に韓国人男と婚姻した日本人女の日本国籍喪失の有無に関する訴訟である。大分地裁は、「遅くとも昭和 20 年 9 月 2 日をもつて、朝鮮は我国の統治権から離れ、国家たる地位を回復したものである」というべきであり、また、朝鮮人は日本国籍を離れ、朝鮮の国籍を回復又は取得したものと解すべく、従来内地人、外地人間の法律関係の衝突規則、連絡規則であつた共通法は、朝鮮その他の外地に日本国の統治権が及ぶことを前提とする法律であつたところ、その前提が失われたことにより当然失効し、日本国民、朝鮮人間の法律関係の衝突規則、連絡規則としては、法例が適用せらるべきこととなつたものと解するのが相当である」と判断する。

降伏文書は領土変更改的な意味をもつという立場での当該裁判所の判断は、のちのリーディングケースが構成する二元性を解消するという意味で、その結論に一定の評価がされている〔桑田 1961〕。

（3）リーディングケース：朝鮮人男性と婚姻した内地人女性の日本国籍確認

最高裁 1961（昭和 36）年 4 月 5 日民集 15 巻
4 号 657 頁

講和条約による国籍喪失を追認し、旧植民地出身者の地位に関するリーディングケースとして定着している本件は、併合後に朝鮮人の妻となり韓国国籍を取得した日本人である原告が、講和条約発効当時正当な離婚原因を得て夫と別個に独立して日本に住所を有する場合には、講和条約が発効されても日本国籍を喪失しないことの確認を求め提訴した訴訟である。準備書面によると、被告（国）は、「いわゆる朝鮮人」の身分の者で朝鮮国籍を取得する、いわば「準血統的な者の範囲を定めるにあたっては、たまたま存在する朝鮮国籍というものを標準とするならば、朝鮮独立の意義や朝鮮の地域と人に対する特殊事情に相応して、最も妥当且つ合理的範囲を画し得るというのであって、身分の公証制度にすぎない戸籍が直ちに国籍確定の基準となるという訳ではない」と説明している。

多数意見によると、「憲法 10 条は、日本国民の要件を法律で定めることを規定している。しかし、これを定めて国籍法は、領土の変更に伴う国籍の変更について規定していない。しかも領土の変更に伴って国籍の変更を生ずることは、疑いをいれないところである」とし、「憲法は、領土の変更に伴う国籍の変更について条約で定めることを認めた趣旨と解するのが相当である。それ故に憲法 10 条に違反するという主張は理由がない」として、憲法違反は認められなかったとした。

その上で、多数意見が示す「朝鮮人としての法的地位を持つ者」は、「朝鮮戸籍令の適用を受け、朝鮮戸籍に登録された人である」として、「朝鮮人との婚姻又は養子縁組によって朝鮮人の家に入つた日本人は、共通法 3 条 1 項…に従つて、朝鮮戸籍に登録され、他方で内地戸籍から除籍された。このような人は、法律上で朝鮮人として取扱われ、朝鮮人に関する法令が適用され、日本人に関する法令は適用されなかつた。法律上から見るかぎり、ま

つたく朝鮮人と同じであり、朝鮮人にほかならな
った。…改正前の国籍法によれば、このような場
合に、日本人の女は、日本の国籍を喪失する。そ
のために、法律上から見れば、日本の法令は適用
されず、もつぱら外国の法令が適用されることに
なり、法律的には外国人にほかならないことになる。
日本人の女が朝鮮人と婚姻し、朝鮮戸籍に入
籍し、内地戸籍から除籍された場合も、右と同じ
であり、法律上では日本人でなく、朝鮮人になつ
たものと見るほかない」とした。そして、多数意
見は主権の移転に伴い「旧国籍の離脱と同時に新
国籍を取得したものと」判断、日本国籍喪失後は
無国籍になることなく朝鮮国籍を取得したという
解釈を取る。

なお1審である東京地裁（1954（昭和29）年2
月27日家裁月報13巻6号121頁）は、「国民が人
格を有する事を当然予定するのであるから国籍の
得喪は当事国間に於て物の取引の如く恣意的に条
約を以つて決定し得るものではなく必ず相当の充
足理由がなくてはならない」ことから原告は日本
国籍を有するとして、最高裁多数意見の見解とは
異なる主張をしている。

最高裁多数意見に対しては、3名の補足意見と1
名の意見が述べられているが、ここでは藤田八郎
裁判官と奥野健一裁判官の補足意見をとりあげる。

藤田裁判官は、「日本人としての国籍喪失の問題
は、わが国の国内法上の問題であつて（憲法10
条）、平和条約の国際法上の効力として、直接か
かる効果を発生するものとするとはできない、平
和条約の国内法上の効力の問題として理解されな
ければならないものである」とし、多数意見のよ
うな理論は、日本国憲法の趣意に淵源する新国籍
法の理念から是認しがたいとした。その上で、「わ
が国は昭和20年8月ポツダム宣言を受諾して事実
上朝鮮の独立を承認したのである。朝鮮は同月15
日をもつてその独立の記念日としていること、そ
してその時以後独立国の実体をそなえていること
は世界公知の事実であり」、これ以降日本の国籍を
喪失したと解する。国籍喪失の時期については奥

野裁判官も同じである。「新憲法の下いわゆる家の
制度は廃止されているのであり、単に共通法、戸
籍法の上で内地人と異別な取扱を受けていたとい
う理由で日本国民の基礎である日本国籍が奪われ
るということは本末顛倒であるといわなければなら
ない。この意味において私は平和条約発効のとき
に、上告人が日本国籍を喪失したものであるとの
多数意見には同調できない。私見によれば、わ
が国はポツダム宣言を受諾し、右宣言は朝鮮の独
立を認めているのであるから、これにより、わが
国は、すでに朝鮮の独立を認めたもの」であり講
和条約はこれを確認した趣旨であるという。

最高裁多数意見は、多くの研究者らの賛成によ
り通説として定着している〔江川1961、平賀1955、
池上1963²⁾、澤木1961他多数〕。なお、台湾人の
日本国籍喪失については、「台湾人としての法的地
位をもつた人は、台湾が日本国と中華民国との間
の平和条約によつて、日本国から中華民国に譲渡
されたのであるから、昭和27年8月5日同条約の
発効により日本の国籍を喪失したことになる」と、
翌年の判例で示されている（最高裁1962（昭和37）
年12月5日判決最高裁判所民事判例集15巻4号
657頁）。

大阪高裁1973（昭和48）年3月20日判例時
報708号43頁

その後、このリーディングケースを否定した裁
判例が、大阪高裁で示されている。大阪高裁によ
ると、共通法3条1項は、旧民法の家の制度を前
提としたものであり、日本国憲法および民法応急
措置法の施行によつて家の制度が廃止された結果
その前提を失い実質上失効したものであるから同
法施行後にされた台湾人との養子縁組には前記法
条の適用はなく、本件抗告人はその養子縁組によ
つて内地の戸籍から除籍されるべき事由の生じた
ものに該当せず、国内法上台湾人としての法的地
位を有しないから講和条約発効後も日本国籍を有
すると判断している。

(4) 在日朝鮮人の日本国籍確認

大阪高裁 1981（昭和 56）年 1 月 26 日判例時報 1010 号 139 頁

リーディングケースである最高裁判決に対しては、周知のように大沼〔1979-1980〕の強力批判があり、一つの学説を構成している〔川上 1977、松本 1989〕。しかし、当時の法学界において少数派であった〔大沼・浅野 2004〕。通説・判例と大沼らの少数説は、場面によっては異なる結論を導くことになる。例えば、「在日朝鮮人が大韓民国（以下、韓国）または朝鮮民主主義人民共和国（以下、DPRK）の国籍の保持を否定し日本国籍の保持を主張する局面」がこれにあたるといえる。大沼〔1983:369〕は、「国籍の意味の問い返し」となる訴訟であり、十分な検討なしに国民の権利とされてきた諸権利と国籍との関係を洗い流す作業であるとする。

裁判所は、「被告人を含む在日朝鮮人の多くは、日本と朝鮮との併合の結果朝鮮半島から日本に移住した人及びその子孫であつて、中には強制的に移住させられた者もあるという歴史的経過に加え、永年の居住に伴い日本にのみ生活の本拠を有する者も少なくない点からみると、日本国の朝鮮人に対する主権の放棄による日本国籍の喪失は、これらの者にとつて強制的に国籍を剥奪されるというに等しい場合もあると認められること等の諸事情に徴すると、在日朝鮮人に関しては、平和条約 2 条（a）項により一律に日本国の国籍を喪失させることなく、右条約発効に際し、日本国籍を保有するか否かの選択権を行使させる法的措置、あるいは右条約発効後一定の期間内に一たん喪失した日本国籍を一定の要件のもとに回復する権利を付与する法的措置をとるのも一つの適切な処置であつた」との説明はするものの、通説・判例を踏襲している。その理由として、在日朝鮮人に国籍の選択あるいは国籍の回復を認める法的措置を定めた条約または国内法がないことをあげている。

小寺〔1982:273〕は、「被告人が朝鮮国籍を拒否すれば、日本国籍の確認を求めることができると

いう場合には、その日本国籍を包括的なものであり、平和条約 2 条 a 項によって日本が主張を差し控える義務をおつたとされる国政レベルでの参政権等諸機能を含むと解される」とする。大沼と同様に、在日朝鮮人の主体的参与意思を考慮することができる、数少ない指摘の 1 つであったといえる。

広島高裁 1992（平成 2）年 11 月 29 日判例タイムズ 761 号 166 頁

広島高裁の判断は、「平和条約が国籍問題については明示的に規定していないとしても、これを根拠として平和条約の発効により朝鮮人が日本国籍を当然に喪失すると解することは十分可能であり、合理性のあるところである」として通説・判例の立場に依拠しながらも、「在日朝鮮人がその歴史的経緯により日本において置かれている特殊の地位にもかかわらず日本人が憲法ないし法律で与えられている多くの権利ないし法的地位を享受し得ず、法的、社会的、経済的に差別され、劣悪な地位に置かれていることは事実であるが、右は在日朝鮮人が日本国籍を有しないためではなく、主として日本の植民地支配の誤りにより在日朝鮮人が置かれた立場を顧慮せず、日本人が享受している権利ないし法的地位を在日朝鮮人に与えようとしなかった立法政策の誤りに由来するもの」と指摘している点は興味深い。また、この時期から朝鮮半島の国籍法制（南朝鮮過渡政府における臨時条例やその後の国籍法など）についても言及されるようになった。講和条約による国籍の喪失によって、無国籍になる可能性についてが検討されたのである。「もとより右日本国籍の喪失措置により在日朝鮮人かいずれの国の国籍をも有しない無国籍者となるようなことかあるとすれば、それは国籍の専断的剥奪の禁止を規定する世界人権宣言その他国籍に関して一般的に認められた国際法の原則に照らして許されないところである」が、朝鮮半島の国籍法上、無国籍になる可能性がないわけではないが、講和条約がただちに妨げになるわけではないというのが、広島高裁の判断であった。

(5) 認知された者の国籍

最高裁 1998 (平成 10) 年 3 月 12 日民集 52 巻 2 号 342 頁

リーディングケースが出された後に、涉外問題として、「内地人女性の嫡出でない子であって国籍法施行前に朝鮮人男性により認知された者の平和条約発効後の国籍」(1998 年)と「内地人女性の嫡出でない子であって国籍法施行後に朝鮮人男性により認知された者の平和条約発効後の国籍」(2004 年)を問う訴訟がそれぞれ提起されている。そして、この問題もまた上述した局面にあてはまる場合は、どの立場を取るかによって争点も異なってくる。通説・判例(戸籍実務)の立場を採用すると、地域籍の得喪を定める共通法 3 条の解釈・失効の時点が問題となるからである。また、原告が韓国(または DPRK)の国籍を有するということを肯定した場合は、原告は複数国籍者として日本の国籍を選択するのかどうかという議論も発生しうる³⁾。

1998 年訴訟は、新憲法、新民法施行後に内地人女性の嫡出でない子が、新国籍法の施行(1950 年 7 月 1 日)前に朝鮮人男性により認知された場合を扱っている。認知は、日本国憲法や新民法の施行による家制度の廃止に伴って、家制度を前提とする共通法 3 条規定の効力が争点となった。これは、リーディングケースの射程に限界があることを示したと指摘されている[村重 2005:20]。

認知については、「朝鮮人等による内地人女子の子に対する認知は子の戸籍に変動を生じさせない取り扱い(1950(昭和 25)年 12 月 6 日民甲第 3069 号民事局長通達)」があり、複雑かつ錯綜した戸籍の処理が行われていた。1998 年の訴訟では、原審がここの身分行為についてその時点の民事実体法に照らして判断すべき(通達以後には認知によって籍の異動を生じない)と説明したものの、最高裁はこれまでの日本国籍喪失に関する判断を踏襲している。準血統主義(戸籍主義)の基礎として地域籍の間の変動を規律する共通法秩序の存在を予定しているが、終戦後、共通法が實際上その機

能を喪失していたため、どの時点までに朝鮮人と婚姻、認知等の身分行為を行なった元内地人(その結果朝鮮戸籍に搭載されるべき者)について講和条約の発効により日本の国籍を喪失させるべきだと判断したことになる。

最高裁 2004 (平成 16) 年 7 月 8 日民集 58 巻 5 号 1328 頁

一方、2004 年の訴訟は、新国籍法の施行後に朝鮮人父から認知された場合が争われている。本件では、1963 年の訴訟を否定することなく、従前の 1998 年とは異なり、内地戸籍から除籍する理由はなく日本国籍を失うことはないと判断している。本判決については、「地域籍と国籍との距離をより近づけることによって、当時の複雑な法状況に関する解釈を避けつつ簡明な説明を試みようとしたとも考えられる。しかし、地域籍が国籍に「準ずる」ものであるということは、地域籍イコール国籍ではないことを意味する。新国籍法の趣旨を地域籍変動に直接及ぼすべき理由について、本判決の説明は必ずしも十分ではないように思われる」という見解もみられている[織田 2006:204]。

これまでの通説の立場は、韓国併合前の朝鮮に国籍法がなく、併合後も日本の旧国籍法を朝鮮地域で施行しなかったにもかかわらず、慣習と条理によって定まるというものであったが、主権から切り離されたのちに元来有すべき国籍を回復するというのがどこに当たるのかは当然不明である。韓国の国籍法は 1948 年に成立し、その前に暫定的に制定された「国籍に関する臨時条例」(1948 年 5 月 11 日)は、韓国において国籍法の前身であるとされているものの、「国籍成立段階における仮基準ともいえるべき暫定的な前記臨時条例の規定をもって朝鮮地域に確立された国籍法制が存在したとみることには疑問がある」という指摘が、最高裁 1998 年 3 月 12 日判決に対する川神[1998]の判例解説を通じてされている。

(6) 小括

以上のように、リーディングケースとその前後

の裁判例をみると、旧植民地出身者の日本国籍喪失時期に関する論点が散見される。しかし、大沼による少数説の登場と、日本国籍確認訴訟の提起によって、日本国籍を喪失する措置そのものにも目が向けられることとなった。

そこで検討すべきは、戸籍が結びつくことで国籍概念はどのように理解されるのか、そして、このような日本国籍喪失の措置自体をどのように評価すべきかである。

3. 検討

(1) 国籍法定主義

G. イェリネックのいう国家三要素説を基盤とすると、国民は国家の基本的な構成要素であるから⁴⁾、国籍の決定は国家の国内管轄事項であり、広い裁量に服する。国籍に関する立法にあたっては、人は必ず国籍をもち（無国籍者の防止）、かつ唯一の国籍をもつべきである（重国籍者の防止）という国籍唯一の原則や、国籍の得喪に関し、個人の自由意志を重視すべきであるという国籍自由（国籍非強制）の原則を尊重すべきであるという理想が掲げられてきた〔高佐 2017:91〕。

日本国憲法 10 条「日本国民たる要件は、法律をもってこれを定める」は、国籍の取得・喪失の要件を、国会制定法によって定めることを規定する（国籍法定主義）。具体的な定めは、国内法の形式をとるべきとするのが条文の趣旨である、という見解が支配的である〔木下 2015:133〕⁵⁾。国籍法違憲最高裁判決（最高裁 2008（平成 20）年 6 月 4 日民集 62 卷 6 号 1371 頁）も同様に、憲法 10 条について、「国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて、立法府の裁量判断にゆだねる趣旨のものである」とする。このように、国家の構成員＝日本国民＝日本国籍者という等式のもと、国民の範囲を画定させてきた。

ところで、憲法 10 条は、大日本帝国憲法 17 条の条文と同じ文言が使われている。この条文は、GHQ 案にも政府改正草案にも存在しなかったにもかかわらず〔中村 2011:127〕、第 4 回帝国憲法改正案委員小委員会において姿勢を転換、ほとんど議論されることなく導入されることとなった〔小関 2017:361〕⁶⁾。その上で、日本は血統主義・単一国籍主義⁷⁾を重要な原則とした国籍法をおいているが、血統主義の採用についてまとまった議論はされていない。

(2) 戸籍と国籍の結びつき

国籍の得喪に関する事項をいかに定めるかは、それぞれの国でおかれている歴史的事情や環境によって左右されるところが大きく、立法裁量であり国内管轄事項であるとされる〔江川・山田・早田 1997:9〕。日本が血統主義の原則を維持し続けている理由について、法務省民事局は、「我が国は、古代統一国家成立以来単一の言語、文化、歴史を有する単一民族により構成される国家であつて、この伝統に由来する『血統』重視の意識は我が国の社会に根強く、いわば、『血統』は日本人又は日本国家の同一性にかかわる問題と意識されている」とする⁸⁾。すなわち、日本人または日本国家の同一性にかかわる問題として、国家意識が血統主義に結実しているのだということである。このように、血統に連なる「国家と国民の同質性」が、立法者レベルで意識されていたとみることができる。そして、「不確定な『血』に国籍という重大なステータスを依拠させている」〔秋葉 2017:169〕のである。国籍法違憲最高裁判決も、血統主義を基調としつつ、日本との密接な結び付きの指標となる一定の要件を設けて日本国籍の取得を認めると解しており、その曖昧さが指摘されている⁹⁾。

日本の国籍概念の閉鎖性は、戸籍との関係から現れる。戸籍は、国籍の疎明資料としての公証機能を担っており¹⁰⁾、最初の国民規定をおいていないことから、戸籍でさかのぼる他ないという立法の欠缺によって「エトノスからなる日本国家を支える役割」を担うことになってしまった〔齊藤

2013:123]。最初の国民規定の不在が戦前と戦後の間で議論として表面化せず、明文化もされなかった点については、「血統主義は継承の論理に立つので、論理的に遡及すると、血統によらずに国籍者となった『原国民』が必要」であるとの指摘〔広渡 2009:221〕がある。根源的議論の欠落は、日本のなかで生まれ育ち、生涯を過ごすのが当たり前であったという、最大多数の「幸福の一致」ばかりが意識されてきたことに由来するといえる。長きにわたり日本が観念的に持ち続けてきた血縁としての紐帯に加え、地縁としての紐帯も付随的に意識されてきた。血縁と地縁を合わせ技のようにとらえる日本の国籍観が垣間見える¹¹⁾。

国籍と戸籍の密接な結びつきの中で、戸籍は、日本人という血縁と日本という領土（特に戦前でいうところの内地）との地縁、両方に連なる存在であることを証明するものとしてナショナリスティックに機能した〔齊藤 2013:123〕。平賀〔1950:179〕による「国籍とは原始的には国土に生活の本拠たる住所をもっていることの謂れであり、戸籍制度は国土に住所をもつ者をその住所地において登録する制度なのであった。…現行法制の建前のもとにおいても国籍の観念は国土との現実のつながりを失ったけれども、観念的にはなお国土とのつながりを絶っていないということができる」¹²⁾という主張もこれに通底しているといえよう。戸籍に連なる関係を明示的に確認されることが、国籍の疎明資料である戸籍の至上命題であり、近代国民国家成立以降の日本の血統主義を維持し地縁を結ぶボーダーラインなのである。

このように、日本における国籍概念は、近代国家という枠組みにおいて国民と領土の一致が観念されており¹³⁾、日本人という血縁と日本という地縁に枠づけられた排他性・閉鎖性をもつ。そして、「『戸籍』は、民族独立の際における「血統主義」の立場を法形式的に把握」〔桑田 1981: 330〕され、これを用いて戦後国民の範囲を画定させた。

(3) 国籍の帰属の不分明

このように、戸籍をナショナリスティックに機

能させることで、戦後旧植民地出身者は国籍を喪失した。喪失時期の基準点に関する議論也多岐にわたり、大沼のような少数意見も展開された。大沼は通達第 438 号によっては喪失しておらず、朝鮮国籍の保有を否定する場合には日本国籍を保持し続けるという主張であり、条約に規定されたとしても無効であるとの指摘もある〔宮崎 1978〕。「国籍を定める国会の権限は憲法によって大きく制約されている」ため、「市民の国籍を否定したり国籍を剥奪することは、やむにやまれない政府利益を達成するために必要不可欠な場合でなければ許されない」ことから、選択権が与えられるべきであった〔松井 2007:138-140〕。憲法 10 条は立法政策であることから、国籍法での定めがイコールの関係になるものの、国籍法はこれまで旧植民地出身者（外地人）について一切言及をしていない。興味深い指摘として、古川・高見〔1998〕は、憲法 10 条が立法政策であるということから、日本国憲法が国籍法に制約を加えているという議論をしていかないと憲法論を組み立てることは難しいため、国籍処理の問題を指摘するには、憲法 10 条および行政解釈で国籍選択の自由を認めず国籍を喪失させたのは、憲法 31 条で国籍剥奪を法律で定めていないことを争う方法を想定する。たしかに、ドイツは基本法 16 条で「ドイツ国籍は、これを剥奪してはならない。国籍の喪失は、法律の根拠に基づいてのみ許され、かつ、当人の意思に反しては当人がそれによって無国籍にならない場合に限り、許される」と規定し、過去の国籍剥奪政策を国家権力が行わないよう明文化している。

国籍を喪失する前に「みなし外国人」として扱われているものの、通説・判例に依拠すると、日本国籍を喪失するということは日本法上の外国人になるということである。日本において、日本国籍を持たない者を外国人と定義する以上、その説明に誤りはない。しかし、日本国籍を剥奪した時点で、在日朝鮮人の帰属先を自動的に決定することはできただろうか？リーディングケース以降、国籍喪失後の国籍の所在について言及する判例や解釈が一部で見られた。韓国の国籍法（1948 年）、

DPRK の国籍法（1963 年）は、在日朝鮮人を自国民としている。韓国（南朝鮮過渡政府）による臨時条例にある「朝鮮国籍」の規定が日本では回復する国籍として意図されていたのであろうが、在日朝鮮人の国籍の取り扱いはずしも明瞭ではない¹⁴⁾。そもそも韓国も日本と同様に「最初の国民」の規定に欠陥が公法上の大きな争点となっていた〔高 2017〕¹⁵⁾。新垣〔2015:59-60〕は、「領域の移譲による国籍の変更について言及しておらず、無国籍状態を防ぐ確実な方策がとられてはいなかった」と指摘している。日本国籍の喪失は、「無国籍への配慮を欠いた」〔新垣 2015:60〕ということができる¹⁶⁾。憲法 22 条 2 項は、国籍離脱の自由を規定している。これは、無国籍を防止する目的で憲法 98 条 2 項の国際協調主義の精神に基づいて規定されたものである。少なくとも属地的に講和条約によって画定された領域を基準とした国籍選択が可能であれば、無国籍状態の回避は可能ではなかったか¹⁷⁾。講和条約によって「万事解決したもの」と考えることには無理がある〔田中 1975:93〕という他ない。

ところで、戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952 年、以下、援護法）の違憲可否が問われた訴訟（最高裁 2001（平成 13）年 4 月 5 日判時 1422 号 91 頁）における、深澤武久裁判官の補足意見では、「援護法附則 2 項の趣旨は、援護法上、援護対象者は、日本国籍を有する者に限定され、日本国籍の喪失をもって権利消滅事由とされていたところ、援護法制定当時、日本の国内法上朝鮮人としての法的地位を有していた人の国籍の帰属が分明でなかった」という点は興味深い指摘といえる。

4. おわりに

無国籍者に対する国籍付与は、国籍の付与を国家に強制する国家に優越する法の成立がない限り構成されえず、前国家的な権利、社会的権利に基づくものではないことから、国際法上の行き詰まりとなる〔渡貫 2018:40〕。韓国・DPRK において

も日本同様に最初の国民に関する過渡規定などがなかったことを考えると、国籍が剥奪されることによって国籍が不明確な者が生み出される可能性がどの程度想定されていたのか、今後検討される必要はある。

戸籍は、国籍に準ずる装置として属人的に区別する連結点の役割を果たした。植民地における内地と外地の法制度の多層構成を巧みに（恣意的に）用いた結果、戸籍によって国民の範囲が画定され、元来日本がもつ国籍概念、すなわち血統主義＋地縁が内包され、排他的な支配を公証してきたのである。そして、この連結装置としての戸籍は、援護法による戸籍条項にも影響を与えている。附則に戸籍条項を用いたことの意図は「オリジナルな日本人を確定しようとする時に国籍ではなく戸籍が顔を出したこと」と一致した意図をもつ〔齊藤 2013:123〕。植民地法制における戦前・戦後の国籍・戸籍法制およびその実施は、まさに国籍法制の恣意的かつ差別的な作為性を体現しているといえよう。

本稿では、戸籍制度が属人的に旧植民地出身者の法的地位にどのような影響を与えたか、在日朝鮮人の裁判例を整理し、リーディングケースを再考した。詳細な分析には至らない点を、自省をこめて記しておきたい。

近年、大沼の議論を再考する傾向があり、多面的・分野横断的な研究が期待される〔朴 2017、梁 2020、鶴園 2020〕。今後の課題としたい。

注

- 1) 本稿は、国際高麗学会でのパネリスト報告の内容を大幅に修正したものである。パネリスト報告では、戸籍が人権享有主体を分けるメルクマールとして用いられた援護法に関する問題、そして戸籍制度（家制度）が韓国に移植されることによって伝統文化として固有化されていった裁判例についても言及したが、本稿ではこれらの論点については、紙幅の関係上省略した。
- 2) 池上努は、朝鮮人が外国人となった時期をどう考えるかについて、「それまで遡って諸種類の権利関係、特に財産権の帰属なり賠償等について事を決めなければならないというような性質の事項でない限り、論議する実益がない」のであり、「一応平

和条約発行の時を以って外国人となつたと考えることで、問題はないと思われる」と指摘する。

- 3) これまでの判決や学説から、国籍喪失の時期に関する学説は、概ね下記の通りに分類されている。
 - ①ポツダム宣言受諾時:1945(昭和20)年8月15日〔最高裁1961(昭和36)年4月5日民集15巻4号657頁、奥野裁判官補足意見〕
 - ②降伏文書調印時:1945(昭和20)年9月2日〔桑田1960〕
 - ③内外地間の戸籍の交流停止時:1945(昭和20)年10月15日
 - ④日本国憲法および日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法施行時:1947(昭和22)年5月3日〔藪田1956〕
 - ⑤新民法及び新戸籍法施行時:1948(昭和23)年1月1日〔最高裁1961(昭和36)年4月5日民集15巻4号657頁藤田裁判官補足意見〕
 - ⑥新国籍法施行時:1950(昭和25)年7月1日〔澤木1961〕
 - ⑦講和条約発効時:1952(昭和27)年4月28日〔最高裁大法廷4月5日判決他〕
- 4) 芦部〔2015〕や辻村〔2016〕、長谷部〔2014〕、高橋〔2017〕、渋谷〔2013〕など、憲法体系書は憲法が国家の基本法であるということから、国家の説明を第一に行っている。しかし、それ以上の言及が体系書のなかでなされるわけではなく、「憲法学における国家の不在」自体を問題視する声もある〔井上2009:2〕。憲法の体系書で領土に関する議論が限りなく少なかったことも、戦前戦後の国籍問題を見えなくさせる1つの問題点といえるかもしれない。
- 5) 「憲法は、人である以上、当然に保障すべき権利をすべての人に保障しようとしているわけではなく、もともと同国人という特定の人々の権利のみを保障しようとするものであり、その上で、そうした権利の保障をどこまでそれ以外の人々に拡張して適用することが可能かという問題が学説や判例によって議論されてきたのではなからうか」〔長谷部2006:118-119〕。
- 6) 中村〔2011:127〕によると、これは旧植民地出身者を日本国民とすることに対する抵抗であろうと指摘している。
- 7) 単一国籍主義については、2021年1月に東京地裁が外国国籍を取得したことによって日本国籍を喪失することを合憲と判断している。その理由として東京地裁は、複数国籍が認められることによる弊害などをあげ、自己の志望によって外国籍を取得した者については、事前にいずれかの国籍を選択する機会を与えられているのであるから、一旦複数国籍の発生を認めた上で事後的に複数国籍を

解消させる制度をとる必要性は乏しいとした。

- 8) 「元来、血統主義立法政策として合理性を有する所以は、自国民の子は、通常自国民の家族に包摂されることによって、実質上自国民の社会の構成員になるので、自国の構成員とするのに適当であるとの価値評価が可能だからである。…視点を変えれば、『血統主義』は、自国民と血統関係のあることにより自国との結合関係の存在する者に国籍を付与し、血統のない者には、地縁による自国との結合関係が存在しても国籍を付与しないとの立法政策を採用したことを簡単な用語で説明する概念に過ぎないから、立法政策としての合理的な修正を考慮しないで血統を絶対視することは、説明概念と政策とを混同することになるようにも考えられる」〔法務省民事局内法務研究会1985:9〕。
- 9) この「密接な結びつき」基準は、裁判官によってその説明が異なる点が、原田〔2009〕によって指摘されている。原田は、第1審判決はもちろんのこと、最高裁判決の内部でもその意見に齟齬があることを明らかにしている。原田以外にも、毛利〔2011〕が当該要件の明確性に対する疑問を呈している。木村〔2010:166〕は「本判決は、再三にわたり『血統主義』を強調しており、国籍配分基準として『血統』に非常に高い価値を認めている」とする。また、山元〔2009:15〕も「日本憲法学の一部には、国民像についてのデモス/エトノスの二分論に基づいて「血統主義国籍法はそもそも近代立憲主義理念に背馳する」と論ずる向きもあるが、このような立場には血統主義についてのあまりに強い負の思い入れがあるように思われる」と指摘する。
- 10) 国際私法分野においてもこの点には指摘しており、日本における戸籍には2つの側面があるとする。「一方で、夫婦親子というような親族関係を明らかにし、これを公証する公簿としての側面である。この面では、戸籍法は民法の補助的な法である。また他方では、戸籍に搭載されるのは日本国民だけであるので、戸籍は日本国民の台帳であるという側面をもつ。この面では、戸籍法は国籍法の補助的な法である」〔澤木・道垣内2007:161〕。
- 11) このような血縁と地縁に関する観念は、日系人および中国残留日本人に対する一連の処遇からもその一端を垣間見ることができる。戦前に日本を離れたまま戦後を迎えたのち、血縁上のつながりをもつ子孫が日本に帰還する際、その法的地位は外国国籍保持者であったことから外国人として扱われていたが、血縁を確認し国籍を取得・回復する明示的な証明資料は戸籍であった。
- 12) また、平賀〔1950:12-13〕は「わが国の戸籍制度においては、戸籍の記載を受ける資格のある者は、日

本国民に限られかる日本国民は全て戸籍に記載されるという建前である。しかるに他方戸籍制度の基礎をなすものは本籍である。本籍は現実の居住の事実とは必然的な関連を持たないが、それでもなおそれは我が国の国土における一定の場所である。してみれば日本国民は全て戸籍に記載されることによって本籍をもち、この本籍をもつことによって観念的にはあるが日本の国土との間に地縁的なつながりをもっているといえることができる」とする。

- 13) このような観点から鑑みると、憲法学における領土への言及の仕方が問題となる。石村〔2007:184〕は、戦後処理も含めて国際法が領土に関する議論に寄与してきたのであり、「憲法学としては、法の適用する空間の問題」、すなわち「どこに居住する、誰に対して自国の法が適用できるかの議論」がなされてきたとする。一方石川〔2014:22-23〕によると、「領土に対する物権的な権利を国家について観念することは、絶対に許されない」ことから、「近代国家学は、『国土』がなければ『国家』たり得ないのに、肝心の『国土』に対する『国家』の権利を説明することができない、というディレンマに陥ってしまった」という。「日本では、国民概念が、法的・政治的な市民権の理念と結びつくものではなく、基本的には領土と結びつきながらも、いわゆる文化的・言語的・人種の血縁共同体としての性格を強くもってきたのである。それゆえに、外国人による国籍取得は、あくまでも例外的な出来事であった」〔伊豫谷 2014:208〕。
- 14) 阿部〔2010:51〕が指摘するように、旅券業務についても、DPRK から委任されて在日本朝鮮人総連合会中央本部が発給する DPRK 旅券は、未承認国家であることから日本政府によって有効な旅券として認められていない。
- 15) なお、奥田・岡・姜〔2014:163〕は、朝鮮戸籍搭載者を最初の韓国国民と認めることは可能で、朝鮮戸籍に本来入籍すべきであった者として、朝鮮人と内地人との婚姻や身分行為があった者を含めることも可能であり、「外国国籍の取得による国籍喪失を否定しながら、生来的国籍取得に関する規定のみを遡及適用するという矛盾を避けることができる」とする。
- 16) 1961 年「無国籍の削減に関する条約」10 条で、領域の移譲によっていかなる個人も無国籍者とならないための保障をすべきとの規定があるが、日本の対応は「領域の移譲に関わる条約締結に際し無国籍への配慮を欠いた教訓として、過去の記憶が教える隔たりである」〔新垣 2015:60〕。
- 17) しかし、属地的な国籍選択の議論は、結局コロヨサラム（高麗人）の日本国籍喪失にともなう無国

籍問題にかかる。2014 年ソウル行政法院（서울 행정법원 2014 년 6 월 19 일 선고, 2012 구합 26159 판결）が、「憲法と国籍法に従い大韓民国国民に該当するサハリン居住無国籍韓人らが、国民として地位を享受することができるよう保障することは、憲法前文、2 条 2 項、10 条で規定されている国家の在外国民保護義務および基本権保障義務を履行することに重要な意味をもつ」として、初めての勝訴判決を勝ち取っている。

参考文献

- 秋葉丈志（2017）『国籍法違憲判決と日本の司法』新山社
- 芦部信喜・高橋和之補訂（2015）『憲法〔第 6 版〕』岩波書店
- 新垣修（2015）『無国籍条約と日本の国内法その接点と隔たり』UNHCR 駐日事務所
- 池上努（1963）「在日外国人の法的地位について」外人登録 71 号
- 石川健治（2014）「憲法のなかの『外国』」早稲田大学比較法研究所編『日本法の中の外国法－基本法の比較法的考察』成文堂
- 石村学（2007）「憲法における領土」法政理論 39 巻 4 号
- 井上典之（2009）「憲法学で『国家』を問題にすることの意味－実定憲法の下での『国家』像探求・序論－」法政論集 230 号
- 伊豫谷登士翁（2014）『グローバリゼーションと移民』有信堂高文社
- 江川英文（1961）「渉外判例研究」ジュリスト 231 号
- 江川英文・山田録一・早田芳郎（1997）『国籍法〔第 3 版〕』有斐閣
- 遠藤正敬（2013）『戸籍と国籍の近現代史－民族・血統・日本人』明石書店
- 遠藤比呂通（2011）『人権という幻－対話と尊厳の憲法学－』勁草書房
- 大沼保昭（1979-1980）「在日朝鮮人の法的地位に関する一考察（一）～（六）」法学協会雑誌
- 大沼保昭（1983）「『外国人の人権』論再構成の試み」『法学協会百周年記念論文集 第 2 巻（憲法行政法・刑事法）』有斐閣
- 大沼保昭（1993）『単一民族社会の神話を超えて－在日韓国・朝鮮人と出入国管理体制〔新版〕』東信堂
- 大沼保昭・浅野豊美（2004）「講演と討論「戦後在日朝鮮人の法的知の形成」浅野豊美、松田利彦編、『植民地帝国日本の法的展開』信山社
- 奥田安弘・岡克彦・姜成賢（2014）『韓国国籍法の逐条解説』明石書店
- 織田有基子（2006）「新国籍法施行後平和条約発効前に朝鮮人父に認知された内地人母の子の国籍——最

- 一小判平成 16・7・8」ジュリスト 1304 号
- 川上太郎 (1977)「領土変更と国籍の得喪—朝鮮領土の変更に伴う日本国籍の喪失問題を中心として—」国際法外交雑誌 76 巻 1 号
- 川神裕 (1998)「平成 6 年 (行ツ) 第 109 号 国籍確認請求事件」『最高裁判所判例解説民事篇平成 10 年度 (上)』
- 木下智史・只野雅人編 (2015)『新・コンメンタール憲法』日本評論社 [木下智史執筆部分]
- 木村草太 (2010)「報告②」憲法理論研究会編『憲法学の未来』敬文堂
- 清宮四郎 (1944)『外地法序説』有斐閣
- 桑田三郎 (1960)「終戦後朝鮮人男子と婚姻した日本人女子における日本国籍の有無 東京高判昭和 34・8・8」ジュリスト 197 号
- 桑田三郎 (1961)「ボツダム宣言受諾後韓国人男子と婚姻した日本人女子の日本国籍」ジュリスト 237 号
- 桑田三郎 (1981)「平和条約の解釈と韓国人における日本国籍の喪失」ジュリスト 731 号
- 高希麗 (2021)「朝鮮籍在日朝鮮人の国籍 - 法学の観点から -」李里花編『朝鮮籍とは何か - トランスナショナルの視点から』明石書店
- 小関彰一 (2017)『日本国憲法誕生 [増補改訂版]』岩波書店
- 小寺彰 (1982)「在日朝鮮人と日本国籍」ジュリスト 768 号
- 小松正富 (1959)「日本在住の朝鮮人の国籍」判例タイムズ 97 号
- 小柳稔 (1991)「対日平和条約による国籍の変動について—昭和 27 年 4 月 19 日民事甲第 438 号民事局長通達「平和条約の発効に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理」の背景について」民事月報 46 巻 8 号
- 後藤光男 (2013)「日本国憲法 10 条・国籍法と旧植民地出身者」早稲田社会科学研究 13 巻 3 号
- 斎藤正彰 (2012)『憲法と国際規律』信山社
- 齊藤笑美子 (2013)「戸籍による国民の把握とその揺らぎ」公法研究 75 号
- 澤木敬郎 (1961)「平和条約の発効と国籍」ジュリスト 228 号
- 澤木敬郎・道垣内正人 (2007)『国際私法入門 [第 6 版]』有斐閣
- 渋谷秀樹 (2013)『憲法 [第 2 版]』有斐閣
- 鈴木藤弥 (1957)「各国の身分登録制度—戸籍編製の原理に関する比較法研究—」中川善之助他編『家族裁判 (家族問題と家族法Ⅶ)』酒井書店
- 徐龍達 (2000)「在日韓朝鮮人の地方参政権」桃山学院大学総合研究所紀要 25 巻 3 号
- 高佐智美 (2017)「国籍の現代的理解に向けて - 国籍留保制度を中心に」阪口正二郎・江島晶子・只野雅人・今野健一編『憲法の思想と発展—浦田一郎先生古稀記念』新山社
- 高橋和之 (2017)『立憲主義と日本国憲法 [第 4 版]』有斐閣
- 田中宏 (1975)「日本の台湾・朝鮮支配と国籍問題」法律時報 47 巻 4 号
- 辻村みよ子 (2016)『憲法 [第 5 版]』日本評論社
- 鶴岡裕基 (2020)「日華平和条約と日本華僑—五二年体制下における「中国人」の国籍帰属問題 (1951-1952) —」日本台湾学会報 22 号
- 中村安菜 (2011)「日本国憲法制定過程における国籍と朝鮮人」明治大学法学研究年報 34 号
- 荻野芳夫 (1981)「国籍法の憲法的評価」自由と正義 32 巻 11 号
- 長谷部恭男 (2006)『憲法の理性』東京大学出版会
- 長谷部恭男 (2014)『憲法 [第 6 版]』新世社
- 原田央 (2009)「平成 20 年 6 月 4 日大法廷判決をめぐって—国際私法の視点から」法学教室 341 号
- 朴沙羅 (2017)『外国人を作り出す』ナカニシヤ出版
- 平賀健太 (1950)『国籍法上巻』帝国判例法規出版社
- 平賀健太 (1955)「平和条約発効前に台湾人または朝鮮人と婚姻した内地人女の国籍」判例時報 61 号
- 平賀健太 (1967)「朝鮮人男と婚姻した元内地人女の国籍」『別冊ジュリスト涉外判例百選』有斐閣
- 古川純・高見勝利 (1998)『「外地人」とは何か—終わらない戦後—』大石眞・高見勝利・長尾龍一編『憲法史の面白さ』信山社
- 法務省民事局内法務研究会編 (1985)『改正国籍法・戸籍法の解説』金融財政事情研究会
- 星智孝 (1963)「朝鮮人、台湾人と日本国籍との関係について」法律時報 35 巻 7 号
- 松井茂記 (2007)『日本国憲法 [第 3 版]』有斐閣
- 松本邦彦 (1989)「在日朝鮮人の日本国籍剥奪—日本政府による平和条約対策研究の検討」法学 52 巻 4 号
- 水野直樹 (2001)「国籍をめぐる東アジア関係—植民地期朝鮮人国籍問題の位相—」古屋哲夫・山室信一編『近代日本における東アジア問題』吉川弘文館
- 宮崎繁樹 (1978)「放棄された領土と住民の国籍」法律論叢 51 巻 1 号
- 村重慶一 (2005)「戸籍判例ノート (161) 内地人女性の嫡出でない子であって国籍法の施行後に朝鮮人男性により認知されたものの平和条約発効後の国籍 (最高裁平成 16.7.8 第一小法廷判決)」戸籍時報 584 号
- 毛利透 (2011)「国籍法と憲法」別冊ジュリスト 210 号
- 薮田康雄 (1956)「平和条約発効前に台湾人と婚姻した内地人女の国籍について—平賀氏の審判に対する誤解」判例時報 68 号
- 山元一 (2009)「国籍法違憲大法廷判決」ジュリスト 1376 号

羅芝賢（2019）『番号を創る権力：日本における番号制度の成立と展開』東京大学出版会
梁英聖（2020）『レイシズムとは何か』筑摩書房

渡貫諒（2018）「憲法理論の問題としての無国籍」21世紀研究第9号

投稿論文

チョン・ジョンヨ

鄭鐘汝と在日朝鮮人美術教育との接点

池貞姫（愛媛大学）

白凜（大阪大学）¹⁾

抄録

本稿は、朝鮮画の大家とされる越北画家、鄭鐘汝（1914-1984）と、在日朝鮮人の美術家・美術教育との接点について、朝鮮民主主義人民共和国における朝鮮画講習とその写真、朝鮮大学校所蔵の絵画・直観物、朝鮮学校の美術関連教科書などを中心として探った。

共和国の在日朝鮮人への手厚い支援のもと、1959年、朝鮮大学校に鄭鐘汝を初めとする有名作家の絵画が贈られた。また、在日の美術家が共和国で朝鮮画講習を受ける機会が得られ、1970年代以降、金漢文（1936-1991）らが鄭鐘汝を初めとする、共和国の著名な画家たちに師事した。その後、在日朝鮮人美術家や、日本各地の朝鮮学校の美術教科担当の教員を対象に朝鮮画の講習が開催され、朝大美術科のカリキュラムに朝鮮画が組み込まれることとなり、朝鮮画が在日に本格的に広められる契機となる。1959年に朝大に贈られた鄭の絵画ならびに1980年に金漢文によって朝大に持ち帰られた鄭の直観物の一部については、本稿でその内容を詳らかにした。さらには、金漢文を初めとする在日の教科書における鄭の作品や説明記述を通して、鄭が共和国の中核的な現代画家とみなされているという事実も浮き彫りになった。このように、鄭鐘汝が在日朝鮮人美術家と少なからぬ交流を持ち、在日の美術教育において重要な位置づけがなされる人物だということを、聞き取り調査や関連資料をもとに実証的に明らかにした。

キー・ワード：鄭鐘汝 金漢文 朝鮮画講習 朝鮮大学校 在日朝鮮人美術教育

Abstract

This paper focuses on cultural and educational exchange between Chong Jong Yo (1914-1984), maestro of Chosonhwa or traditional Korean style painting, and Zainichi, Korean artists living in Japan. We surveyed lectures on Chosonhwa for Zainichi artists at DPRK, Chong's artworks in the Korea University in Tokyo, the interviews for Zainichi artists and the textbooks that has been used in Korean school in Japan.

He was born in southern part of the Korean peninsula and went to northern part during the Korean War.

In 1959, artworks created by artists including Chong in DPRK were presented for the Korea University.

Since 1970s, the art lectures on Chosonhwa for Zainichi artists have been held in DPRK. Chong and other famous artists taught techniques and theories. Kim Han Mun (1936-1991) was one of the Zainichi artists and became an expert in Chosonhwa.

In 1980s, Chosonhwa was introduced into the curriculum in the Korea University and Chong's artworks were printed on textbooks.

Based on Chong's artworks, the materials and the interviews, we conclude that Chong played important role in DPRK and art education for Zainichi.

Keyword:

Chong Jong Yo, Kim Han Mun, Chosonhwa lecture, the Korea University in Japan, art education for Koreans living in Japan

1. はじめに

解放後、米軍政期や朝鮮戦争期に、朝鮮半島の南にいた多くの知識人・芸術家らが北に渡った。彼らの中には、北の体制や理念を選択し自ら越境した者も、そして否応なしに越境せざるをえなかった者もいる。

鄭鐘汝 (1914-84) は、その人生を、奇しくも朝鮮半島の南と北でおおよそ半分ずつを生きた、いわば「越北画家」であり、山水画、人物画、花鳥画、仏画などジャンルを問わず、多様な技法を駆使して絵を描いた大家である。鄭は、植民地統治期、日本で西洋画法と日本画法を学びつつ、母国朝鮮で伝統画法に習熟し、次第に頭角を現した。1950年に朝鮮民主主義人民共和国（以下、共和国）に渡ってからは、彩色法、没骨法などの技法を積極的に生かした、いわゆる「朝鮮画」の確立に大きな進展をもたらしたとされている。

その鄭鐘汝による絵画と多数の直観物（共和国の教育用語で、学生たちが直接目で見て確かな知識を持つようにするため教育に使われる絵、図表、模型、図式などのこと）²⁾ が、在日朝鮮人の民族教育の高等教育機関である朝鮮大学校（以下、朝大）に存在しているという事実が、この度の研究調査で明らかになった。

本稿は、朝大が所蔵する鄭鐘汝の絵画ならびに教育用直観物の一部を詳らかにするとともに、朝大がそれらを擁するようになった経緯をたどりながら、鄭鐘汝と在日朝鮮人の美術教育がいかなる接点を持ったのか、その人的交流や作品を聞き取り調査と関連資料をもとに明らかにするものである。

2. 越北画家、鄭鐘汝について

ここでは、まず、主に大韓民国（以下、韓国）における鄭鐘汝関連の研究動向に言及した後、鄭鐘汝の画家としての生涯や作品について、時代背景を踏まえて述べることにしよう³⁾。

(1) 韓国における研究動向

越北芸術家は、反共思想を強力なバックボーンとする軍事独裁政権下の韓国ではタブー視され、長らく「消された」存在であった。それが、民主化が実現された1988年に解禁され、ようやく世に知られることとなり、越北画家についても、朝鮮半島の美術史の中で正当に扱われるべき研究対象となった。言うまでもなく、鄭鐘汝もその一人であった。

長い沈黙を破って、1989年、韓国の『月刊美術』にて、越北画家に関する初めての本格的記事「解禁作家作品発掘」が連載され⁴⁾、鄭鐘汝は1月号でそのトップを飾った。それに次いで、越北画家としては、初めての「青谿鄭鐘汝回顧展」が、遺族の協力のもと開催された（開催期間：1989年7月20日～8月6日、於新世界美術館、後援：中央日報月刊美術）。

また、青谿鄭鐘汝記念事業会が2013年に発足、遺族による大々的な調査・整理のもと、2013年9月号から韓国の美術雑誌『아트인컬처（アートインカルチャー）』で「鄭鐘汝の生涯と作品再照明」が連載され、2014年5月には国立現代美術館主催の「鄭鐘汝誕生100周年記念セミナー」が開催された⁵⁾。

また、2019年5月には、文化財庁国立文化財研究所主催で越北美術家学術シンポジウム「分断の美術史、忘れられた美術家たち」が開催され、鄭鐘汝が扱われた⁶⁾。

研究論文としては、^{チュ・ヨル}최열 (1994)、^{ユン・ボムモ}윤범모 (2002) の他に、^{パク・ケリ}박계리 (2003) がある。박계리 (2003) は、共和国における「朝鮮画」様式の新たな位置づけと変遷を追った^{パク・ケリ}박계리 (2001) を踏まえ、金

日成（1912-1994）の時代に批判された伝統的水墨技法の没骨法が、次の金正日（1942-2011）の時代で再評価されるに伴い、鄭鐘汝がいかに「没骨法」の描き方を提示し、伝統を復権させようと試みたかについて言及している。さらに、注目すべきは、李殷周（2006）⁷⁾ が、鄭鐘汝の越北前のみならず、越北以降の朝鮮画の大家として大成するまでの活動も射程に入れ、画家としての一生を通時的・総体的に扱ったことである。また、解放期、中道左派の民族美術論の性格を帯びた鄭鐘汝の活動や作品が、その後の鄭の共和国における美術の基盤となったと論じた^{シン・スギョン}（2016）などもある。

以上のように、鄭鐘汝が韓国において、近現代美術史の中でも注目されるべき画家として再認識され、越北以降の活動・作品などについても研究が着手されている。

本稿では、鄭鐘汝の共和国における活動や作品について、これまでの研究で着目されることのない在日朝鮮人との接点の中で明らかにする。

（2）鄭鐘汝の生涯と時代背景

a 日本統治期

号は青谿。1914年、慶尚南道居昌^{コチャン}に出生（父：鄭燦周、母：朴大順）、1984年、70歳で平壤に没した。決して裕福とはいえなかった家庭の事情があったためか、15歳で居昌公立普通学校（現・居昌初等学校）を卒業後、慶尚道にあった寺院に身を寄せ、修養する中で漢学と仏教美術に開眼するようになったという⁸⁾。

鄭鐘汝は海印寺の住職の援助を得て、日本への留学の道を歩むようになったが⁹⁾、初期は東京で昼は働き夜間に学んだ後、太平洋美術学校で西洋画を学ぶ。1934年、南宗画の大家である矢野橋村が建てた大阪美術学校に進学、苦学をして8年間日本画を学ぶこととなった。

鄭鐘汝は、同時期、1935年に「第14回書画協会展覧会」への出品を皮切りに画壇にデビューし、翌年1936年、朝鮮総督府主管の美術公募展「朝鮮美術展覧会」（以下、朝鮮美展）にて〈秋郊〉で初

入選を果たしてからは、朝鮮美展が幕を閉じる1944年まで毎年出品し、入選・特選の受賞を度重ね、頭角を現していった。鄭鐘汝は、1939年、大阪美術学校本科3年を終えて一旦帰国し、李象範^{イ・サンボム}を師とする^{チョンジョン}青田画塾の門下生のみならず、そのライバル関係にあった金殷鎬^{キム・ウンホ}の^{イダン}以堂門下生などとも交流を続け¹⁰⁾、朝鮮美展に出品し、大阪美術学校専門科に進むため、再び渡日した。

鄭鐘汝が1942年に大阪美術学校を卒業した日本統治時代末期、朝鮮画壇はいわゆる「時局美術」に支配されており、鄭の朝鮮美展や決戦美術展覧会への出品も戦争色が色濃く反映されるようになった。1943年には、退任する南次郎総督に故郷居昌の風景を描いた山水画を寄贈、1945年には、太平洋戦争出廷者に護身物として〈守護観音仏像〉千枚を描き、江華島郡守に献納したりするなど、当時の時局の波に呑み込まれていった。

b 解放期と朝鮮戦争期

解放期は、米ソによる軍政下、新しい国家建設に向かって民族美術なるものを打ち立てようと様々な論議や模索がなされた時期であり、鄭鐘汝も、美術を大衆化させるべく雑誌の表紙絵や挿絵を描くようになった¹¹⁾。

1945年の日本による植民地支配からの解放後、鄭鐘汝は誠信女高と培材普通高校、釜山大洗中学校で美術教師として勤める傍ら、朝鮮造形芸術同盟¹²⁾と朝鮮美術同盟¹³⁾で活躍した。1946年には朝鮮美術同盟東洋画部委員長の任にあたり、朝鮮美術同盟展覧会の開催等、左翼美術家らの運動を率いた。しかし、1947年からの米軍政の政策変化に伴い、南では左翼団体が非合法化され、左翼芸術家に対する検挙が厳しくなり、1948年の大韓民国政府樹立に至って、左翼活動は弱体化する。鄭鐘汝や、後に越北する李快大^{イ・クエダ}、裴雲成^{ベ・ウンソン}、鄭玄雄^{チョン・ヒョソン}などの美術家らは思想転向を強いられ、国民補導連盟¹⁴⁾傘下の美術同盟に加入せざるをえなくなり、街頭で反共ポスターの展示会をするなどの指導教育をされた。

1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発し、ソウル

が北からの軍の勢力下におかれると、国民補導連盟で転向を強いられた作家や地下に潜伏していた左翼美術家たちが共産主義体制を支持する朝鮮美術同盟を6月30日に再建するに到った。美術同盟は、明洞に本部をかまえ、金日成、スターリンの肖像画や各種ポスターを描くなど北の支配体制に応じた。ところが、9月、国連軍の上陸・参戦によって情勢が一変、戦況が北に不利になり退却に追い込まれるや¹⁵⁾、美術同盟の主導者らも北に渡っていった。鄭鐘汝も、このときに北に渡ったとされている。

このように、解放期と朝鮮戦争期は、苛烈な政治的イデオロギーの対立で混迷を極め、多くの人々は、数奇な運命に翻弄された。

c 共和国における経歴

鄭鐘汝は、共和国で画家としても教育者としても常に第一人者であり続けた。1952年3月から朝鮮美術家同盟の現役美術家として活躍し、1954年1月に平壤美術大学で朝鮮画講座の教員、講座長、1964年に朝鮮美術家同盟朝鮮画分科委員長、中央委員会副委員長などを歴任した。1962年に芸術学副教授、1974年に功勲美術家となり、1978年以降は万寿台創作社に所属し、1984年に人民美術家の称号を授与された。著書には、『朝鮮画技法』『没骨法』などがある。

鄭鐘汝が朝鮮美術家同盟朝鮮画分科委員長とし活動した10年余りの間、後進育成のために朝鮮画実技講習を中央と地方で活発に行ったとされ¹⁶⁾、5で後述する通り、在日朝鮮人美術家たちのための講習会も行っている。

鄭鐘汝の他界後の1986年12月、平壤の朝鮮美術博物館で「鄭寛徹 鄭鐘汝2人展覧会」が開催されたことも、共和国当局の鄭への優待ぶりを如実に物語っている。

(3) 鄭鐘汝の作品について

鄭鐘汝の作品は、山水、人物、花鳥、仏画等、多岐に渡っており、水墨と彩色等の技法を駆使し、奔放で闊達な筆づかいをした作品がある一方で、繊

細で精巧な写實的な作品もあるとされる¹⁷⁾。

鄭鐘汝の草創期作品の多くは山水画で、故郷一帯をしばしば描いたことから、「眼前にある現実を描く」という姿勢が早い時期から見てとれる。初期の山水画に見られる発墨法に、日本の南画風が濃厚に反映しているとの評価の一方で、鄭が日本で8年間学んだ日本画の技法を活かし、空間の雰囲気や対象の質感にあった筆法で朝鮮の風俗を描くことにより、伝統山水画の観念性からいち早く脱皮したともされる¹⁸⁾。朝鮮美展に出品した人物画の〈濱〉は、その立体感や明暗処理が、日本留学初期に学んだ西洋画の技法に近いともされており¹⁹⁾、様々な画風を取り入れる技量が鄭には備わっていたと言えるだろう。

鄭鐘汝は水墨で山水画を相当数描き、屏風形式で製作したものも多い。〈四季山水〉(1930年代末)、〈伽耶山下〉(1941年)、〈金剛山展望〉(1942年)などがそうである。解放後の山水画では、1940年代末の〈智異山朝雲図〉、〈山水図〉など、3メートルを超える作品が多いが、朝鮮半島情勢が混迷を極めていたこの時期に、雄大な国土イメージは、それらを観る人々を圧倒した。

人物画については、〈吳世昌先生の肖像 (오세창 선생 초상)〉、〈病床の尹喜淳先生 (병석의 윤희순 선생)〉、〈敬仁の一歳の祝宴 (경인아기 돌잔치)〉²⁰⁾など、鄭鐘汝の交友関係から生まれたものが多く、描かれる人物への親愛や悲哀の念が画幅いっぱいに漂う。また、鄭鐘汝が遺族に残したスケッチからは、休息をとる老人たち、漁村で暮らす人々、ブランコに乗る女性たちなど、市井の人々への鄭のまなざしが見てとれる。また、伝統衣装と装身具のスケッチも少なからず残されていたり、『春香伝』をモチーフとした作品も多いことから、鄭が、古典と風俗に関心が多かったことが窺える。

仏教が主題の絵画としては、植民地時代の朝鮮美展への出品作ならびに個人展の出品作にも少なからずあり、鄭鐘汝が早くから仏教に篤かったことなど関係するとされている。寺刹へ奉安した仏画としては、晋州義谷寺の〈掛仏図〉(1938年)という、623.5 × 333.5 cmの大型仏画と、大邱夫人

寺の〈善徳夫人図〉(1939年)がある²¹⁾。

鄭鐘汝の越北後の絵画における功績としては、共和国における大々的な朝鮮画促進運動のもと、何よりも、朝鮮画の創作や普及において彩色画の発展に寄与したことである²²⁾。

共和国では、様々な論争を経て、それまでの伝統的水墨技法が封建支配階級の退廃的・幽玄的趣向を反映するものと批判されるようになり、民族主義的な立場から「朝鮮画」を現代化し発展させるべく、明暗法を用いて立体感を引き立てるように描く彩色画中心の「朝鮮画」政策が1960年代後半に確立され、1970年代に定着した²³⁾。さらに、「朝鮮画」をめぐるのは、1970年代以降、共和国で伝統技法の没骨法が再認識され、新たな朝鮮画の確立が模索されるようになり、鄭鐘汝も、没骨法を再定義し朝鮮画に効果的に取り入れる技法を具体的に示し²⁴⁾、伝統技法の復権に腐心した²⁵⁾。

越北後の受賞代表作としては、共和国の理念や現実を反映して、社会主義リアリズムを具現した作品が多い。〈掘進(굴진)〉が1955年、〈5月の農村(오월의 농촌)〉が1956年、〈高城人民の戦線援護(고성인민들의 전선원호)〉が1958年にそれぞれ国家美術展覧会で1等賞を取り、〈溶解工(용해공)〉が、1965年、2等賞を取った。〈高城人民の戦線援護〉は社会主義国家造形芸術展覧会(於モスクワ)にも出品された。花鳥画や山水画も多く残されており、個人的に知人・友人に贈った絵画も多い。鄭鐘汝と同様、越北作家で親しい間柄だった朴泰遠パク・テウオン(1910-1986)には、1978年に〈寒牡丹(한모란)〉という絵画を贈っている²⁶⁾。また、鄭と親交を持った在日朝鮮人たちにも、少なからぬ絵画等が贈られている²⁷⁾。

3. 朝鮮大学校と美術科

ここからは、鄭鐘汝と在日朝鮮人美術教育との接点を語る上で、重要な架け橋の場となる朝大について見ていきたい。

戦後、在日朝鮮人のための民族教育事業は、在

日本朝鮮人聯盟(1945-1949)を母体として行われたが、その強制解散後、様々な形態で継続されたのち、在日朝鮮統一民主戦線(1951-1955)へと受け継がれていった。その後、在日本朝鮮人総連合会(以下、総連)が1955年、新たな路線のもとと結成され、総連の傘下で、現在も朝鮮学校が日本各地で運営されている²⁸⁾。

まず、日本における朝鮮人の民族教育の高等教育機関である朝大ならびに美術科の沿革を見ることにしよう²⁹⁾。

(1) 朝大の設立ならびに共和国の寄贈美術作品

朝大は、朝鮮師範学校をその前身とし、1956年4月10日に創立された。創立当時、同校は10余名の教員と60余名の学生からなる二年制、7つの学科の大学(7つの学科:文学、政治経済、歴史地理、理数、師範、芸能、体育)として出発したが、大学運営の経験もなく、資金も乏しい状況の中、1957年4月に共和国から最初教育援助費と奨学金が送られてきた。共和国からの第二次教育援助費は全額、同大学校の校舎建設費として充てられ、1958年4月からは四年制大学(文学部:朝鮮文学科・政治経済学科・地理歴史学科、理工学部:物理数学科・化学科・機械工学科)へと学制を改編した。1959年6月、小平市への校舎移転により、さらに多くの学生を受け入れ、総合的な大学として発展することとなる³⁰⁾。

この校舎移転の際に同大学校へ平壤から美術作品が贈られた。この作品群についての、一般社団法人在日コリアン美術作品保存協会による調査結果(2017年実施)を簡潔にまとめると以下の通りである³¹⁾。

贈られてきた作品は、朝鮮解放後および朝鮮戦争休戦後の共和国の美術界を牽引した錚々たるメンバーによるものである。奇雄キ・ウン(1912 - 1977)、キル・ジンソブキル・ジンソブ(1907 - 1975)、金瑬俊キム・ヨンジュン(1904 - 1959)、ジョン・チャンモ鄭昌謨キム・グアンホ(1931 - 2010)、金觀鎬(1980 - 1959)などであり、越北画家の作品も多く含まれている。作品群は朝鮮画か油絵のどちらかである。オリジナルが同校に、模写されたものが平壤にある可能性



図1 〈壬午秋日〉



図2 〈靑流壁〉

を考えられる作品もある。

この作品群の中に鄭鐘汝によるものが存在する。〈壬午秋日〉³²⁾ (40 × 120cm) ならびに〈靑流壁〉 (45 × 61cm) であり、両方とも朝鮮画である (図1及び図2参照)。前者は、器皿折枝図の系譜で、縦長の画面に菊、花瓶、栗、大根が描かれている。後者は、画面左側に岸壁とその上に建屋、右側に小舟と人物が描かれている。

これらの2つの作品は、水墨に彩色を施した当時の共和国における朝鮮画技法の一端を垣間見せるという点で貴重な作品である。

(2) 美術科の設立

日本政府当局が朝鮮学校を恣意的な判断によって統制可能とする、いわゆる「外国人学校制度」³³⁾の制定を幾度もはかろうとする中、東京都では朝大の設置認可申請が退けられたが、日本の各界各層の支持のもと、1968年4月17日、当時の美濃部東京都知事の決断により、認可の実現に到ることとなった。

朝大の師範教育学部（現在は教育学部）に美術科が新設されたのは、1968年の同校認可後である。師範教育学部自体が二年制であったため、美術科も2年間のコースであった。

1973年以降、教職員と学生の共和国への往来が実現し、同校の教育はさらに拡充した。学生は、在学期間に共和国での短期研修に参加し、共和国の学術成果に学ぶ機会が与えられた。

4. 朝鮮画講習と在日朝鮮人美術家たち

ここでは、在日朝鮮人美術家が共和国で受けた朝鮮画講習について具体的に見ていく。朝鮮画を在日朝鮮人美術家たちに伝授した中心の人物は、先に述べた鄭鐘汝であった。一方、講習を受けたメンバーの筆頭として、^{キム・ハンムン}金漢文 (1936-1991) があげられる。以下で述べるように、金漢文は朝鮮画講習を受けた後、朝鮮画を自身の創作の中心に置いたほか、在日朝鮮人の教育現場にも朝鮮画を取

り入れ、朝鮮画を在日朝鮮人に広める土台をつくった人物である。金漢文の経歴を簡潔に整理すると以下の通りになる³⁴⁾。

(1) 金漢文について

金漢文は1936年8月14日、東京都目黒で生まれた(父:金用守、母:朴順伊)。墨田第二小学校、稲成小学校、解放後は八王子朝連学校(当時四年生)、東京朝鮮中高級学校(東京都北区)に通った。

1955年4月、三多摩朝鮮第一初級学校に赴任する。現場で実践していた版画教育については金漢文(1996)に詳しい³⁵⁾。1957年に版画家であり教育者の大田耕士(1909 - 1998)と出会っている。その他、児童美術教育の専門家である鳥居昭美(1928 - 2014)、美術家の井手則雄(1916 - 1986)、箕田源次郎(1918 - 2000)と交流を持った。東京朝鮮第七初中級学校(東京都品川)、東京朝鮮中高級学校に赴任、1968年の朝大美術科設立後、この講師を務め、翌年に赴任。1973年に美術科の主任となった。

金漢文が鄭鐘汝に初めて会ったのは、その翌年の1974年である。在日朝鮮中央芸術団(現在の金剛山歌劇団)に同行し(舞台美術を担当した)、3ヶ月間滞在した。この内の十日間、鄭鐘汝に師事した。この時から金漢文は「油絵を捨て、亡くなるまで朝鮮画で通した³⁶⁾」とされる。日本に戻った後、在日朝鮮人美術家や、日本各地の美術教科担当の教員を対象に朝鮮画の講習を開催した。また朝大のカリキュラムに朝鮮画の技術と理論を導入した。1978年10月、個展「波と岩」が開催(東京都中央区)。1979年5月、共和国の美術家同盟正盟員になっている(図3参照)。

1980年5月、二度目の訪朝で後述の通り朝鮮画講習に参加している。翌年から美術の教科書編纂に精力的に携わった。1984年4月、朝大師範教育学部副学部長になる。1985年、高句麗文化展の日本での開催実現に貢献した³⁷⁾。1980年代半ば、『主体的美術論』を執筆。1990年に入り体調を崩し、翌年10月8日、永眠した。



図3 〈波と岩〉

作者:金漢文、作品タイトル:〈파도와 바위 (波と岩)〉、制作年代:1978年
『조선화』(학우서방、1999年、p.65)より転載。

(2) 朝鮮画講習

ここでは1980年に共和国で行なわれた朝鮮画講習に注目する。

先に記したように、1959年に平壤から朝大に作品が大量贈られ、その10年後である1968年に朝大に美術科が設置されている³⁸⁾。また1974年に金漢文は3ヶ月間、共和国に滞在しており、この内の10日間、鄭鐘汝に朝鮮画を学んでいる。この時のメンバーには、姜青(1943 -)³⁹⁾、韓東輝(1935 - 2020)⁴⁰⁾、崔光徳(1940 - 2019)も含まれていた⁴⁰⁾。既述の通りこれ以降、朝大の美術科のカリキュラムに朝鮮画が組み込まれた他、日本各地の朝鮮学校的美術教科担当の教員に向けた朝鮮画講習が開催された。

6年後の1980年、金漢文が再び共和国に滞在し、朝鮮画を学んでいる。参加者への聞き取りや資料によると、講師や参加者、講習内容は次の通りである。訪問団体名は「第二回総連文芸者代表团」で美術家は後述の6人、それ以外は文学者と音楽家だった。期間は、3ヶ月であり、そのほとんどを朝鮮画の講習が占めた。講師は、この時にも鄭鐘汝がおり、ここに第一線で活躍した、崔桂根(1942-) ⁴¹⁾、金秉熙(1939-1993) ⁴²⁾、李律善(1933 -) ⁴³⁾ が加わった。また講習を受けたのは金漢文だけでなく、在日朝鮮人美術家の金熙麗(1926 - 2007) ⁴⁴⁾、洪永佑(1940 - 2019) ⁴⁵⁾、姜青、朴

チョンムン 正文 (1946 -) ⁴⁶⁾、リ・ギョング 李耕雨 (1941 -) ⁴⁷⁾ がいた (図4参照)。

参加者への聞き取りによると、この時の訪問には美術家だけでなく、文学者、音楽家など文化芸術に関わる在日朝鮮人が多く参加した。一行は青森から出航し清津を経て平壤に入った。平壤では盛大な歓迎を受けたとのことである。在日朝鮮人美術家を対象にした朝鮮画の講習は平壤を中心に、妙香山ホテル、金剛山ホテルなど、場所を変えて行われた (図5参照)。



図4 在日朝鮮人美術家と共和国の美術家たち

参加者 (姜青、李耕雨、朴正文) によると、前列左から二人目が鄭鐘汝、その右隣が姜青、李耕雨、金秉熙。後列右から、崔桂根、朴正文、一人空けて黒縁の眼鏡をかけた人物が金熙麗。同じく後列の左から二人目が金漢文、その隣が李律善。その他の5人は運転手や職員。洪永佑が写っていないが、おそらくはこの写真を撮った人物が洪。共和国滞在の終盤頃で、元山での撮影。(写真提供は姜青さん)



図5 朝鮮画講習の様子

右一番奥が鄭鐘汝、その他は在日朝鮮人美術家。場所は妙香山ホテルの廊下。(写真提供は姜青さん)

講習内容は、運筆、没骨法、白描法、四君子や人物の描き方など朝鮮画の伝統的技法が中心であった。また、滞在終盤には平壤中心地にある2.8文化会館で展覧会が開催され、技術習得の成果を披露したとのことである。この講習に関連して注目すべきは、少なくない直観物が、金漢文によって日本に持ち帰られたことである。次項でこの直観物を具体的に見ていく。

5. 在日朝鮮人の美術教育における教材

(1) 鄭鐘汝の直観物

鄭鐘汝の作品で朝大にあるものは、今回の調査で30点ほどであるということが分かった⁴⁸⁾。このうち直観物は20点ほどあるが、ここでは、朝鮮画を描くにあたっての伝統であり、基本ともいえる8点に注目する (図1～図8参照)。全て鄭鐘汝の直筆であり、寸法はほぼ色紙大である。

以下で一点一点を詳しく観察したい。

図6は運筆の見本である。「運筆」とは文字通り「筆」を「運」ぶことを言う。図のように、墨を含ませた筆で縦の線、横の線、円を引く動作を繰り返す。縦の線は上から下への線、下から上へ線も練習する。横の線は左から右へ、右から左への線、そして円は右回り、左回りの線も練習する。均一の太さで生き生きとした線をひく運筆を通して描く前の心と体の準備を整えるのだが、図6はこの模範を示したものである。

図7～図12は四君子である。「四君子」とは、その高潔な美が君子に例えられるところから、蘭・竹・梅・菊に与えられた総称である⁴⁹⁾。蘭が曲線、竹が直線、梅と菊は曲線と直線との組み合わせられた運筆の方として、水墨画を学ぶものの基本とされる⁵⁰⁾。東北アジアにおける絵画の伝統であり、朝鮮でも長い伝統を持つ⁵¹⁾。図7及び図8が蘭、図9及び図10が竹、図11が梅、図12が菊を描いたものである。順に見ていきたい。

図7及び図9は、それぞれ蘭と竹の描き方を順を追って丁寧に描いたものを提示している。蘭は、



図6 連筆



図9 竹



図7 蘭



図10 竹



図8 蘭

三枚の葉を描く練習から始める。花は花びらを描いた後、濃い墨で点を付けて完成させる。図7はこの手順を描いたものだ。完成された作品ではないものの、濃い墨で弾力のある長い葉、淡い墨で開いた花びらを描いており、墨の濃淡で気品のあ



図11 梅



図 12 菊

る蘭の特徴を表現している。図7では画面左側から葉が描かれているのに対し、図8では画面中央から葉が伸びている。図8は落款は見当たらないが、構図が安定している点から完成例を示したものとと言ってもよいだろう。

図9は竹の葉の描き方を提示したものである。「人」、「分」の漢字が見え、描く際に漢字を参考にするよう勧めていたことが窺える。竹では竿の描き方の習得も重要である。図10には葉と竿が描きこまれている。みずみずしい葉が画面下半分を中心に描かれている。淡い墨で描かれた葉が画面に奥行きを与え、画面上の方のトリミングされた葉は画面の外の空間を見る者に想像させる。右上の余白に名前と落款を置き、完成作品の一つの例を提示している。

図11は梅である。画面右下から左上への対角線上に描かれた太い幹の老樹が、途中で大きく右へ方向を変えている。老樹から若枝が直線に伸び、花が多く描かれ、淡い黄色で彩色されている。幹には濃い墨で点が描かれ、苔や質感が表現されてい



図 13 牡丹

る。落款は対角線上に描かれた老樹の延長線上に捺され、サインと制作年が添えられている。

図12を見ていこう。淡い黄色で彩色された菊が画面中央にすっと伸びている。ごつごつした岩と対比され、咲き誇る菊に充分な存在感がある。菊の花を描く時は、二本の線で花びらの一枚一枚の輪郭線を描く。これを何度も繰り返して、球状に盛り上がる一輪を表現する。葉の描き方はいくつかあるが、図12では輪郭線を施さずに描いており、葉脈を濃い墨で施している。画面右下の余白に名前と制作年及び落款があり、これも図10、図11同様、完成作品の例を提示したものである。

最後に図13の牡丹を見てみよう。牡丹も朝鮮画の題材になることが多い。先に、「蘭が曲線、竹が直線、梅と菊は曲線と直線を組合せ」て描くため、曲線と直線の練習になる点を述べた。一方で牡丹は、筆の側面を支持体（紙）に押し付けて描く。そのため筆を寝かせて描く方法を練習するのに向いている。花びらを描く際には、筆に色を含ませた上で、さらに筆先に一段濃い色を付けて支持体に描き、一筆で花の立体を表現する。葉は菊の時と同様、葉脈を描いて完成させる。図13には墨に桃色と胭脂色の中間くらいの色を含んだ牡丹が画面いっぱいに咲き誇っている。画面左の牡丹は、右のものより濃い色で描かれていることから、今まさに花びらを開こうとする頃だろう。二輪の牡丹に濃淡に違いを付け、単調にならないよう工夫が見られる。中央上に落款とサイン及び制作年代が

あることから、この一枚も一つの完成例として提示したものといつて良いだろう。

以上のように 80 年に日本に持ち帰られた直観物には、図 6、図 7、図 9 のように運筆や描き方を丁寧に提示したもの、図 8、図 10、図 11、図 12、図 13 のように落款と名前及び制作年代を入れ、完成例を示した没骨技法による朝鮮画が含まれていた。

朝大美術科の卒業生によると、これらの直観物は朝大の美術科で数年使用され、学生たちによって線描から始まり、墨絵、四君子などの模写がなされたりした。

(2) 在日朝鮮人が作成した美術関連教科書と鄭鐘汝の掲載作品

ここでは、在日朝鮮人が作成した美術関連教科書において、鄭鐘汝の作品がどのように扱われているかを見ておくことにしよう。

金漢文は、先に述べた通り、1974 年・1980 年の訪朝に引き続き、翌年の 1981 年に第 10 次教育者代表団の美術班責任者として再び共和国訪問をした後、美術教員たちと共に、民族教育の新たな教科書を自主編纂していった。1983 年 3 月には初級学校 1 年生から 6 年生までの各学年の『도화 (図画)』の教科書を、1984 年 3 月には中級学校 1 年から 3 年生までの各学年の『미술 (美術)』の教科書を発刊した。その内容としては、朝鮮時代や共和国、外国の画家による絵画を多数掲載し、水彩画、鉛筆画、速写、版画、装飾画の描き方の他に、朝鮮画の紹介や描き方などを含めている。

美術関連教科書は、金漢文亡き後、その後進により、1993 年、94 年、95 年に大きく改編され⁵²⁾、2004 年にはさらに新版が刊行された。1999 年 6 月には、実技編と理論編で構成された副教材である『조선화 (朝鮮画)』も刊行されている(李東燮、李東一編)。これらの美術関連教科書には、鄭鐘汝の絵画が少なからず掲載されており、そのリストは、以下の表 1 の通りである。

鄭鐘汝の作品は、リストからもわかるように、作家紹介や絵の描き方の手本、鑑賞の対象など、様々

な観点から扱われている。

「作品鑑賞」としては、『미술 중급 1 (美術中級 1)』(1984) に〈高城人民の戦線援護〉(1961) が掲載されたが、『미술 중급 3 (美術中級 3)』(1994) の「作品鑑賞」においても、引き続き同作品が掲載されるとともに、1958 年の同名作品も掲載され、各作品の表現意図の違いを問うたり、1961 年作品の 2 種類の草案が追加掲載された⁵³⁾。

また、『조선화 (朝鮮画)』(1999) では、落款についての説明記述があり、18 世紀の金弘道^{キム・ホンド}、19 世紀の金正喜^{キム・ジョンヒ}、20 世紀の李石鎬^{リ・ソッコ}の巨匠たちの落款と並んで、〈牡丹と鶏〉(1959)⁵⁴⁾ における鄭鐘汝の落款が取り上げられている。

このように、在日朝鮮人の美術関連教科書における、鄭鐘汝の様々なジャンルの掲載作品や多様なアプローチ方法から、鄭を朝鮮の近現代画家の名中でも中核的な存在として一貫して位置づけ、より多くを学ぼうとする姿勢が読み取れる。

6. おわりに

本稿では、朝鮮半島の激動の時代を生き抜いた画家、鄭鐘汝の一生と作品の様相を時代背景とともに概観した後、越北以降の鄭鐘汝と在日朝鮮人美術家との接点を明らかにし、民族教育に残した形跡を探った。朝鮮画講習の事実や朝大所蔵の絵画・直観物、関係者の写真や証言、朝鮮学校の美術関連資料は、鄭鐘汝のこれまで知られることのなかった越北後の活動の重要な部分を物語っていることがわかった。

在日朝鮮人に対する共和国の手厚い支援のもと、朝大に鄭鐘汝を初めとした有名作家の絵画が贈られ、また、在日朝鮮人美術家が共和国で朝鮮画講習を受ける機会を得て、金漢文らが鄭鐘汝に師事し、朝鮮画が日本で本格的に広められる契機となった。また、1980 年の朝鮮画講習時に、金漢文が朝大に持ち帰った鄭鐘汝の直観物が、授業等でしばしば模写の対象となり、現在も朝大美術科で保管されているという事実が、明らかになった。

表 1 在日朝鮮人の美術関連教科書に掲載された鄭鐘汝作品リスト

教科書名	項目	作品名・ページ数
『도화 초급 5 (図画 初級 5)』 (1983)	花の描き方 花鳥の描き方	모란꽃 (牡丹の花、習作) p.13 제비 (燕、習作) p.19
『미술 중급 1 (美術 中級 1)』 (1984)	作品鑑賞	고성인민들의 전선원호 (高城人民の戦線援護) (1961) ※教科書では 1958 pp.82 - 84
『미술 중급 3 (美術 中級 3)』 (1994)	作品鑑賞	고성인민들의 전선원호 (高城人民の戦線援護) (1961)、(1958) 고성인민들의 전선원호 (高城人民の戦線援護) (1961)의 二種類の草案 pp.58 - 61
『미술 고급 (美術 高級)』 (1995; 2000)	美術的表現の類型 (間接的方法)	5 월의 농촌 (5 月の農村) (1956) p.7
『조선화 (朝鮮画)』 (1999)	雲染法 花鳥の描き方 獸の描き方 魚の描き方 人物の描き方 落款	5 월의 농촌 (5 月の農村) (1956、鶏の部分) p.13 5 월의 농촌 (5 月の農村) (1956、梅の部分) p.23 모란 (牡丹) (1977) p.33 고성인민들의 전선원호 (高城人民の戦線援護) (1961、牛と馬の部分) ※教科書では 1958 p.45 잉어 (鯉) (1976、部分) p.48 고성인민들의 전선원호 (高城人民の戦線援護) (1961) p.72 모란과 닭 (牡丹と鶏) (1959) における落款 p.75
『미술 중급 1 (美術 中級 1)』 (2004; 2018)	前表紙 作家紹介 前表紙説明	아침 (朝) (1959) 部分 용해공 (溶解工) (1965) 表紙裏 금강산 (金剛山) (1966) p.1 게 (蟹) (1967) p.1 아침 (朝) (1959) p.1
『미술 중급 2 (美術 中級 2)』 (2004; 2018)	絵画—隠れた意図を探して	용광로의 불길 (溶鉱炉の焰) (1957) p.22
『미술 중급 3 (美術 中級 3)』 (2004; 2017)	作品鑑賞	고성인민들의 전선원호 (高城人民の戦線援護) (1961)、(1958) pp.58 - 61 고성인민들의 전선원호 (高城人民の戦線援護) (1961)의 二種類の草案 p.60

※編纂者は、『조선화 (朝鮮画)』を除いて、2004 年以降は、学友書房教科書編纂委員会、それ以前は、総連中央常任委員会教科書編纂委員会、発行者はすべて学友書房。

さらには、在日朝鮮人の美術教育者が作成した教科書に掲載された作品や記述を通して、鄭鐘汝が共和国の中核的な現代画家とみなされているということも浮き彫りになった。

戦前の植民地支配や戦後も続く日本の同化政策に喘いできた在日朝鮮人美術家にとって、祖国訪問を遂げ、祖国の美術形式とされる朝鮮画と接し、民族的矜持を持ったことの意義は計り知れず、その思いは、朝大を初めとした朝鮮学校の中で、次世代以降へも引き継がれている。

朝鮮画を在日朝鮮人に広めるのに大きな役割を果たした金漢文については、画家・美術教員・美術理論家としてどのような位置づけができるか、さらなる研究が俟たれる。また、在日朝鮮人による朝鮮画教育の変遷や、朝鮮画に表出された民族的アイデンティティの様相に関する考察も今後の課題である。

鄭鐘汝は、その人生を、朝鮮半島の南北と日本を駆け巡った画家であり、それぞれの時代が抱えた困難に直面しながらも、画幅に思いの丈を描き込んだ。今後は、朝鮮半島の分断の状況下、南北に散在する鄭鐘汝の作品がより多く発掘され、包括的な研究がなされなければならないだろう。何よりも、共和国に大量に存在するであろう鄭鐘汝の作品群を踏まえ、南北や海外の美術家・研究者が手を携えて、鄭鐘汝の多面性にさらに迫り、全体像を描くことが切実に求められている。

この小論における研究調査が、越北以降の鄭鐘汝の活動について一片でも補い、鄭鐘汝研究のさらなる進展に寄与することを願ってやまない。

謝辞

2019年6月から2020年9月までの期間に、韓東輝、金聖蘭、李鏞勲、李情愛、姜青、金明仙、成明美、朴正文、李耕雨、高元秀、朴一南、張瓊順、李東一、李敬子、金清美、沈美穂、玄明淑（聞き取り順・敬称略）の諸氏に、対面、電話、手紙などを通して、聞き取り調査にご協力いただいた。特

に、朝大美術科の李鏞勲教授には、朝大に存在する鄭鐘汝の絵画や直観物の存在をご教示いただき、撮影についても快くお引き受けいただいた。

また、本稿の匿名の査読者の方々には、多くの貴重なご指摘を賜った。これらの方々に心からの謝意を表する次第である。なお、本稿の内容に関する一切の責任は、筆者にあることは言うまでもない。

本稿作成の初期である2019年6月27日に東京の足立区で聞き取りに応じていただいた韓東輝先生が、本稿完成前の2020年4月26日に逝去された。韓東輝先生は鄭鐘汝に数次師事し、交流も深かった。この小論は、これまで在日朝鮮人の美術教育に多大な貢献をされた韓東輝先生の霊前に捧げたい。

注

- 1) 執筆者所属および専門分野、執筆担当は以下の通りである。
池貞姫 愛媛大学教授。専門：朝鮮語学、在日朝鮮人の民族教育史。執筆担当：1、2、3（共同執筆）、5（2）、6。
白凜 独立行政法人日本学術振興会特別研究員PD、一般社団法人在日コリアン美術作品保存協会（略称「ZAHPA」）代表理事。専門：在日朝鮮人美術史。執筆担当：3（共同執筆）、4、5（1）。
- 2) 사회과학원 언어연구소 (2004: 1068)。本稿でいう「直観物」は、いわば、学生向けの模写用手本といつてよい。
- 3) 主な参考資料は、金福基（1989）、김복기（2014）、김예진（2019）、리재현（1999）、李殷周（2006）である。
- 4) 他には、金周経、吉鎮燮、金瑯俊、鄭玄雄、李碩鎬、裴雲成、林群鴻、李快大の越北画家に関する特集記事が連載された。
- 5) このセミナーでは、尹凡牟「青谿鄭鐘汝の芸術世界」、金福基「青谿鄭鐘汝の研究はどこまで来たか」の研究発表の他、鄭の直系の孫、鄭旦逸による「青谿鄭鐘汝の足跡を探して」の報告があった。このセミナーの報告集である정계 정중여기념사업회 (2014)『정계 정중여 탄생 100주년 기념 세미나』には、これらの報告の他、鄭の年譜と関連資料目録が附されている。
- 6) 他には、朴文遠、林群鴻が扱われ、研究者による発表（パク・ユニ「解放後美術界の分断と越北美

- 術家研究の意味」、崔烈「越北美術家の復権と北韓美術史認識の起源」、金福基「『分断』の美術史から『統一』の美術史へー越北美術家再照明と研究課題」の他に、遺族を交えた座談会も行われた。
- 7) 著者の李殷周は、鄭鐘汝の外孫にあたる。
 - 8) 김복기 (2014: 20)。
 - 9) 金基昶 (1989: 88)。
 - 10) その筆頭が金基昶であり、青年時代における鄭鐘汝との交流については、金基昶 (1989) に詳しい。
 - 11) 신수경 (2016) を参照。
 - 12) 高義東を中心とした右翼陣営の朝鮮美術協会から脱退した作家たちが組織した団体 [김복기 2014: 25]。
 - 13) 金周経を中心とした左翼団体だった朝鮮美術家同盟が朝鮮造形芸術同盟と統合し、46年11月に結成 [김복기 2014: 25]。
 - 14) 韓国政府樹立後、ソウル地検が左翼文化人の思想転向教育のために設置 [김복기 2014: 25]。韓国政府を絶対支持し、北の政権に反対して共産主義思想を一掃することを活動目的とした。当時の多様な反政府勢力を一様に左翼とみなし、当時の李承晩政権の権力強化に大きく寄与した [신수경・최린선 2012: 210]。
 - 15) 韓国では「9・28 収復」、共和国では「戦略的一時的後退」と呼ばれている。
 - 16) この講習会には、油絵や出版画から朝鮮画に転身した数百名の美術家が参加した [리재현 1999: 312]。
 - 17) 金福基 (1989: 85)。
 - 18) 김예진 (2019: 102)。
 - 19) 金福基 (1989: 86)。
 - 20) 李應魯 (1904-1989) の孫の一歳の誕生日を祝う宴に集まった当代の画友 12 人が即興で描かれた。
 - 21) 作品の特徴など、詳細は、최엽 (2019) を参照。
 - 22) 「조선화 분야에서 채색화 발전을 위한 몇 가지 의견」(『조선미술』1961年12号、조선문학예술총동맹출판사)、「혁명적인 채색화를 힘차게 발전시키자」(『조선미술』1966年12号) などの論説がある。
 - 23) 박계리 (2001) を参照。
 - 24) 崔元三との共著で「물골법」(1)～(6) (『조선예술』1980年1号～5号、7号、문예출판사) などの論説がある。
 - 25) 박계리 (2003) を参照。
 - 26) 朴泰遠が1977年に上梓した大河歴史小説『甲午農民戦争』第一部が、金日成国家主席より讃えられ、古希の祝いがなされたときに、鄭鐘汝が記念にこの絵画を贈ったというエピソードが、朴の義理の娘によって書かれている。정태은 (2000) 「나의 아버지 박태원」『통일문학』2号, 평양출판사 p.165

- を参照。
- 27) 청계 정중여기념사업회 (2014) の関連資料目録 pp.53-55 を参照。
 - 28) 日本には、現在 64 校の総連系の朝鮮学校の他に、4 校の韓国学園があり (2020 年 5 月現在)、東京の韓国学園と総連系朝鮮学校は、各種学校扱いである。
 - 29) 主な参考資料は、『조선대학교 50 년의 자취』편집위원회 (2007)、朝鮮大学校 (2020) である。
 - 30) 74 年には外国語学部、82 年には経営学部の新設とともに、74 年から 2 年制の研究院を新設する。99 学年度には体育学部、政治経済学部、2003 年度には短期学部 (生活科学科、情報系科) が新設された。
 - 31) 『ZAHPA 通信』第 1 号 (2019) を参照。
 - 32) この作品は、朝鮮学校教科書の『미술 중급 1 (美術中級 1)』(2004; 2018) p.6 にも掲載されている安中植 (1801-1919) 〈菊と大根〉と酷似しているが、その関係性は明らかではない。
 - 33) 1965 年から 1972 年までの間、文部省と自民党の一部の議員が創設を目指した。この制度構想の要因や過程については、マッキー智子 (2013) を参照。
 - 34) 主な参考資料は、金漢文 (1996)、故金漢文氏逝去五周年記念事業実行委員会 (1997) の二点である。
 - 35) 金漢文 (1996) 「七、子どもと教師の目覚め」、pp.142 - 159 を参照。
 - 36) 李東一 (1996) 「一、絵画と民族と教育—金漢文先生の歩み」、金漢文『朝鮮の美』p.168。
 - 37) 高句麗文化展実行委員会 編集・発行 (1985) 『高句麗文化展図録』を参照。
 - 38) 詳細は未調査であるが、設立から 74 年以前までも、朝大の学生が朝鮮画の技術を学ぶ、何らかの機会があったようである。
 - 39) 埼玉朝鮮初中級学校、神奈川朝鮮中高級学校教諭を務めた他、朝大美術科非常勤講師を務めた。「日本アンデパンダン展」、「朝・日友好展」、文芸同結成 50 周年記念美術展などに出品した他、2017 年 5 月に神奈川にて「風景を描く 姜青個人展」を開いた。
 - 40) 白凜「韓東輝×崔光徳 二人展」『イオ』朝鮮新報社、2016 年 2 月号、pp.62 - 63 を参照。
 - 41) 59 年に平壤美術大学に入学、94 年まで美術家同盟現役美術家、万寿台創作社朝鮮画創作団団長を務めた後、朝鮮美術家同盟委員長を歴任。리재현 (1999) pp.700-702 を参照。南北と海外同胞の絵画が一堂に会した「코리아統一美術展」(開催期間: 1993 年 10 月 12 日～23 日、於東京・大阪) 開催時に共和国代表として来日するなど、対外活動も行った。
 - 42) 62 年に平壤美術大学に入学、66 年に美術家同盟現

役美術家に指名され、82年から万寿台創作社で美術家、室長として創作活動を行った。李碩鎬に4年間師事し、朝鮮画の大家である鄭永万をして「朝鮮画のすべての技法に精通した美術家」と言わしめた。리재현 (1999) pp.661-663を参照。

- 43) 52年から平壤美術大学で学び、卒業後母校の朝鮮画講座教員として務めた。78年副教授、80年に功勳芸術家、92年に人民芸術家の称号を授与される。98年4月まで平壤美術大学朝鮮学部部長を歴任。共和国の朝鮮画の分野で活躍する人民芸術家、功勳芸術家のほとんどの育成に関わったとまで言われている。리재현 (1999) pp.555-557を参照。
- 44) 白凜「在日朝鮮人美術家の知られざる足跡」『日本オーラル・ヒストリー研究』第14号、日本オーラル・ヒストリー学会、2019年9月、pp.98-99を参照。
- 45) 琴基徹「月刊イオの創刊に尽力—雑誌編集者、画家として大きな業績を残した洪永佑さんを追悼する」『イオ』朝鮮新報社、2019年12月号、pp.70-71を参照。
- 46) 日本アンデパンダン展、平和美術展、朝日友好展などに出品し、各種美術展で数多くの賞を取った。95年に功勳芸術家称号を授与。98年に埼玉にて「朴正文作品展」、2008年東京にて個展を開いた。朴正文オフィシャルサイト (<http://packjyongmun.com/>) 参照。
- 47) 張慧純「朝鮮学校百物語 始まりのウリハッキョ編 vol.54 1986年に刊行、朝鮮語小辞典」『イオ』朝鮮新報社、2020年8月号、pp.58-59を参照。
- 48) 調査中であり、あくまで現在確認できている作品点数である。直観物以外には、朝鮮画や陶器の絵付けなど鄭鐘汝から金漢文に個人的に贈られたものもある。
- 49) 山田玉雲 (1974; 1976) 表紙の袖。
- 50) 山田玉雲 (1974; 1976: 2)。
- 51) 四君子は、中国の宋の時代に、士大夫の精神世界を象徴するものとして位置づけられ、元の時代に大きく流行した。異民族による支配下、民族への志操と忠誠心、抵抗精神を強く表したとされる。朝鮮では、特に朝鮮時代に脚光を浴びるに至り、19世紀末には、四君子が民族の危機的状況における時代精神の最たる象徴だったとされる。최열 (1996; 2001) pp.94-96を参照。
- 52) 93年に『도화공작 (图画工作)』(初級学校1~6年生)、95年に『미술 고급 (美術 高級)』が刊行された。
- 53) 李殷周 (2006) にも、「古城人民の戦線援護」の58年作品と61年作品ならびに同作品の二種類の草稿が巻末図版で示されており、在日朝鮮人美術家の韓東輝氏による提供だとしているが、その出典

は明らかにされていない。

- 54) 〈모란과 닭 (牡丹と鶏)〉と〈아침 (朝)〉は、タイトルが異なるが、同一作品だと思われる。

参考文献・URL

<日本語文献>

- 金漢文 (1996)『朝鮮の美』雄山閣
 故金漢文氏逝去五周年記念事業実行委員会 (1997)『波と岩を描く 金漢文』(図録)
 マキー智子 (2013)「『外国人学校制度』創設の試み—日韓会談期における在日朝鮮人対策の模索—」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第118号
 山田玉雲 (1974; 1976)『四君子の描法』日貿出版社
 朝鮮大学校 (2020)「朝鮮大学校の創立」
<https://www.korea-u.ac.jp/korea-university/> (2020年8月26日閲覧)

<朝鮮語文献>

- 金基昶 (1989)「동갑나기 畫友와의 청년시절」『月刊美術』1月号, 서울: 월간미술사
 金福基 (1989)「北으로 갔던 화가 鄭鐘汝의 생애와 작품」『月刊美術』1月号, 서울: 월간미술사
 김복기 (2014)「청계 정종여 연구, 어디까지 왔나?」『청계 정종여 탄생 100주년 기념 세미나』청계 정종여 기념사업회, 국립현대미술관: 과천
 김예진 (2019)「정종여, 국토와 현실에 뿌리를 둔 웅건한 미술가」『근대미술가의 재발견 1 절필시대 정찬영, 백운문, 정종여, 임군홍, 이규상, 정규』, 서울: 국립현대미술관
 리재현 (1999)『조선력대미술가관람 증보판』, 평양: 문학예술종합출판사
 박계리 (2001)「김일성주의의 미술론 연구: 조선화 성립 과정을 중심으로」『통일문제연구』제15권1호 통권 제39호, 서울: 평화문제연구소
 박계리 (2003)「金正日主義 美術論과 北韓美術의 變化—조선화 물결법을 중심으로」『미술사논단』16·17, 서울: 한국미술연구소
 사회과학원 언어연구소 (2004)『조선말사전』, 평양: 과학백과출판사
 신수경·최린선 (2012)『시대와 예술의 경계인 정현웅』과주: 돌베개
 신수경 (2016)「청계 정종여의 해방기 작품과 활동: 민족미술론의 수용과 실천」『美術史學報』第47輯, 서울: 미술사학연구회
 윤범모 (2002)「근대기 사찰 봉안용 佛畵 혹은 鄭鐘汝와 吳之湖의 경우」,『東岳美術史學』第3輯, 서울: 동악미술사학회
 李殷周 (2006)「靑靑 鄭鐘汝의 作品世界 研究」이화여자대학교 미술사학과 석사학위논문

『조선대학교 50 년의 발자취』 편집위원회 (2007) 『조선대학교 50 년의 발자취』, 東京 : 조선대학교창립 50 돌기념사업 실행위원회
청계 정종여기념사업회 (2014) 「별첨 청계 정종여 관련 자료 목록」 『청계 정종여 탄생 100 주년 기념 세미나』, 과천 : 국립현대미술관
최열 (1994) 「소박한 사실주의자 정종녀」 『미술세계』

6 월호, 서울 : 미술세계
최열 (1996; 2001) 「민족의 상징, 사군자」 『근대 수묵 채색화 감상법』, 서울 : 대원사
최엽 (2019) 「정종여의 불교 주제 그림」, 『근대미술가의 재발견 1 절필시대 정찬영, 백윤문, 정종여, 임군홍, 이규상, 정규』, 서울 : 국립현대미술관

投稿論文

千里馬運動期 DPRK の美術作品にあらわれた製鉄所労働者イメージ

喜多恵美子

朝鮮民主主義人民共和国（Democratic People's Republic of Korea、DPRK）における千里馬運動は単なる増産運動の枠をこえた、文学や美術を巻き込んだ社会主義的实践であったといえるが、その中心産業であった製鉄製鋼業にまつわるイメージ、とりわけ労働者像は絵画や彫刻として何度も作品化されてきた。製鉄製鋼業は社会主義国であれ資本主義国であれ、歴史を問わず国粹的な使命を担わされてきた。DPRKにおける製鉄製鋼業は日本の残していった製鉄所をもとに始まっていることから、千里馬運動には植民地主義の克服という意味合いも担わされているため、より複合的な側面をもつ。

美術においては、日本で学んできた画家が多くなか、画家たちがいかに社会主義的な美術を確立していくのか模索していく過程がまさにこの千里馬運動期であり、千里馬運動期に繰り返し描かれる製鋼所のような製鋼所労働者のイメージはソ連美術との影響関係においても考察することが可能である。以上のような諸側面から DPRK における製鋼所労働者のイメージについて考察分析していく。

キーワード：千里馬運動、美術、製鋼、ソ連、植民地主義

The Chollima Movement in the Democratic People's Republic of Korea (DPRK) was arguably a socialist practice involving literature and art that went beyond a

movement merely aimed at increasing production. However, images related to the iron and steel industry, which was the core industry in DPRK, and especially images of workers, were depicted many times in paintings and sculptures by the Chollima Movement. Both in socialist and capitalist countries, regardless of history, the iron and steel industry has been considered a nationalist mission. In DPRK, the matter is more complex, because the iron and steel industry begun with iron mills left behind by Japan, and its depiction by the Chollima Movement had the implication of overcoming colonialism.

In art, while there were many artists who had studied in Japan, it was specifically at the time of the Chollima Movement that the process of how painters created socialist art was explored. We will consider and analyze the images of steel mill workers in DPRK from various perspectives including the above.

Key Words: Chollima Movement, art, steel industry, Soviet, colonialism

1. はじめに

近年、朝鮮民主主義共和国（以下、DPRK とする）の美術作品を扱った展覧会が世界各地で開催され注目を集めている。たとえば、ウィーンでは DPRK 大使館の協力のもと、「Brumen für Kim Il

Sung」と名付けられた大規模な展示が2010年に開催されているのを筆頭に、2014年にはロンドンのDPRK大使館で、2016年にはアメリカの大学で絵画展が開催されている¹⁾。大韓民国（以下、韓国とする）においては第1回南北首脳会談がもたれた2000年以降、大小多数のDPRK美術展がもたれてきたが、平昌オリンピックや第3回南北首脳会談実現によって南北統一への希望がふくらんだ2018年には光州ビナーレの企画展のひとつとして「북한미술 - 사회주의 사실주의의 패러독스」と銘打った展示が衆目を集めた。こうした近年の展覧会に見られる傾向としては、DPRK美術を単なる政治的プロパガンダとしてではなく、美術作品として扱おうという姿勢が顕著であるという点が挙げられる。

以前であれば、DPRKの文化を珍妙なものの、キツなものであるとして嘲笑のフィルターを介さねば受け入れられないという姿勢の鑑賞者が大勢であり、社会主義を失敗したプロジェクトとみなして政治的批判の延長線上として美術作品をもろともに断罪するという分析枠組みが一般的であったのが、ここにきて大きな変化が起きているのである。

DPRK美術については世界的コレクターが存在しているが、コレクターといかないまでも社会主義国家の美術作品を手にしたという美術愛好家は少なくない。こうした熱意にこたえるようにDPRK側も万寿台創作社のポータルサイトをネット上に開設し、北京にも出張所がおかれるなど作品購入が容易になってきた。このような開放的な状況がDPRK美術に接する機会を増大させ、さらなる関心と呼んでいることが感じられる。

DPRK美術研究も大きく変化しつつある。既存の研究のほとんどが体制や理論、組織論にとどまっていたのが、作家論や作品論へと深化しはじめているのである。本稿もDPRKの美術作品を通じて、そこに描き出されているものの意味をDPRKの歴史と社会的文脈から分析していこうという意図をもって出発している。

ここでとりあげるのは「製鉄」や「製鋼」にま

つわる作品である。鉄鉱石を還元して銑鉄を取り出す「製鉄」から、銑鉄の炭素含有量を調整して強靱で可塑性に優れた鉄鋼を生産する「製鋼」への一連の工程は、重工業を支える基幹産業としてだけではなく、ある種の象徴性が読み込まれる場合が少なくない。本稿では、DPRK美術のうち製鉄や製鉄所労働者を扱った作品、とりわけ千里馬運動期の作品を中心に分析をしていく。これは、もちろん千里馬運動の起源が製鉄・製鋼業にあるからだが、この時期がDPRKにおいて「労働」と「美術」という問題をどう取り扱うのか、日本美術の残滓をどう克服するのかといった問題が浮上してきた重要なターニングポイントになっているからでもある。労働と労働者はどう描かれてきたのかという問題についてはヨーロッパの作品とも比較しながら論じていく。

2. 先行研究

本論に入る前に先行研究について整理しておこう。DPRKの美術に関する研究としては、日本においては畑山康幸〔2018, 2014, 2015a, 2015b〕と大場和幸〔2013〕、そして喜多恵美子〔2006, 2019〕の論考以外にはほとんどないのが実情である。畑山と大場の共通点は南北朝鮮の映画、文学、美術といった文化全般に関心を持ち、『労働新聞』、『朝鮮美術年鑑』、『朝鮮文学芸術年鑑』なども丹念に渉猟しながら研究をすすめているところにある。彼らの研究はゼネラリストとしての面目躍如たるところがあり、DPRK美術に関する情報を広い視野から提供するという点に意義があると同時に、美術史学的な分析よりも政治的関心に比重が置かれているところに特徴がある。また喜多による論考は、1966年の金日成主席の教示により発展した独自の「朝鮮画」に関して解説したものであり、DPRKの資料をもとに中国の毛沢東様式やソ連の美術にも言及しつつ、朝鮮独自の社会主義リアリズムについて論じたものであったが、これは概説であって学術論文ではない。

日本の状況に比べると、韓国における DPRK 美術研究は当然のことながら質的にいっても量的にいっても、はるかに充実している。とりわけ 2000 年の第 1 回南北首脳会談以降は個人の研究者も DPRK の資料に接することが容易になってきただけでなく、実際に訪朝する研究者もあらわれだしたことが大きな原動力となっている。韓国における DPRK 美術研究史の全体像については姜孜奇が整理した論考があるのでそちらを参考されたいが [姜孜奇 2016: 41-54]、近年旺盛な研究をしている研究者というと、洪志碩、朴桂利、尹凡牟、趙恩廷、申秀敬 等をあげることができる。

韓国における研究は DPRK で刊行された出版物をもとにした、美術制度や理論についての研究が中心となっていたが、それは韓国人にとって実際に作品を見ることが困難だということや、政治的状況によって作品を評価すること自体が困難であるということが深く関係していた。とりわけ、現代の作家については「キッチュ」である、つまり美術的価値がないと否定的に評価されることが少なくない [シム・グワンヒョン 1992]。

そうした状況に変化があらわれだしたのは 2010 年以降のことである。このころから越北画家の越北後の活動と作品論を中心とした深度のある研究が急速に進展してきたのである。権幸佳の鄭玄雄研究 [権幸佳 2010]、李周玟の鄭寛徹作品における身体表現研究など [李周玟: 2018] がそれである。ただ、これらも越北前にすでに評価が高かった画家の研究だからこそ成立するのであって、DPRK 美術全体をどう評価していくのかは、イデオロギーの問題があるため、いまだに非常な困難をとまなう。

そもそも、社会主義美術は既存の近代西洋に由来する学術体系の中では分析しにくい側面があり、作品の評価も不安定である。近代西洋の美術史学のように、芸術の自律性を作品評価の基盤とする場合、国家や社会、組織に仕えるための作品は評価の対象とすらならないことが多い。20 世紀前半の社会主義美術や全体主義美術に対しては、大部分の論者が、創作活動に自由がないことにな

いする抗議や独裁体制にたいする批判を前面に打ち出す。

この傾向は、いわゆる西側諸国の研究者がソ連、東独、中華人民共和国など共産圏の美術に向き合ったときに共通して見られる態度であり、当然のように社会主義は「失敗した体制」であるという前提で議論が展開する。そうした状況のなかで今なお社会主義体制を貫いている DPRK とその美術をどのように見ていくべきかが本稿の核心にある。

社会主義美術においては、グラフィックやポスター、版画などが早い時期から一定の評価を受けてきている。これはポスターやグラフィックがもともと機能性を備えたものだという理解があるため、受け入れられやすかったという側面がある。一方、朝鮮画や油絵、水彩画については、西洋式の美学に照らし合わせた場合、まず社会主義体制の称揚が主たるメッセージとなっている点で芸術の自律性が損なわれているとされ、その段階で評価に値しないものとされてしまう。しかしながら、社会主義の美術は近代西洋の美学とはまったくことなる背景をもつのであり、既存の美学の枠組みで判断しようとすることに根本的な無理矛盾があるのだ。こうした点に留意しながら作品を見ていきたい。

3. 製鉄所と熔解工

DPRK の美術作品が扱うテーマは多様だ。植民地時代における日本による暴力と搾取、抗日運動の記録、解放後の人民の幸せな暮らし、労働の素晴らしさ、人民の幸せのために現地指導に奔走する指導者たちの姿、南朝鮮や日本に住む同胞との連帯、統一問題、各産業分野の発展などといった、反帝国主義と社会主義の称揚をテーマにしたものが目を引くが、それだけにとどまらず一般的な風景画や人物画、静物画なども含んでおり多岐にわたっている。

ここでとりあげたいのは、製鉄所とそこで働く

労働者である²⁾。今日に至るまで DPRK 絵画には、溶鉱炉や製鉄所労働者の姿が頻繁に描かれてきた。朝鮮を代表する朝鮮画のひとつとしてよく知られる鄭永萬《降仙の夕暮れ(강선의 저녁노을)》(117 × 197 センチ, 1973 年)は千里馬運動発祥の地とされる降仙製鋼所の遠景をえがいたものである(図 1)。この作品は朝鮮美術博物館所蔵であるが、美術館の主要作品とされるものの中にはこの他にも、チェ・ゲグン《溶解工》(160 × 315 センチ, 1968 年)、パク・ムンヒョプ《戦後 40 日ぶりに出鉄を迎えた鋼鉄戦士たち(전후 40 일만에 첫 쇠물을 뽑는 강철전사들)》(171 × 229 センチ, 1970 年)(図 2)、ソン・ヨンベク《千里馬作業班長(《高さ 70 センチ, 1959 年)》といった(図 3)、製鉄所をテーマにした作品が多数含まれている[朝鮮美術博物館 1980]

いうまでもなく、製鉄業は 1956 年に始まった千里馬運動の中心産業であり、DPRK の発展を象徴しているため、画題としての重要性は DPRK 独自のものがある。ここでは、そうした歴史的文脈を念頭に置きながら、千里馬運動期の作品を中心に

検討していく。他国における「製鉄所」絵画と比較し、朝鮮の独自性について見ていきたい。

朝鮮に限らず、社会主義国家の芸術において「製鉄」は重要テーマのひとつである。ソ連においては、1920 年代から製鉄所や溶鉱炉に関する絵画が描かれているが、美術だけではなく音楽部門でも、1920 年代後半に試みられたいわゆる「産業音楽」のなかで「鉄」や「製鉄所」をテーマにした作品が制作された。なかでもモソロフ(Alexander Mosolov)が 1928 年に作曲した管弦楽曲『製鉄所』は一世を風靡した。この『製鉄所』は、彼が 1927 年にボリショイ劇場のために作曲したバレエ曲『鋼鉄』の一部を独立させたものである³⁾。モソロフは元来、ロシア・アヴァンギャルドの音楽家であり、この作品はそうした未来派的文脈における機械への関心から制作されている側面があるものの、社会主義体制のもとで「製鉄」が視覚芸術だけではなく音楽作品や舞台芸術のテーマとなりえた点は注目に値するだろう⁴⁾。社会主義芸術の中心はなんといっても文芸なのであるが、当然文芸作品にも「製鉄」はとりあげられていて、早くも 1924 年にソ連最初の産業小説『溶鉱炉(The Blast Furnace)』[Nikolai Liashko 1924]が書かれている。

このように溶鉱炉を備えた近代的な製鉄所の空間と作業工程が、五感を強烈に刺激するという点で、芸術作品制作の強い動機付けとなっていることが見て取れるのだが、社会主義国家において「製鉄所」が核心部分にすえられているのはなによりも「製鉄」が国家建設の根幹にあると認識されているからであった。

社会主義国家に限らず、「製鉄業」の成功が富国



(図 1) 鄭永萬《降仙の夕暮れ》



(図 2) パク・ムンヒョプ《戦後 40 日ぶりに出鉄を迎えた鋼鉄戦士たち》



(図 3) ソン・ヨンベク《千里馬作業班長》

強兵につながるという認識は、産業革命以降世界的に広く普及していた。日本においても、長年にわたって「鉄は国家なり」という標語が知られてきたが、この標語の由来については、1862年にプロイセンの宰相ビスマルクがドイツ統一について論じたいわゆる「鉄血演説」がもとになっているといわれたり、あるいは、1901年に八幡製鉄所に最初に火入れをした際に伊藤博文が語った言葉であるなど、まことしやかに語られてきた。いずれにせよ、こうした逸話は製鉄と国力増強とが結びつけられた帝国主義的文脈のなかで解釈されうる⁵⁾。社会主義と帝国主義といったまったく相反するようにみえる体制において、製鉄が重要視されてきたことは注目すべき点である。強大な国家建設と鉄はきっても切り離せない関係にあるのだ。

近代溶鋳炉の出現が鉄の生産を飛躍的にのばしたわけであるが、溶鋳炉は機械まかせにはできない、労働者の職人技を要求する施設でもあった。炉内温度 1,500 度、炉前 200 度の高温のなかで、炉内の様子を熟練の勘で把握し、炉壁を壊すタイミングや出鉄の判断を下すのは、炉前作業をしている「熔解工（日本では職工と呼ばれた）」たちであった。

大正時代の労働争議後、製鉄所側は極めて厳しい弾圧を労働者側に加えていったが、その一方で職工にたいしては特に優れた熟練工に「宿老」という身分を与えて終身雇用を保証するという制度を設けていく。つまり、職工なくしては製鉄業が成り立たない現実がはっきり認識されていたのであり、職工側も自分の腕に国家の命運がかかっているのだという自意識をもって製鉄業に専心していったのである⁶⁾。

1928 年から 1961 年まで八幡製鉄所で勤務した経験のある岩下俊作は小説『溶鋳炉と共に四十年』のなかで、黙々と仕事に従事するある宿老を「日本を強く豊かにする産業戦士」として描き、「亜細亜の盛衰かかってこの戦争の勝敗にある大東亜戦下に於いて〇萬従業員の師表と仰がれる」〔岩下 1943:286-287〕と賛美している⁷⁾。

産業戦士の象徴としての溶解工は DPRK であれば日本であれ共通しているかのように見える。では一体、どういう点に DPRK の独自性があるのか見ていこう。

4. 千里馬運動と労働者像

DPRK 美術で製鉄や製鉄所労働者が大きな画題のひとつとなっているのは、製鉄が千里馬運動の中心産業であったことと深い関係があるということについてはすでに触れた。千里馬運動とは朝鮮戦争後の復興のなかから生まれた運動であり、一日に千里を走る馬のごとく経済発展を一気加勢に促進しようという運動であった。「技術神秘主義を克服」する積極性と創意性によって成果を挙げた労働者には「千里馬騎手」の称号が与えられるという、競争的な側面のある運動であった。ここでいう技術神秘主義とは「職人の勘」などを意味するもので、つまるところ増産にたいして誰もが参与できるように科学的技術の確立を追求することが推奨されたのである。

1956 年の 12 月全員会議が千里馬運動の発端であるというのが DPRK の公式見解であり、同年 12 月 28 日に金日成主席が降仙製鋼所を訪問し、全国で最初に降仙製鋼所が生産高揚運動をはじめることを要請したという〔『労働新聞』1956 年 12 月 30 日〕。1957 年に開始された第一次五か年計画は「千里馬の勢いをもって」遂行され、予定していた 1961 年よりも 1 年もはやく完遂した。1961 年には平壤市内に千里馬像が建てられている。

第 1 次 5 か年計画が開始されて 1 年後の 1958 年から 1959 年までの朝鮮美術家同盟機関誌『朝鮮美術』を見ると、製鉄所にまつわる記事と図版が毎号のように掲載されていることがわかる（表 1）⁸⁾。1958 年 1 月号では鄭鍾汝の朝鮮画《溶鋳炉の火》（용광로 불길）〔『朝鮮美術』1958 年 1 月 27 頁〕とソン・ヨンベクの彫刻作品《溶解工》が掲載されている〔『朝鮮美術』1958 年 1 月 37 頁〕（図 4）（図 5）。鄭鍾汝の作品は、10 月革命 40 周年記念展出

品作品とあり、ソン・ヨンベクの作品は 8.15 解放 12 周年出品作品とある。

鄭鍾汝 (1914-1984) は慶尚南道居昌出身であり、青田李象範に東洋画を学んだとされる。日本にわたって苦学し、1936 年第 15 回朝鮮美術展覧会で初入選、その後九回入選している。朝鮮戦争勃発後に越北し、平壤美術大学教授をつとめ、1982 年には人民芸術家となった。韓国においてもよくしられた画家であり、2014 年には韓国国立現代美術館で「青谿鄭鍾汝 誕生 100 周年記念学術セミナー」が開かれている。

鄭鍾汝は解放後、確かな造形力と肥瘦のある筆致で躍動感あふれる人物像を描くようになったが、この《溶鋸炉の火》も伝統的な水墨画の技法によって現代的な生産現場を描くことで不思議な調和をもたらしている。DPRK においては 1966 年の金日成主席の教示以降、独自の絵画様式としての朝鮮画が追及され、輪郭線を排除した没骨技法による余白のすくない大画面構成の作品が制作されるようになるが、この作品はそれ以前の過渡的な朝鮮画の様相を見せてくれるので興味深い。



(図 4) 鄭鍾汝《溶鋸炉の火》



(図 5) ソン・ヨンベク《溶解工》

この作品は人物の配置によって広大な製鉄所の内部空間を表現することに成功している。余白によって煙を表現するという伝統的な技法を用い、煙のない部分をつなげると溶鋸炉が影のように立っているのが感じ取れるように描かれている。よく見えないことによってかえって溶鋸炉の圧倒的な大きさが伝わってくる。没骨法で描かれた遠景の人物と部分的に鉤勒をもちいた前景の人物の対比によっても遠近感を感じることができる。作業をしている職工たちがもっている鉄の棒もやはり肥瘦があるように描かれており、溶鋸炉前の過酷な熱気が見る者に伝わってくる。

この当時、すでに巨匠であった鄭鍾汝にくらべて、ソン・ヨンベク (1930-1983) はまだ 20 代の青年であった。家庭の事情で高等教育を受けられないまま、商店の店員や道路労働者となったが、幼いころから美術の素質があったため、解放後の 1949 年によりやく弘益大学美術科で 1 年勉強することになった。朝鮮戦争で義勇軍として参戦した後、1954 年に平壤美術大学彫刻科に入学した。大変に優秀な人物であったようで、1957 年には彫刻科の教員として教鞭を持つに至っている。[リ・ジェヒョン 1999:509] したがって、この作品は平壤美術大学の教員になってまもない頃の作品ということになる。

彫刻《溶解工》では、二人の熔解工が銑鉄の成分をしらべるためにサンプルを採取している場面が描写されている。柄杓ですくった銑鉄をこぼさないように跪いた低い姿勢で注意深く引き揚げている溶解工の手には分厚い手袋がはめられている。もう一人の職工は保護メガネを目にあてて、サンプルをみつめている。サンプルを取り出す工程は製鉄作業の中でも重要な作業であり、適切なサンプルを取り出すには熟練が必要だ [西澤丞 2016]。製鉄所での労働の実体をよく把握した作品であると同時に、労働者がなにを重要視しているのか、そしてそこで生産されるものがもつ意味までもこの作品は表現している。

冒頭で紹介した朝鮮美術博物館所蔵の彫刻《千里馬作業班長》(1959) も同じソン・ヨンベクの作

(表 1) 1958 年度から 1959 年度にかけて『朝鮮美術』に掲載された製鉄所関連の作品

年度	月	頁	作家名	タイトル	ジャンル	道具や要素
1958	1	27	정종여	용광로 불길	朝鮮画	金棒／帽子／圧延?
1958	1	37	송영백	용해공	彫刻	金棒／メガネ／サンプル採取
1958	3	35	김만형	쇠 물을 붓는 사람들	油画	金棒／帽子／湯気
1958	3	36	리해성	곧 출강이다	油画	金棒／溶鉱炉
1958	3	40	박근수	조국을 위하여	ポスター	金棒／眼鏡
1958	5	25	리관찬	복구되는 황해 제철소	朝鮮画	製鉄所外観
1958	5	27	송찬영	하루 일을 마치고	油画	金棒／眼鏡／帽子／溶鉱炉／湯気
1958	5	57	조규봉	로력 영웅 안병선	彫刻	金棒／手袋／帽子
1958	7	20	고종준	제대군인 압연공	鉛筆画	やつとこ
1958	7	37	최재덕	강선 제강소에서	スケッチ	製鉄所内部／金棒／湯気
1958	7	60	모또빌로브	금속공	彫刻	金棒
1958	9	40	박문원	김책 제철소 복구	油画	製鉄所／溶鉱炉
1958	9	40	리해성	곧 출강이다	油画	金棒／溶鉱炉／帽子
1958	11	21	김익성	기쁨	油画	金棒／溶鉱炉
1958	11	26	배운성	우리의 자랑	版画	金棒／帽子／製鉄所内部／銑鉄／主席
1958	12	8	油彩画学部 1 年 한조	산화 작업 (강선 제강소 에서)	油画	金棒／溶鉱炉
1958	12	9	出版画学部 2 年 박원실	강선 제강소에서	グラフィック	鉄筋
1958	12	11	出版画学部 1 年 박진수	해탄공 (김책 제철소에 서)	水彩画	眼鏡／帽子
1959	4	13	김익성	첫기쁨 (기쁨と同作品)	油画	金棒／溶鉱炉
1959	5	表紙	김익성	용해공	版画?	金棒／眼鏡／帽子
1959	5	4	김건중	야금공들	版画	金棒／溶鉱炉
1959	5	10	정관철	강철을 만드는 사람들	油画	金棒／帽子
1959	5	表紙 3 面	전순용	천리마 작업반	スケッチ	金棒
1959	6	27	도모놀쓰끼 . 앤 드레	용해공	油画	金棒
1959	6	33	黄海製鉄所サー クル員 전하빈	용해공	油画	帽子／手袋
1959	6	奥付	백인균	미 제는 천주 만대 잊지 못할 조선 인민의 원수이 다! 당장 물러가라!	漫画	金棒／眼鏡
1959	8	1	박상락	8.15 해방 14 주년 만세!	ポスター	金棒／眼鏡／帽子
1959	10	31	이온 이리메쓰 꾸	강철 로동자	彫刻	金棒／帽子
1959	11	裏表紙	최은석	위대한 10 월의 기치 만세	ポスター	金棒／帽子

※ 1959 年 1 月号から 3 月号は入手できなかった。(2021 年 1 月 5 日現在)

品である⁹⁾。ここでいう「千里馬作業班運動」とは、千里馬運動の途上である1959年3月に降仙製鋼所の陳応源作業班が発起したものとされているもので[宮本悟 2013:11]、従来のような個人単位での運動ではなく、集団単位で運動を広げているというものである。したがって、努力をすれば、作業班単位で表彰されることになるので、チームワークが必要とする職場では生産性を高めるのにたいへん有効であった。運動が展開するのと同時期にこのような作品が作られているわけである。

ここで注目したいのが、溶解工が手にしている道具である。持ち手のところが大きな円形になっている棒で、分厚い手袋をしていても手がすっば抜けることはない。この円形の部分を見るだけで、その持ち主が製鉄所労働者であることがわかるのである。1958年から1959年にいたるまでの『朝鮮美術』(1959年1月号から3月号は未見)に掲載された製鉄所関連の作品としては30点にのぼり、そのうち金棒が描かれているものが半数をしめているのである(表1)。この金棒は製鉄所労働を表象する重要なポイントとなっているのである。労働者の表象としては作業着や帽子が一般的だが、製鉄所労働者は帽子のうしろに後頭部をまもるカバーがついており、溶鉱炉や鉄鋼の光から目を守る眼鏡なども特徴的である。

製鉄労働者の金棒については、ソ連やドイツの作品にも見ることができる。たとえばソ連のドルミドントフ(Nikolai Dormidontov)の《製鉄労働者(The Steelworks)》(1932)やトルファノフ(Mikhail Trufanov)《溶解工(The Furnaceman)》(1955)など

があるし、ドイツのホフマン(Arthur Hoffmann)の22メートルにもおよぶレリーフ《坩堝鑄造記念碑(Tiegelgussdenkmal)》(1952)にもこの金棒が描かれている(図6)。

ホフマンの作品はドイツのエッセンでクルップ(Alfred Krupp)が1823年に坩堝鋼を開発し大型の製品を生産することに始めて成功したことを称揚するために1952年に作られたものである。このレリーフで描かれているのは19世紀の事象ではあるが、服装などは近代以降の製鉄所で用いられたものと大きな差はない。頭部を守る帽子や分厚い手袋、足首まである前掛けをつけた圧延工が巨大な鋼鉄の板を引き出している姿はそのまま20世紀の製鉄所にもつながる作業風景である。ここで表現されているのは、頑強な労働者が集団で作業をしてようやく動かすことができる巨大な鉄鋼や銑鉄の重量感である。金型に銑鉄を流し込むひしゃくの大きさとあふれ出る銑鉄が躍動感をもって表現されており、前面の群像だけではなく、奥にも人物が描かれている。密集した労働者たちが作業に集中しているようすが、近代的な製鉄業の誕生がどれだけ大きな技術革新をもたらしたかを物語っている。

金棒をもつ製鉄所労働者像としては、ソ連のモトヴィロフ(Georgii Motovilov; 1882-1963)の彫刻《製鉄労働者(Metal Worker)》(1936)がある(図7)。この像はドイツの作家ケール(Frits Koelle; 1895-1953)の1942年の作品《石割り工(Stone Breaker)》と極めて形が似ているが、金棒の先についた円形の取手によって、前者が製鉄所の労働者



(図6) Arthur Hoffmann 《Tiegelgussdenkmal》

であるということがわかるのである¹⁰⁾。

ドイツは先述のホフマンの例でも見られるように、性能の高い高炉の開発によって圧倒的な量の鋼鉄を生産することに成功した国であるという自負を持っているという理由から、他の国に比べて製鉄に関する芸術作品が比較的多い。これはドイツの東部でも西部でも共通しているように思える¹¹⁾。

先述のケールはナチスドイツの御用彫刻家のような存在であったが、製鉄所労働者を主題とした彫刻作品も多数制作しており、その中には記念碑もいくつか含まれている。タイトルを見ても《高炉労働者 (Hochofenarbeiter)》や《高炉の最初の人 (Der erste Mann am Hochofen)》のように、ドイツが鉄鋼大国であることを顕彰しようとしていることがわかる。これらの作品に際立った特徴は、謹厳な表情と静的な姿勢である。この表情と姿勢からは高炉前の緊張感を要する激しい作業内容は想像できない。

では、DPRK の彫刻家ソン・ヨンベクの作品はどのような特質をもっているだろうか。ドイツやソ連の製鉄所労働者の像が上半身裸で、その筋肉を誇るかのように見せつけているのに対し、ソンの作品では着衣の労働者がまさに作業に集中している姿が描かれている。実際に、高炉の前はアルミでできた防護服を着なければ、たちまち大やけどを負ってしまうほどの高温だ。《熔解工》では、長いひしゃくを操作する人物が腰をかがめていると同時に、柄の部分が生えておりカップ部分の

重さが感じられる。おなじ作業でもドイツの作品だと、立派な体格の労働者によって軽々とひしゃくが扱われる様子が描かれていたことを考えあわせると、DPRK の《熔解工》は、ドイツの作品のように重い筋肉のついた肉体を見せるよりは、肉体にかかる重労働の負担とそれをのりこえようとする労働者たちの心意気を表そうとしているように見える。

20 世紀初頭のドイツで描かれた労働者像は、カノンとしての肉体表現以上に身体的優位性を前面に押し出したものが多かったが¹²⁾、DPRK の場合、肉体を誇示しようとする作品は多くない。ソン・ヨンベクの代表作《千里馬作業班長》(1959) に至っては、肉体すら省略されている。「千里馬」というタイトルを見ずとも帽子と金棒によって、製鉄所労働者であるということが一目でわかるこの作品の主人公は熱気から身を守るように手袋をはめた左手を前につきだしている。しかし、顔は凛々しく前方を向いており、おそらくはそこに高炉があることが想像される。後ろに引いた金棒のようすで、下半身が見えないにも関わらず足が後ろに引かれている姿勢が見て取れる。金棒は炉壁を崩すために次の瞬間勢いよく前に突き出されるのかもしれない。

千里馬作業班運動は先にも触れたように製鉄所内から提起された運動であり、党中央の指導に対して受動的に従うだけにとどまらず、自発的に目標を設けて躍進的に国家建設をしていこうという気概がここには込められている。この作品から感じ取られるのは主人公の強い使命感と意志、そして躍動の瞬間である。

金棒の持ち方ひとつとっても意味するものは大きく分かれてくる。先に触れたソ連のモトヴィロフの作品は足を交差させた上半身裸の労働者が自分の身長のご二倍近い金棒によりかかったリラックスした姿勢をみせている。金棒の長さは炉前作業という仕事の過酷さを感じさせはするものの、立てられた金棒に労働者がよりかかっているところを見ると作業中ではないことがわかると同時に、長すぎる金棒によって作業の内容よりもこうした



(図 7) Georgii Motovilov 《Metal Worker》

道具を扱える肉体の強靱さが強調される。

金棒をもった立像としては DPRK にも チョ・ギュボン《労力英雄アン・ピョンソン (로력 영웅 안병선)》があるが [『朝鮮美術』1959 年 5 月 57 頁] (図 8)、手袋をした着衣の状態の手にした金棒は身長を少しこえるくらいである。袖に腕を通さずに肩にかけた上着が熟練工の風格を感じさせ、両足はしっかりと踏みしめられており、まぶしそうに細めた目は高炉を見つめているように見える。右腕の筋肉はたくましいが、左腕は上着に隠されている。この立像は決してソ連やドイツの例のように超人的な肉体の持ち主を表象しようとしているのではなく、努力によって生産性を高めていった身近な人物の責任感あふれる誠実な姿が表されている。このようにモデルのいる作品は、当然労働者を称揚する性格が強いとはいえ、個人を神格化するというよりは、個人が全体のために、全体が個人のために貢献するという個人と党との相互関係の強化と労働階級自体の称揚が主題となっているように見える¹³⁾。労働者を過度に理想化しないという点では、奇雄 (1912-1977) の《溶解工》もまた典型的な例であるといえそう¹⁴⁾。

ここで気になるのは、溶鉱炉前の作業は激しい熱と光にさらされるにもかかわらず、DPRK の溶解工は保護眼鏡もない状態で顔がわかるように描かれることが少なくないことだ。それだけ顔を重視していたということは、労働者を個人として認識しようとしていることを意味すると同時に、顔の表情に労働者の精神性を描きだそうという意図



(図 8) チョ・ギュボン《労力英雄アン・ピョンソン》

が感じられる。

1958 年から 1959 年までの『朝鮮美術』を見ると、ソ連以外の共産圏の美術も頻繁に紹介されている。たとえばルーマニアの造形芸術を紹介するパク・キョンルンの記事の中にイオン・イリメスク (이온 이리메스쿠) 作《鋼鉄労働者 (강철 노동자)》の図版が見られる¹⁵⁾。これもまた金棒をもった労働者の像であるが、胸はあばら骨が透けて見えており、肩幅も狭い。顔には深いしわが刻まれていて決して美男ではない庶民的な風貌である。金棒も自分の身長よりもすこし短いくらいの長さになっている。しかしながら、きつと顎をあげた表情は凛々しく、目は前方を見つめており、大きな瞳には強い信念が感じられる。パク・キョンルンは、この作品について「社会主義建設に総決起した我々の時代の典型的な新型の人間の面貌を素晴らしく形象化した傑作のひとつ」であると高く評価しているが、DPRK における作品評価の一端が確認できて興味深い [『朝鮮美術』1959 年 10 月 31 頁]。

5. 労働の喜びと美術

千里馬運動期の製鉄所にまつわる絵画作品を見ると、そのほとんどが油画である。製鉄所における溶鉱炉や鉄鋼の重量感を表現するには油絵具の色彩とマチエールが適合しているという判断があったからかもしれない。そういう意味では、さきほど触れた鄭鍾汝の作品はかなり特異な存在だといえる。

『朝鮮美術』1958 年 3 月号に掲載された千里馬運動初期の油画作品を見てみよう。金晩炯《銑鉄をそそぐ人々 (쇠 물을 붓는 사람들)》(1957) [『朝鮮美術』1958 年 3 月 35 頁] (図 9)、李海成《もうすぐ出銑だ (곧 출강이다)》(1957) [『朝鮮美術』1958 年 3 月 36 頁] といった、千里馬運動開始直後の作品が紹介されている。金晩炯の画風は大きめの筆のタッチと暗い画面が印象的であるが、これは日本のプロレタリア美術運動でもよく見られ

た様式である。金晩炯（1916-1984）は、朝鮮で中学を卒業したのちに、日本に渡って帝国美術学校に通ったというだけあって〔リ・ジェヒョン 1999: 325〕、こうした画風に意外な日本の影響を見ることが出来る。

李海成（1916-1998）もまた、日本留学派であり、1938 年川端画学校卒業、1943 年東京美術学校卒業という経歴の持ち主である。この《もうすぐ出銑だ》は朝鮮戦争で壊滅的に破壊された製鉄所を短期間内で復興させ、最初の出銑を、一時も早く達成しようと努力する労働者たちの姿である〔リ・ジェヒョン 1999: 326〕。明るい画面となめらかな筆致によって、150 号の大作であるにもかかわらず、鈍重な感じはしない。この時期の製鉄所の状況を考えると、出銑自体が喜びであり希望を象徴するのである。そしてそれが、この明るい画面からも伝わってくる。溶鉱炉の光が労働者の心の光のように見えてくる。この李海成の作品は 9 月号にも再掲載されており、当時高く評価されたことがわかる〔『朝鮮美術』1958 年 9 月 40 頁〕。

この時期の製鉄所復興の明るい雰囲気はたとえば裴雲成《われらの誇り（우리의 자랑）》〔『朝鮮美術』1958 年 11 月 26 頁〕やキム・イクソン《初めての喜び（첫 기쁨）》〔『朝鮮美術』1959 年 4 月 13 頁〕というタイトルにも見て取れる。また、李八燦《復旧する黄海製鉄所（복구되는 황해 제철소）》〔『朝鮮美術』1958 年 5 月 25 頁〕、朴文遠《金策製鉄所復旧》〔『朝鮮美術』1958 年 9 月 40 頁〕といった直接的なタイトルの作品も見られる。



（図 9） 金晩炯《銑鉄をそそぐ人々》

製鉄所の破壊と復興は、日本の植民地主義からの脱却をも意味している。DPRK の名だたる製鉄所は大部分、植民地時代に日本によって建設されている¹⁶⁾。これらが朝鮮戦争で壊滅的な打撃を受けた後、人民の献身的な労働によって短期間で復旧したという事実は、朝鮮人にとっては強制労働の現場でしかなかった製鉄所を自分たちの力で再建し、生産量を大幅に増加させることで、実質的にも精神的にも植民地主義の支配から解放され、労働者主体の労働現場を実現することに成功したを意味するのである¹⁷⁾。

『朝鮮美術』で紹介されている製鉄所関連の絵画の数は 1958 年 1 年で 20 点ほどあり、1959 年の製鉄所絵画の数が 10 点程度なのにくらべても 2 倍の量である。このことは 1958 年に「千里馬」という言葉が定着したということとも無関係ではないだろう。党の公式見解では 1956 年 12 月の全員会議で「千里馬運動」が提議されたということだが、活字として認められるのは、1958 年 6 月 8 日の『労働新聞』チョ・グンウォン「천리마 만년 광산 박영수 고속도 굴진 브리가다에서」という記事が最初のものだという。〔宮本悟 2013: 6〕1958 年 11 月の『労働新聞』に李箕永の書いた記事「今日の千里馬」（11 月 13 日、14 日）、岐陽機械工場で「千里馬」号というトラクターが生産されたこと（11 月 15 日）、平壤市人民委員会地方産業鉄材日用品で千里馬号というオートバイが生産されたこと（11 月 18 日）などが記事として掲載されている。

有名なポスター作品クワク・フンモ《同務は千里馬に乗ったか（동무는 천리마를 탔는가）》もまた 1958 年の作品である。千里馬の背中に乗っている千里馬騎手は帽子と作業用のズボンを着た労働者であり、手にしている赤旗の竿は製鉄所労働者のもつ例の金棒である。遠景には製鉄所の溶鉱炉が見え、林立する煙突からは盛んに煙が上がっていて、製鉄所がフル稼働していることが見てとれる。下部に「保守主義の消極性を燃やせ（보수주의 소극성을 불사르라）」と書かれてあるように、この作品が表しているのは、千里馬運動は党中央からの指示を受動的に受け入れるのではなく、人民

一人一人の自発的かつ積極的な献身と労働への集中があってこそ進展するのだというメッセージであり、戦争を終えて、平和的な国家建設へと疾走する輝く人民の姿である。そして、その中心産業が製鉄業であり、強大国への展望をもちながらともに前進しようという、極めて希望に満ちたスローガンが投げかけられている。

またこの時期の特徴としては、芸術家の現地参加と現場労働者による美術サークル活動が盛んにおこなわれた点についても注目しなければならない。千里馬運動は単なる増産運動にとどまらず、社会主義的人間への自己改造も目標とされていた。そうした人間改造の基礎には人民に対する文化教養の拡充がおかれていたことが特徴的である。労働現場における芸術活動はブルジョワ式芸術の解体と新たな美学の創出を人々に要求することとなった。

画家たちは、降仙製鋼所はもちろんのこと、城津製鋼所や南浦ガラス工場などに数か月にわたり滞在して、労働者と生活をともにし、その経験を作品制作へと結実させた。これは美術家だけではなく、小説家なども現地にはいっており、尹世重(1912-1965)は黄海製鉄所に長期間滞在して『試練の中で(시련 속에서)』(1957)や『溶鉱炉は息づく(용광로는 숨는다)』(1974)などを発表している。

増産闘争の現場を人民に伝えるというのは、芸術家たちを派遣した党の意志であったと思われるが、崔載徳の書いた「溶解工の中で(용해공속에서)」[『朝鮮美術』1958年7月]を見ると、現場で働く労働者もまた、それを強く望んでいたこと、そして増産の象徴が出鉄の場面にあると当事者たちが考えていたことが見て取れる。そして実際多くの画家が出鉄をテーマにした作品を描いていくのである。芸術家の現地生活は社会主義芸術を育成する上で大きな意味をもっていたと思われる。労働者の苦労と努力を体験的に知り、労働の過程に感動と敬意を抱くことは作品の成立にも大きく関わってくると同時に、社会主義における「階級」にたいする正しい理解が不可欠であったからであ

る。

当時、各労働現場や学校において労働者や学生による文芸や音楽などの文化サークル活動が生み出されたが¹⁸⁾、美術分野のサークル活動も相当に活発であった。活動の集大成としての展覧会も頻繁に開催されていた。この時期の美術活動を見ると社会主義美術をいかにして確立するかという模索の過程にあったということが出来る。このような千里馬運動における労働者の教育強化は、生産性を向上させるためには労働者の一般知識や技術水準をあげる必要があると判断されたためであろう。ただ、それは共産主義思想の一方的な注入ではなく、労働者の精神世界を豊かにすることの重要性が認識されていたという側面があったことにも注目しなければならない。

6. おわりに

以上、千里馬運動期の作品と活動について見てきた。千里馬運動期に集中的に模索されたのは、労働の喜びと、国家の繁栄が人民の労働によって建設されつつあるという内容を表現することだった。このような人民による建設によって繁栄していく国家とその象徴たる製鉄所のイメージは、今日にいたるまで繰り返し描かれている。

黄海製鉄所では1980年に生産工程の自動遠隔システムを導入しており、これ以降、片手にレシーバーをもつ製鉄所労働者の姿が頻繁に見られるようになってきた。また、2009年に城津製鋼連合企業所で「主体鉄」の一貫生産ラインが完成したことが報じられたが、この「主体鉄」の意味するのは、コークスを輸入せずとも自力で製鉄が可能となったという事実であった。

日本においては、製鉄業は早い時期からいわゆる「鉄冷え」の状態に陥っており、溶鉱炉の廃炉や労働者の大量解雇などが問題になってきた。それに比べて、DPRKの製鉄業がこのように何度も視覚芸術作品に取り上げられてきたのは、製鉄業がいまだ産業の根幹にありつづけているという事

実もさることながら、製鉄こそが歴史の要所で大転換をもたらし、人民に希望を与え続けてきたということが再認識できるイメージの宝庫だからである。製鉄業は朝鮮を、帝国主義的かつ植民地主義的な搾取空間から社会主義的な労働者主体の現場へと転換させた。さらには他国にひけを取らないシステム開発、他国に原料を依存せずにすむ製造工程の確立によって、さらなる発展を予感させる契機となっているのである。

また、千里馬運動期の DPRK 美術界は日本留学経験のある作家の活動がまだまだ中心となっていたが、新人育成について真剣に討議され、DPRK 独自の美術が模索された。そうした運動のひとつが美術をブルジョワ文化の産物としてではなく、労働者文化へと成長させようというものであり、その舞台となったのが降仙製鋼所を中心とする各企業所であった。また、労働者の描き方も不必要に理想化せず、現実にとったものがよいとされ、肉体的よりも精神性に比重を置いたところに朝鮮独自の価値観が垣間見えるのである。

註

- 1) アメリカン大学で DPRK 美術の展覧会を企画した ムン・ボンガン教授は実際に何度も DPRK を訪れ、万寿台創作社にも足を運んでいる。DPRK の美術家や研究者にインタビューを重ねることで DPRK 美術の制作過程や技法に接近し、それを紹介したという点で画期的な成果をあげている。韓国出身の研究者としては DPRK の美術を正當に評価すべきだという提言を著書の中でしているが印象的である。[ムン・ボンガン 2018: 260-261]
- 2) 先にも述べたように高炉で銑鉄をつくる作業を「製鉄」、銑鉄を転炉で精錬し鋼を作ることを「製鋼」という。したがって、製鉄や製鋼に関連する作業所としては「製鉄所」「精錬所」「製鋼所」などその作業内容によって呼び名が変わってくるが、固有名詞を除いて、ここでは一括して「製鉄所」とよぶことにする。
- 3) バレエ音楽としてはプロコフィエフ (Sergei Prokofiev) が『鉄のギャロップ (The Steel Gallop)』を発表している。[Dobrenko 2012: 137]
- 4) ちなみに DPRK においても、1964 年にキム・ヨンシルが『出鋼』という製鉄を扱ったコムンゴ独奏曲を作曲している。この曲は 1995 年に琴律楽会において韓国にも紹介され、今日にいたるまで演奏

されている。

- 5) 「鉄鋼は国力だ (철강은 국력이다)」という言葉は韓国においても使われている。浦項製鉄創業 10 周年を記念して 1978 年朴正熙大統領 (当時) が揮毫した石碑が今も浦項製鉄所内の POSCO 歴史館のエントランスに飾られている。
- 6) 戦中における製鉄所職工のイメージが「産業戦士」として描かれ、「皇国臣民」化していく過程については以下を参照のこと。[金子 2003: 92-109]
- 7) ちなみに、この作品においては現在の黄海製鉄所の前身である兼二浦製鉄所のコークス炉開設にともない朝鮮へ派遣される八幡製鉄所の職工たちのエピソードも登場する。[岩下 1943: 117-143]
- 8) 本文内での『朝鮮美術』の図版については『朝鮮美術』〇年〇月〇頁』と表記する。
- 9) 1980 年発行の『朝鮮美術博物館』図録においては、タイトルの「班長」が「班員」に変更されている。
- 10) ゴルムストックは社会主義リアリズムと国家社会主義の芸術作品が類似していると述べており [Golmstock 1990: 254-265]、ホフマン＝カーティウス (Kathrin Hoffmann-Curtius) はケールについて第三帝国下のドイツにおいて芸術家が労働者を英雄としてとして表象していったことを指摘している。[Hoffmann-Curtius 1998: 35]
- 11) ホフマンのレリーフがあるエッセンはドイツの一大工業地帯であるルール工業地帯にあるが、これはドイツ西部に位置している。
- 12) たとえば、カンフ (Arther Kampf; 1864-1950) 《Im Waltzwerk》(1901) やヌス (Willy Nus; 1893-1942) 《Transporting Large Heated Workpiece》(1910)。
- 13) ちなみに、モトヴィロフの《Metal Worker》は『朝鮮美術』1958 年 7 月号で紹介されているが、「理想化の傾向が濃厚 (리상화의 경향이 농후)」と評されている。『朝鮮美術』1958 年 7 月 60 頁]
- 14) 奇雄のこの作品は『朝鮮民主主義人民共和国創建 10 周年美術作品集』に掲載され、『朝鮮美術』1959 年 3 月号の表紙を飾っているとのことだが、作品の移動という見地からも興味深い。なお、奇雄はプロレタリア美術運動家であった金復鎮から指導を受けたことがあり、日本留学組でもある。解放後、彼は朝鮮美術同盟幹部でもあり朝鮮美術界に閉める位置も小さくないため、奇雄についての調査は引き続き行いたい。
- 15) イオン・イリメスク (Ion Irimescu; 1903-2005) ルーマニアを代表する彫刻家。1992 年にルーマニア・

アカデミーの名誉会員となる。この雑誌記事掲載当時のイリメスクは1956年にヴェネチア・ビエンナーレに出品するなど国際展での活動が目立っていたようだ。イリメスクについてはその表記をはじめ、ルーマニアにおいて重要な芸術家であることなど、ロシア文学研究者の前田しほ氏からご教示賜った。

- 16) 植民地時代、降仙製鋼所は三菱製鋼平壤製鋼所、黄海製鉄所は兼二浦製鉄所、城津製鉄所は日本高周波重工業城津製鉄所であった。
- 17) この部分については朴桂利の論考に負うところが大きい。[朴桂利 2012]
- 18) 戦後の日本の労働現場においてもサークル文化運動が盛んだったが、DPRKとの違いを今後見ていく必要がある。

※本論文は2019年8月19日～20日にプラハ市(チェコ)のカレル大学で開催された The 14th ISKS International Conference of Korean Studies において朝鮮語で口頭発表したものを日本語になおし、加筆修正したものである。

※本研究は JSPS 科研費 JP17H02240, JP20H01330 の助成を受けたものである。

参考文献

図録

- (1977) 『1917-1935 黎明期のソビエト絵画』, 東京: 東京国際美術館.
- (1994) 『위대한 수령 김일성동지의 탄생 80 돌 경축 국가미술전람회화집』, 평양: 조선미술출판사.
- (2000) 『정명관과 그의 창작』, 평양: 문화예술종합출판사.
- (2002) 『위대한 수령 김일성동지의 탄생 90 돌기념 화첩 태양송배의 영원한화폭』, 평양: 문학예술종합출판사.
- (1977) *Art in the Soviet Union*, Leningrad Aurora Art Publishers.
- (1988) *Soviet Art 1920s-1930s*, New York: Penguin.
- (2011) *Socialist Realisms*, Rome: Skira.

単行本

- 岩下俊作 (1943) 『溶鉱炉と共に四十年』, 東京: 東洋書館.
- 大場和幸 (2012) 『北朝鮮宣伝画の世界』, 高知: レインボー出版.
- 金子毅 (2003) 『八幡製鉄所・職工たちの社会誌』, 東京: 草風館.
- 玉井勇 (1944) 『溶鉱炉』, 東京: 成武堂.
- 朝鮮美術博物館編 (1980) 『朝鮮美術博物館』, 東京: 朝鮮画報社.
- 西澤丞 (2016) 『鋼鉄地帯 日本の現場「製鉄編」』, 東

京: 太田出版.

日本プロレタリア美術家同盟編 (1931) 『日本プロレタリア美術集』, 東京: 内外社.

牧陽一 他 (2000) 『中国のプロパガンダ芸術』, 東京: 岩波書店.

김재홍 (1993) 『주체의 미론』, 평양: 문학예술종합출판사.

김재홍, 외 (2000) 『조선미술사 (현대편)』, 평양: 2.16 예술교육출판사.

리재현 (1999) 『조선력대미술가편람 (증보판)』, 평양: 문예출판사.

문범강 (2018) 『평양미술 조선화 너는 누구냐』, 서울: 서울셀렉션.

윤세중 (1974) 『용광로는 숨는다』, 평양: 문예출판사.

Hemingway, Andrew (2002) *Artists on the Left*, New Haven: Yale Univ. Press.

Heather, David & Ceuster, Koen de (2008) *North Korean Posters*, Munich: Prestel Verlag.

論文

喜多恵美子 (2006) 「朝鮮画－伝統の創造－」, 石坂浩一 (編著) 『北朝鮮を知るための51章』, 東京: 明石書店, pp.181-185.

_____ (2019) 「新しい「朝鮮画」－主体美論の実践－」, 石坂浩一 (編著), 『北朝鮮を知るための55章』, 東京: 明石書店, pp.237-241.

富森虔児 (1967) 「戦後日本の鉄鋼業 (2)」, 『北海道大学 経済学研究』17 (2), 札幌: 北海道大学, pp.27-60.

中沢護人 (1960) 「近世鉄鋼小史 (1) ベッセマー法の誕生」, 『鉄と鋼』(46) 9, 東京: 日本鉄鋼協会, pp.995-1009.

畑山康幸 (2018) 「金正恩時代の北朝鮮美術」, 『現代韓国朝鮮研究』第18号, 京都: 現代韓国朝鮮学会, pp.25-33.

_____ (2014) 「ユートピアを表象する版画家たち (その1) 現代北朝鮮版画事情」, 『축배 = 祝杯』(4), 甲府: 宮塚コリア研究所, pp.25-36.

_____ (2015a) 「ユートピアを表象する版画家たち (その2) 現代北朝鮮版画事情」, 『축배 = 祝杯』(5), 甲府: 宮塚コリア研究所, pp.40-46.

_____ (2015b) 「ユートピアを表象する版画家たち (その3) 現代北朝鮮版画事情」, 『축배 = 祝杯』(6), 甲府: 宮塚コリア研究所, pp.80-88.

宮本悟 (2013) 「千里馬作業班運動と千里馬運動の目的・生産性の向上と外貨不足」, 『現代韓国朝鮮研究』第13号, 京都: 新書館, pp.3-13.

강민기 (2016) 「남한의 북한미술사 연구 (1990-2015)」 『2016 북한미술세미나 북한미술 어제와 오늘』, 서울: 국립문화재연구소・한국문화관광연구원,

- pp.41-54.
- 권행가 (2010) 「1950, 60년대 북한미술과정현용」, 『한국근현대미술사학』 Vol.21, 서울: 한국근현대미술사학회, pp.149-166.
- 박계리 (2001) 「전통관의 변화와 북한 조선화정책」, 『문화정책논총』 No.13, 서울: pp.183-210.
- ____ (2003) 「김정일주의 미술론과 북한미술의 변화」, 『미술사논단』 No.16-17, 서울: 한국미술연구소, pp.303-330.
- ____ (2012) 「노동자 화가 박문협 - 씻물에 녹여낸 북한 리얼리즘」, 『통일한국』 5월호, 서울: 평화문제연구소, pp.58-59.
- 심광현 (1992) 「키치적 수준, 북한미술의 한계」, 『한국논단』 Vol.135 No.1, 서울: pp.138-141.
- 이주현 (2018) 「정관철 (1916-1983)의 1950년대 인물화연구」, 『미술사학보』 Vol.51, 서울: 미술사학연구회, pp.85-112.
- 홍지석 (2011) 「초기 북한과 소련의 미술교류 - 1945 ~ 1953년간 북한 문예지 미술 비평 텍스트를 중심으로 -」, 『중소연구』 제 35권, 제 2호, pp.199 - 233.
- ____ (2016) 「사회주의 리얼리즘과 조선화: 북한미술의 근대성」, 『속도의 풍경 천리마시대 북한 문예의 감수성』 경진출판, pp.15-38.
- Dobrenko, Evgeny (2012) 'The Labour of Joy' Soviet Culture and the Production of Exultant Masses', *Socialist Realisms-Soviet Painting 1920-1970*, Rome: Skira, pp.135-145.
- Hoffmann-Curtius, Kathrin (1998) 'Memorials for the Dachau Concentration Camp', *Oxford Art Journal* 21.1, pp. 21-44.

研究ノート

中央アジアにおけるコリアン・ディアスポラ研究序説 —呼称とサブアイデンティティの問題によせて—

李眞恵（立命館大学立命館アジア・日本研究機構プロジェクト研究員、日本学術振興会外国人特別研究員）

キーワード：

コリアン・ディアスポラ、他称、自称、コリョ・サラム、サブアイデンティティ

みたい。

2. 研究の背景と目的

1. はじめに

ソ連が解体した以降、旧ソ連地域にはロシアを含む 15 の独立国家（ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、ウズベキスタン、カザフスタン、ジョージア、アゼルバイジャン、モルドヴァ、ラトビア、リトアニア、クルグズスタン、タジキスタン、アルメニア、トルクメニスタン、エストニア、リトアニア）が誕生した。その中で中央アジアとされる地域は、カザフスタン、ウズベキスタン、クルグズスタン、タジキスタン、トルコメニスタンの 5 カ国と構成されている。

中央アジアにおけるコリアン・ディアスポラのコミュニティには多様な呼称とサブアイデンティティが存在している。彼らの多様な呼称によって指す対象の意味もそれぞれ異なる。また、彼らのコミュニティにはそれぞれ異なるサブアイデンティティと呼称を持った集団が多様に存在し、変容している。したがって、筆者は中央アジアにおけるコリアン・ディアスポラを研究するために、研究上に混用されている多様な呼称と、これまで区分されていなかったサブアイデンティティと呼称に対する諸問題を、これまでの先行研究及び筆者のフィールドワークから得られた結果から考えて

全世界におけるコリアン・ディアスポラはおおよそ 750 万人に達している。コリアン・ディアスポラとは、中国、ロシア沿海州、日本、サハリン、そして中央アジアなどに、1945 年以前に朝鮮半島から移住し、現在まで故国に帰ることのできないコリアンを指す。また、20 世紀にハワイや南米に移住した人も含まれる。彼らの多くは極度の貧困と植民地支配によって自発的というより止むを得ず移住して帰還を望んだが、植民地支配からの解放と冷戦という時代状況が要因で帰還できなかった集団とみなされる [鄭 2013: 4—5]。19 世紀中頃から満州と沿海州などに移住し始めたコリアン・ディアスポラ、すなわち在外韓国人の離散、または、在外同胞社会は、全世界に形成されている。2019 年の統計データによると、コリアン・ディアスポラは地域的に中国に 2,461,386 人、米国に 2,546,982 人、日本に 824,977 人、カナダに 241,750 人、ロシアに 169,933 人、オーストラリアに 167,331 人、ウズベキスタンに 177,270 人、カザフスタンに 109,923 人と同地域に集中している [대한민국 외교부 2019: 14—23]。

現在、各地域に住んでいるコリアン・ディアスポラは、例えば中国の朝鮮族、日本の在日朝鮮人または在日韓人、そして旧ソ連におけるコリョ・

サラム（高麗人）など、それぞれの呼称で呼ばれている。彼らの呼び名の数だけ、そのアイデンティティも多様である。そして、それは現在も変容し続けている。

コリアン・ディアスポラのそれぞれの多様な呼称とそれに伴うアイデンティティが形成され、変化しつつある現在の状況は、離散が発生した時点から現在までの歴史的産物でもある。すなわち、各地域のコリアンは、独立的に生成され変化したのではなく、様々な歴史的背景の中で干渉し合いながら生成され変遷を遂げたものである。その過程で生み出された多様な変化は各地域のコリアン社会の変容の一要素ともいえるだろう。このようなコリアン・ディアスポラの離散は、母国と移住先国における様々な時期的背景によって誘発され、各時期のコリアン移住者の移住動機、背景、特性などはそれぞれ異なる。したがって、世界各地のコリアン・ディアスポラは、それぞれ異なる方法で移住先国に編入され、彼らが直面している社会問題の様相もそれぞれ異なる。すなわち、彼らが移住するに至った理由は、時代や移住先によっても異なるし、世代によっても移民に対する考え方が異なる。また、そのような個人が自らをアイデンティファイするうえで、自分たちの集団に対する呼称が必要となる。どのような呼称を選択するかが、それぞれの立場を表しているケースも少なくない〔林 2007: 209〕。したがって、旧ソ連および中央アジアにおけるコリアン・ディアスポラについて研究するにあたっては、これまでの旧ソ連地域におけるコリアン研究上の様々な呼称による混同を避けるために、より適切な呼称についての考察が必要であろう。また、彼らはソ連時代の一つのエスニック・マイノリティとしての高麗人またはコリョ・サラムという範疇から、ソ連解体後の各国の独立国の誕生によって各国のエスニック・マイノリティとして変容されている。つまり、これらは現在、各国のマイノリティとしてのみならず、高麗人ディアスポラという範疇の中で、各地域の高麗人ディアスポラという概念に分化しつつあるのである。よって、筆者は、中央ア

ジアにおけるコリアン・ディアスポラを研究するために、まず、研究上に混用されている多様な呼称と、これまで区分されていなかったサブアイデンティティとそれによる呼称に対する諸問題について検討していきたい。

3. コリアン・ディアスポラにおける「コリアン」の意味

「コリアン・ディアスポラ」を、윤〔2013: 12—16〕は「在外韓人」と呼び、「在外韓人」はまた「在外同胞」という用語と同じ意味で併用した。それによると、在外同胞とは、韓国国籍を維持している在外国民（外国の永住権を取得した者と韓国国籍を保有している海外滞在者）と外国国籍を取得した外国国籍の同胞の両方を含むと定義した。言い換えれば、コリアン・ディアスポラを「在外韓人」または「在外同胞」と同一視して使用したのである。

コリアン・ディアスポラの「コリアン」は英語の「Korean」を意味しているが、それと同じ意味の用語として「韓人」を使うのは妥当であろうか。この時の「韓」は、韓国の、または韓国民国の「韓」を指すのではないか。そうでないとしたら「韓」とはどこを指すのか。

英語で「Korea」は現在、2カ国に分断されているそれぞれを「North Korea」と「South Korea」、どちらもコリア「Korea」に総称している。韓国では両国を「南韓（または韓国）」と「北韓」という名称で「韓」に総称している。北朝鮮ではそれぞれを「北朝鮮」と「南朝鮮」という名称で「朝鮮」に総称し、日本ではそれぞれを「韓国」と「北朝鮮」と呼んでいる。コリアン・ディアスポラについての議論にあたっては、このような用語の混沌を避け、その概念を明確に指すために「コリアン」という言葉意味についての検討が必要である。

鄭〔2013: 3—6〕は、コリアン・ディアスポラに関しての議論を始める際に、コリアンを指す対象を明確にするためには、離散した時期と範囲に

よって、離散した主体が規定されるため、それぞれの主体が離散した時期と範囲を同時に考慮すべきであると指摘した。また、コリアン・ディアスポラ研究をめぐるもう一つの問題は、1945 年以来、韓国が南と北に分かれてしまった分断国家の状況によるものにあると指摘した。「韓国人」という用語が南北住民をとともに呼ぶのか、または韓国国民だけを指すのか、北朝鮮住民は韓国人なのか、外国人なのか、その定義は曖昧であると指摘した。

しかし、彼は「韓国人」と「コリアン」は異なると認識し、「コリアン」は「韓人」と同じ概念であるとして認識、定義している。彼によると、「韓国人」と「コリアン（韓人）」は英語で表記すると、両方共に「Korean」だが、二つの用語の意味はそれぞれ異なる。「韓国人」が国籍を含蓄している概念だとすると、「コリアン（韓人）」はナショナリティとは関係なく、民族とエスニシティ的なレベルで定義されるということだ。すなわち、「コリアン（韓人）」という範疇の中には、必ずしも韓国国籍を持つ者だけを含むわけではないということである。

「コリアン」は国籍とは無関係であり、民族とエスニシティレベルの定義であるという主張については同意するが、「コリアン」と「韓人」の同一視については慎重に検討する必要があるだろう。なぜなら、「韓人」は韓国という国家の存在を前提として「コリアン」を意味する用語であり、「コリアン」の一部である北朝鮮がこれを受け入れることができるのが疑問である。前述したように北朝鮮は「韓」という用語よりは「朝鮮」という用語に好んで用いるからである。これについて林[2007: 211]は、「韓人」という用語には「大韓民国」の「韓」が用いられており、「朝鮮」という語に敏感な韓国の人々にとって好都合な用語であると指摘している。ひいては、彼は韓人の「韓」には大韓民国という意味合いが十分に意識されていると指摘する。つまりそれは南か北か、どちらを指し示すことではない、決して中立価値的な用語でなく、多分にナショナリズムを含んだ用語といえる。「韓人」という用語は、本来は朝鮮半島に

出自をもつ人々の総称として用いられていたが、現在では大韓民国の存在を前提とした用語である。

したがって、「コリアン」という用語が民族とエスニシティの次元で確認され、「韓国人」と「韓人」という用語が国籍を含むナショナリティの次元で認識される面があることを認めるならば、「コリアン」を「韓人」と称するに当たり、分断以前に離散したコリアンを指す際に、「韓人」という用語を選択することが適切だとは言い切れない。このような概念の混沌は、韓国の植民地経験、1945 年以降の分断によって規定される場合もあるしばしばあるため、分析の焦点となる対象の正確な定義と意味、そしてそれが使われる文脈に注意しなければならない。

本稿で扱うコリアン・ディアスポラの「コリアン」については、研究上に存在する様々な混乱を避け、指す対象を明確にするため、英語の「Korean」の意味と同様に韓国国籍を有する者という範疇を超え、またはナショナリティレベルの「韓国人」と「韓人」の範疇も超えて、民族とエスニシティの次元の概念として定義する。

4. 「コリョ・サラム」の他称

「コリョ・サラム Корё сарам 고려사람」とは、旧ソ連地域に住んでいるコリアン・ディアスポラの自称である。1863 年に朝鮮半島からロシア極東に移住し、1937 年にスターリンにより強制移住させられ中央アジアに定着し、ソ連解体後独立した旧ソ連諸国の国籍を持っているコリアン・ディアスポラ全般を指す。コリョ・サラムの「コリョ」とは漢字で表記すると、「高麗」であり、「サラム」は日本語に訳すなら、「^{ひと}人」という意味である。彼らを指す名称は研究においてもいくつか混在している。たとえば、ソ連とロシアの研究者は、彼らを「カレイツィ (корейцы)」[Левин 1949, 1958; Джарылгасинова 1960, 1969; Ионова 1960, 1964, 1968, 1969a; Кузин 1993; Бугай 1992a, 1992b, 1993,

1994, 2002] と、西側の研究者は「コリアンズ (koreans)」と呼んでいる [Ginsburgs 1976; Stephan 1978, 1992, 1994; King 2001]。ソ連とロシア、西側では一つの単語で彼らを指している。日本での研究をみると、「ロシア極東の朝鮮人」[和田 1989; 岡 1998]、「在ソ朝鮮人」[現代語学塾『レーニン・キチ¹⁾』を読む会編訳 1991]、「中央アジア朝鮮人」[岡 1998, 2000; 半谷・岡 2006]、「旧ソ連朝鮮人」[半谷・岡 2005]、「カザフスタン朝鮮人」[李 2000, 2002; 風戸 2012] のように「朝鮮人」という単語に居住地域を指す形容詞をつけて表現する。また、その数は「朝鮮人」のほうより少ないが、旧ソ連地域の朝鮮系住民 [柳田 2005]、または韓国系外国人 [春木 2010] として「高麗人」という用語を使っている研究もある。わずかであるが「カレイスキー」²⁾ [鄭 1998; 盧 2007]、「コリョ・サラム」[チャガイ 2013] という表現も見あたる。姜信子の著作では「高麗人」の漢字表記と「コリョ・サラム」のカタカナ表記が併記されていた [姜 2002]。高全 [2007] は、現在では「高麗人」が一般的に広く用いられていると指摘した。日本での研究を概観すると、「朝鮮人」という呼称が「高麗人」より広く用いられているし、むしろその方が一般的だといえる。

韓国の研究では、日本と同様に「カレイスキー」[이 1992] と「コリョ・サラム」[召 2014] の使用はわずかである。また、日本とともに地域を指す形容詞を用いるが、異なるのは、日本での「朝鮮人」の代わりに地域名に「韓人」という単語をつけて表現している点である。例えば、「ロシア極東の韓人」[이 1995; 이 2000]、「ロシア韓人」[金 1992]、「ソ連の韓人」[고 1990; 이 1991; 심 1994]、「中央アジアの韓人」[장 2000; 윤 1998; 金 a1996]、「ウズベキスタンの韓人」[권 2001] などが挙げられる。1990 年代後半以降の研究は「コリョ・サラム」[이 1998] あるいは「コリョ・イン (高麗人)³⁾」[명 1991] と表現し始めた。これ以降は、地域名に「고려인 (高麗人)」をつけた名称の使用 [황 2000; 성 2007; 이 2012 など] が一般的である。

日本での研究上の用語である「朝鮮人」の「朝

鮮」という表現は、現在の韓国では朝鮮 (時代) (1392—1897) または北韓 (北朝鮮または朝鮮民主主義人民共和国) を内包するニュアンスの表現であり、「朝鮮人」とはその時代またはその国における人々を指している。そのため、本書でそのまま使用するには指す対象に相違がある。また、韓国の研究における「韓人」という表現に関しては、その表記について高全 [2007: 5] は、韓国の中心性が強調されているものであり、それはコリアン・ディアスポラ社会が、本国と互いに依存し合う共同体というよりは、本国の「衛星」のようにみなされることも少なくないと指摘した。「韓人」という表現ではさらに、北朝鮮ではいかに受容されるかという疑問も生じる。後述するが、コリョ・サラムの歴史の始点が、朝鮮時代に朝鮮人の選択による朝鮮半島から沿海州への移住であると定義するならば、「朝鮮人」の用語使いが適切かもしれない。しかし、今度はこの表現が韓国で受容されるかという疑問が残る。また、「韓人」という表現は韓国の韓国中心主義から発したものであり、日本と北朝鮮に受容されるか、むしろ北朝鮮では「朝鮮人」の方が受容される可能性が高いとも考えられる。

コリョ・サラム研究者である A 氏とのインタビュー⁴⁾ で、彼は韓国名での「コリョ・サラム」という呼称の使用について以下のように述べた。

我々は自らを「コリョ・サラム」と呼んでいる。韓国の人々は自らを「韓国人」、北朝鮮の人を「北韓人^{サラム}」と呼んでいる。「朝鮮人」と言えば違和感がある。北朝鮮では北朝鮮のことを「北韓」というと逆に違和感がある。北朝鮮では「北朝鮮」か「南朝鮮」であろう。あるいは朝鮮民主主義人民共和国である。それでは国籍は「朝鮮人」になる。それ故に韓国では「コリョ・サラム」は使用できない。なぜならば韓国ではこれは受け入れられないためである。私たちは自らを呼ぶ時には「コリョ・サラム」と呼んでいるが、韓国人研究者は「コリョ・サラム」とは呼ばない。昔はカレイスキーと呼んだ人もいたが、これは完全に間

違った表現である。韓国国内では「コリョ・サラム」より「高麗人^{コリョイン}」という呼称が一般的である。

一方、「コリョ（高麗）」という単語そのものは、すでに日本においても韓国においても漢字やハングルで使われている。それでは、韓国でも日本でもすでに通用している「高麗人^{コリョイン}」という表現はどうか。旧ソ連地域のコリョ・サラム自身が自らを何と呼ぶかに目を向けるなら、たとえば、1990年代から韓国においてハングルで発刊されているコリョ・サラム自身によるコリョ・サラム研究の出版物では、自らを「コリョ・サラム」と呼ぶ例が見られる[김 1993; 한 1999]。後に詳しく述べるように、ペレストロイカ（перестройка）⁵⁾ 期にこれらの人々は、朝鮮の北でも、南でもなく、「コリョ・サラム」という呼称を自ら選択して用いるようになった。コリョ・サラムがアイデンティティのよりどころとして自ら選択した呼称であるなら、「朝鮮人」「韓人」または「高麗人」と安易に混同してはいけない。日本や韓国ではその点が看過されている。

ここで直面する問題は、日本や韓国そしてコリョ・サラム社会内で、違和感なく共有できる彼らの名称は、果たしてどのようなものなのかという問いである。「朝鮮人」の使用が韓国に違和感を与えるように、韓国で一般化された「高麗人^{コリョイン}」の使用はコリョ・サラム社会内にまた違和感を与える。現地調査で行った名称についての質問には、「高麗人」は他称であり、その言葉遣いは社会内には違和感を与えるとの回答が得られた。関連内容は下記の通りである。

1990年の韓・ソ国交正常化以降、それ以前の北朝鮮との交流よりも活発に行われるようになった韓国との交流の影響で、韓国での彼らに対する呼び方である「高麗人」に、彼ら自身も慣れているという側面があるが、私たちを「高麗人^{コリョイン}」と呼ぶのは韓国人たちだけ。「高麗人」と呼ばれるのであれ、「朝鮮人」と呼ばれるのであれ関係ない。しかし、私たちは子供の時から「コリョ・サラム」という自称だ

けを聞いていたため、「コリョ・サラム」という呼称が私たちに最も適切だと思う。韓国人が私を「高麗人」と呼ぶのは仕方ないが、私たち自らは「高麗人」とは呼ばない⁶⁾。

5. 自称による「コリョ・サラム」

ここではコリョ・サラム社会における自称に関する合意形成過程と、それがその社会でいかに受容されているかに注目し、彼らの自称としての「コリョ・サラム」について検討する。「コリョ・サラム」という呼称について興味深い点は、「コリョ・サラム」という自称の生成経緯である。彼らの自称について歴史的に明らかにした研究や資料は管見の限り見当たらないが、ペレストロイカ期のグラスノスチ⁷⁾によって民族再生運動が活発に行われた時期において、コリョ・サラムの積極的な言論活動が展開された『레닌기치 *Ленин кичи*』（レーニン・キチ）紙の記事から、自己認識をめぐるコリョ・サラム自身の言説が見えてくる。当時、特に自らの呼称を統一しようという動きが出てきたことが確認できる。例えば、1990年12月23日の記事で강상호⁸⁾ は次のように主張する。

我々は、「고려사람（コリョ・サラム）」、「조선사람（朝鮮サラム）」、「한인（韓人）」と呼ばれているが、意見を一つにまとめる必要がある。朝鮮は北を指し、韓人は韓国を指している。コリョという名称はいつから使われ始めたか。1920年にイルクーツク（Иркутск）⁹⁾ で民族革命家たちがコリョ共産党を組織し、その年に上海でもコリョ共産党を組織した。極東が外部勢力の武装干渉から解放された。1923年には、共産主義インターナショナルにコリョ支部ができ、『선봉 *Авангард*』（ソンボン（先鋒））が発行され始めた。その新聞を朝鮮人はコリョ語新聞と呼んできた。そこから我々の民族をコリョ・サラムと呼び始めたのである。幅広く呼ばれているコリョとするのが一番正しい。それゆえ、我々は自らを「コ

リョ・サラム」と呼び始めたのである[강 1990: 4]。

ペレストロイカは1985年3月、ゴルバチョフがソ連共産党書記長に就任した後、ソ連の経済停滞の危機に際し経済効率を向上させるため実施された改革政策である。ソ連体制の最も大きな欠点は民主主義の欠如であるとみなされ、その解決策は社会諸分野での民主化を拡大させることであった。従って、経済改革から経済制度の民主化を実現、市場経済の部分的導入の必要性が提起された[高橋 1990: 207]。ペレストロイカはグラスノスチから始まり、また、グラスノスチは既成の新聞雑誌から始まった。1990年6月12日、ゴルバチョフは連邦最高会議が採択した法律「新聞及びその他のマス・メディアについて」¹⁰⁾を公布した。その法律により言論の自由は法制化され、検閲の廃止が宣言された。このように新聞雑誌を中心に、言論の自由が法によって保障・実現される社会的な雰囲気の中で、諸民族の言論活動は活発に行われた。グラスノスチ以降、隠された民族抑圧の実態が明らかにされたため、それが各民族意識を高める原因になり、諸民族の言論活動は多様な形で噴出した。従って、その時期には、ソビエト人民という強いられた普遍的な超民族性を共有する一方で、諸民族は民族的アイデンティティを確保していく活動が見られた。諸民族の構成員たちは民族の文化団体の結成を通じて民族ネットワークを構築し、民族共同体の新しい結束を模索したのである[Lee 2012: 54]。その当時、コリョ・サラムは彼らの代表的な言論の場である『レーニン・キチ』を中心に活発な言論活動を行った。

『レーニン・キチ』は、ペレストロイカを境として、その性格の変化を迎えることになった。ペレストロイカ以前は、その機能がソ連共産党の宣伝の道具としての役割に集中していたが、以降は改革の波の中で主体的・自覚的な民族団体としての役割を担い、コリョ・サラムのネットワークを先導した。ペレストロイカ以降、コリョ・サラム社会は変化を遂げていったが、筆者によるその時期の『レーニン・キチ』の記事の分析によれば、そ

の変化には主な流れが三つあったことが指摘できる[李 2017: 183—188]。第一は、民族文化の再生に関する活動であり、それは言語教育や文化再生の組織的推進を行うための民族組織形成の必要性を強調した。第二は、民族の歴史と記憶の再生であった。その最大のテーマは、「1937年強制移住」であった。民族の歴史と記憶の再生はこのテーマから始まったと考えられる。第三は、民族自治の要求とそれに向けての動きであった。ペレストロイカから与えられた言論の自由という波の中で、コリョ・サラム社会はそれに対し主体的に対応しながら民族再生活動をしてきたといえよう。

このようなコリョ・サラムの民族再生の大きな一つの軸は、彼らのアイデンティティに関する議論であった。1988年から「我々は誰か」という問いが自らに投げかけられるようになり、彼らの最初の移住先である沿海州へ移住し定着した極東での生活から、強制移住後の中央アジア、カザフスタンへの移住・定着までの歴史を扱った記事が見られるようになった。沿海州移住や強制移住は、彼らにとっては、単なる歴史的事件ではなく彼らのアイデンティティ再生を語る際の始点となっている。ペレストロイカを迎えて始まったコリョ・サラムのアイデンティティ再生の過程で、最も重要なポイントとなったのは自らの名乗りの問題であった。それについての議論の末、コリョ・サラムは、自らの名称について、「北でも南でもない呼称」という結論を導き出すことになったのである[강 1990: 4]。このような議論を経て、彼らは最も正しい呼称として「コリョ・サラム」を名乗ることで合意したと考えられる。また、キム・ゲルマンは日本と韓国で刊行された書籍の中で、コリョ・サラムを指す、混用されているいくつかの呼称の中、自称である「コリョ・サラム」の使用の適切性を強調した[김 2014: 83—84]。

さらに、筆者のフィールド・ワーク¹¹⁾においても、カザフスタン・コリョ・サラム協会、コリョ・サラム青年会、コリョ劇場、『コリョ・イルボ』などのようなコリョ・サラムの主な機関が集まっているカザフスタン・アルマトゥで、各機関の代表

者等を対象に聞き取り調査を行い、自らを指す最も適切な呼称は何だと思うかという質問をしたところ、インタビュー対象者 22 人¹²⁾のうち、22 人全員が「コリョ・サラム」と答えた。加えて、カザフスタン・アルマトゥを中心にして 2016 年 11 月 15 日から 12 月 5 日までアルマトゥ居住のコリョ・サラム¹³⁾を対象に実施したアンケートの結果を取り上げたい。その一つの質問項目である「自らを表現する最も適切な呼称は何か (Как вы думаете, какое наименование самое подходящее для вас?)」について回答者総数 151 人のうち、多い順で見ると 68 人 (45%) が「コリョ・サラム (Корё сарам 고려사람)」と、次に 45 人 (30%) が「カレイツィ (корейцы)」と答えた¹⁴⁾。「コリョ・サラム」を選んだ理由について回答者総数 68 人のうち 44 人が記入した¹⁵⁾。そのうち 22 人が「祖母や親の代から慣れているため」、7 人が「我々に最も似合うため」、6 人が「北でも南でもないため」、4 人が「自らをそう呼んでいるため」、2 人が「学問的・公式的な表現であるため」と記入した (「その他」の 3 人を含む)。

呼称に関して、本研究での使用の選択にあたっては、「朝鮮人」「韓人」「高麗人」の使用は日本、韓国、コリョ・サラム社会にそれぞれ違和感を与える。したがって日本も韓国も北朝鮮でもなく、コリョ・サラム社会内部から始まった名付けによる「コリョ・サラム」という呼称を使用するほうが、日韓両国において混乱を避けるのみならず、コリョ・サラム社会の自発的な対応に着目する筆者の本研究の視点からより意義があると考えられる。従って本研究では彼らを指す呼称としては、自称である「コリョ・サラム」を用いることが適切であろう。

6. コリョ・サラムの内部におけるサブアイデンティティと呼称

ソ連解体から 30 年を経た現代コリョ・サラム社会内部に目を向けると、社会的・経済的背景が異

なる人々が混在している。たとえば、カザフスタン・コリョ・サラムには、スターリンによる強制移住によってそこに定着した者、それよりも後にソ連時代のうちにカザフスタンに住み始め比較的安定的な生活を営む者、ソ連解体後に経済活動の目的で、ロシア極東またはいずれかの旧ソ連諸国から移住してきた者などがおり、彼らはそれぞれ社会の中で相互に異なる存在として認識され、それぞれに呼称があり、彼らが持っているアイデンティティ (これを本稿ではコリョ・サラムのサブアイデンティティと呼ぶ) も異なることが指摘されている [정 2011: 409]。このようにコリョ・サラム内部に居住地域または出身地によって異なる呼称が出現したことは、彼らが経験してきた移住の歴史と、ソ連解体や旧ソ連諸国の独立と密接な関係がある。それは時期的にソ連時代を経て現在に至るまで残存している概念と、ソ連解体後新たに形成された概念で説明でき、この二つの概念は現代のコリョ・サラム社会に共存している。

まず前者については、コリョ・サラムには、ソ連解体以前からその地に居住している「トバギ」 (토박이 日本語に訳すと「土着民」、特に沿海州へ移住し定着した人々が自らをこう呼ぶ)、沿海州から強制移住させられカザフスタンに定着している「クン・タン・チ」 (큰땅치 「クン」は「大きい」、「タン」は「土地」、「チ」は日本語に訳すと「人」の卑語であり、「人」よりはやや侮蔑的なニュアンスの言葉である。その代わりに人の意味である「사람 サラム」で呼ぶケースもある。また、クン・タンとは「カザフスタン」を意味する)、第 2 次世界大戦後ロシアのサハリンから移住してきた「ファテ・チ」 (화태치。「ファテ」は、日本統治時代にサハリンを指す地名であったファテ (樺太) に由来する [정 2011: 409]) などと呼ばれるグループが混在する。筆者のフィールドワークでは、たとえば、「サハリン・チ」 (사할린치)、「沿海州・チ」 (연해주치) などのように移住元の地域名に「チ」をつけて呼ぶケースも確認された。特に「チ」付けの呼び方は自らのグループを呼ぶ自称ではなく、他のグループを呼ぶ他称である¹⁶⁾。このよう

なアイデンティティはソ連を経て形成されてきた、「ソ連コリョ・サラム」としての一つの民族的特性の中で細分化された概念といえる。

一方で、ソ連解体と新生主権国家の成立により、ソ連時代から形成されてきたコリョ・サラムの共通的特性は分化している。それにより後者の場合に相当する「カザフスタン・コリョ・サラム」、「ウズベキスタン・コリョ・サラム」、「ロシア・コリョ・サラム」などの新しい概念が形成され始めた〔召 2014: 259〕。そして、この呼称やアイデンティティの違いが現代においては重要な意味を持ち始めていると考えられる。コリョ・サラム学者である A 氏は、現在前者のアイデンティティの概念は残存してはいるが薄れており、後者の場合がますます強くなっていると述べた¹⁷⁾。

このような現象は、コリョ・サラムが継続的な移住を歴史的経験として有してきたことと、ソ連解体や諸国の独立という出来事に起因するものである。すなわち、帝政ロシア時代における朝鮮半島から沿海州への移住、ソ連時代における中央アジアへの強制移住、スターリン死後得られた自由による移住、ソ連解体後から現在まで行っている移住の過程で、移住と定着の繰り返しと、旧ソ連諸国の独立後、諸国における国民統合を経験しながら彼らそれぞれは多様なアイデンティティを持つことになったのである。以下ではこれらの経緯とそれに関連し形成されてきたサブアイデンティティとそれによる呼称の背景について整理する。

(1) 朝鮮半島から沿海州への移住：沿海州コリョ・サラム、サハリン・コリョ・サラム

コリョ・サラムの歴史は、朝鮮人の朝鮮半島からの移住、すなわち最初期の移住先である極東の沿海州から始まる。沿海州コリョ・サラムの祖先は、朝鮮王朝の時代に移住し 1863 年チジンへ（地新墟）¹⁸⁾ に定着した朝鮮人である〔ソン 1994: 16〕¹⁹⁾。しかし、ハバロフスク²⁰⁾ 地方国立公文書館では、1862 年、初期の移住すなわち、家族連れの朝鮮人²¹⁾ が沿海州に現れ、ポシエツト地区のチジンへ川沿いに住み着いたと記された文書が見つ

かっている〔コ 1990: 11〕。朝鮮人が沿海州へ多く移住してきたのは、当時、朝鮮が専制下にあり苛酷な政治体制が敷かれていたこと、なかでも北部で人々が経済的に極めて困難な状況に置かれていたことがおもな理由であった。1869—70 年に発生した大々的な飢饉の結果、収穫の大部分が失われ深刻な飢饉が始まると、状況はさらに悪化した。朝鮮人農民は生きる術を求めて、沿海州の無人の土地を目指したのである〔コ 1990: 13; 半谷・岡 2005: 8—9〕。

一方、1863 年からロシア沿海州に渡ったコリョ・サラムの一部がサハリンに移ったケースがあった。彼らは飢えや貧困、民族的圧迫や公民としての権利を持ってない状態から逃れるため、朝鮮からロシア沿海州に移住していたのである〔クージン 1998: 171—172〕。コリョ・サラムの歴史の始点である朝鮮人の朝鮮半島からの移住と沿海州コリョ・サラムの 1937 年の強制移住の経験から、沿海州コリョ・サラムのアイデンティティは説明ができる。しかし、サハリン・コリョ・サラムは強制移住の経験がないため、全員が 1937 年の強制移住を経験した沿海州コリョ・サラムとは異なるアイデンティティを形成したといえるだろう。すなわち、双方のアイデンティティにおける差異には、強制移住経験の有無が関係している。ただし、サハリン・コリョ・サラムの歴史を見ると、彼らの歴史が、全般的なコリョ・サラムの歴史のうちの最初の移住から始まっているため、沿海州コリョ・サラムの歴史の一部として捉える必要があることは確かである。

(2) 中央アジアへの強制移住：中央アジア・コリョ・サラム

1937 年スターリンにより実施された強制移住によって中央アジアに住み始めたコリョ・サラムを起点とし、中央アジア・コリョ・サラムの歴史が始まる。移住の理由に関しては、中央アジアにおける労働力の空白を埋めるためという主張などの意見もあるが〔コ 1990: 28—29; 召 2014: 85〕、極東における日本のスパイになる可能性から政治的な

犠牲にされたという主張が支配的である [ケージ ン 1998: 135; ソン 1994: 22; 半谷・岡 2005: 30—33]。強制移住は 1937 年秋に始まり、1938 年春に完了した [Манатбеков 2012: 6]。

最初の移住先であったカザフスタンに強制移住させられたコリヨ・サラムは、2 万 789 世帯、9 万 8,454 人であった。強制移住以降、最初の移住先であったカザフ共和国・コリヨ・サラムの人口が減少し、ウズベク共和国・コリヨ・サラム人口が増加した。その要因としては、まず、農業の従事者が多いコリヨ・サラムにとって重要であった、自然的条件を挙げることができる。カザフstanは稲作と野菜栽培のための生態的条件が灌漑農業地帯のウズベキスタンよりもはるかに悪かった。強制移住後、職業や専門などに関わらず、コリヨ・サラムの 90% は既存または新設のコルホーズ (колхоз)²²⁾ に配置された。しかし、定着地では生活のための諸施設が十分でなかったため、カザフ共和国内では移住民を再配置し、あるいは臨時定着地からの離脱も行われた。その結果、カザフスタンへ移住させられたコリヨ・サラムの 60% が再移住の経験をした [召 2013: 243—255]。さらに、後述するが、1953 年のスターリンの死亡後に得られた移動の自由は、カザフ共和国・コリヨ・サラムのウズベク共和国への再移住の増加をもたらした。それらの経緯によって、ウズベキstanは現在まで中央アジアのコリヨ・サラムの最大居住国である。

中央アジア・コリヨ・サラムの歴史が、強制移住後中央アジアで定着したコリヨ・サラムから始まったといえるように、彼らのアイデンティティもそこから説明ができる。すなわち、中央アジア・コリヨ・サラムにとって、強制移住後、中央アジアへの定着の経験が彼らのアイデンティティを論じるための必須キーワードであると考察される。

(3) ポスト・スターリン期の移住：ソ連コリヨ・サラムと移動の自由の獲得と独自の生存戦略

強制移住させられたコリヨ・サラムはポスト・スターリン期において都市化されていった。その

要因として二点が挙げられる。まず、1953 年のスターリンの死後、中央アジア・コリヨ・サラムには移動の自由が許可され、コリヨ・サラムの自由な移動が始まったという点である。1953 年 3 月 5 日、スターリンの死去はコリヨ・サラム社会へ変化の契機を与えた。1956 年にフルシチョフ (Никита Сергеевич Хрущёв, 1894—1971) によるスターリン批判が始まると、スターリンの民族弾圧と強制移住政策が公然に批判されるようになった。1956 年 7 月にソ連最高会議は「特別移住民の居住制限装置解除法」を公布し、その時から、コリヨ・サラムの居住地制限が解除された [半谷・岡 2005: 41—44]。コリヨ・サラムは居住・移転の自由を経て、盛んに都市部へ移住するようになり、多様な専門職の従事者が増え、彼らの社会は急速な都市化を経験した。このように 1960 年代までコリヨ・サラムの主な居住地は農村部だったが、1970 年代から、コリヨ・サラムの人口は都市部に集中することになった [召 2014: 222—225]。

次に、移住の自由により以前と比較して安定的な生活基盤を獲得した全ソ連圏のコリヨ・サラムの間で、「ゴボンジル (гобондил)」²³⁾ という農業におけるコリヨ・サラム特有の生存戦略が見られるようになった点である。ゴボンジル作業は、親戚・姻戚を中心とする小規模な単位で行われ、主な栽培作物として換金性が高いタマネギが好まれた。これは土地を所有するのが不可能な状況下にあつて、より安定的な生活基盤を構築するためのコリヨ・サラム独自の経営方式として理解されるものである [召 2013: 335—339]。彼らはゴボンジルによって高収益を上げ、中央アジアで確たる生活基盤を築き上げることに精力を傾けた [半谷・岡 2005: 44]。さらに 1950—1970 年代のコルホーズの統廃合政策の実施とその過程はコリヨ・サラムの都市化を促進するきっかけにもなった。それにより、ゴボンジルは居住地の中心部を超えてその地域的範囲が拡大された。それはゴボンジルがますます活性化する契機になり、その後ゴボンジルは、ソビエト体制の集団的な農業生産体系から離脱した営農体系としてコリヨ・サラムの後の独

立期の市場経済活動を先導するのに至ったのである。

ポスト・スターリン期という新たな局面は、今までとは異なるコリョ・サラムのサブアイデンティティの要素をもたらしたといえる。すなわち、強制移住後農村部へ一括して配置させられたコリョ・サラムに移動の自由と、ゴボンジルという独自の生存戦略の登場によって都市化を経験し始め、今までとは異なる都市を基盤とした新たなアイデンティティが構築されるようになったといえるだろう。

(4) ソ連解体後も続く移住：旧ソ連諸国のコリョ・サラム

1991年のソ連解体後、旧ソ連諸国の独立に伴って高揚した各国の民族主義、経済的な困難、政治的混乱などのため、コリョ・サラムは再び移動を余儀なくされた。旧ソ連各国それぞれの民族主義の台頭と、ロシア語ではない民族語の国家語や公用語としての規定は、彼らに社会的差別を認識させ、コリョ・サラム自らも移住を考え始めた〔召 2013: 392—394〕。それによってソ連時代から形成されてきたコリョ・サラムの特性は分化し、カザフスタン・コリョ・サラム、ウズベキスタン・コリョ・サラム、ロシア・コリョ・サラムなどの新しい概念が生成され始めた〔召 2014: 259〕。

一方で、国籍を待たないコリョ・サラムの数が増えている。彼らを無国籍コリョ・サラムと呼ぶ。イ〔2012: 44—45〕によると、無国籍者は「法律上の無国籍者」と「事実上の無国籍者」に区分される。前者は、法律上いずれの国家もよる自国の国民と見なすことができない人々を指す。後者は、国籍のある国家の領土内に居住することができず、その外にいる人々であり、何らかの理由によって国籍のある国家からの保護を受けることができない人々である。無国籍コリョ・サラムの発生は、1991年12月のソ連解体の前後から始まった。中央アジアに居住していたコリョ・サラムは、現地の言語、宗教及び民族問題のため、祖先が居住していた極東の沿海州、農業に従事することが可能

な世界的穀倉地帯のウクライナまたはロシアへ移住し始めた。他地域へ一時的に移住した者が、各共和国の独立や基幹民族中心の政策の強化のため、元の居住地に戻れなくなり、不法滞留者として残っている。

このように、法的に見れば彼らの大多数は、現在、在留資格上の不法滞在者であり、実際にどの国の国籍もないという意味での無国籍者は極少数に過ぎない。しかし、現実問題として、彼らの不法滞在は一時的な滞在ではなく、永久に定着することを目的にしている場合がほとんどであるため、無国籍者と称していると考えられる。中央アジアの場合、内戦を経験したタジキスタンからウズベキスタンやカザフスタンへ再移住したコリョ・サラム²⁴⁾の中では、国籍を取得せず長期不法滞留の状態になる事例が多い〔召 2013: 483—489〕。

ソ連解体後、独立国となった旧ソ連諸国のそれぞれの国民統合過程とそれに対する各国のコリョ・サラム社会の対応と、ソ連解体前後の始点から発生し始めた無国籍コリョ・サラムの問題は、コリョ・サラム内において異なるサブアイデンティティが構築される要素になったと考察される。

7. おわりに

このようにコリョ・サラムという自称以外に、彼らの内部に存在するいくつかの呼称は、彼らの移住や定着の繰り返しと、ソ連解体や諸国の独立により細分化し新しく生成されたアイデンティティとして説明ができるだろう。つまりコリョ・サラムは歴史的な移住と、ソ連解体や諸国の国民統合過程を経験しながらサブアイデンティティを構築しているといえる。すなわち、朝鮮半島からのコリョ・サラムにおける最初の移住から沿海州コリョ・サラムとサハリンコリョ・サラムというサブアイデンティティが、強制移住から中央アジアへ定着する過程から中央アジア・コリョ・サラム

というアイデンティティが生まれた。また、ポスト・スターリン期以降、ソ連コリョ・サラムの移動の自由の獲得と独自の生存戦略の登場により都市を基盤にする新たなアイデンティティが形成され始めた。ソ連解体後のコリョ・サラムのサブアイデンティティの構築においては、旧ソ連諸国の国民統合過程における各国のコリョ・サラム、また、ソ連解体前後に発現した無国籍コリョ・サラム問題が要素になったといえる。

本研究からはコリョ・サラムが一枚岩的な存在ではなく、移住の経験や時期、及び出身地域によるコリョ・サラムのサブカテゴリーが存在することが明らかとなった。特にコリョ・サラム社会に存在するサブカテゴリーは、現代コリョ・サラム社会、すなわち各国に属しているコリョ・サラム社会の動態を研究する際には、重要な意味を持つと考えられる。

これまでの呼称とサブアイデンティティとそれに伴う呼称の分析を踏まえ、今後は中央アジアにおけるコリアン・ディアスポラ研究のためには、彼らの移住時期および彼らが現在居住している地域別研究の必要性について、より綿密な検討が必要であろう。また、各国の国民統合による各国のコリョ・サラムコミュニティの特性も相違であるため、彼らが居住している中央アジア諸国のそれぞれ異なる特性についての検討も共に行われるべきであろう。

注

- 1) 『レーニン・キチ』は、1923年『3월 1일 1 марта』(サモル・イルル (3月1日)) というタイトルで創刊され、その後、『선봉 *Авангард*』(ソンボン (先鋒))、『레닌기치 *Ленин кич*』(レーニン・キチ)、『고려일보 *Koryŏ ilbo*』(コリョ・イルボ (高麗日報)) というタイトルの変遷を経て、90年あまりにわたって刊行されており、現存する最も長く刊行されているコリアン・ディアスポラの新聞である [李 2017: 81—81]。
- 2) *корейский*、日本語で訳すと「韓国の及び韓国人」という意味であり、英語の「*korean*」を意味するロシア語の形容詞である。
- 3) 漢字表記すると、「高麗人」となり、ハングルでは「コリョ・イン」と読む。

- 4) 2018年6月7日に韓国ソウルで実施。
- 5) 「再建」または「建て直し」という意味のロシア語であり、80年代後半からソ連の政治・経済体制が危機的な状況に陥り、ゴルバチョフ (ミハイル・セルゲーエヴィチ・ゴルバチョフ (Михаил Сергеевич Горбачёв, 1931年生まれ)) 政権によるグラスノスチ (Гласность, 「情報公開」という意味のロシア語。自由化・民主化の推進に関するゴルバチョフの改革政策の一つである)、ペレストロイカ (経済・社会の建て直し) が始まった [井本 2006: 4]。
- 6) カザフスタン国立大学東洋学部科長 B 氏へのインタビュー (カザフスタン・アルマトゥ、2016年11月23日)、コリョ劇場の関係者 C 氏へのインタビュー (カザフスタン・アルマトゥ、2016年11月24日)
- 7) 文末脚注 5 を参照。
- 8) 강상호 (1909—2000) は、北朝鮮の内務省次官及び社会活動家である。彼はハバロフスク (Хабаровск) 共産大学で歴史学専攻し、1930年に共産党入党。1945に北朝鮮に入国し1953年から1957年まで、北朝鮮内務省次官を歴任。その後1959年ソ連へ亡命し、反金日成運動を実施した。
- 9) ロシアのシベリア地方に位置する都市で、イルクーツク州の州都。
- 10) この法律の第一条は次のように「新聞の自由」である。「第一条 新聞の自由 新聞及びその他のマス・メディアは自由である。ソ連憲法によって保障された言論の自由と新聞の自由は、新聞及びその他のマス・メディアを含め、いかなる形態においても、意見と信条を表明し、情報と思想を探求し、選択し、受容し、流布する権利を意味する」 [和田 1990: 70]。
- 11) 2015年9月1日から12月30日まで、約4ヵ月をかけて行った。
- 12) 聞き取り調査の概要は次の通りである。聞き取り対象は男性10人、女性12人であり計22人である。その中で個人が9人 (男3人、女6人) 機関代表者が10人 (男4人、女6人) 家族の代表が3人 (男1人、女2人) である。
- 13) 性別不問、全年齢のアルマトゥに居住するコリョ・サラム151人を対象とする。
- 14) 11人 (7%) が「高麗人 (корёин 고려인)」、7人 (5%) が「朝鮮人 (чосон сарам 조선사람)」、3人 (2%) が「韓国人 (한국사람) южнокореец」、0人が「北朝鮮人 (북한사람 северокореец)」、その他が3人 (2%)、無回答が14人である。
- 15) 理由の記入欄に記入した回答者は全体68人のうち44人である。
- 16) コリョ劇場の関係者 C 氏へのインタビュー (カザ

フスタン・アルマトゥ、2015年12月24日)、コ
リョ週末学校の関係者D氏へのインタビュー(カ
ザフスタン・アルマトゥ、2015年12月23日)。

- 17) 大学教授のA氏へのインタビュー(韓国・ソウル、
2018年6月7日)。
- 18) ロシア極東沿海州のウスリー川岸の村の一つであ
り、ロシアと北朝鮮の国境地域にある。
- 19) ロシア帝国における朝鮮人移民について三つの時
期に区分して論じている。すなわち、朝鮮人移民
に関する最初の公式記録の残された1863年から
1884年までの第一期、1884年から日露戦争の終結
した1905年までの第二期、そして1905年以降の
第三期である[橋本2010:418]。
- 20) ロシア極東部の都市で、ハバロフスク地方の中心
都市である。
- 21) 沿海州への移住してきた人々は、朝鮮人である。し
かし、移住以降は極東地域で朝鮮半島の朝鮮人と
は異なる生活をしていたので、定着後の人々はコ
リョ・サラムといえると考察される。
- 22) ソビエト連邦の「集団農場」というロシア語であ
る。
- 23) 「ゴボンジル」は名詞「ゴボン(гобон)」と、行為
や行動を意味する接尾詞「ジル(дил)」の合成語
である。「ゴボン」の意味を現地の証言から考える
と「私的な利益を追求する営農行為」という程度
に理解される[李2002:125]。あるいは、土地と
いうゴボンを利用する賃借農業といえる。たとえ
ば、10世帯で構成する作業単位が、30haの土地を
賃借りし各世帯に3haを割り当てるなら、3haの土
地がひとつのゴボンになる。
- 24) 1992年に勃発したタジキスタン内戦によりタジキ
スタンを脱出したコリョ・サラム難民約1万名は、
隣接国であるウズベキスタン、クルグズスタン、カ
ザフスタン、さらにロシアなどに移動した。

参考文献

一次資料

강상호 「우리는 누구인가? 우리는 고려사람」 『레닌기
치』 1990年12月23日 p.4.

日本語文献

- 李愛例娥(2000)「カザフスタンの独立と朝鮮人社会の
変化」『日本カザフ研究会』No.7、pp.57—92。
——(2002)『中央アジア少数民族社会の変遷—カ
ザフスタンの朝鮮人を中心に』昭和堂。
李眞恵(2017)「ペレストロイカ期におけるコリョ・サ
ラムのアイデンティティ形成—1986年—1991年
の『レーニン・キチ』の分析から—」『イスラーム
世界研究』No.10、pp.177—191。

- 井本沙織(2006)「ロシアの構造改革—ゴルバチョフの
「ペレストロイカ」開始から20年(1986-2006)—」
『ESRI Discussion Paper Series』No.163、pp.1—10。
岡奈津子(1998)「ソ連における朝鮮人強制移住：ロシ
ア極東から中央アジアへ」『岩波講座世界歴史第24
巻解放の光と影 1930年代-1940年代』岩波書店。
——(1998)(1998a)「ロシア極東の朝鮮人：ソヴィ
エト民族政策と強制移住」『スラヴ研究』No.45、
pp.163—196。
——(2000)「カザフスタンのロシア人をめぐる最
近の動き—「分離主義活動」と「ロシアとの統合
要求」が示唆するもの—」『現代の中東』No.29、
pp.27—38。
風戸真理(2010)「ポスト社会主義国における職業と人
生選択：カザフスタンのある朝鮮人の事例より」
『神戸山手大学紀要』No.14、pp.97—107。
姜信子(2002)『追放の高麗人(コリョ・サラム)「天
然の美」と百年の記憶』石風社。
クージンA・T(1998)『沿海州・サハリン近い昔の話』
凱風社。
現代語学塾(1991)『レーニン・キチ』を読む会(編訳)
『在ソ朝鮮人のペレストロイカ』凱風社。
鄭棟柱・高賛侑(訳)(1998)『カレイスキー—旧ソ連
の高麗人』東方出版。
ソン・ラウレンティー(1994)「旧ソ連に住む高麗人の
過去と現在」『アメリカ・旧ソ連・中国・日本から
の報告 在外朝鮮民族を考える』東方出版、pp.15
—25。
高全恵星(2007)『ディアスポラとしてのコリアン』新
幹社。
高橋清治(1990)『民族問題とペレストロイカ』平凡社。
チャガイ・アリョーナ(2013)「ウズベキスタンのコ
リョ・サラムのロシア首都圏への移動とその原因：
ソ連時代末期-2011年」『ククロス：国際コミュニ
ケーション論集』No.10、pp.17—31。
橋本伸也(2010)『帝国・身分・学校—帝政期ロシアに
おける教育の社会文化史』名古屋大学出版会。
春木育美(2010)「韓国の外国人労働者政策の展開とそ
の背景」東洋英和女学院大学『人文・社会科学論
集』No.28、pp.93—105。
林史樹(2007)「グローバル化時代における朝鮮系移民
の統称：「韓人」のすりかえと浸透」『国立民族博
物館調査報告』No.69、pp.209—222。
半谷史郎・岡奈津子(2005)「旧ソ連朝鮮人研究の現状
—『中央アジア少数民族社会の変遷—カザフ
スタンの朝鮮人を中心に』—を読んで」『アジア経済』
No.46(10)、pp.66—79。
——(2006)『中央アジアの朝鮮人』東洋
書店。
盧桂順(2007)「在ロシアカレイスキー三世を養子に迎

えるまでの顛末記』『サイ』 No. 57, pp. 4—6.

松田 素二 / 鄭 根埴 編 (2013) 『コリアン・ディアスポラと東アジア社会』 京都大学学術出版会.

柳田賢二 (2005) 「タシケント郊外旧コルホーズ「ボルトオッジェル」在住高麗人2世の朝鮮語・ロシア語混用コードについて」『東北アジア研究』 No. 9, pp. 111—142.

和田春樹 (1989) 「ロシア領極東の朝鮮人一八六三—一九三七」『社会科学研究』 No. 40 (6), pp. 235—286.

_____ (1990) 『ペレストロイカ成果と危機』 岩波書店.

韓国語文献

金基晩 (1992) 「러시아한인 연구 문헌자료분석」『전망』 Vol72, pp. 63—72.

김계르만 (1993) 「Anthroponymy of the Koryo Saram」『한국민족학연구』 Vol1, pp. 133—144.

_____ (2014) 『나는 고려사람이다』 국학자료원.

金昌洙 (金 a) (1996) 「중앙아시아한인의 이주과정 및 생활상」『한민족공영체』 Vol4, pp. 13—32.

김호준 (2013) 『유라시아고려인』 주류성.

고송무 (1990) 『소련의 한인들』 이론과 실천.

권희영 · 한발레리 · 반병률 (2001) 『우즈베키스탄 한인의 정체성연구』 한국정신문화연구원.

대한민국외교부 (2019) 『재외동포현황 2019』 대한민국외교부.

명월봉 (1991) 「재소고려인 교육의 역사적 과정」『교육한글』 Vol4, pp. 275—294.

성동기 (2007) 「체제전환기 고려인의 시대적 인식 문제 분석을 통한 정책 과제와 고찰」『재외한인연구』 Vol18, pp. 165—207.

심현용 (1994) 「소련한인과 강제이주에 관한 연구」『소련의 한국학』 부산대학교민족문제연구소.

이광규 (1991) 「중앙아시아 재소한인 가족에 대한 연구」『가족학논집』 Vol3, pp. 1—19.

_____ (1995) 「러시아극동지역 한인사회의 제문제」『재외한인연구』 Vol5 (1), pp. 5—95.

이동준 (1992) 「카레이스키 페레스트로이카 가능성」『한국논단』 Vol32 (1), pp. 205—209.

이창주 (1998) 『유라시아의 고려사람들』 명지대학교출판부.

이채문 (2000) 「러시아極東地域 韓人 農業集團化에 관한 研究試論 (1917-1937)」慶北大學校社會科學大學『社會科學』 Vol12, pp. 173—211.

_____ (2012) 「재외한인의 무국적과 정책과제」『디아스포라연구』 Vol6 (2), pp. 31—59.

윤인진 (1998) 「중앙아시아 韓人의 言語와 民族正體性」『재외한인연구』 Vol7 (1), pp. 63—120.

_____ (2013) 『세계의 한인이주사』 나남.

장원창 (2000) 「중앙아시아의 정치경제적 상황과 한인 사회」『재외한인연구』 Vol9 (1), pp. 189—236.

정진아 (2011) 「연해주 · 사할린 한인의 삶과 정체성」『한민족문화연구』 Vol38, pp. 391—421.

한세르게이 · 한발레리 (1999) 『고려사람, 우리들은 누구인가』 이론과 실천.

황영삼 (2000) 「모스크바 고려인 3—4 세대의 의식과 생활문화」『역사문화연구』 Vol13, pp. 53—83.

英語文献

Ginsburgs, George. (1976). "The Citizenship Status of Koreans in the U.S.S.R: Post-World War II Developments", *Journal of Korean Affairs*, 6 (1), pp. 1-16.

King, Ross. (2001). "Blagoslovennoe: Korean Village on the Amur, 1871-1937", *Review of Korean Studies*, 4 (2), pp. 133-176.

Lee, Jinhye. (2012). *A Study on Establishing a Museum based upon Lenin Gichi's Articles from 1986 to 1991*. Master's degree dissertation, Hankuk University of Foreign Studies.

Stephan J.J. (1978). *The Russian Fascists: Tragedy and Farce in Exile, 1925-1945*. London: Hamish Hamilton.

_____ (1992). "Cleansing the Soviet Far East, 1937-1938", *Acta Slavica Iaponica*, 10, pp. 43-64.

_____ (1994). *The Russian Far East: A History*. Stanford: Stanford University Press.

ロシア語文献

Бугай Н. Ф. (1992) (1992a). Из истории депортаций и трудоустройства корейцев в Казахстане и Узбекистане. *Информационный Евестник вразийской Ассоциации корейцев Корен*. Вып.2. М.

_____ (1992) (1992b). Корейский вопрос Дальнем Востоке и депортации 1937г. *Проблемы Дальнего Востока*. No.4.

_____ (1993). Корейцы в СССР: из истории вопроса о национальной государственности, *Востока*. No.2.

_____ (1994). Выселение советских корейцев с Дальнего Востока, *Вопросы истории*. No.5.

_____ (2002). Российские корейцы и политика солнечного тепла, *Готика*.

Джарылгасинова, Р. III. (1960). Когурёсцы и их роль в сложении корейской народности, *СЭ*. No. 5.

_____ (1969). Корейская национальная одежда в коллекциях. *МАЭ. Сб. МАЭ. Т. 25*.

Ионова, Ю. В. (1960). Корейская деревня в конце XIX—XX вв. Историко-этнографический очерк. *Труды института этнографии Новая серия. М.*

_____ (1964). Ценное поступление музея антропологии и этнографии ширма Корейская.

Сборник МАЭ. Т. 22.

_____. (1968). К вопросу о культе медведя, пещер и гор у корейцев. *Страны и народы Востока. Вып. 6.* М.

_____. (1969) (1969a). Религиозные воззрения корейцев. *Сборник МАЭ. Т. 25.*

Кузин А. Т. (1993). Дальневосточные корейцы: жизнь и трагедия сусудьбы (документально- исторический очерк). *Южно-Сахалинск //Д альн евост. Кн. изд-во, Сахалин.отдние.*

Левин, М. Г. (1949). Антропологический тип корейцев. *Краткие сообщения Института этнографии.* Т VIII. М., Л.

_____. (1958). Этническая антропология и проблема этногенеза народов Дальнего Востока. *М. Труды института этнографии Новая серия.* Т. 36.

カザフ語文献

Манатбеков Ж. (2012). *Кәріс халқының Жетісуға қоныс аударуының қазіргі уақытпен байланысы.* Өскемен қаласы: Өскемен қаласы химия биология бағытындағы Назарбаев Зияткерлік мектебі.

オンライン資料

www.mofa.go.kr (2020/9/19 閲覧)

研究ノート

韓国花卉産業の生産と貿易動向

裴光雄（大阪教育大学）

目次

1. はじめに
2. 花卉産業の生産動向
3. 花卉の貿易動向
4. おわりに—FTAの推進と花卉産業の葛藤—

1. はじめに

韓国では、2019年8月20日、「花卉産業の発展と花卉文化振興に関する法律」（法律第16473号）が公布された。第1章総則、第1条（目的）では、「この法律は、花卉産業の育成と支援に関して必要な事項を定めて花卉産業の発展のための基盤を造成し、花卉の文化を振興することにより、国民経済の発展と国民の生活の質の向上に資することを目的とする」と定めている¹⁾。制定理由としては、「継続的に成長してきた国内の花卉産業は自由貿易協定の締結、景気低迷など、国内外の環境変化により困難に直面している。したがって、花卉産業の育成と花卉文化の振興のための総合計画、実態調査と研究・技術開発、花卉産業振興地域の指定、花卉文化振興専門機関の指定など、花卉産業の育成と支援に必要な事項を定め花卉産業の発展のための基盤を造成し、花卉の文化を振興するものである」と論じている。

また、同法律の制定を積極的に働きかけた、韓国国会農林畜産食品海洋水産委員会幹事の朴ワンジュ議員は、2018年9月3日に実施された『花卉

産業発展模索のための政策討論会』²⁾に寄せた挨拶文で、次のように述べている。

我が国の花卉産業は単位面積当たり高所得農業として認識され、高付加価値成長産業の一つとして脚光を浴びてきた。…しかし、2005年を頂点として花卉産業は持続的に下落し、農家の憂いは深まっている。…結局、市場開放と景気沈滞、生産費上昇等の多様な要因によって、産業規模は持続的に縮小し、加えて請託禁止法が施行され、花のプレゼントを忌避する現象が生じ、花卉消費市場の萎縮をもたらしている。これらに経営負担を感じた多くの農家は廃業したり、作物を転換するようになった³⁾。

上述の制定理由及び朴の挨拶文に見られるように、韓国の花卉産業はかつて持続的に成長してきたが、今日では困難な状況に置かれていることが分かる。では、その具体的な状況はどのようなものであろうか。

本稿の目的は、韓国花卉産業の現況を主管官庁、統計庁等の各種基礎データに拠りながら、生産と貿易動向に焦点を当てて、明らかにすることにある。加えて、韓国が推進するFTAが花卉産業に及ぼす影響と生産関係者の葛藤と対応についても考察する。

2. 花卉産業の生産動向

表1は花卉の生産額と国内市場規模及び1人当たりの消費額等の推移を表している。同表から先の朴ワンジュ議員の指摘の通り、韓国花卉産業は統計数値が記載されている1975年以降2005年まで成長し続け、同年をピークにそれ以降衰退傾向にあることが分かる。1990年代以降に焦点を当てて見れば、1990年代前半が勃興期、1990年代後半は停滞期、2000年代前半が飛躍期、2005年以降が絶頂から衰退期へ、と時期区分することができよう。

2019年の生産額は2005年のほぼ半分まで減少している。類別では、切花類と鉢植え花（韓国では、盆花と呼ぶ）がそれぞれ34.4%と38.9%を占め、この2つの類で70%以上に達している。全ての類はピークを何時迎えているかの違いはあるが、いずれも減少趨勢にある。

国内市場規模も生産額と同様、2005年をピークに縮小している。国内市場は縮小していくが、輸入は増大しており、韓国花卉産業・農家は厳しい状況に置かれていることが多分に推察される。

1人当たり消費額も2005年にピークに達し、その後の10年間で大きく減少し、2019年には、生

産額の場合と同様に、2分の1程度まで減少している。この1人当たり消費額の大幅な減少が生産額の大幅な減少をもたらしている大きな一因であると推察される。

生産額の減少は、生産農家数の減少から起因している。表2に見られるように、農家数は2003年をピークに2019年には約半減している。専業農家比率に着目すれば、1980年51.2%、1990年69.2%、2000年78.8%、2019年72.8%と推移している。

表2 花卉生産農家数及び栽培面積

年	農家数	単位: 戸, ha 栽培面積	
		専業農家数	ハウス面積
1975	2,446	947	1,070
1980	2,733	1,399	1,280
1985	5,365	2,947	2,249
1990	8,945	6,197	3,503
1995	12,509	9,876	5,156
2000	13,080	10,312	5,891
2003	13,596	9,709	6,860
2005	12,859	9,351	7,952
2010	10,347	7,134	6,829
2015	8,328	5,682	5,831
2016	7,837	5,372	5,365
2017	7,421	5,171	4,936
2018	6,918	5,005	4,353
2019	6,824	4,971	4,244

注) ゴチックは各列の最大値を示している。

出所: 農林畜産食品部『主要統計』各年版及び農林畜産部食品部『2019花卉栽培現況』2020.8

表1 花卉基本統計 生産額・輸入額及び1人当たり消費額

区分	生産額(100万W)							輸出額②	輸入額③	国内市場	1人当たり
年	合計①	切花類	盆花(鉢植え)	球根類	花木	観賞樹	種子	(100万W)	(100万W)	(①-②+③)	消費額(W)
1975	6,716	390	277	20	529	5,466	34	n.a.	n.a.	n.a.	190
1980	21,351	3,469	3,338	192	1,788	12,471	19	n.a.	n.a.	n.a.	531
1985	74,599	14,369	14,726	1,656	8,459	35,356	33	n.a.	n.a.	n.a.	1,823
1990	239,348	59,224	99,516	4,641	19,487	55,779	701	1,021	4,181	242,508	5,646
1995	508,970	225,757	189,046	6,890	19,583	67,317	377	4,908	20,623	524,685	11,472
2000	664,997	301,245	268,499	5,846	29,276	58,526	1,605	32,661	22,015	654,351	13,859
2005	1,010,532	451,661	435,532	2,549	44,275	60,874	15,639	53,409	29,505	986,628	20,870
2010	850,995	297,561	431,755	3,899	62,316	42,515	12,949	119,176	51,737	783,556	16,098
2015	633,207	217,409	221,491	3,443	30,275	28,316	10,966	32,202	68,760	669,765	13,310
2016	560,248	177,350	194,678	2,688	28,824	24,309	9,435	30,677	73,078	602,649	11,722
2017	565,788	183,264	192,796	2,668	21,065	25,824	10,468	26,721	73,910	612,977	11,906
2018	538,543	178,647	196,909	2,824	19,754	20,858	9,173	20,559	88,903	606,887	11,888
2019	517,445	178,145	201,449	3,037	19,496	18,318	7,361	20,002	100,851	598,294	11,616

注) 輸出額・輸入額はドル価格をその年の年平均レートでかけてウォン(W)に換算した。

1人当たり消費額は花卉類生産額から輸出入を勘案し、推計人口数(2019年の場合、国家統計ポータル、51,709,098名)で割った金額である。ゴチックは各列の最大値を示している。

出所: 農林畜産食品部『主要統計』各年版及び農林畜産部食品部『2019花卉栽培現況』2020.8

生産額のピークは2005年であったが、農家数ではその2年前の2003年、専業農家数では2000年であった。栽培面積では生産額と同様に2005年がピークで、そのうちハウス面積では2003年である。

農家1戸当たり栽培面積は栽培面積と生産額がピークであった2005年0.62haであった。2015年には0.70haまで最大化し、再び2019年0.62haへと縮小している。

栽培面積に占めるハウス面積の比率は、1995年59.2%が最も高く、その後2015年42.7%まで低下し、2019年47.7%となっている。

表3は2018年時点の行政区域別栽培農家数とそ

表3 行政区域別 栽培農家現況 2018

	合計	占有率	専業農家	兼業農家
単位: 戸				
全国	6,918	100.0%	5,005	1,913
京畿道	2,285	33.0%	2,171	114
全羅南道	1,074	15.5%	322	752
慶尚南道	922	13.3%	691	231
全羅北道	620	9.0%	266	354
忠清南道	483	7.0%	305	178
釜山広域市	320	4.6%	319	1
慶尚北道	308	4.5%	198	110
忠清北道	251	3.6%	188	63
江原道	147	2.1%	113	34
済州道	132	1.9%	102	30
ソウル特別市	104	1.5%	102	2
大邱広域市	70	1.0%	63	7
世宗特別自治市	64	0.9%	36	28
仁川広域市	45	0.7%	43	2
光州広域市	36	0.5%	33	3
大田広域市	33	0.5%	33	0
蔚山広域市	24	0.3%	20	4

出所：韓国統計庁

の比率等を示している。一極集中の首都であるソウル特別市の近郊・衛星地域である京畿道が最大の栽培地域であり、約3分の1を占めている。また、京畿道、全羅南道、慶尚南道の3大栽培地域で61.8%と全体の6割強を占めている。

表1は花卉の類別生産額の推移を示していたが、そのうち切花類の主要作物別生産額を示したのが、表4である。2010年から2019年にかけて、全体では生産額-40.0%、栽培面積-40.1%と減少及び縮小している。作物別に見れば、生産額はガーベラ-61.6%、百合-60.7%、カーネーション-58.0%、薔薇-50.0%とこれらの減少率が高く、先の全体値を上回っている。薔薇、菊、百合の生産額が相対的に大きい。2019年の生産額では薔薇27.9%、菊26.2%、百合6.5%の占有率を有している。特に前者の2つで50%以上のシェアを有しており、薔薇、菊が韓国切花類の2大品種である。

3. 花卉の貿易動向

表5は韓国貿易協会の貿易統計資料である。HSコード0603の「切花及び花芽」の輸出入額の推移を示している。輸出は、1990年代後半が創生期、2000年代前半は漸増期、2000年代後半は飛躍期、2010年以降に絶頂から衰退期へと時期区分できる。この時期区分は、生産額におけるそれを5年遅らせたサイクルとなっている。輸入額は輸出額がピークを迎える2010年以降急増し、毎年最大値を更新し、2019年も同様である。このコードの輸

表4 主要作物別生産面積及び生産額

単位: ha, 100W

	2019		2018		2017		2016		2015		2010	
	面積	生産額	面積	生産額	面積	生産額	面積	生産額	面積	生産額	面積	生産額
切花類	1,183	178,647	1,215	178,647	1,314	183,264	1,364	177,350	1,459	217,409	1,975	297,561
薔薇	247	49,885	282	52,472	293	50,209	292	52,815	306	67,655	456	99,575
菊	309	46,796	314	45,526	341	49,213	374	43,814	405	51,674	583	77,390
百合	91	11,525	95	12,016	125	14,728	136	15,636	161	17,148	204	29,335
カーネーション	47	8,252	50	8,791	49	8,848	62	10,039	77	13,154	125	19,656
霞草	66	6,703	52	5,942	53	5,877	40	4,950	39	4,519	63	6,023
ガーベラ	21	5,916	25	6,700	30	6,844	42	8,632	46	10,827	69	15,388
フリージア	39	5,155	33	3,946	33	4,025	34	2,347	40	4,370	50	5,599
グラジオラス	15	1,208	14	1,259	17	1,508	16	1,199	17	1,427	24	2,236

出所：農林畜産食品部『主要統計』各年版及び農林畜産部食品部『2019 花卉栽培現況』2020.8

表5 HSコード0603 切花及び花芽

				単位:1000ドル			
年	輸出	輸入	収支	年	輸出	輸入	収支
1979	2	136	▲135				
1980	28	103	▲135				
1981	26	65	▲39	2001	24,482	1,107	23,374
1982	4	22	▲18	2002	23,000	1,062	21,938
1983	13	37	▲25	2003	29,444	1,143	28,301
1984	104	44	60	2004	36,291	1,285	35,006
1985	11	3	7	2005	32,717	1,757	30,959
1986	34	25	9	2006	26,488	2,382	24,106
1987	100	38	61	2007	31,922	2,794	29,128
1988	48	46	2	2008	40,433	3,417	37,106
1989	84	124	▲40	2009	57,826	2,312	55,514
1990	161	351	▲190	2010	79,961	3,631	76,330
1991	74	372	▲698	2011	73,330	5,325	68,005
1992	97	1,579	▲1,482	2012	70,167	9,712	60,455
1993	910	1,900	▲991	2013	44,601	15,063	29,537
1994	2,927	1,802	1,125	2014	27,464	17,747	9,717
1995	2,685	2,246	438	2015	17,348	21,402	▲4,054
1996	1,417	2,513	▲1,096	2016	16,826	24,740	▲7,914
1997	2,168	2,171	4	2017	14,623	30,097	▲15,475
1998	7,929	834	7,095	2018	11,405	34,772	▲23,367
1999	14,265	1,176	13,089	2019	10,078	36,906	▲26,828
2000	21,594	1,614	19,980				

注) ▲マイナスを示している。

出所：韓国貿易協会

出入収支は、2015年以降赤字となり、年々赤字額は増大し、2019年最大値を記録している。

表6は表5の「切花及び花芽」よりも範囲が広く、花卉全体の合計と主要品目の輸出額を記した、農林畜産食品部の主要統計から作成されている。輸出の時期区分については殆ど先と同様のことがいえるが、同表からは2000年代前半は漸増期よりも、成長期として位置付けられよう。

同表から分析できる主要品目別の花卉輸出の特徴について、ピークの2010年を境として、前後に分けて見ていく。2010年時点で主要品目を輸出額の大きい順に並べると、薔薇、百合、蘭、菊、サボテンの順となる。菊は生産額では薔薇に次いで大きい、輸出額では順位を落としている。代わって、蘭の輸出額が大きいことが注目される。1990年代後半から2000年代まで韓国の花卉輸出はサボテンを除き、いずれの品目も急増の勢いを呈している。

しかし、2010年以降はサボテンを除き、いずれの品目も一転して減少に転じ、特に2010年代前半

に急減している。2010年代後半も減少傾向に歯止めがかからず、2019年に至っている。2010年対比2019年の数値は、薔薇が5.0%、蘭7.1%、菊7.2%、百合21.9%に過ぎない。前者3品目、とりわけ薔薇の激減は凄まじい。

表7は花卉の輸入額推移を示している。合計の推移は、1990年代は前半増大するが後半は減少していること、2000年以降は一貫して増大していること、2019年も最高値を記録していることが、読み取れる。このように2000年以降、輸入合計額は基本的に増大の一途であるが、品目別ではその傾向とは異なる場合が見られ、それが2大輸入品目である蘭と百合であり、これらは2010年以降減少している。にもかかわらず、合計額が増大し続けているのは、「その他」の増大に起因する。

表8は国別の輸出額推移を示している。韓国花卉産業の輸出市場は大半を日本に依存している。対日輸出依存度はピーク時2010年77.9%から低下したものの、2019年現在58.2%に達している。

表9は国別の輸入額推移を示している。輸入先

表 6 花卉基本統計 輸出額

	単位:1000ドル						
	合計	薔薇	菊	百合	サボテン	蘭	その他
1990	1,443	4	1	-	624	31	789
1995	6,363	47	152	2,318	3,312	216	318
2000	28,888	10,324	4,682	4,395	2,736	4,422	2,329
2005	52,142	10,570	8,503	10,484	1,881	18,744	1,960
2010	103,067	34,235	13,802	27,845	2,756	20,264	4,165
2015	28,460	3,264	2,370	9,328	3,786	6,648	1,823
2016	26,434	2,363	2,197	10,104	3,855	3,244	4,671
2017	23,630	2,363	2,197	8,220	4,197	2,352	5,001
2018	18,685	1,591	1,441	6,922	3,931	1,989	2,811
2019	17,159	1,709	1,000	6,110	4,063	1,442	2,835

出所：農林畜産食品部『主要統計』各年版及び農林畜産部食品部『2019 花卉栽培現況』2020.8

表 7 花卉基本統計 輸入額

	単位:1000ドル							
	合計	蘭	百合	洋蘭	カーネーション	チュリップ	アイリス	その他
1990	5,907	1,179	1,332	259	202	-	1,065	1,870
1995	26,738	13,354	4,060	2,071	1,149	1,436	1,320	3,348
2000	19,472	10,826	3,311	947	698	33	608	3,049
2005	28,845	14,546	5,290	518	1,120	-	507	6,864
2010	44,744	24,023	5,488	425	1,377	1,380	208	11,843
2015	60,769	22,209	2,670	1,242	2,282	2,131	84	30,151
2016	62,971	20,605	2,811	1,341	1,503	1,924	93	34,694
2017	65,361	13,847	3,130	1,557	3,620	2,690	166	31,538
2018	80,799	16,015	3,057	1,920	4,978	3,587	94	40,754
2019	86,515	15,656	2,649	1,782	6,987	4,510	28	44,496

出所：農林畜産食品部『主要統計』各年版及び農林畜産部食品部『2019 花卉栽培現況』2020.8

表 8 花卉 国別輸出額

	単位:1000ドル								
	合計	日本	香港	中国	オランダ	米国	カナダ	台湾	その他
2000	28,888	20,975	2,904	2,434	859	962	304	116	334
2005	52,142	31,359	45	16,033	939	2,930	290	268	278
2010	103,067	80,273	59	18,575	1,728	1,332	82	76	942
2015	28,460	17,751	274	5,939	949	2,460	52	77	1,207
2016	26,434	17,349	16	4,024	936	2,267	27	417	1,398
2017	23,630	14,984	69	2,839	760	2,699	74	1,073	1,131
2018	18,685	11,563	9	1,987	507	2,566	79	933	1,041
2019	17,159	9,990	0	1,304	673	2,530	104	1,430	1,128

出所：農林畜産部食品部『2019 花卉栽培現況』2020.8

表 9 花卉 国別輸入額

	単位:1000ドル								
	合計	台湾	オランダ	タイ	中国	日本	米国	香港	その他
2000	19,472	8,523	5,566	2,722	994	270	147	37	1,213
2005	28,845	10,339	8,330	3,956	3,188	405	679	49	1,899
2010	44,744	17,037	8,908	1,956	10,701	199	691	0	4,352
2015	60,769	15,920	9,643	3,709	19,136	367	810	0	11,184
2016	62,971	13,733	10,709	4,743	17,632	813	1,112	0	14,229
2017	65,361	8,782	13,480	6,596	17,326	1,393	743	0	17,040
2018	80,799	11,283	16,732	7,371	23,474	1,575	662	1	19,701
2019	86,515	10,304	17,207	7,435	27,244	1,163	398	0	22,764

出所：農林畜産部食品部『2019 花卉栽培現況』2020.8

は輸出先よりは多辺化している。2019年現在で中国、オランダ、台湾からの輸入額が相対的に大きい。2010年以降減少傾向にある台湾と米国を除いて、他の主要国からは継続して増大傾向にあるが、とりわけ中国からは著しい。

4. おわりに

—FTAの推進と花卉産業の葛藤—

周知の通り、韓国は2015年6月に中国とFTAを締結し、韓中FTAは同年12月20日に発効した。韓国花卉生産農家及び関係者は、韓中FTA締結交渉期間中、それは自らの生存を脅かす脅威と捉え、政府に花卉を自由化品目から除外し、現行の25%の関税を維持することを訴えた。しかし、結果は一般、敏感、超敏感という3段階の品目分類のうち、敏感品目に分類とされ、20年以内関税撤廃品目とされた。

社団法人韓国切花協会が発表した『韓・中FTA花卉農業危機、解法のための国会議員懇談会資料』（2013年11月20日）によれば、「現在、韓国花卉農業は中国から輸入される花卉によって価格が暴落し、予想もできなかった借金を背負い、営農放棄等、余りにも大きな傷と試練に直面している。特に、中国から輸入される菊とカーネーションの場合、関税が25%に達するが、我々の栽培農家の生産品が価格競争力を持っていないのが実情である。ところが、FTAによってこの関税すらも無くなってしまえば、我々の花卉農業はこれ以上を希望を持つことのできない絶体絶命の危機に処するであろう」と述べている。同資料によれば、20本1束単位の価格は、菊は国内産が9,000ウォン、中国産は2,100ウォン、カーネーションは国内産8,000ウォン、中国産2,520ウォンと分析している。これらの中国からの輸入は2010年から2012年にかけて、菊1,454万本→4,757万本へと3倍以上、カーネーション921万本→1,233万本へと1.3倍に増大している。

協会は韓・中FTA花卉関連対策として、①輸入

花の申告価格の取り締まり（不当に低い価格での申告がある）、②原産地の取り締まり強化（原産地表示をしない、別の原産地を表示する）③検疫強化、④譲許案検討関連（超敏感品目扱い）を要請している。

本稿は韓国花卉産業の現況を主管官庁、統計庁等の各種基礎データに拠りながら、生産と貿易動向から金額ベースで考察したものに止まっている。数量ベースでの把握、生産・販売価格の分析、商品別国別貿易のクロス分析、何よりも要因分析ができていない。

今後の研究すべき課題としては、①韓国花卉協会、韓国花卉農協、韓国花卉流通協会等の業界・団体が国会議員へのロビー活動等で果たしている役割、②生産農家と農協と関係、③花卉の需要側の分析、④FTAとの関連ではコロンビアからの輸入動向などがある。

また新型コロナウイルス流行のため、2020年夏の訪韓が不可能となり、韓国の農林畜産食品部および花卉生産業者等への現地調査が実施できなかった。これらも今後の課題である。

謝辞

本稿の執筆にあたって、富山大学名誉教授の新里泰孝先生には、ご自身が執筆された論文、関連記事、デジタル統計資料の提供および有益な助言を頂いた。記して感謝申し上げます。また、拙文を査読して下さい、懇切丁寧な助言を与えて下さった匿名の査読者にもお礼申し上げます。指摘の全てを修正に反映できなかった点については、ご了承頂ければ幸いです。

付記

本稿は日本大学経済学部グローバル社会文化研究センター 平成31年度研究プロジェクトC 研究代表者 久井田直之、研究期間 平成31年4月1日

～平成 33 年 3 月 31 日（2 年間）、研究テーマ（外国語）Development of online economic educational materials on global economy from viewpoints of Asian countries（邦文）アジアから世界経済を捉えるオンライン経済学教材の開発、による研究成果の一部である。

注

- 1) 附則、この法律は、公布後 1 年が経過した日から施行する。主な内容は、以下の通りである。
ア．農林畜産食品部長官は、花卉産業の育成と花の文化振興のために、5 年ごとに花卉産業育成総合計画を策定して施行して、市・道知事は、総合計画に基づいて実施計画を策定して施行することとする（第 5 条及び第 6 条）。
イ．農林畜産食品部長官は、花卉産業に関する統計の作成と実態調査をするようにし、これを基礎に花卉総合情報管理システムを構築・運営することができるようになる（第 7 条）。
ウ．農林畜産食品部長官は、花卉産業の育成と花の利用促進のための研究と技術開発を推進し、市・道知事の申請を受け、花卉産業振興地域を指定して、必要な支援をすることができるようになる（第 8 条及び第 9 条）。
エ．農林畜産食品部長官は、花卉文化の振興に関する施策の体系的な推進のため、花卉文化振興専門機関を指定することができ、花卉の品質向上と消費者の権益増進のために優れた花園を育成できるようにする（第 11 条及び第 12 条）。
オ．花卉産業の育成と花の文化振興のために教育訓練を実施することができ、再利用花輪の情報提

供のために再利用花輪表示制を導入する（第 13 条及び第 14 条）。

- 2) 同討論会は、彼の主催により国会議員会館第 2 セミナー室にて、15:00-17:00 の時間帯で開催されている。
- 3) 朴ワンジュ、農林畜産食品部（2018.9）『花卉産業発展模索のための政策討論会』p.1。なお、ここで言う、請託禁止法とは、「不正請託及び金品等の收受禁止に関する法律」（通称、金英蘭法）のことで、2012 年に金英蘭国民権益委員会委員長が提案、2015 年 3 月に国会で可決され、2016 年 9 月 28 日から施行された法律のことある。詳しくは『公職者等の不正防止に関する韓国の制度について～請託禁止法を中心として～』Clair Report No.451（Aug 31, 2017）、（一財）自治体国際化協会ソウル事務所、www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/451.pdf を参照。

参考文献および資料

- 韓国の「花卉産業の発展と花卉文化振興に関する法律」（法律第 16473 号）<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=210172#0000>
- 朴ワンジュ、農林畜産食品部（2018.9）『花卉産業発展模索のための政策討論会』
- 『公職者等の不正防止に関する韓国の制度について～請託禁止法を中心として～』Clair Report No.451（Aug 31, 2017）、（一財）自治体国際化協会ソウル事務所、www.clair.or.jp/j/forum/pub/docs/451.pdf
- 社団法人韓国切花協会『韓・中 FTA 花卉農業危機、解法のための国会議員懇談会資料』（2013 年 11 月 20 日）
- 農林畜産食品部『農林畜産食品 主要統計』各年版
- 農林畜産食品部（2020.8）『2019 花卉栽培現況』

研究ノート

在日コリアン研究 40 年を振り返って

～在日コリアンにとっての国家、名前、国籍、出自をめぐる葛藤

朴一（大阪市立大学）

はじめに

私は 2022 年 3 月に大阪市立大学の定年を迎える。大阪市立大学に東京の立正大学から移籍したのが 1990 年 10 月だったから、大阪市立大学での在籍期間は約 30 年、立正大学での 3 年間と同志社大学大学院の修士・博士課程の 8 年間を加えると、私の人生における研究者生活はざっと 40 年に及ぶ。私の研究分野は、大分類で言うところには朝鮮半島地域研究、言わば韓国・北朝鮮を対象としたエリアスタディといえるが、もう少し詳しくいうと、韓国と北朝鮮の政治経済分析と日韓、日朝の狭間で揺れてきた在日コリアンに関する諸問題の研究ということになる。研究対象がずいぶん細分化された現在から言うと、研究対象が広すぎるのではと揶揄されそうだが、当時、朝鮮半島研究者が日本にはわずかしかなかった状況下で、在日コリアンをめぐる諸問題を含むオールラウンドな朝鮮半島研究は時代の要請であったともいえる。

大学院入学時（1980 年）、私が目標としていた研究者は、ポリティカルエコノミーの分野で、朝鮮史、韓国経済、在日コリアンに関して多くの研究業績（梶村秀樹著作集、全 6 巻、明石書店）を残した神奈川大学の梶村秀樹さんだった。特定の分野でかなり緻密な研究が求められる現在からみると、梶村秀樹さんの研究は、社会科学として精密さに欠ける部分もあり、イデオロギッシュな側面が内在していたことは否めないが、韓国・朝鮮

研究が日本でマイナーであった当時の時代状況を考えると、梶村秀樹さんは朝鮮半島を対象とした地域研究の明らかなフロンランナーであった。

小稿では、梶村秀樹さんに研究には及ばないが、私が 40 年間の研究生活の中で大きな比重を占める在日研究について総括してみたい。

1. 指紋押捺運動の時代：季刊『三千里』との出会い

1980 年代に大学院に入った私は、梶村秀樹さんの研究に触発されて、韓国・北朝鮮・在日コリアンの研究を始めた。大学院時代の研究テーマは 1950 年代から 1970 年代における韓国の経済開発に果たした国家、財閥、外資の役割で、三者（政府、財閥、外資）関係をテーマにして学会誌に 7、8 本の論文を発表したが、日本の大学が外国人の採用に消極的な事情もあり、なかなか大学の専任教員には採用されなかった。大学院時代、研究に打ち込む一方、ノンフィクションライターの金容権さんの誘いを受けて「指紋押捺拒否予定者会議」という組織の立ち上げに参加し、各地で拡がった在日外国人による指紋押捺拒否運動に参加した。大学生時代は、「韓国学生同盟」という学生運動組織に参加し、韓国の民主化運動の支援連帯活動にのめりこみ、在日コリアンと祖国との関係について問い続けたが、大学院時代の指紋押捺拒否運動は、在日コリアンと生活拠点である日本社会との

関係を問い直すものであった。そんなとき、季刊誌『三千里』編集部から「在日外国人と指紋押捺」というテーマで特集を組むから何か書かないかと言われ、「個としての主体を尊重しあう」というエッセイを『三千里』42号（1985年）に掲載させていただいた。1960年代の外国人学校法案反対運動や日韓会談反対闘争は「民族組織」主導による「上からの運動」であったのに対し、1980年代の指紋押捺拒否運動は「たった一人の反乱」から始まった、言わば個人から生まれた「下からの運動」であったという在日社会運動史の質的な変化を分析したものである。この論稿は、社会学者の見田宗介氏が担当していた『朝日新聞』の「論壇時評」で紹介され、研究者能力に不安を感じていた私にとって大きな励ましになった。今から考えると、この『三千里』の論稿が、私の在日研究の文壇デビュー作になったわけで、その後の私の在日研究の原点になった。

2. 『ほるもん文化』（1990年～2000年）と講座「民族問題論」（1990年～）

ソウル五輪が開催された1988年、私は公募で東京の立正大学経済学部にて専任講師として採用された。大学のポストを得ると、さまざまなところから原稿依頼を受けることになり、私は水を得た魚のように、精力的に論文を発表した。

そんなとき、季刊『三千里』編集部にいた高二三さんから、新しくつくる出版社（新幹社）から『三千里』に代わる在日の論壇誌を創刊したいので、編集委員のメンバーに入らないかというお誘いを受けた。編集委員のメンバーは、姜尚中、文京洙、鄭雅英、金重明、趙景達、朴一の6名（後に金榮、金早雪氏が参加）で定期的に編集委員会を開催し、各号の特集内容と執筆依頼者を決め、編集委員はノルマとして在日をテーマに自分の書きたいものを一本書くということになった。私が『ほるもん文化』に発表した論稿は以下のようなものであるが、今から考えてみると、これらの論稿が

その後の私の在日研究につながっていったと思う。

「帰化代議士の神話」『ほるもん文化：一冊ま
るごと在日朝鮮人』1号、1990年

「外国人にとって大学教員は美味しい仕事か」
『ホルモン文化：はたらく在日朝鮮人』2
号、1991年

「在日論争の成果と課題」『ほるもん文化：
在日朝鮮人が選挙に行く日』3号、1992
年

「祖国に錦を飾った男たち―日韓の狭間で生
きた在日韓国人群像」『ほるもん文化：揺
れる家族模様』4号、1993年

「民族教育って何だ」『ほるもん文化：民族教
育の行方』5号、1995年

「戦後のヒーロー力道山の伝説を追う（前編）」
『ほるもん文化：戦後を生きた在日朝鮮
人』6号、1996年

「戦後のヒーロー力道山の伝説を追う（後編）」
『ほるもん文化：在日コリアン関西パ
ワー』7号、1997年

「生きて、愛して、そして死んだ：新井将敬の
遺言状」『ほるもん文化：在日朝鮮人「ふ
るさと」考』8号、1998年

『ほるもん文化』が目指したものは、在日一世の世界観が詰まった『三千里』では果たせなかった、二世・三世の新しい生き方を模索する在日観の構築であった。『ほるもん文化』は、編集委員会の力不足で第9号（2000年）で終刊を迎えたが、1990年代という時代状況の中で新しい世代の在日の声を代弁したという意味で、それなりの役割は果たしたと思われる。

1990年10月、私は立正大学から大阪市立大学に移籍し、研究と活動の拠点を東京から大阪に移すことになった。移籍した大阪市立大学では、アジア経済論に加えて、「民族問題論」（後に「エスニックスタディ」に講義名を変更）という在日コ

リアンをめぐる諸問題についてレクチャーする一般教養科目を担当することになった。「民族問題論」は、1970年代に学内で起こった民族差別事件を背景に設置された人権関連科目で、講義開設時は朝鮮史の大家・姜在彦先生と途上国の民族問題について多くの論文を発表しておられた尾崎彦朔先生が担当しておられたもので、その分野で研究業績のない私には負担の多い科目であった。「民族問題論」の講義内容については、試行錯誤の繰り返しで、毎週、在日コリアンの歴史、民族教育、法的地位、戦後補償、社会保障など、様々な分野の資料を集め、講義資料を準備する作業に追われた。しかし、今から振り返ってみると、毎年4単位90分講義×年30回の講義（現在は2単位、100分×14コマ）を準備する作業を通じて、在日コリアンをめぐる諸問題について、改めて体系的に学ぶ機会を与えられることになった。

関西に研究拠点を移してから、関西の多くの自治体から審議会委員を委嘱され、外国籍住民施策や外国人教育指針の策定にかかわる機会も増えた。1993年に伊丹市の在日外国人教育基本方針策定委員会のメンバーに選ばれたのを皮切りに、大阪市、神戸市、堺市、尼崎市の外国人施策に関する審議会のメンバーとなり、自治体で外国籍住民を対象にしたアンケート調査を実施し、外国籍住民施策に関する基本方針の策定にかかわることができた。

3. 『在日という生き方』（1999年）

1999年に講談社から出版した『在日という生き方 差異と平等のジレンマ』（講談社メチエ）は、こうした自治体で実施してきたアンケート調査と『ほるもん文化』に発表した論稿を下敷きに、在日コリアンの生き方を、①意識調査、②社会運動史、③生き方めぐる論争、④1世、2世、3世のライフヒストリーの視点から、整理したものである。本書は、新しい在日研究として論壇でも高い評価を受け、学術書としては異例の10刷を重ねロングセ

ラーとなった。また嬉しいことに、高麗大学日本研究所の全成坤教授の翻訳で韓国語版（『在日韓国人』ボンム社、2005年）も出版された。

書評を通じて、本書で評価されたのは第1章「同化と異化の狭間で—在日の今」である。この論文は、兵庫県伊丹市で行った在日コリアンを対象にしたアンケート調査を基礎資料に、在日1世から4世の国籍（母国籍か日本籍か）、名前（本名か通名か）、母国語に対する理解度を考察し、若い世代ほど「日本名を名乗り、母国語を理解できず、日本籍取得に抵抗感がなくなっている」というこれまでの在日新世代の「同化」説に疑問を投げかけたものである。その後、本書の問題提起に対し、限られた期間のデータで新世代の「民族化」傾向は裏付けられるのかという批判を受け、改めて10年後に若い世代を対象に名前、国籍、母国語理解度に対するアンケート調査を実施して書き直した論文を、2008年『季刊東北学』（17号）に発表した（韓国語の翻訳は、『在日韓人ノ歴史』国史編纂委員会、2009年に掲載）。この論文では、在日コリアンの4世・5世などの若い世代が、民族名や国籍、母国語にこだわりながら、「本国の人々に近づくこと」でもなく、「日本人になる」ことでもない、彼らなりの「民族的な生き方」を模索していることを明らかにしている。こうした研究は、在日コリアンの新世代の生き方が多様化していることをデータで裏付けようとしたものであった。

4. 『在日コリアンってなんでんねん』（講談社+α新書、2005年）

1998年の秋、朝日新聞社が発行していた月刊誌『論座』の編集部から連絡があり、同誌で日韓関係の特集をやるので、原稿を書かないかというお誘いがあった。私は、金大中政権下で進んでいた日本文化開放政策の背景と現状についてまとめた「雪解けに向かう日韓文化摩擦」という原稿を書き上げ、その原稿が『論座』1998年11月号に掲載されることになった。副編集長の古舘賢二さんは、

「原稿の評判がよいので、このまま『論座』で連載してみませんか」と言われ、渡辺利夫さんが担当しておられた「アジア観察」というコーナーを引き継ぐことになった。1999年から朱健栄さん、莫邦富さんの3人のリレー連載ということになったが、正直3か月に1度、400字×30枚の原稿を書き続けるのは、きつかった。その後、韓国、北朝鮮、在日コリアンをテーマに私は、無い知恵をしぼり、連載が終了した2005年6月まで、『論座』に3か月に1回、ほぼ5年間、全国誌で論稿を発表できる機会を得たが、遅筆な私にとって、締め切り日が近づくと言えない日が続き、毎日が地獄だった。しかし、『論座』での編集部との格闘の末に生み出された原稿は、何度か『朝日新聞』の「論壇時評」にとりあげられ、日本のメジャーな論壇誌の注目論文を海外に紹介していた『JAPAN ECHO』や『日本フォーラム』などの雑誌で英語、スペイン語、韓国語に翻訳転載され、海外にも発信された。『論座』での連載は、在日の問題を母国に発信できる機会にもなった。

2005年に講談社から出版した『在日コリアンってなんでんねん』（講談社+α新書）は、『論座』に発表した在日コリアンに関する論文をピックアップし、まとめたものである。この本では、在日コリアン軍人・軍属給付金法、朝鮮学校の受験資格、在韓被爆者、在日高齢者・障害者の無年金、在日コリアンの国籍などの在日コリアンをめぐる諸問題について考察しているが、在日コリアンから見た日本社会の問題点について改めて整理できたという意味で、大きな収穫があった。『在日コリアンってなんでんねん』という奇妙なタイトルは編集部の本原進治さんが考えたものであるが、彼のとんちんかんなネーミングで本書も4刷を重ねることができた。しかし、この本は一部の読者から「在日の被害者性を強調した」（浅川晃広『在日論の嘘』（PHP研究所、2006年）と批判され、その後、在特会のメンバーから攻撃対象になった。「権益拡大をひたすら求める在日のイデオロギーにすぎない」という彼らの批判は、その後の在特会による在日批判の通奏低音になっていったが、

彼らの主張は、在日コリアンが総じて「在日特権」にあぐらをかいて生きているというものだった。在日コリアンを攻撃対象にした漫画『嫌韓流4』（山野車輪、普遊舎、2009年）は、その盲点をついた書物といえるだろう。

5. 在日の歴史を伝える：『在日コリアンの歴史』教科書（2006年）

2000年、民団中央本部の金宰淑団長（当時）の呼びかけで立ち上がった21世紀委員会のメンバーに選ばれ、私は民族教育委員会に所属し、副委員長を任された。21世紀委員会は、これまで民団とは縁のなかった大学教員と中心とする学会、法曹界、公認会計士や税理士などの専門職の分野で活躍するスペシャリストの声を反映しながら、民団改革を進めようというものだった。2001年に神戸で開催された同委員会による「第2回未来フォーラム」で、私は「民族教育再生5か年計画」を提言し、①就学通知や卒業証書に本名（民族名）使用の要請、②『在日コリアンの歴史教科書』の作成と関連した授業の開講を民族学校に求める、③在日同胞資料館の開設、④日本の国公立大学に韓国語の講座を開設させる、ことなどを民団内で運動していくことを民団中央本部に呼びかけた（『民団新聞』2001年11月21日）。

民団の対応は意外にも早かった。私が提言した『在日コリアンの歴史教科書』は、民族教育委員内ですぐに編集委員会がスタートし、それぞれの時期区分に最も詳しい専門家に原稿を依頼することになった。協議の結果、在日コリアンの歴史を解放前、解放後に区分し、解放前については姜在彦先生と姜徳相先生、解放後は私と金敬得さんが担当することになり、それぞれ原稿執筆の前提となる講演を民団大阪本部で実施し、講演会のテープ起こしをたたき台にして原稿を書いてもらうことになった。こうして、2006年、解放前後100年に及ぶ在日コリアンの歴史を後世に伝える教科書（『在日コリアンの歴史』明石書店）を世に出すこ

とができた(韓国語版は2007年ヨクサネットから出版された)。出版後、津田塾大学の高崎宗司さんが『図書新聞』で、本書について「安定感があり、取り上げられるべきことは、もれなくとりあげられている。・・・叙述は平明で、予備知識が少なくても、難なく読むことができる。読者としては在日朝鮮人が想定されているが、日本人が読んでも違和感はない。今後、標準的な教科書としての定評を獲得するにちがいない」(『図書新聞』2006年4月29日)という好意的な書評を書いて下さった。さらに、京都国際、建国、金剛学園などの民族学校で、本書をテキストにして「在日コリアンの歴史」という科目がスタートし、次の世代に在日の歴史を伝えるという事業も開始されることになった。在日韓人歴史資料館も、2000年から在日コリアン100年の歴史に関する資料収集が始まり、2005年11月、東京・麻布の民団中央会館内にオープンすることになった。これまで、資料館内の展示資料も年々充実し、世界中の人々が資料館を訪れ、館内で蘇った資料を通じて、在日コリアンの歴史を学んでくれるようになった。今後のさらなる発展が望まれる。

6. 在日100年の歩みを記録する：『在日コリアン辞典』(明石書店、2010年)

2005年、私は国際高麗学会の日本支部の会長に選出された。日本支部開設20周年を記念して何か学会としてできないかと思い、在日コリアンの会員が多いという高麗学会のマnpワ-を生かして在日コリアンの辞典を編纂することを提案した。2010年に在日コリアンが日本に暮らすようになり100周年を迎えることもあり、この100年間に在日コリアンが日本や祖国に向かって何を求め、どのような運動を展開してきたのか。また在日コリアンは日本や祖国の発展にどのような貢献をしてきたのか。在日コリアン100年の歩みを辞典という形で、網羅的に記録しておきたいと考えたのである。

学会創立20周年記念事業として、2006年春から辞典編集作業にとりかかったが、編集作業は想像以上に困難をとまなうものであった。学会の会員を中心に編集員会を設置し、2～3か月に1回のペースで編集委員会を続けながら、1年かけて在日コリアンに関する歴史、社会、政治、経済、文化、風俗にまつわる重要な人物、事件、事象などを800項目ほどピックアップし、項目ごとに執筆適任者を選定する作業を行った。しかし、監修に加わった先生方から項目が現在史に偏っているという指摘を受け、途中から学会のメンバーでない研究者にも編集作業に加わっていただいたことで、執筆項目はさらに膨らみ、執筆者の数も増えていくことになった。今から考えると、100名近い執筆者との記述をめぐるやりとりが一番煩雑な仕事であった。というのも、一つの歴史的事象を記述するにしても、北サイドにたつか、南サイドにたつかで、記述内容が大きくかわる可能性があったからである。例えば、1950年代後半に実施された在日コリアンの北朝鮮への「帰還事業」をとってみても、南サイドからみれば「帰還反対」の立場で、名称も「帰還事業」ではなく、「北送運動」と呼ぶべきではないかという批判もあった。こうした南北による歴史意識の相違は、「朝鮮戦争」、「民団」、「総連」など南北のイデオロギー対立が絡む事件や組織の記述にはつきものであったが、できるだけ中立の立場でイデオロギーを排して記述することを執筆者に求めた。

辞典の出版を引き受けていただいた明石書店の巧見太郎さんは、その後50回以上開かれた編集委員会にすべて参加し、連日執筆者とメールでやりとりをつづけながら、めんどろな編集作業を丹念にリードしてくれた。そしてついに2010年11月、日本で初めての『在日コリアン辞典』(明石書店)が出版されることになった(韓国語版は、2012年にソニン図書出版から出版された)。

これまでの研究は、やや乱暴に言えば自分一人の力で行ったものであるが、『在日コリアンの歴史教科書』と『在日コリアン辞典』は、多くの研究者の協力を得て作り上げたものであり、自分一人

ではできない仕事であった。なかでも、『在日コリアン辞典』は、日韓の100名を超える研究者が力を合わせて完成させた日韓国際協力事業であり、このような一生に1回できるかどうかの大事業を辛抱強く完成に導いてくれた学会のメンバーと明石書店に感謝している。

7. 在日コリアンと出自：『僕たちのヒーローはみんな在日だった』（2011年）

『在日という生き方』（講談社）を出版した後、本書の4章から7章で描いた「日本名を名乗り、朝鮮半島出身という出自を隠して、日本社会で活躍する」在日コリアン著名人の葛藤に焦点をしぼり、本にしたいと思って書いたのが、『僕たちのヒーローはみんな在日だった』（講談社、2011年）である。在日コリアンと出自というテーマに迫った本書は、読売新聞、毎日新聞、神戸新聞、京都新聞、信濃毎日など多くの新聞の書評欄に取り上げられ、文庫本（2016年、講談社＋α文庫）と合わせ15刷というロングセラーを記録した。

日本社会では、解放後も日本にとどまった在日コリアンに対して、差別的なまなざしが向けられてきた。在日コリアンの1世・2世の多くは、そうした日本人の差別を回避するため、日本名を名乗り、民族的出自を隠して生きてきた。日本の芸能界、スポーツ界で活躍する在日コリアンのスターたちも同じような境遇に置かれてきた。彼らは、人気があればでるほど、朝鮮半島出身者という出自がばれるのではないかと、暴かれるのではないかと、という恐怖感にさいなまれながら生きてきた。彼らが日本国籍を取得し、日本人になったとしても、そうした恐怖感から逃れることはできない。なぜなら、国籍は変更できても、在日という出自は変更できないからである。本書は、こうした在日コリアンの名前・国籍・出自をめぐる苦悩や葛藤を、力道山、やしきたかじん、和田アキ子、松田優作、松坂恵子、新井将敬などの在日コリアン著名人のライフヒストリーを通じて考察したも

のである。

本書を評した京都大学の小倉紀蔵教授が指摘するように、「松田優作や新井将敬がもっとも語りたかったことは、自らを差別し蔑視する日本社会への告発だった。・・・なぜ出自に烙印を押すのか。彼らの悩みの60%ほどは、そのような『差別への抵抗』だった」（小倉紀蔵「書評、朴一『僕たちのヒーローはみんな在日だった』」『経済学雑誌』第118巻第1号、2017年、116ページ）という本書の問題提起に対し、小倉教授は、「彼らの悩みの実相は、もっと複雑だったのではないかと。つまり、60%は日本社会への告発だったとして、あとの40%は、それとは別の苦悩だったのではないかと。・・・自分はコリアンという出自を隠すことによって、この社会と自己に対して嘘ついて生きているのではないかと。だが、この社会は、在日コリアンが正直に自己の出自を明かすことができるようにはひらかれていない。自己の隠蔽は、いったいどこまで続けなければならないのか。・・・なにかを隠蔽することによってかろうじて成り立っている虚構としての戦後日本において、自分もまた隠蔽の協力者なのではないか。このような思いは、倫理感覚の鋭敏な在日コリアン2世たちにとって、耐えられないほど辛かったにちがいない」（同上書評、116ページ）と指摘しているが、この指摘は在日コリアンたちもまた在日差別の共犯者であったという在日問題の本質を暴いている。

本書を通じて、在日コリアンの名前、国籍、出自をめぐる様々な問題提起を行ったが、やはり在日問題の本質は、出自めぐる葛藤である。というのも、在日コリアンが日本名を名乗るのも、日本国籍をとるのも、基本的には在日という出自をめぐる葛藤を和らげるためであるからだ。日本社会では、長い間に在日という出自に対する大衆の差別的なまなざしが構造化していくなかで、在日コリアン自身も在日という出自を隠蔽化し、さらに一部の心無い日本人が彼らの出自暴きを行うという悪循環が繰り返されてきた。こうした負の連鎖を断ち切るには、日本を在日という出自に寛容な社会にするとともに、在日コリアンもまた自らの

出自を受け入れ、生きていく覚悟が必要ではないか。本書のこうしたメッセージは、あくまで問題提起であり、日本国籍取得者を含む名前、国籍、出自の問題はさらに議論が必要なことはいうまでもない。

8. 在日コリアン企業人の経済活動と日韓経済：『在日マネー戦争』（2017年）

私が在日企業家の問題に関心をもつようになったのは、藤原書店から出ている『環』という雑誌で「歴史のなかの『在日』」という特集を組むことになり、そこに「在日コリアンの経済事情」（『環』11号、2002年）という論文を書いてからである。在日コリアンが日本や韓国の経済発展にどのような役割を果たしてきたのかという視点で、大正期から2000年までの在日コリアンの就業構造の変化と経済人の企業活動をまとめたものである。当時、在日コリアンの経済活動については、学問的にしっかりし研究はなかったこともあり、この未完成な論文がその後の私の在日研究の方向性を決めることになった。

2006年から同じような視点で在日コリアンの経済活動を研究していた龍谷大学の李スニム教授をリーダーとする科研共同研究（2006～2008年度文科省基盤研究C）に参加することになり、在日コリアンの経済活動について、下関と京都でフィールドワーク調査を行った。マルハンコーポレーションの韓昌裕会長にインタビューしたのもこの頃である。この共同研究では、日本の経済に果たす在日コリアンや企業人の役割について考察することが主眼であった。共同研究の成果は、ソウル大学日本研究所主催の国際シンポジウム「在日コリアンの経済活動」（ソウル大学、2008年12月6日）で報告された。その成果は、李スニム編『在日コリアンの経済活動』（不二出版、2012年）に結実している。

さらに2007年からは、大東文化大学の永野信一郎教授が主催する共同研究「韓国の経済発展と在

日コリアン企業家」（2007年～2008年度：大東文化大学特別研究）に参加した。この共同研究では、本国投資を行った在日コリアンの代表的な企業家に焦点を当てて、在日コリアンが本国（韓国）の経済発展にどのような役割を果たしてきたのかを考察した。その成果は2010年、永野慎一郎編『韓国の経済発展と在日コリアン企業人の役割』（岩波書店、2010年）に収録されているが、私はここで、「在日コリアン社会の課題と展望」という論文を執筆し、母国語のできない在日コリアンの若い商人を対象としたアンケート調査から、本国投資に興味をもっているものがわずか9%たらずという結果から、彼らの本国投資の関心は希薄化しているという課題を検出した。歴史問題で日韓経済関係も冷え切っているが、日韓を経済的につないできた在日コリアン商工人の育成についても、再検討が必要であろう。

さらに2010年～2012年、文科省から科研費（2010年度基盤研究C）を頂戴し、6名の研究者とともに「日本におけるエスニックマーケットに関する社会経済的研究」をスタートさせた。東京の新大久保と大阪の鶴橋における民族金融機関と韓人マーケットの相互依存関係に関する調査を行い、新大久保・鶴橋という在日集住地域の民族金融機関と韓人マーケットの生成・発展・衰退のプロセスについて多くの在日コリアン事業主を対象にインタビュー調査を実施した。

こうした共同研究を踏まえ、書き下ろした論文が「解放前後における韓人マーケットの形成と民族金融機関の役割」（国際高麗学会『コリアン・スタディーズ』第2号、2014年）である。論文では、解放後に在日コリアン集住地域である大阪・鶴橋に生まれた韓人マーケットの発展には、在日コリアンが設立した民族金融機関である大阪興銀（後、関西興銀）と同金融機関を経た韓人マーケットへの本国からの支援金の供給というというエスニックな三者（韓人マーケット、民族金融機関、本国資本）の相互依存関係があったことを実証している。そうした閉じられたエスニック空間のなかで発展してきた民族金融機関は、多文化共生時代の

訪れとともに、その歴史的役割を終えることになったというのが、本論文の結論である。

その後、私は脳梗塞を患い、しばらくの間、準備していた共同研究を中断せざるをえなかったが、同年7月に日韓国交正常化50周年を記念して日韓両国で同時出版された『シリーズ日韓関係史1965～2015』（日本語版：東京大学出版会、韓国語版：ヨクサコンガン、ソウル、2015年）に日韓共同研究の成果「在日コリアンの日韓での経済活動とその役割」を日本語と韓国語で発表した。論文では、坂本紡績の徐甲虎、ロッテの申格浩、新韓銀行の李熙健をケーススタディにして在日商工人の本国投資の光と影について考察した。彼らはどのようにして大規模な本国投資に成功したのか、あるいは頓挫したのか、その経緯や背景を日韓双方の関係者へのインタビューと一次資料から検討したものである。

2017年に新たに文庫本として書き下ろした『在日マネー戦争』（講談社+α文庫）は、こうした一連の研究を下敷きに、なぜ、日本に在日コリアンの金融機関が必要だったのか、なぜ在日の金融機関は次々と破綻していったのか、にもかかわらず、なぜ在日コリアンはまた新しい金融機関を作ろうとするのかという在日経済のジレンマに迫ったノンフィクションである。

「在日コリアンによる在日コリアンのための」金融機関の設立に命をかけた李熙健、韓昌裕、青木貞雄（愈奉植）三人の在日一世企業人が織りなす金融闘争史の壮絶なドラマを描くため、ノンフィクションの技法を使って書いてみたが、成功したかどうかの判断は読者にゆだねたい。書評を書いてくれた信州大学の金早雪教授は、「際物版（ノンフィクション）と学術版とに練り直してみると、本書が学術的な裏付けをもちつつ、読者へのサービス精神も旺盛に、一定の際どさもあり、なかなかどうして、絶妙のバランスをとっていることにかえって気づかされてしまった」（書評：金早雪「朴一『在日マネー戦争』講談社+α新書、2017年、107ページ」と評して頂いたが、本書の執筆を通じて、学術論文の作法を維持しながら、ノンフィ

クションを書くことの難しさを改めて思いしった次第である

最後に在日経済の実態解明には、在日朝鮮人の北朝鮮への投資、朝銀を含む総連サイドの金融機関が在日経済に及ぼした影響の解明などが今後の大きな課題として残されている。定年後の研究課題にしていきたい。

●在日研究に関する朴一の主要業績

- ① 「個としての主体を尊重する」『季刊三千里』42号、1985年（単著論文）
- ② 「日本の中のもう一つの民族問題—オールドカマーから見た日本の民族問題」田巻松雄・奥山真知『20世紀末の諸相』八千代出版、1993年（単著論文）
- ③ 『在日外国人教育ハンドブック』伊丹市教育委員会（共著）1995年（共著）
- ④ 『在日という生き方』講談社、1999年（単著）
- ⑤ 「梁石日文学と在日世界」『ユリイカ』32号、2000年（単著論文）
- ⑥ 「自治体の外国人労働者受け入れ・雇用対策に関する一考察—群馬県大泉町日系人労働者施策から」『経済学雑誌』第103巻第2号、2002年（単著論文）
- ⑦ 『人権問題ハンドブック：在日外国人問題編』大阪市立大学人権問題研究センター、 年（編著）
- ⑧ 「在日外国人の人権課題と地方自治体」『NIRA政策研究』第18巻第5号、2005年（単著論文）
- ⑨ 『在日コリアンってなんねんねん』講談社+α文庫、2005年（単著）
- ⑩ 『在日韓国人』ポンム社（ソウル）2005年（単著）
- ⑪ 『歴史のなかの在日』藤原書店、2005年（共著）
- ⑫ 『在日コリアンの歴史』明石書店、2006年（編著）
- ⑬ 『在日コリアン辞典』明石書店、2010年（編

著)

- ⑭ 『韓国の経済発展と在日コリアン企業人の役割』 岩波書店、2010 年（共著）
- ⑮ 『僕たちのヒーローはみんな在日だった』 講談社、2011 年（単著）
- ⑯ 『在日コリアンの経済活動』 不二書店（共著）
- ⑰ 『越境する在日コリアン』 明石書店、2014 年（単著）
- ⑱ 「在日コリアンの日韓での経済活動とその役割」 安倍誠・金都亨編『日韓関係史Ⅱ経済』東京大学出版会、ヨクサコンガン（韓国語版）、2015 年（共著）
- ⑲ 『僕たちのヒーローはみんな在日だった』 講談社 + α 文庫、2016 年（単著）
- ⑳ 『在日マネー戦争』 講談社 + α 文庫、2017 年（単著）

キルチャビ

今、読み解く南時雨の詩の世界

南時雨童謡集「春便り」より

許玉汝（文芸同大阪 詩人）

▲このたび、縁あって南時雨先生が解放直後から1953年まで書かれた20篇の童謡・童詩を網羅した童謡集「春便り」に接する機会を得ました。

どの作品を拝読しても民族教育草創期の子どもたちの姿や思いが生き生きと描かれています。20篇の詩を－ウリハッキョへの思い、自然への思い、故郷・祖国への思い、民族教育を守るために－の四つのテーマに分け、日本語文訳を付け、私自身の「思い」も綴ってみました。

ひとりでも多くの方が南時雨先生の詩の世界に触れられることを心から願っています。また、あの時代を共有し、真の「春便り」を子供たちに届けるため尽力くださることを切に願います。

童謡集は、オモニ会連合会が1953年4月5日に編んだものです。

明らかな誤字・誤植・方言などについては、手直しし、日本語訳は僭越ながら私がさせていただきました。

1. ウリハッキョへの思い

②ここがまさしく私たちの故郷です

⑧手紙

⑨遅刻したトンム（友だち）

⑩私たちの教室

⑬編入生

* O の中の番号は、原文の掲載順。⑧⑩を除く3篇を紹介する。

「여기가 바로 우리 고향입니다.」

우리 말이

이처럼

그리운줄도

우리 글이

이처럼

탐스런줄도

그때는

정말 알지 못했어요.

☆

우리 말로 길을 걷고

우리 말로 동무를 부르고

우리 말로 책을 읽는것이

이처럼

착한 일인줄도

그때는

정말 알지 못했어요.

☆

남은

우리 학교 나무간판사이로

좁은 교문을 들어설 때마다

랑발굽에

새힘이 굴틀거리는것도

날이 갈수록
새롭고 귀함을 나는 압니다.

☆

그러니까
슬픈
고향생각은
없습니다.
하늘을 쳐다보고
한숨속에
우리 나라를
찾지는 않습니다.

이런 모 - 든것을
가르쳐주고
길러주고
속삭여주는 여기
여기가
바로
우리 고향입니다.

여기가 바로
우리 고향처럼
그립고
은근하고
자랑스러운 곳입니다.

「ここがまさしく私たちの故郷です」

Uriマルが
こんなにも
懐かしいことも

私たちの文字が
こんなにも
素晴らしいものであることも

そのときは
本当に知りませんでした。

☆

Uriマルで道を歩き

Uriマルで友を呼び

Uriマルで本を読むことが
こんなにも
楽しいことだということも

そのときは
本当に知りませんでした。

☆

古い
Uriハッキョの木看板の間の
細い校門を通るたびに
両足のかかとに
新しい力がみなぎることも
日が経つほどに
新鮮で尊いことを私は知っています。

☆

だから
哀しい
故郷に対する想いは
ありません。
空をみあげ
ため息をつきながら
私たちの国を
探しはしません。

こんな全てのことを
教えてくれ
育んでくれて
ささやいてくれるこの場所
ここが
まさしく
私たちの故郷です。

ここがまさしく
私たちの故郷のように
懐かしく
穏やかで
誇らしいところです。

1949 年

「지각하는 동무」

지각하는 동무는 게으름뱅이
일어나서 잇짚고 밥은먹어도
공부시간 맞추어 오지못하는
느린뱅이 지각자 얼굴 좀 봐.

☆

책보들고 나서는 뒤모양보고
고생살이 어머니 늙은가슴에
무슨자랑 무슨힘 품었는지도
게름뱅이 지각자 알기나하나.

☆

조례때에 하시는 선생님말씀
조례때에 부르는 애국가합창
부르지도 듣지도 하지않고서
우리학교 사랑은 별건거짓말

「遅刻したトンム」

遅刻をするトンムは怠け者
起きて忘れずご飯は食べるのに
勉強時間に合わせて登校できない
のろまな遅刻者の顔を見てごらん。

☆

風呂敷包みを持って出かける後姿を見ながら
苦労ばかりのオモニが老いた心に
どれほどの誇らしさどれほどの力を得たことか
怠け者の遅刻者は 知りもしないだろう

☆

朝礼の時に仰る 先生のお話
朝礼の時に歌う 愛国歌の合唱
歌いも聞きもしないで
ウリハッキョを愛するなんて真っ赤な嘘

「편입생」

그 동무는
리상만이란 이름입니다.

동무들이
곧잘
리승만이라고 놀려먹습니다.

올여름에
일본학교에서 편입한
동무입니다.

출석을 부를 때
지금도
이따금 ‘ハイ’ 하는 바람에
팔따르르 - 교실은 웃음바탕이 됩니다.

학교에 와선
즐겁게 놀지도 않고
시간만 마치면
쏟아같이 집으로 달음박쳐
우리들이
일본학교에 다닐 때와 같은
그런 딱한 모양이었습니다.

책을 읽기는커녕
자치회때
한마디 말도 하지 않았습시다.
그럴수록
우리들은
일본말이라곤 한마디도 쓰지 않습니다.

- 여름이 가고
새학기가 되자
그동무는
자치원으로 되었습니다.

인제는
선생님이
리상민동무 리승만이가 되어서는 안
됩니다 - 하면
모두 걱정없이 웃어버립니다.

리승만이가 되다니요
우리 학교에서도
가장 썩썩한 동무입니다.

「編入生」

あのトンム（友）は
リ・サンマンという名前です。

トンムたちが
しばしば
リ・スンマンと言ってからかいます。

今年の夏に
日本の学校から編入してきた
トンムです。

出席をとるとき
今も
ときどき“はい”と答えて
わははは—教室は笑いに包まれます。

学校に来て
楽しく遊ぶわけでもなく
授業が終わると
一目散に家に走って帰る
私たちが
日本の学校に通っていたときのような
そんな痛々しい様子でした。

本を朗読するどころか
自治会の時
一言も喋りませんでした
そんな彼に
私たちは
日本語など是一言も使いません。

一夏が過ぎて
新学期になると
あのトンムは
自治委員になりました。

今では
先生が

リ・サンミンさん リ・スンマンになっては
いけませんよ—と言うと
みんなわだかまりなく笑ってしまいます。

リ・スンマンですって
私たちの学校で
一番しっかり者です。

- *リ・スンマン（李承晩） 韓国の初代大統領
- *トンム（友達—もしくは OO 君）

オンニョの想い

ウリハッキョへの想いをテーマにした作品には
民族教育の草創期である 1945 年から学校閉鎖令
が出された 1949 年度までのウリハッキョに通う
子どもたちの様子や在日同胞たちの想いが良く表
現されています。

「ここがまさしく私たちの故郷です」を読んで驚
いたのは、民族教育が始まって間もないころに南
時雨先生がウリハッキョのことを「故郷」である
と位置づけたことです。今でこそ「ウリハッキョ
は心の故郷」等の表現はあちこちで使われていま
すが、この時期にすでに使われていたことはとて
も嬉しい「衝撃」でした。

南時雨先生は何故ウリハッキョを故郷だといっ
たのでしょうか。

一般的に故郷とは自分が生まれ育ったところと
記されています。

祖国を奪われていたときは朝鮮語を学ぶことさ
え許されなかった同胞や子弟たちが、解放後自分
たちが作ったウリハッキョで、初めて自分の国の
文字や言葉、歴史や文化に触れ、どれほど感動し
たのかを胸が熱くなるほど感じました。

「私は朝鮮人だ!」とやっと胸を張って言えるよ
うになったのです。ウリハッキョで民族の心を育
むことによって、在日同胞やその子弟たちは新し
く生まれ変わりました。ウリハッキョで学ぶこと
によって、新しいもう一つの生命が誕生したので
す。だからこそ詩人は「ここがまさしく私たちの
故郷です。」とうたったのだとおもいました。

「遅刻したトム」や「編入生」を読んでも感じることは、子供たちが朝鮮学校で学びながら、どれほど健全な心と精神を育んできたかということです。また、一生懸命勉強をし、秩序を守るため相互批判を行った様子などもほほえましいかぎりです。

「遅刻したトム」は童謡なので曲がつけやすい定型詩のように音節数を4・3・5の4行にしているのが特徴です。日本語に訳すとウリマルほどのリズムカルさは無くなってしまうようで残念です。

「編入生」では日本の学校から編入してきた生徒の変化過程を、手に取るように感じさせてくれました。

새 버전 새 옷 입고
춤을 추면서
새로 배운 우리 노래
부른다나요.

☆

동산에 돌아오는
동그란 해님
새봄은 언제 오나
묻기도 전에
앞창문 문틈으로
생긋 웃으며
추운 겨울 멀리 멀리
쫓고 왔대요.

1948 年

2. 自然への想い

③春便り

④夕立

⑤朝

⑮夏の夜の星

⑰雲

* O の中の番号は、原文の掲載順。* 5 編中

⑰を除く、4 編を紹介する。

「봄소식」

지난밤 뒤동산에
눈 내렸는데
뜰앞에 새로 돋은
푸른 풀 한 잎
웃으면서 산들산들
어깨질하며
정다웁게 봄소식을
속삭이고요.

☆

웃고름 스쳐주며
가는 바람에
산 넘어 언니소식
물어봤더니

昨夜 裏山に
雪が降ったのに
庭の前では新しく芽生えた
青い草が ひとつ
微笑みながら そよそよ
肩を揺らし
やさしく 春の便りを
ささやいています。

☆

オッコルムなびかせ
吹く風に
山の向こうの姉の便りを
聞いて見たら
新しい靴下 新しい服を着て
踊りながら
習ったばかりの私たちの歌
うたっているようだ。

☆

丘に戻ってきた
丸いお日様
初春はいつ来るのかと
聞く前に
窓の隙間から
にっこり笑って

寒い冬をはるか遠くに
追い払ってきたという。

1948 年

「소낙비」

소낙비야 소낙비야
장대같은 비줄기야
해님달님 노하셨나
구름령감 성이났나
명주같이 얇은꽃잎
오들오들 떨고있다
☆

소낙비야 소낙비야
장대같은 비줄기야
잠든애기 깨기전에
보슬보슬 그쳐다오
 시내가에 빨래가신
우리엄마 못오신다

「夕立」

夕立だ 夕立だ
竿のような雨の矢だ
お日様お月様が 怒ったのかな
雲の爺さんが 腹を立てたのかな
絹糸のようにか弱い花びらが
ぶるぶる震えてる
☆

夕立だ 夕立だ
竿のような雨の矢だ
眠る赤ん坊起きる前に
しとんと 止んでね
小川に洗濯に行った
母さんが帰れるように

「아침」

노래를 부르자
노래를 부르자
맑은 하늘
둥근 하늘

새파란 하늘
방글방글 웃으면서
해님이 뜬다.
동무야
손을 잡고 발 맞추어
동산에 가자.
☆
노래를 부르자
노래를 부르자
괴로운 일
슬픈 생각
모조리 털어
서쪽 멀리 바람결에
실려보내고
동무야
아름다운 이 아침을
맞으러 가자

「朝」

歌をうたおう
歌をうたおう
澄んだ空
丸い空
青い空
ニコニコ笑いながら
お日様が上る
友よ
手をつないで足を合わせて
小山に行こう
☆
歌をうたおう
歌をうたおう
辛いこと

(1948 年)

悲しい思い
全て吐き出し
西のはるかに
風にのせてさよならして

友よ
美しいこの朝を

迎えに行こう

「여름밤의 별」

몇십년을
저렇게 한자리에서
반짝이고있는것일까?

몇백년을
저렇게 한자리에서
속삭이고있는것일까?

몇천년을
저렇게 한자리에서
파란동자 내려보고있을것인가?

☆

여름
쓸쓸한 숲을 헤치고 스미는
초저녁 바람결에 낮을 쳐들면
별은 웃는듯이 눈을 깜박이고
즐거운듯
그리운듯
손짓하는듯

이 시각에도
저 별을 쳐다보는
나의 동무들
세상에 얼마나 많을것인가?
어떤 길가에서
무슨 노래 부르면서
쳐다보는것일까?
별은 무슨 얘기를
속삭이는것일까?

☆

하늘의 별과
땅위의 동무들과

아아
역시 별빛의 세상은
한덩이일것이다.

「夏の夜の星」

何十年間
あのよう同じ場所で
輝いているのだろう?

何百年間
あのよう同じ場所で
囁いているのだろう?

何千年を
あのよう同じ場所で
幼い子どもたちを見下ろしているのだろう?

☆

夏
閑散とした森を通り過ぎる
夕暮れの風に顔を上げると
星はほほ笑むように目をまばたく
嬉しそうに
懐かしそうに
手招きするように

この瞬間も
あの星を見上げている
私のともだちが
世界中にいる
どんな街で
どんな歌をうたいながら
見上げているのだろう?
星は
どんな話を
ささやいているのだろう?

☆

空の星と
地上のともだちと

ああ
やはり星の下の世界は
ひとつなのだろう

オンニョの想い

2回目は「自然への想い」と小タイトルをつけさせていただきました。

まず驚いたことは4番目の童謡「夕立」が、私が初級部の時、学校で習った歌だったことです。三回目のタイトルに出てくる「行ってみたいよ 行ってみたい」と共にこの二編の童謡は、直に習ったものなので、懐かしくて声を出して歌って見たらしっかりと記憶の中に留まっていました。

南時雨先生が書かれたなんて全く知らなかったのですが、情緒豊かな歌詞とメロディは60年が過ぎた今も私の脳裏にしっかりと刻まれているのです。歌の力を改めて感じさせてくれた童謡です。

私が通った初級学校は園田小学校分校と言って本校は日本の学校でしたが、分校の生徒はすべて同胞でした。校長も日朝お二人、担任もお二人、音楽の時間にも朝鮮の歌と日本の歌の両方を習いました。

「夕立」は、雨降りの日はもとより学校の登下校時にも良く友達とうたったものです。自然に囲まれた田舎だった園田、藻川が悠々と流れていた土手の向こう側に校舎がありました。野生の猿のように天真爛漫に育った私は、楽しい初級部時代をここ園田で過ごし、「夕立」のような素敵な歌を習いながら自然に対する思いを育てていきました。

「春便り」、「朝」、「夏の夜の星」…

どの詩を読んでも自然の中で健やかに育つ子供たちの姿が見えます。南時雨先生は自然のための自然を描いたのではなく、純真に育っていく子供たちの姿を表現するために自然と絡ませたような気がします。手法としては擬人法や直喩法をたくさん使い、自然の姿をリアルに、身近に感じさせるのに成功しています。

現在は寂しいことに自然に触れる機会よりもゲーム機やスマホなどと過ごすことが多い子供たちが、南時雨先生の自然への想いを共有できるならこんなうれしいことはありません。

宇宙空間には、朝、昼、夜があり、空、太陽、月、雲、雨と私たちを取り巻くすべての自然は、子

供たちの「心」をはぐくみ、情緒を育てるものです。

時間がある限り、電車に乗って孫たちと植物園や森林のような公園に出かけるのも、子供たちの心に自然への慈しみや愛着心が育ってくれたらと願うからです。都会で育った子供たちに南時雨先生の童謡を読み聞かせたいとつくづく思いました。

3. 故郷・祖国への想い

⑥行ってみたいよ 行ってみたい

⑪金日成將軍

⑭海

⑯青い新芽のように

「가고파라 가고파」

은하수 숨어버린

검은 하늘에

소낙비를 부르는

남풍을 타고

서쪽하늘 저 넘어

멀리 있다는

그리운 우리 나라

가고파라 가고파.

☆

보름밤 밝은 달이

솟아오르면

고요한 뒤뜰에서

동무들 불러

앞산위에 불꽃따라

노래한다는

그리운 우리 동무

보고파라 보고파.

「行ってみたいよ 行ってみたい」

銀河が隠れてしまった

黒い空に

夕立を呼ぶ

南風に乗って
西の空のはるか向こう
遠くにあるという
恋しい私たちの国
行ってみたいよ 行ってみたい

☆

十五夜の 明るい月が
上ると
静かな裏庭から
友たちを呼び
前の山の 花を追って
歌をうたうという
懐かしい
私たちのトム
会ってみたいよ 会ってみたい

「바다」

바다는 참 넓지요

바다는 참 푸르지요

밤이나 낮이나
춤만 추거든요
밤이나 낮이나
반짝반짝 웃거든요.

☆

그럼요
바다는 좋고말고요.
여름이면
바다에서 살지요
벌거벗은 맨몸으로
바다가에 들어서면
량불을 스치는 바람
그건 참
우리 고향에서 오는거래요.
저기 하늘과 맞닿은 그 너머에
우리 고향
푸른 하늘이 보이잖아요.

☆

바다는

참 그리워요.

「海」

海はすごく広いよね

海はとても青いよね

夜も昼も
踊ってばかり
夜も昼も
きらきら笑っているよ

☆

そうだね
海はなんて素敵でなんだろう
夏には
海で暮らすんだよ
裸になって
海辺に立てば
両頬を撫ぜる風
それはなんと
私たちの故郷から来るんだって
あの 空と一つになったあの向こう側に
私たちの故郷
青い空が見えるだろう。

☆

海が
本当に恋しいよ。

「퍼런 새싹처럼」

바람은 불어라
눈보라 날려라

그래도
따스한 별쪼이에
퍼런
새싹은 움이 트고
한개가
돋어나면
또하나

새로 들고
검은 땅바닥
산과
넓은 들판은
새싹 천지 되었다

눈보라 물러가라
겨울은 달아나라

산들산들
어머님 품속같은
봄바람 일어오고
목은 나무에
새잎 틀면
또하나
꽃송이 피어오르고
그러면
벌써 푸른 잔디밭 이루는
새싹처럼 -

우리
어린이는
힘차게 크다.

「青い新芽のように」

風よ吹け
雪よ吹雪け

それでも
暖かい陽射しに
青い
新芽が顔を出す
一つが
芽吹けば
また一つ
新たに芽生え
黒い地面
山や
広い野原は
新芽の樂園になった

吹雪よ去れ
冬よ走り去れ

そよそよ
母の懷のような
春風がそよぎ
老木に
芽が吹けば
またひとつ
花が咲き
すると
すぐに青い芝生になる
新芽のように -

我々の
子どもたちは
力よく育つ

オンニョの想い

前回にも書きましたが、⑥の「行ってみたいよ
行ってみたい」は私が初級部のとき習った歌です。
1世だった南時雨先生にとって故郷は星、空、海
であり、夕立、南風であり、そしてそして友の姿
だったのです。

在日二世の私たちには、「あなたの故郷はどこな
ところですか?」と聞かれても、教科書で習った
り、もしくは書物や写真などで見た故郷のイメー
ジしかないかもしれません。まさしく私もそうで
したから…

2010年8月、「朝鮮学校無償化除外反対アンソ
ロジー」が日本で出版され、2011年11月には「韓
国」で翻訳出版されました。その年の11月27日、
共編者の河津聖恵詩人と共にソウルでの出版記念
朗読会に招待された私は、彼女と共にソウルでの
朗読会に出演し、無償化実現の為、生まれて初め
て日本語で書いた自伝史のような詩「ふるさと」を
ウリマルで朗読し、次の日28日、実の兄が今も一
人で住み、両親の墓地がある故郷—済州島を生ま
れて初めて訪問いたしました。

のどかな田園、密柑の香り漂う故郷の家に一步

入った瞬間、涙があふれ言葉が出ませんでした。離れて暮らしていても肉親の情は消えるものではありません。短時間の再会でしたが、実兄と語り合い、一緒に墓参りに出かけ、30年間一度も訪ねることが出来なかった両親の墓の前にひれ伏し親不孝を懺悔しながら、離散家族の苦しみからひと時でも解放されたあの日のことを、生涯忘れることはありません。

南時雨先生が故郷を空と夕立と南風と海と友と記したように、故郷とは恋しい人、会いたい人がいる所だということを実感いたしました。今も臉を閉じれば共同墓地から見下ろした西帰浦の海が浮かびます。密柑畑の中に建てられていた鍵のついていない故郷の家が見えます。顔をくしゃくしゃにして再会を喜んでくれた兄の顔が浮かびます。

⑩「青い新芽のように」もとても素敵なお詩です。

ウリハッキョで学ぶ子供たちを新芽に喩え、子供たちを取り巻く厳しさや難関を吹雪や冬に喩え、どんな厳しさの中でも春の暖かい陽射しを浴びてすすく力強く育ちゆく朝鮮の子どもたちの姿を美しく描いています。

直線的な言葉の羅列よりも、はるかに芸術性豊かな南時雨先生の童詩・童謡は詠めば詠むほど心を暖かくし、故郷への思いを募らせてくれる心に残る詩です。

4. 民族教育を守るために

①苦しみを乗り越えよう そして明るい窓を出そう

⑦誰が良いからって

⑫私は見た

⑬十字路

⑭チョムスニとあの先生

⑮鉄橋

* O の中の番号は、原文の掲載順 * 6 編中

⑫、⑬、⑭を 掲載

「나는 보았다」

나는 보았다 엄마의 눈물을

(개놈들이 오빠 잡아갔던 날)

나는 보았다 언니의 눈물을

(개놈들이 오빠 잡아갔던 날)

☆

나는 알았다.

엄마의 눈물을

(처음도 아닌데 슬퍼 울겠느냐?)

나는 알았다.

언니의 눈물을

(동무들 많은데 외로워 울겠느냐?)

☆

나는

달음박쳤다.

☆

골목에 나서자

오빠를 실은 자동차는

뿌연 먼지를 날리며

철독길을 벌써 넘어갔었다.

☆

어린애 손목잡고 가던

아주머니들이

한참이나 머 - ○하니 보고있었다.

어린 아이들이

그저 손을 흔들고

소리를 지르고있었다

나는

조용조용 오던 길 돌아섰다.

☆

나는 보았다

엄마의 눈물을

나는 보았다

언니의 눈물을

「私は見た」

私は見た オンマの涙を

(犬どもがオッパを連行した日)

私は見た オンニの涙を

(犬どもがオッパを連行した日)

☆

私は知った

オンマの涙を

(初めてでもないのに悲しくて泣くだろうか?)

私は知った

オンニの涙を

(友も多いのに寂しくて泣くだろうか?)

☆

私は

走った。

☆

路地に駆け出してみたら

オッパを乗せた自動車は

白い埃を舞い上がらせながら

線路をすでに越えていた。

☆

幼子の手を取って歩いていた

おばさんたちが

しばらくの間 ほーっと見ていた

幼い子供たちが

ただ手を振り

大声を出していた

私は

しずかに 来た道を帰って行った

☆

私は見た

オンマの涙を

私は見た

オンニの涙を

* オンマ—母の幼児語

* オンニー姉

* オッパー兄

「네거리」

네거리는

그 요란한

엔진소리에 날이 쏩니다.

푸른 군대복을 입은

일본로동자가

겨울의 찬 아침바람에

목을 자라처럼 찌뿌리고

짐차에 실려갑니다.

운전수엮엔

꼭 미국병대가 앉았습니다.

트럭

찌 - 프

오오가다

땅크

누렁차

별의별 모양을 한

술한 차들이

그것은 모두 전쟁을 위해

바쁘게

설새없이

이 길을 빠져갑니다.

좁은 안마당에서

토닥토닥 놀음판을 꾸밀 때면

땅크의 소름치는 엔진소리가

못난 아이들을 집어놀립니다.

대낮에도 그 길가의 집들은

굳게 문을 닫습니다.

쓸쓸한 집

낮은 처마위에

미국차는

뿌연 먼지를

사정없이

덮어씹웁니다.

심술궂고

밟살스럽기

거기에 더 없습니다

이 길가에선

아이들도 놀기를 꺼려합니다.

「十字路」

十字路は
あの騒がしい
エンジンの音で夜が明けます

青い軍服を着た
日本の労働者が
冬の冷たい朝風に
首をスッポンのようにすくめ
荷物車に乗せられていきます
運転手の横には
必ず米国の兵隊が座っていました

トラック
ジープ
大型
タンク
黄色の車
いろんな形をした
多くの車が
それはすべて戦争のため
忙しそうに休みなく
この道を抜けて行きます

この道端では
子どもたちも遊ぶのを嫌います。
狭い中庭で
トントン 遊び場を作っていても
タンクの身の毛がよだつエンジンの音が
いたずらっ子たちを抑え込みます
真昼でも
その道端の家々は
固く門を閉めます

さびしい家
低い軒下の上に
アメリカの車は
白いホコリを
容赦なく

覆いかぶせます
意地悪で
憎たらしくて
仕方ありません。

この道端では
子どもたちも遊ぶことを嫌います。

「점순이와 그의 선생
- 어느날의 서명운동 -」

- 사립도 안된다.
- 독립도 안된다.
결국
우리 학교를 없애자는게
그자들의 심보였습니다.

우리 운동회에
선수가 와서
같이 경주를 한
그런 일본동무가 있는데
엇그제
우리 학교에 구경 왔을 때
공부 잘하라 - 고
손을 잡아주던
그런 일본아저씨들도 있는데
우리는
그자들의 수작을
걱정없이 물리칠수 있다고
모두 얘기하였습니다.

그날부터
공부가 끝나면
몇동무씩 반을 짜서
서명을 하러가게 되었습니다。

역에는
언제나 많은 사람들이 드나들어
나는 그 사람들이
모두 이 표에 이름을 써주는
좋은 사람들로만 보였습니다.

부끄럽기는커녕
아니예요
그저 마음이 공처럼 들떠
무슨 말부터
무어라고 해야 할줄 몰랐어요.

많은 아저씨들이
서명을 하여주었습니다.
젊은 학생들도
아주머니들도
이름을 쓰고는 방긋 웃어주는
그런 언니들도 있었어요.

「왜 너희 학골 사립으로 한대나?
「왜 너희 학교 못하게 하니?
이렇게 묻는 사람이 있을 땐
옆에 동무까지 와서
런달아 얘기를 해주면
「나루호도 - 하고
아저씨들은 돌아갔습니다.

해가 저서
사람들의 발길이 뜸 할 때
웬 이상한 아저씨가
「애 어디 학교냐?」
옆으로 딱 붙어서는것이 보통사람
아니였습니다.
「제 1 조선소학교예요」
「길가에서 교육위반이야」
대번에 손목을 잡습니다.

「허가 받았습시다」
「안돼」
「왜 안되요 뭇이 나빠요?」
「안된다면 안돼 저리 가」

이러구 있을 땐
꼭 많은 사람들이 모여듭니다.
동무들이 모두 한데 모여
「日本のおじさん」 하고

이자의 꼴을 보라고 웨치면
그자는 낮이 벌개서 잡아끌듯이
나를 파출소에 데려갔습니다.

「집은 어디야?」

「…………」

“이름은?”

「…………」

그자가 형산줄 알고
무슨 대답을 하겠어요
분만 나서 이를 갈다가도

「당신네는 우리 학교를 없애버리는게
제일 시원하겠지요.

일본사람이 일본공부하면 조선사람이
조선공부는 왜 해서 안되요」

통만한
파출소안이 터지라 말하면
또 길가는 사람들이
꼭 모여 들여다 봅니다.

「다시 이런짓 해선 안돼 -」
하면서 지금껏 해놓은 서명표를
뺏으려 합니다.
왜 빼앗느냐고 고함치면
그자는 한숨을 쉬면서
「그만 집에 가-」
이번엔 밀어내듯 밖으로 쫓습니다.
그런 때일수록
나는 또 그 자리에서
서명을 해놓고만 싶어요

돌아오는 길에
다시 아까의 자리에 가 섰습니다.
옷도 좋지 못한것을 입고
얼굴도 곱지 않은
우리 아버지같은 사람들이
제일 많이 이름을 써줍니다.

못본척하고
지나가는 사람도 있지만

이다음에 할 땐
꼭 써줄것만 같았습니다.

☆

점순아
아직 우리 마당에
이런 교실이 서지 않고
내가 여기 너희들속에
들어오지 않았을 때부터
너는 이 마당에
공부할 교실을 짓기 위해
그처럼 거리에 나섰고
새로 온
너의 선생을 지키기 위해
또 그처럼 거리에 나섰고
너의 학교가
놈들의 포위에 싸였을 때
역시 오늘처럼
「ニッポリ」역두에서 너는 부르짖었다.
외국에서 난것을
너는 슬퍼까지하듯
책보를 끼고
공부하러 가는곳이 이 일본이었기에
너는
학교에 들면서
경관의 매를 맞아야 했고
그 경관의 곤봉과
철새없이 비바람속에
또한 너는
돌처럼 굴하지 않을것을 배웠다.

아침 저녁으로
한마디씩 하시는
아버지의 그 말씀이 골수에 맺혔으리라 -
밤이면 눈물 지어 하시는
어머니의 그 말씀을
뼈속에 새겼으리라 -
- 나라 잃고
- 고향 잃고
- 글을 잃고
개돼지로 살아온

우리 부모의 원한을

그럼
너는 슬퍼할건 없다.
힘을 잃고
한숨 실건 없다.
점순아
어이 너 한사람뿐이겠느냐
너의 아버지와 어머니와
또 너의 많은 동무들과
아직 젊은
너의 선생도
정말 너를 이 마당에서 빼앗기곤
살수 없다.

일본사람들도
이처럼 만사람이나
오늘 네쪽에 섰지 않느냐
옳은것은
꼭 이겨내고 마는것이란다.

점순아
나의 귀여운 거래야.

1949 년

「チョムスニと彼女の先生
—ある日の署名運動—」

—私立も駄目だ。

—都立も駄目だ。

結局

私たちの学校を失くそうというのが
彼らの本心でした。

私たちの運動会に

選手が来て

一緒に競走をした

そんな日本の友人がいます

おととい

うちの学校に見物に来たとき

勉強頑張ってねと

手を握ってくれた
そんな日本のおじさんたちもいます
私たちは
あいつらの馬鹿げた真似を
間違いなく退けることが出来ると
みんな話しました

その日から
勉強が終わると
何人かずつ班を組んで
署名運動をしに行くことになりました。

駅には
いつも大勢の人々が行き来し
私はその人たちが
みんなこの表に名前を書いてくれる
良い人たちに見えました。

恥ずかしいなんて
とんでもない
ただ胸がボールのように浮き立って
何の話から
なんと言えば良いのかわかりませんでした

多くのおじさんたちが
署名をしてくれました
若い学生たちも
おばさんたちも
名前を書いてはにっこり笑ってくれる
そんなお姉さんたちもいました。

「なぜ君たちの学校を私立にすると云ってるの？」
「なぜ君たちの学校を潰そうとしているの？」
このように聞く人がいる時は
横にトンムまで来て
一緒に一生懸命話すと
「なるほどー」と言って
おじさんたちは帰りました。

日が暮れ

人々の足が遠のいた時
ある変なおじさんが
「君 どこの学校だい？」
横にびたっと付きまとうさまは 普通の人では
ありませんでした。
「第一朝鮮小学校です」
「道端で教育違反だ！」
ただちに手首をつかまれました。

「許可を受けました」
「駄目だ」
「なぜ駄目なの 何が悪いの？」
「駄目だと言ったら駄目だ あっちに行けー」

こんな時は
必ず多くの人々が集まります。
トンムたちがみんな一箇所に集まり
「日本のおじさんー」と言って
この人を見てと叫ぶと
その人は顔が真っ赤になって引きずるように
私を派出所に連れて行きました。

「家はどこだ？」
「……………」
「名前は？」
「……………」
彼が刑事だとわかったからには
どういう返事をすれば良いでしょう
腹ばかり立って歯ぎしりをしても
「あなたたちはウリハッキョがなくなれば
一番すっきりするのでしょう。」

日本人が日本の勉強するのに朝鮮人が
朝鮮の勉強をすることが何故駄目なんですか」
たのような
派出所の中が破裂しそうな声を上げると
また 道行く人々が
必ず集まって覗き見ます。

「二度とこんなことするなよー」
と云いながら今まで集めた署名表を

奪おうとします。
何故奪うんだと叫ぶと
彼はため息を吐きながら
「もう家に帰れー」
今度は押し出すように外に追い払います
そうなる
私はまたその場で
署名がしたくなるのです。

帰り道
またさっきの場所に行って立ちました。
服も質素な物を着て
顔もきれいでは無い
うちのお父さんのような人々が
一番たくさん名前を書いてくれます。

見ていないふりをして
通り過ぎる人もいるけど
この次にするときは
必ず書いてくれそうな気がするのです。

☆

チョムスナ
まだ私たちの庭に
こんな教室が建っていないくて
私がここで君たちの中に
入っていなかった時から
君はこの庭で
勉強するための教室を造るため
あのように通りに出たし
新しく来た
君の先生を守るため
またあのように通りに出たし
君の学校が
奴らの包囲に取り囲まれた時
やはり今日のように
「日暮里」の駅前で君は叫んだ
外国で生まれたことを
君は悲しむかのように
本包みを抱え
勉強しに行くところがこの日本だったから

君は
学校に入って
警官の鞭を受けなければならなかったし
その警官のこん棒と
休む間もない雨風の中で
また君は
石のように屈しないことを学んだ。

朝夕に
ぼつりと話した
アボジのあの言葉が骨身に沁みたのであろうー
夜には涙ぐみながらはなされた
オモニのあの言葉を
骨の中に刻み込んだことだろうー
ー国を失い
ー故郷を失い
ー文字を失い
犬や豚のように生きてきた
私たちの父母の恨みをー

そうだと
君は悲しむことは無い
力を無くし
ため息を吐くことは無い
チョムスナ
どうして君一人であろう
君のアボジとオモニと
また君のたくさんのトンムたちと
まだ若い
君の先生も
みな君をここで奪われては
生きていけない

日本人たちも
このように万人が
今日 君の側に立ってくれたではないか
正しいことは
必ず勝つものなのだ

チョムスニよ

私の可愛い同胞よ

オンニョの想い

いよいよ最終回となりました。

今回は3つの長い作品を紹介したのですが、1949年と創作年が記されたこの作品たちに共通するものは、この時代の緊迫した状況が手に取るように感じとれるということです。

前回まではウリハッキョで学ぶ喜び、楽しさ、初めて習うウリマルや祖国・故郷に対する憧憬の念などが色濃く表れていましたが、一変して緊張感を与えます。

1950年6月25日に朝鮮戦争がはじまりましたが、1949年にすでに日本国内においてきな臭い匂いが立ち込めていたことを暗示しています。

⑫「私は見た」からは、学校を守るため戦った兄が、連行されていく姿を目の当たりにした子供たちの思い、オモニや姉の涙を通して子供たちの戸惑いと悲しみが伝わってきます。同時に難しい表現は無くとも同胞社会やウリハッキョへの弾圧が行われていたことをリアルに表現しています。

⑬「十字路」では子供の目線で戦後の日本社会の様子が描かれています。米兵・ジープ・荷台に乘せられて連れて行かれる軍服姿の労働者たち、戦後日本が、アメリカの属国になり下がり、戦争準備を着々と進めている様子をうかがうことが出来ます。

童詩ではあるけれど、子供の目線でこの時代の背景を、しっかりと無理なく描いていることに驚きを禁じえませんでした。

⑭「チョムスニと彼女の先生－ある日の署名運動－」では、この時代にウリハッキョを守るため戦った子供たちの様子がありありと描かれています。

周知のとおり日本当局は草創期のウリハッキョを叩き潰そうと躍起になりました。

民族教育に対する弾圧は想像を絶するものだったと思います。4・24阪神教育闘争をはじめ同胞たちは体を張ってウリハッキョを守るため戦いました。そしてまたこの詩で見られるように、子供

たちも自主的に署名活動・ビラ配りなどを果敢に行ったのです。

今までウリハッキョを守るため戦った同胞たちの姿を描いた詩はたくさん見ましたが、子供たち自身の戦いを描いた詩は見たことが無かったように思います。

－国を失い

－故郷を失い

－文字を失い

犬や豚のように生きてきた

父母の恨みが骨身に沁みた子供たち！

邪魔されても、派出所に連行されても、日本人が日本の勉強をするのに、朝鮮人が朝鮮の勉強をすることが何故駄目なのかと堂々と立ち向かった頼もしい少年たち、連行された先生を救うため必死に戦った少年たち、彼らはすでに成人した大人と変わらない信念と闘志を胸に、戦い続けたのです。まさしく幼い同志であったのです。殴られてもけられても曲がることの無かった石のような子供たちの精神力が大きな力をくれました。

あの日から70年近く過ぎ去った今、このころと同じように、いいえ、このころよりもっと巧みに民族教育に対する弾圧が続けられています。

大阪府庁前での「火曜日行動」、東京文科省前での「金曜行動」などと共に、全国各地で朝高生たちが原告になり裁判が行われています。

私も9年近く、毎週「火曜日行動」に参加していますが、まったく前が見えない状態が続いています。でも決して諦めない！諦めが敗北に繋がることをみんな知っているのです。

子どもたちが守るべき存在だけではなく、先頭に立ち戦う存在であったことが痛々しいほど伝わってきます。もちろん、これが望ましい光景だとは思わないけど、ウリハッキョを守るため、同胞社会を守るため一丸となって戦ったことが、子供の姿を描くことで、もっとリアルになったと思います。

じっと座っているだけでは何も解決されない。

最後の一人になったとしても、守らなければな

らない物が私たちにはある！

現在がこの1940年代後半とあまりにも似ていると言われて久しいですが、だからこそ南時雨先生の童謡集「春便り」を今読み解くことに、非常に大きな意義を感じます。

拙い文章力しか持たない私に、このような大切な仕事を任せて下さってありがとうございます。私自身が今回の作業の中で新たな発見をし、ウリハッキョを守り抜く決意を一層固めることが出来ました。

最後に、これは夢であり希望ですが、今回紹介させていただいた南時雨先生の詩の朗読会及び小さな講演会をあちこちで出来たら良いなあと思っています。1世が残して下さった宝物です。文字で残るだけではもったいないと思います。

学校の教室でも支部や分会の事務所でも、3人以上集まれば、共に声を出して読みあうのです。

詩は目で見えることも大事ですが、声に出して読めば感動は倍になり、五感、いいえ、六感をもっと豊かにしてくれます。

巻頭文でも書きましたが、この厳しい時代にこそ、真の「春便り」を子供たちに届けるため、共に力を合わせましょう。

南時雨先生、素晴らしい童謡集を残して下さい本当に有難うございます。故 金日宇先生、素晴らしい本を紹介して下さいコマッサムニダ！

南時雨先生の経歴

1926年 慶尚北道 安東にて誕生
1940年 渡日
1948年 早稲田大学 入学
1948年～東京朝鮮中高級学校 教員
1956年～朝鮮大学にて文学部長、教務部長、副学長
1977年～総連中央 副議長
1979年～2001年 朝鮮大学校 学長
2007年 享年80歳 逝去
朝鮮民主主義人民共和国最高人民会議 代議員、共和国 教授、博士



童謡集「春便り」南時雨著（現物）
※ 1953年4月8日発行



（1968年8月、朝鮮大学校教授時代の南時雨先生）

『湖岩全集』と文一平

任正嫻（朝鮮大学校）

「朝鮮学とは何だろう？」本誌第2号でこのような題名で、今日の 코리아・スタディーズのルーツともいえる「朝鮮学」について論じたことがある。そこでは、広義の意味の朝鮮学は、朝鮮に関する研究の総称であると同時に朝鮮人による学問研究を指すものとした。まさに国際高麗学会はこのような考えに基づく学術団体であり、その根拠として自然科学部会があることを強調した。

また、自身の体験談として、今から30年ほど前に著者がどのような人物かも知らずに『湖岩全集』を購入したことを書いた。その著者こそ1930年代に展開された朝鮮学運動で重要な役割を果たした文一平であり、それを端緒に朝鮮学および朝鮮学運動について考察した。しかし、『湖岩全集』および文一平については詳しく紹介することはできなかった。そこで本稿では改めて、『湖岩全集』の内容と出版経緯、文一平の人物像について述べてみたい。

文一平の略歴

1888年に生まれた文一平は、1908年に東京の明治学院中等部を卒業、平壤の大成学校の教員となった。大成学校は独立運動家である安昌浩、尹致昊らが設立した教育機関であるが、1912年に朝鮮総督府によって廃校となった。

文一平は1910年に再び日本に渡り早稲田高等予科に入学、その後、政治学部に入る。この時、政



文一平の肖像

治学を修学するにはまず歴史についての知識が必要と感じ、専ら西洋史、文学講義を聴講したという。しかし、1912年に早稲田大学を中退し、中国に渡り上海で記者活動を行った。その後、ソウルに戻り中学校で教鞭を執る一方で、新聞に様々な記事を寄稿した。1933年以降は『朝鮮日報』顧問となり文筆活動を精力的に行うが、1939年に他界した。

韓国の学術誌『史学研究』36号（1984）に掲載された「文一平の人物論について」という論文で、金光男は18歳以降の文一平の生涯を4つの時期に分けその特徴を指摘したが、前述の略歴と重ね合わせると次のようになる。

第一期は1905～1912年で、日本に留学し一時帰国するが、再び日本に渡った時期である。この時期は漠然とした新文明への好奇心から始まって、学問的視野を広げながら自覚の段階を経る時

期である。

第二期は1913～1924年で中国での活動時期である。この時期に文一平は民衆と言論の偉大さを実感し、志士の信念を固くしたとする。結果、この時期に「湖岩学」の目標が設定され、学問活動の精神的基調と姿勢が確立された時期とする。

第三期は1925～1932年で中国から帰国し、教育と言論を通じて民衆啓蒙に参加し始めた時期である。そして、第四期が1933～1939年で『朝鮮日報』顧問となり文筆活動を行った時期である。本格的に朝鮮史のなかで民族文化あるいは民族精神を追求し、これを日帝植民地下の民衆に蘇生させようとした時期である。

『湖岩全集』に収められた略歴は次のように結ばれているが、文一平の評価が凝縮されているといえるだろう。

その後、朝鮮に戻っては朝鮮史を研究するかたわら、教育界と言論界のために心血を注がれたが、学校としては中東、中央、培材、松都などの中学校で教鞭を執り、言論方面では中外日報と朝鮮日報と関係を持った。とくに朝鮮日報では1933年4月革新時に再入社され以来7年間編集顧問としてひたすら史論と論説に簡明直截、透徹犀利な筆鋒で精論卓見を発表、操觚界のために献身されてきた中、不幸にも病を得て、1939年4月3日ついに52歳を一期に遽然に棄世された。このように先生は一生をひたすら史学と教育と言論に捧げられた。

文一平の生涯と業績については2014年に「歴史空間」社から出版された朴性淳『朝鮮学を主唱した民族史学者・文一平』（以下、『評伝』）に詳しい記述がある。管見する限り、唯一の評伝で詳細な年表も付されており、文一平を知るうえで欠かせない文献である。

『湖岩全集』

文一平は1920年代から文筆活動を開始するが、とくに『朝鮮日報』顧問となつてからは精力的であった。新聞の社説をはじめ様々な論考、随想まで幅広いが、それを集大成したのが『湖岩全集』で内容は以下の通りである。



『湖岩全集』

第一巻：政治・外交編

序／韓美関係50年史／韓末外交／西勢東漸の先駆／朝鮮人と国際眼／史上の庚午年／丁卯胡乱／丙子を通じて見た朝鮮／重要性を帯びた李朝史の三丁丑／漢陽朝の政治家群像／満州の朝鮮人／史上の奇人

第二巻：文化・風俗編

史眼から見た朝鮮／朝鮮文化史についての一考察／世界文化史の先駆／文化的発掘／李朝文化史の別頁／史上に現れた芸術と聖職／芸術とロマンス／近代名僧小列伝／李朝画家誌／戦争文学／正音小史／西医輸入50年史／朝鮮女性の社会的地位／茶故事／煙草考／歳時考

第三巻：史譚・紀行随想編

史外異聞／東海遊記／晩秋登陟／朝鮮の名瀑／近郊山岳史話／古建物巡礼／旧居遺話／朝鮮の名山巨刹／史上に表れた花の話／花下漫筆／永画漫筆／銷夏漫筆／私の半生／跋／著者湖岩先生略歴

それぞれが章になっており、さらにいくつかの

文章が収録されている。この全集は研究書であるとともに、朝鮮文化全般についての総合評論集であり、一文人の優れた随想集でもあり、名文として名高い。当時、朝鮮日報社主筆兼副社長を務めていた李勲求は『湖岩全集』跋において次のように書いている。

この『湖岩全集』を通読した後には誰もがその人格と学識について敬慕を禁じえないことを私はよく知る。ゆえに、長い言葉で湖岩の崇高な人格と深奥な学識について演繹することはしない。この『湖岩全集』の出版が完了する暁に、もう一度史学界の碩学、廉潔高尚な人格者である湖岩を生前により学び敬うことができなかった私の不察を懺悔し、より一層、現代の偉人と大学者を景迎する誠を尽くしながら、蕪辞ながら『湖岩全集』の蛇足とする。

直訳であるが、著者と『湖岩全集』に対する最大の賛辞といえるだろう。

文一平の著述の特徴について、金光男は前述の論文で次のように指摘している。まずは分野の多様性で、『湖岩全集』に収録された文章のタイトルを見れば納得がいく。次に、叙事的な題名、ほとんどが短文で簡易な文体である。それは民衆をおもな読者として想定したことと、その多くが『朝鮮日報』紙に掲載されたということと関係しているのだろう。そして、客観的な論調で民族的誇りを高揚させようとしたことである。これは著述の特徴と同時に文一平の目的でもあったのだろう。

実際に1930年代日本帝国主義者の民族抹殺政策が深刻化するなか、民衆に「朝鮮心」を鼓吹する朝鮮学運動に大きく寄与した。

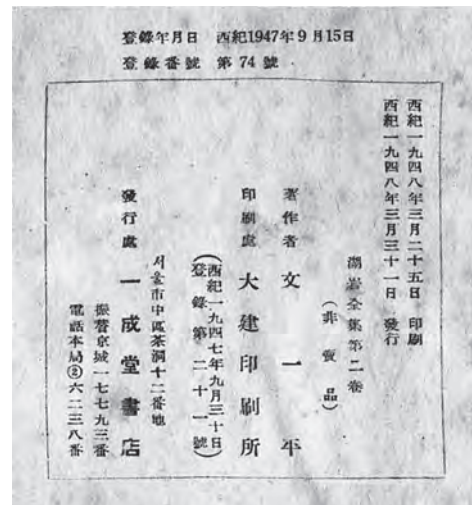
次に『湖岩全集』出版の経緯を見てみよう。文一平は1939年に急死するが(この点については後で述べる)、自宅には未発表のものも含めた彼の原稿が保管されていた。そこで、関係者は遺稿集の刊行を計画、当時『朝鮮日報』社長であった方應謨が発行人となって1939年暮れに朝鮮日報社出

版部が刊行し、翌年には朝光社から再版が出た。『朝鮮日報』は1940年に朝鮮総督府の圧力によって廃刊となり、朝鮮日報出版部は朝光社となった。朝鮮日報社は雑誌『朝光』を刊行していたが、朝光社はその事業を引き継いだ。

『朝光』は民衆啓蒙と民族思想の鼓吹を目的として1935年から1944年12月まで発行された総合雑誌で、朝鮮の文化全般と文学、時には自然科学も含まれている。民族文化を守りその発展を願う人々の息吹が感じられる雑誌で、朝鮮学の形成にも寄与している。しかし、それも1941年以降には検閲が強化され、日本語の御用記事が多くなる。そうしてみれば『湖岩全集』の出版は朝光社にとっても重要な民族的文化事業といえるかもしれない。

解放直後、朝光社は1945年に『湖岩全集』第一巻と位置付けて『韓美関係50年史』を出版、1946年に第二巻『朝鮮文化芸術』、第三巻『史外異聞秘話』を出版した。第一巻が解放前の全集の該当する部分のみであることを考えれば、第二巻、第三巻も題名が変わっており抜粋の可能性が高い。

筆者の手元にある『湖岩全集』は1948年に再刊されたもので、発行人は明記されておらず非売品とある。発行所は一成堂書店で、文一平の子息である文東彪の検印がある。解放前に朝光社から出版されたものと同じで、遺族が完全な形の全集を



『湖岩全集』の奥付

残そうとしたのではないだろうか。

一成堂書店はもともと古書および新刊書を販売する「書店」であった。例えば、1947年に出版された『朝鮮地名伝説集』は発行所が研学社で、販売所が一成堂書店となっている。ゆえに、『湖岩全集』以降に書籍の出版を行うようになったのかもしれない。

ちなみに、朝鮮における書店はソウル鐘路寛勳洞の三中堂書店が最初といわれている。植民地時代末期に古書販売と新刊出版を兼業していた三中堂書店が、手数料を取って本を販売する出版物販売代行業を始めたのである。

余談であるが、筆者が『湖岩全集』を購入したのは東京八重洲にあった三中堂書店で、1973年にソウルの三中堂が開業した。その後、三中堂は八重洲から阿佐ヶ谷、神保町と場所を移し、現在は千葉にある。残念ながら、訪れたことがないので今はどのような状況にあるのかはわからない。今ではネットを通じて韓国書籍も比較的容易に入手できるが、それまでは書店を通じたもので、その先駆けは1966年の高麗書林で、次いで三中堂、大阪のソウル書林は1982年の開業である。

最後に1995年に民族苑から出版された『湖岩文一平全集』について言及しよう。解放前、文一平の著作として『湖岩全集』の他に『湖岩史話集』(1939)、『少年歴史読本』(1940)が出版されていた。それらをもとに未収録の遺稿と関連資料を網羅したのが『湖岩文一平全集』全五巻で、いわば決定版である。残念ながら筆者は未見であるが、どのような資料が収録されているのか興味がわく。

朝鮮学の考究

次に、『湖岩全集』の特徴的内容を見てみよう。多様な分野を網羅しているが、なかでも外交と関連した一連の論考が目を引く。例えば第一巻の「韓美関係50年史」は『朝鮮日報』に100回にわたって連載されたもので、1850～1900年までの対米関係における歴史的事項と国際情勢について記述

したものでこのような論考は類がない。前述のように、朝光社がこれを単行本としたのもその重要性を示すものだろう。

また、第三巻も文一平ならではの文章が並ぶ。例えば「史外異聞」は104回にわたって朝鮮史のこぼれ話を綴ったものであり、「花下漫筆」は49種の花についての蘊蓄を語ったものである。ちなみに、「花下漫筆」「史上に表れた花の話」「永画漫筆」「銷夏漫筆」は、1979年に三星文化文庫の一冊として出版されている。

冒頭で述べたように朝鮮に関する研究がそのまま朝鮮学ならば、『湖岩全集』は朝鮮学そのものであり、その典型といえる。しかし、文一平は朝鮮学それ自体をより深く考究している。『湖岩全集』第二巻「史眼から見た朝鮮」から関連するいくつかの文章を抜粋しよう。

まず「朝鮮学の意義」において、広い意味では宗教・哲学・芸術・民俗・伝説など朝鮮研究の対象となるものはすべて朝鮮学とする。そして、より狭い意味では朝鮮語、朝鮮史、純朝鮮文学を主に指すものとし、朝鮮学の意義を次のように強調している。

朝鮮人の特殊性を表示するその言語をはじめ朝鮮人の過去相を映写するその歴史であり、さらには朝鮮人の実生活を朝鮮語で書いた朝鮮文学のようなものが朝鮮学を構成する中心骨子とならなければならない。・・・朝鮮文字は朝鮮心から生じた結晶であると同時に朝鮮学を培う肥料といえるが、朝鮮文字が発明されて爾来5世紀の間朝鮮の思想界は眠ったままで朝鮮学の樹立について格別な進展をみなかった。しかし、今日は次第に旧思想から抜け出し、新思想の刺激を受けた朝鮮人は朝鮮を再認識する時が来た。

また、「仏儒学と朝鮮学」では文化と思想は密接に関係していることを強調し、朝鮮文化の源流を探り、インド思想でもなく中国思想でもない朝鮮の悠久な歴史を通じた朝鮮心・朝鮮思想の形成を

認め、さらに「李朝文明の結晶」では時代の展望を掲げて次のように書く。

人類の進化はゆっくりとしている。朝鮮が歴史を持つも数千年をしてやっと李朝にきて人文結晶した訓民正音が生まれ、今後この民族的至宝を朝鮮人個々が十分に活用しよりいっそう美しい新文明を創造するのには、どれだけ長い歳月がかかるのか推しはかるのも難しい。しかし、現在成熟した文明の果実を取り入れることよりも、未来文明の花を見るために、今日はその種を蒔くことに人間の希望がある。

文一平はハングルの創製を朝鮮文化史におけるもっとも重要な出来事であると捉え、それによる文化の創造こそが朝鮮学の至上課題と考えていた。植民地状況下を考えると意外なほどに楽観的であるが、それは何事にも屈することのない強い意志とともに、確かな歴史観に裏打ちされている。文筆活動家としての文一平の面目躍如たるものがあるが、他方で彼は反日独立運動家としても活動している。この点については次項で述べる。

新たな人物像

文一平は解放前に他界しているので、解放以降も様々な政治舞台で活躍した洪命憲、白南雲、安在鴻らと比べて知る人は少ない。ゆえに、没後75年にして『評伝』が出版されたことは遅かったとはいえ、文一平を広く知らしめる契機となるだろう。文一平の人物像を描くうえで欠かせない文献であるが、ここでは二つの貴重な資料を紹介し、別な角度からその人物像に迫ってみたい

一つは2008年に出版された『文一平 1934年－植民地時代一知識人の日記』（サルリム）で、『朝鮮日報』編集顧問を務めていた1934年度の卓上日記の全文を掲載したものである。原文は漢文であるが、そのハングル翻訳文とともに、この年に文

一平が執筆した朝鮮日報社説を収録している。

一年のできごとがすべて記されており、日々の学術活動の詳細を知ることができる。あることで酒を痛飲し二日酔いで寝込んだことや、嫁の金の指輪を売って日本に留学している息子の学費としたこと、娘の夫婦仲を心配する記述など、日々の生活で思い悩む一知識人の等身大の姿が浮かび上がってくる。

この日記と後述する手記を併せ読むと、学問に厳しいながらも家族思いのその人柄が伝わってくる。文一平の文章は誇張した語調による感情的なものではなく、落ち着いた淡々とした文体で読者をひきつけるところに特色があったといわれているが、それもその人柄によるものだろう。『評伝』にも一部紹介されているが、全体を通読することで、それがより伝わる。同時に知識人を取り巻く植民地時代の空気感というものを感ずることができ

る。この卓上日記は1998年にある中国人骨董商が朝鮮日報社資料研究室に持ち込んだもので、法外な値段が付けられ購入には至らず複写を得たという。ゆえに、原本はどのような状況にあるのかはわからないという。

もう一つの資料は平壤在住の外孫であるリ・ビヨンスが文一平について書いた手記の抜粋である。文一平には5人の子供たちがいた。写真は文一平の家族であるが、文一平・金恩哉夫妻を真ん中に、右が長男の東彪とその夫人、一番左が次男



文一平とその家族

の東嬢、その後ろは長女・彩、次女・小恩、三女・小英である。夫人である金恩哉女史と外孫は1948年頃に、長男家族は朝鮮戦争時に北に移った。リ・ビョンスは長女の二男である。

手記には彼の生涯とともに、遺族にしか知らない興味深いエピソードが多数紹介されている。例えば、洪命憲とともに民族資本家の製品であるゴム靴の名称を「亀甲船」とつけたところ大々的に売れて、その謝礼を互いに譲り合ったことや、李承晩が訪ねて来た時、彼の本に掲載された明成王后の写真がまったくの別人であると叱ったことなどである。ちなみに、現在、明成王后の写真として出回っているものも別人ではないかといわれており、この時の写真がどのようなものだったのか興味がわく。

とくに文一平が1939年4月3日に急死したのは日本の警察による毒殺と遺族は認識していたことは重要である。文一平は急性丹毒で亡くなるが、その原因は剃刀でついた傷にある。当初はそれほど大したことはないと思っていたのが、急に腫れあがり死に至ったのである。そこで家族は数日前に日本の官憲が家宅捜索に入ったおりに、その剃刀に毒を塗ったのではないかと考えたという。

さらに、この手記でもっとも重要な内容は、文一平が金日成主席の父・金亨稷先生の指導の下に反日活動を行っていたというものである。

また、金日成主席の主導のもとに組織された祖国光復会の活動にも参加していたという記述もある。これらは、これまで知られることのなかった事実であり、文一平の人物像を一変させる。また、金正日総書記が『湖岩全集』の録音を指示し、それを聞いた金日成主席がその内容を高く評価したというエピソードも興味深い。

実は、この手記の存在が明らかになるのは本稿が初めてではなく、『民族21』2009年6月号に最後の部分を除いて掲載されたことがある。ただし、そこには金亨稷先生の名前はない。『民族21』は南北融和を目指した雑誌であるが、それでも金亨稷先生の名前は出しづらかったのだろう。また、正確な事実確認が必要と考えたのかもしれない。

この点について言及するならば、朝鮮民主主義人民共和国では、金日成主席率いる抗日パルチザンと反日独立運動に参加した人たちの歴史的評価は高く、社会的にも優遇されることは周知の事実である。ゆえに、その認定は厳正に行われるが、その事実確認を行うのは朝鮮労働党歴史研究所である。その手記にも書かれているが、文一平による活動の事実について直接、説明を受けたのは、孫であるムン・ビョンウ、ムン・ビョンス、リ・ビョンス、リ・ビョンウの四人である。

手記には越北した文一平の遺族の消息を詳しく伝えており、これも貴重な情報といえるだろう。『評伝』にはこの手記についての言及はない。おそらくその存在を著者は知らなかったのだろうが、もし知っていたら『評伝』にどのように反映させたのか興味深いものがある。なお、この手記は今年7月に刊行予定の『朝鮮大学校学報』第31巻に掲載される予定である。

文一平の残したもの

「古典」とは、「学問・芸術のある分野において、歴史的価値をもつとともに、後世の人の教養に資すると考えられるもの」ならば、まさに『湖岩全集』は古典である。その題名を見ただけでも、この著作が後世の人の教養に資することは明らかだろう。

次にその歴史的価値だが、この点は少々掘り下げる必要がある。まず、この著作の主義主張を見極めなければならないが、それが「朝鮮学」の形成にあることはすでに述べた通りである。1930年代日本帝国主義者の民族抹殺政策が深刻化するなか、それに対抗するために民衆に「朝鮮心」を鼓吹するための朝鮮学運動が展開されたが、そのなかで文一平の一連の著作が果たした役割は大きい。ここに、それらを収録した『湖岩全集』の歴史的価値を見出すことができる。同時に、それは著者である文一平の歴史的評価とも直結する。

『評伝』で朴性淳は、文一平は実証史学や社会経

済史学の方法論までも吸収しており、従来の民族主義史学者という評価ではなく、すべての歴史学の方法論を駆使し植民史学に対抗した民族史学者と呼ぶべきと強調している。ここでいう従来の民族主義史学者とは申采浩、朴殷植、崔南善らのことである。なかでも申采浩は観念的神秘主義と英雄史観の限界を克服し、近代的歴史学としての民族主義歴史学を確立したとされる。時に申采浩と活動をともにし、大きな影響力を受けたとされる文一平の歴史認識は、それよりも進んで民衆の階級闘争を歴史の原動力と認識する段階に至っていたという。当時において、もっとも先進的であり、

現在にも通じる歴史観である。

また、朝鮮の独自性・優秀性を強調する文化史研究も、植民地下では「朝鮮心」を培い、グローバル化する現代においては朝鮮民族としてのアイデンティティを確立するうえで重要な意味をもつ。

残念ながら、筆者の周辺でも文一平を知る人は多くない。いわば知る人ぞ知る人物である。本稿が文一平の存在と彼の業績を知る契機となり、その研究が深まるうえで少しでも役立つことを期待したい。

書評

廣瀬陽一『日本のなかの朝鮮 金達寿伝』

(クレイン、2019年)

原佑介 (金沢大学)

本書は、『金達寿とその時代——文学・古代史・国家』（2016）で知られる廣瀬陽一による金達寿（1920-1997）の伝記である。金達寿は、植民地解放後の「在日文学の原点を占める作家」と称されるほど重要な作家である（『在日コリアン辞典』）。現時点で最大の在日朝鮮人文学の集成である『〈在日〉文学全集』全18巻（2006）でも、第1巻を飾っている。在日朝鮮人文学が広く認知されはじめるのは1960年代後半のことだが、それまでの展開を知るうえで、「玄海灘」や「日本の冬」など1950年代の金達寿の小説は欠かせない。だがかれは、多くの名作を残しながら、1970年ごろを境に小説創作から離れていき、古代の朝鮮と日本の関係史の研究へと一気に方向転換をした。以降、『日本の中の朝鮮文化』シリーズを著すなど、折からの古代史ブームの一翼を担うことによって、在日朝鮮人作家としては例外的に広範な読者を得た。

このような実績と拔群の知名度があるにもかかわらず、これまで金達寿の生涯を総合的にあきらかにした本格的な伝記はなかった。活躍の場の劇的な変化が金達寿をある種つかみどころのない「知識人」（著者はかれをこう規定する）たらしめたことが大きいだろう。本書のシンプルかつ最大の意義は、なによりもまず、先行研究史において奇妙な空白を残していた金達寿の生涯の全容を、テキスト研究はもちろんのこと、現地調査や関係者への聞き取りなどを着実に積み重ね、相当な精度であきらかにしたことにある。前著とともに、今後の金達寿研究の礎石として長く重要な役割を担

うことはまちがいない。

ところで、当然本書は前著を踏まえて書かれているが、かといって単純な続編というわけではない。前著が、金達寿論の各論的な集積であったのに対して、本書は、その知的活動を総合的にとらえ、朝鮮と日本の近現代史の展開、そして越境的な人的・知的ネットワークの広がりの中に立体的に位置づけようとしたものであるといえる。500頁近い大部の前著をみると、各章のいわば地ならしをするべく、かれの生涯をまとめたパートが第一章に配置されている。40頁ほどの分量に200個近い膨大な注が付された高密度の伝記部分である。この章だけがかかなり浮いた構成になっているが、これは、金達寿の伝記的研究の蓄積が乏しい現状において前著がパイオニア的な役割を一手に引き受けたことの証だといえる。前著のこの部分を土台にして内容を拡充させ、均整のとれた伝記へと改めて練りあげられたのが本書にほかならない。したがって、本書は前著以上に今後の金達寿研究の基礎としての貢献が期待される。

さて、本書の全体にわたってとりわけ重視されているのが、金達寿が生涯心血を注ぎつづけた事業である雑誌づくりである。雑誌づくりこそが金達寿のライフワークだったのではないかと思うほど、その活動は継続的かつ情熱的であった。解放直後の『民主朝鮮』から、最盛期の『日本のなかの朝鮮文化』と『季刊三千里』、晩年の『季刊青丘』まで、かれがたずさわったさまざまな雑誌は、戦後日本の雑誌文化に大きな痕跡を残した。著者の

分析によれば、金達寿の雑誌づくりは、かれ自身の執筆活動を支えるとともに、朝鮮と日本をめぐる「人間的な」議論の「場」を整備することを目的としていた。本書では、関係者の人的構成や在日朝鮮人社会における葛藤、読者との交流など、企画・編集から発行・反響に至るまで、雑誌づくりの過程そのものが活写され、戦後日本の言論空間に金達寿がどのように参与していたかが浮き彫りにされる。

また、金嬉老への支援活動など、在日朝鮮人の人権や生活にかかわる市民運動、日本共産党や在日本朝鮮人総聯合会をはじめとする団体との緊張関係、そして1980年代の訪韓や韓国籍取得の顛末など、金達寿が飛びこみ、あるいは巻きこまれ、抱えこんだ社会的・政治的な出来事を追真的に叙述した部分も、本書の読みどころである。さらに、かれの私生活や交友関係を見渡す著者の視野は、精密であるのみならず非常に幅広くもある。中野重治や司馬遼太郎など著名な日本文学研究者たちとの親交の描写は、戦後日本文学史の一断面をも改めて垣間見せてくれる。

金達寿の足跡を追って日本と韓国の各地を地道に歩き回り、またかれを直接知る関係者に話を聞き、資料を借り受けて分析するなど、真摯な研究が積み重ねられたことは、記述の具体性からあきらかである。近親者によるエピソードや個人所蔵の写真などが随所に散りばめられ、人間・金達寿の姿を生き生きとよみがえらせることに成功している。金達寿のことならなんでも知りたい、そして知りえたことを可能な限り詳しく書き残したい、という著者の静かな気迫が全ページにみなぎる、まさに労作である。

一方、批評的論述において終始抑制的な態度をとる著者の姿勢は、やや「禁欲的」すぎではなかったか、との物足りなさを覚えずにはいられない。たとえば、文学から古代史への全面的移行は金達寿研究の最大の論点のひとつであろうが、第四章「文学から古代日朝関係史へ」を通読しても、問い自体が鮮明に浮かびあがってこない。この点をはじめとして、「伝記」にとどまらない、金達寿の作家

活動の歴史的意義を朝鮮と日本の知性史のなかに位置づけて論じるような「評伝」としての要素をもっと濃くしてもよかったのではないか、というのが率直な感想である。著者自身がこれは伝記だと明言しているためややの外れな注文かもしれないが、作家研究である以上、創作活動の批評と位置づけは重要だろう。

上記の疑問に関連して、金達寿の総合的評価にかかわることだが、評者は、小説創作をやめて古代史研究に集中するようになった後半生もふくめてやはり金達寿は「文学者」でありつづけた、という見方は、簡単には捨て去れないと思う。本書における「知識人」というゆるやかな規定は、たしかに金達寿をより総体的にとらえるためには有効かもしれない。だが、ややもすればそれは、植民地支配下の貧困と差別のなかで日本文学を濫読して高度な日本語を身につけ、そこから日本文学そのものを乗り越えていくような脱植民地文学を志したかれの原型的な主体的意志をぼかしてしまうのではないか。本書で言及されているように、歴史家としての顔をもつ坂口安吾や松本清張、司馬遼太郎らも、物語作家としての個性を堅持したという意味で、やはり文学者だったのである。

また、従来の在日朝鮮人文学研究は「植民地エリート」「男性」による日本語作品に偏重してきたのではないか、という先行研究の重要な指摘に対して、本書の立場はかならずしも明快ではない。金達寿が日本語文学を量産していた解放後から1970年ごろにかけての時期は、在日朝鮮人朝鮮語文学の最盛期でもあった。これらの朝鮮語作品群に丁寧な光をあてた宋恵媛による金達寿批判は、現時点でもっとも鮮烈な研究史批判として、本書の前にも提示されている。金達寿の旺盛な日本語執筆活動の背後には「金達寿という一朝鮮人作家と戦後日本の文学者たちの、もちつもたれつの関係があった」と喝破する宋恵媛は、金達寿が朝鮮人作家という立ち位置から支えていたところの、「作品の序列化、出版流通、文学史といった、日本における文学システムの総体としての『日本文学』」が内包する植民地主義を説得的に批判している

(『在日朝鮮人文学史』のために』)。本書も前著も宋恵媛の先行研究に言及しているものの、文字どおり「言及」の域を出ていないようにみえる。新たな在日朝鮮人文学史を記述していくためにも、金達寿をいわば「重用」してきた制度としての「日本文学」の限界や盲点、暴力性などをきっちりと見極める必要があるだろう。

最後に、蛇足ながら、コリア学全般における本書著者の存在感について、一言述べておきたい。前著『金達寿とその時代』のまえがきで、廣瀬は自分が金達寿研究を志すようになった経緯を明かしている。それによれば、廣瀬の当初の問題関心はコリアそのものではなく、日本近代文学における「転向」現象にあった。そして、その研究史に飽き足らぬものを感じるなかでたどり着いたのが、金

達寿の「朴達の裁判」であった。廣瀬は、同作をはじめとする金達寿の文学を「自然主義文学を頂点として序列化された日本近代文学を価値づけている文学観念への根源的な問い直しにいたらざるをえない闘争」だったと評価する(『金達寿とその時代』)。こうして廣瀬は、日本近代文学研究の死角へと分け入っていくうちに思いがけず一人の在日朝鮮人の小説にたどり着き、そこからコリア学に参入していった。このような特異な経歴が、結果的に廣瀬のコリア学に独特の風貌を帯びさせることとなった。日本近代文学における「転向」問題から大胆にも在日朝鮮人文学研究への道筋をみつけだした感性自体が、評者には興味深い。そのような意味でも、本書はコリア学の可能性をまたひとつ新たに切り拓いたものだといえるだろう。

書評

文京洙著『文在寅時代の韓国 ——「弔い」の民主主義』

(岩波新書 2020 年)

金重明 (作家)

解放後の韓国の政局は、大日本帝国の植民地支配に協力した「親日派」と、それに対抗する民衆とのせめぎあいであった。

初代の大統領となった李承晩は、独立運動家としての名声を基盤として権力を握ったが、独立運動における実績は皆無で、逆にさまざまな不正によって事実上独立運動の世界から追放された人物だった。独立運動家としての虚名しか頼るものがない李承晩は、大日本帝国の手先として民の膏血を搾り取ってきた親日派を権力の基盤に据え、アメリカ軍政に取り入り、大統領になったというのが実状である。植民地時代にわが世の春を謳歌し、民の怨声をかっていた親日派は、解放されたはずの祖国で、処断されるのはおろか、肩で風を切って公道を闊歩するにいたったのである。その親日派とその後裔が、現在に至る韓国の既得権益層を形成している。

李承晩は、1960 年、怒れる民の蜂起によって権座から引きずり下ろされるが、1 年後、日本に忠誠を誓う血書まで認めて満州の軍官学校に入学し、満州軍少尉に任官された朴正熙がクーデターによって政権を握る。朴正熙が暗殺されると、今度は朴正熙を尊敬してやまない全斗煥のクーデターが起こる。

こうして、盧泰愚まで続く独裁の歴史の中で、既得権益層は韓国社会に根を張っていった。文民政府の首班となった金泳三が「歴史の建て直し」を第 1 の課題に掲げたのも、親日派に淵源する歪んだ歴史を正そうとする意図からだった。

続く金大中、盧武鉉の時代、さまざまな改革が進められたが、既得権益層の抵抗によってそれは中途半端なものに終わらざるをえず、挫折する。その隙について李明博、朴槿恵が政権を握り、歴史は逆行する。

その朴槿恵を弾劾したろうそく革命によって誕生したのが文在寅大統領だ。

筆者はこの文在寅政権成立の起点を、盧武鉉前大統領の自死と、2014 年のセウォル号の惨事に求めた。本書のサブタイトルが『「弔い」の民主主義』となっているのはこの故だ。

このふたつの不条理な死に注目したのは、筆者の慧眼と言えらるう。

盧武鉉前大統領の死は、李明博政権成立によって沈滞していた進歩派陣営を奮い立たせた。そして何よりも、市井の人権弁護士として生きることが希望していた文在寅を政治の道へと導いた。

2014 年 4 月 16 日朝、韓国のテレビに、海で大きく傾く巨大な船体が映し出された。船の中には済州島への修学旅行に向かう高校生を含め、数百人の乗客がいた。高校生たちは、連絡があるまで船室で待て、という船内放送を信じて、その場に待機しながら、友人たちとふざけあう動画を SNS などを通じて発信していた。

この時点で下船の指示をしていれば多くの命が救われたはずだった。海洋警察の船もすでに到着していた。

しかしまともな救助作業は行われなかった。急を聞いて駆けつけた、近くで操業していた漁船な

どが必死に救助をし、また事態が尋常でないことを察した一部の乗客が下船を呼びかけるなどしてわずかな人数が救助されたが、修学旅行に向かった高校生を含む多くの乗客が船室に残されたまま、船は沈没した。

乗客の家族を含め、テレビを観ていた人々はそこに多くの人が残されているのを知りながら、船が水没していくのをただ呆然と見守っているしかなかった。

政府の対応は最悪だった。

無能な政府のために、救いえたはずのおびただしい命が失われた。そしてその無能な政府を作り上げたのは、腐敗堕落した朴槿恵政権だった。

腐敗した政府は人民の命を奪う、という命題が、人々の目の前に現実として突きつけられたのだ。

このセウォル号の惨事の怒りは朴槿恵に向けられた。遺族たちは真相究明に向けて立ち上がった。しかし朴槿恵政権は、真相究明の動きを妨害し、遺族たちに対しては、警察はもちろん、国家情報院までも動員して徹底した査察を行い、「従北」というレッテルを貼って弾圧した。

セウォル号の事故の真相究明を朴槿恵がなぜそれほどおそれたのか、わたしには理解できない。何かその裏にとんでもない事実が潜んでいるのではないか、という疑いさえ否定できない。

実際、セウォル号の事故については、いまだに解明されていない多くの疑問が残されている。現在も遺族は真相究明を訴えており、真相究明委員会の活動は続いている。

セウォル号の事故以後、朴槿恵政権への怒りは燎原の火のように広がっていく。

そして2016年10月、JTBCが朴槿恵政権の国政壟断の決定的証拠であるタブレットPCを入手したと発表した。これを契機に、韓国の各地で民衆がろうそくデモに立ち上がり、ついに朴槿恵の弾効を実現するのである。

ろうそく革命と呼ばれるこの一連の事態は、ろうそくデモという、家族連れや女子中学生なども参加した平和なデモによって、一滴の血を流すこともなく朴槿恵という独裁者を打ち倒した、世界

に類のない歴史的な大事件であった。ろうそく革命は、誰かが計画したものでも、どこかにある司令塔によって指揮されたものでもなかった。

まさに、複雑系の科学が言う、創発だった。

複雑系や創発が発見されたのは20世紀末だった。その発見は数学や物理学の分野でなされたが、すぐに現実のさまざまな現象がこれに相当することが明らかになった。とりわけ生命現象のほとんどは、希有な創発の連続であることが判明し、人々を驚かせた。しかし人類はいまだ、複雑系や創発の秘密を解明することができないでいる。将来複雑系の科学が大きく発展することが期待されているが、少なくとも近代のパラダイム、つまりデカルトの分析と総合というような方法で解明することが原理的に不可能であることははっきりとしている。

創発はカオスの淵と言われる部分で起こる。しかしそこでは、微小な初期条件の差が結果に甚大な影響を及ぼすので、事態を予測することは不可能だ。因果律も複雑性の中に隠されてしまう。その解明には、これまでとはまったく異なるアプローチが必要となる。これからはろうそく革命のような社会的な現象に対しても、複雑系や創発という観点からの解明が必要となろう。

筆者はかなりのページ数を割いて、この一筋縄ではいかないうそく革命の経緯を活写していく。そこには中心もなく、司令塔もない。実にさまざまな声が沸き上がり、互いに衝突しながら、不思議な和音を形成する。

このろうそく革命によって成立したのが文在寅政権だ。ろうそく革命で示された市民の声を背景にして登場した文在寅政権であるが、その前途は平坦ではない。

韓国には、大統領、財閥、言論、検察などの権力があるが、ろうそく革命によって民衆が獲得したのは大統領だけだ。したがって改革への道は厳しいものになる、という声が文在寅政権成立の直後からささやかれていた。実際、文在寅は力強く改革を進めていくが、既得権勢力の抵抗もまた頑強だった。

文在寅政権が最初に取り組んだのは、李明博、朴槿恵時代の不正を正すことだった。ろうそく革命に立ち上がった民衆が第1に望んでいたことがこれだった。

李明博と朴槿恵が収監され、不正は正された。しかし未だ充分とは言えない。とりわけ李明博は、秘密資金造成のための隠れ蓑として利用してきたDASという企業を巡る収賄によって懲役刑を受けたのだが、韓国の国土を荒廃させた五大江事業や、国庫のおびただしい資金が闇に消えた資源外交事業などについては完全に不問に付されている。李明博の秘密口座には天文学的な額の秘密資金が残されていると思われる。

北朝鮮との関係では、平昌オリンピックを契機として劇的な進展が見られたが、ハノイ・ノーディール以後もとに戻ってしまった観がある。ただ、文在寅の任期はまだ1年以上残っており、2021年の春から夏にかけて、再びドラスティックな変化がみられるのではないかと期待している。

検察改革についても、この書評を書いている時点で、懸案であった高位公職者犯罪捜査処が発足したと報じられているが、まだ道半ばだ。

文在寅がもっとも重要な課題であると述べてきたのは経済の民主化であり、経済指標上わずかに不平等が改善されてはいるが、日暮途遠（ひくれてみちとおし）の状況にある。

哲学者の櫛机・金容沃^{トオル キムヨンオク}は文在寅の改革を、歴史上の3つの改革になぞらえている。

ひとつは鄭道伝^{チョンドジョン}（1342～1398）の土地改革だ。朝鮮王朝初期、鄭道伝は耕者得田の原則に従って大土地所有者の土地を農民に分配した。鄭道伝自身は李芳遠^{イバンウオン}に殺害されるが、鄭道伝の土地改革の恩恵を受けた民の声が朝鮮王朝500年の基礎となった。

ふたつめは朝鮮王朝中期の税制改革である大同法（17世紀）だ。これも既得権勢力の抵抗に遭い、何とか形をなすまで100年の歳月を必要としたが、これによって民の生活は大きく改善された。

3つめは解放直後に実施された、曹奉岩^{チョボンアム}（1894～1959）による農地改革だ。独裁者李承晩の唯一の治績は、曹奉岩を農林部長官にしたことだと言えよう。曹奉岩は激しい抵抗に遭いながらも、農地改革を推進し、大韓民国の基礎を築いた。その後曹奉岩は李承晩によって北のスパイという汚名を着せられ処刑されてしまう。曹奉岩が再審無罪となったのは2011年であった。

文在寅の任期も残すところ1年余となった。後世の史家が、文在寅の治績をこれらの3つの改革に比すべきものであると評するかどうか、楽しみだ。

本書が大韓民国の現在を知る上で是非とも読んでもおくべき書のひとつであることは間違いない。とりわけ、「腐敗した政府は人民の命を奪う」が目の前の現実となっている日本人々にとっては必読の書である。

書評

原佑介『禁じられた郷愁 小林勝の戦後文学と日本』

(新幹社、2019)

鄭雅英 (立命館大学)

小林勝(1924-1971)は、植民地朝鮮で生まれ育ち朝鮮解放後に日本に引き揚げたのち、「植民者2世」の立場から、自身と朝鮮あるいは日本と朝鮮の関係性に身を削るようして対峙した稀有な作家である。小林の執筆期間は、1952年から42歳で早逝する1971年までの20年間であり、その死後は、日本の文壇から、日本の社会から忘却された存在と言ってよい。わずかに、詩人の村松武司のような同世代で親交のあった者と、磯貝治良、林浩司、愛澤革など、在日朝鮮人文学の評論者が、小林の文学と思想をたまさか語るのみだったが、近年に至って少数の若い研究者から断片的ながら取り上げられるようになっていく。本書『禁じられた郷愁』は、そうした新進の研究者の一人が世に送り出した、小林の文学と「植民者」ゆえの精神の苦闘を総体的に追求した初めての本格的な小林勝文学研究であり、優れた評伝である。

かく言う評者自身も、実は小林作品は今から30年ほど前、日本人の友人から「小林勝も知らないのか」と呆れられ、小説集を一冊貸してもらって読んだほどの関りである。この書評を書くにあたって、あらためて小林作品を買い求めようとしたが、小説集の類はとうに絶版であり、ネット通販でもほぼ手に入らない。評者の所属する大学の図書館は、それなりの蔵書数を誇るが、小林作品の単行本は、なんと1冊しか検索にかからなかった。小林勝の死後50年、彼の文学を忘却の彼方に送りこみ、徹底して目を逸らし続けた日本社会の現実、日本人の「過去」に対する向き合い方の

変質と無関係ではありえないだろう。ともあれ、かように文学としての小林作品を味わうことが難しい状況は残念だが、日本と朝鮮のはざままで酷薄なまでに自己を追い詰めた小林の精神的営みの過程を、本書によって知ることができる意味は大きい。

さて本書は、作家としての小林の人生と主要作品を丁寧に追いながら、小林が苦悩し苦闘したのは何であり、それは現在と未来に何を残しているのかを明らかにしようとする。小林勝は、朝鮮植民者の2世として洛東江のほとりの街で生まれ育ち、日本人子弟の通う大邱中学卒業後、日本「内地」の陸軍予科士官学校に入学、敗戦間際には航空士官学校に進学して特攻隊を目指した軍国少年だった。帝国日本の敗亡と朝鮮解放による生まれ故郷の「喪失」は、小林に挫折や悲哀をもたらすが、戦後に旧制高校、大学に進学する過程で日本共産党に入党、朝鮮戦争反対デモで火炎瓶を投げたことで獄苦も経験する。ここまでであれば、戦時の「軍国少年」が戦後の混乱期を経て革命運動に転向する、というありがちなエピソードで終わる。しかし筆者(原佑介)によれば小林は、日本人も手を貸している朝鮮戦争によって郷愁断ちがたい「生まれ故郷」が無残に破壊される現実、その一方で、刑期を終えるやそのまま大村収容所を経て、当時では確実に死の待つ韓国へと強制送還される在日朝鮮人の若い左翼活動家たちとの出会いと衝撃が、小林を「激しい転換期」に導いたのだとする。筆者は「朝鮮戦争反対闘争とその敗北を経てはじめて、小林勝は自らを朝鮮に産み落と

したところの植民地支配が全く終わっていない」、つまり「かれ個人にとっては、朝鮮民族の上に特権的支配者の一員として君臨していた植民地二世であることがおわっていない」ことを知り、「そのことに対するやり場のない怒りと罪責感の中で」ペンを手に取ったのだと解き明かし、「植民地消滅後の時代に持ち越された植民地問題をテーマにする文学という意味で」小林の文学をポストコロニアル文学であると規定する (p.66)。

本書で印象的な部分は、やはり小林の朝鮮との向き合い方についての分析だろう。小林は前半生を植民者として生きた罪責と自己批判を通じて、日本と朝鮮の間に戦後も変わらず顕在する植民地主義を糾弾し続けたが、それは「観念的な懺悔録」つまり日本人は「未来永劫土下座し続けなければならない、といった安直で教条主義的」な「代物」(p.145-146)ではなかった。筆者によれば、李恢成がおそらく小林を念頭に、日本人の「加害者としての自責をこめた贖罪意識から生まれた作品は、その贖罪感に釣り合ったレベルでしか他民族を表現できない」云々と語ったという (p.203)。筆者はそこを「小林勝の限界」とするが、どうだろう。李が小林の過剰なまでの自責感に辟易したか、はたまた「贖罪」する日本人を前に自らを意図的に高みに立たせたのかは分からぬが、小林の作品は「贖罪」の一言で切り捨てられるものだったか。本書を通じて知ることができるのは、小林にとって朝鮮・朝鮮人とは、「なつかしい「故郷」であると同時に、自分たちを呪って死んだ被植民者たちの怨霊が徘徊する禁断の地」でもあり、朝鮮人への思慕の情と、やましさと、自分たちの素朴な善意を拒否する不信感を抱かせ、小林に「幾重にも屈折した内面」を強いる存在だと作品の中で吐露していることである (p.179-180)。朝鮮人の瞳のうちに宿る「ぞっとするほど冷たい白い光」、革命運動をとともに闘った間柄であっても乗り越えられない民族的な「血の騒ぎ」・・・、それらを繰り返し描いた小林は「日朝関係というのはひと皮むけばこういう関係じゃないかな」(p.182)と作中の日本人主人公に自嘲させているのだ。日本と朝鮮の溝

を正面から引き受け苦闘し、乗り越えられぬまま小林は死んだ。「贖罪」とは何だろうか。

小林より3歳年上だった評者(鄭雅英)の父親はソウル生れの韓国人だが、後半生は日本に生活しつつ、筆で韓国の分断体制と、その背後にいる日本とアメリカの政策を激しく攻撃し続け、韓国政府から「お尋ね者」とされる身上のまま、生まれ育った故国に50年間戻らず日本で死んだ。ひところの「日韓連帯運動」では大いに持ち上げられもしたが、ある一線を譲らぬ頑迷さがあって、志ある日本人や在日同胞の多くとたもとを分かちもした。付き合いづらい朝鮮人、であったと思う。父親は小林との知遇はなかったが、小林と近く、やはり朝鮮で生まれ育った詩人の村松武司とは年齢も同じで、村松の晩年まで親交があった。あえて故郷を離れた朝鮮人と、朝鮮を「故郷」とすることを自責した日本人は、果たしてどの部分でどのように「連帯」できたのだろうか。あるいは父親の眼差しに「ぞっとするような冷たい光」を見たのだろうか。本書を再読して様々な想念が浮かぶ。時代は移ろい、植民地時代を生きた在日朝鮮人も、小林、村松のような日本人「引揚げ世代」も、あらかた別逝し、そして日本社会は、小林の念じたそれとは、はるか正反対の方向に歩みを極めた。日本のなかで世代を重ねた朝鮮人と日本市民。その私たちは、日本と朝鮮に横たわる溝の、幾分かさえも埋めえたのだろうか。

小林は死の直前に、植民地生活時代の自分がいかに「平凡、平和で無害な存在であったかのように見え」たとしても、朝鮮に対して「私は私自身にあっては、私の内なる懐かしさを拒否する」と書いた。「懐かしい」と言ってはならぬ」のだと。小林にそうまで言わせた思索、「小林勝がなしとげようとしたことの意味を最も深いところでつかみ取った言葉」として、筆者は「故郷喪失者」の在日作家・金石範の小林勝論をあげている (p.358-361)。さらに、小林のような一部の旧「在朝日本人」の厳しい戦後思索の歩みを肯定的に評価しようとした朝鮮史学者・梶村秀樹の言葉もいくつか紹介されている (p.316-317)。どちらも興味深い。

思えば戦後朝鮮史学の先駆者で市民運動でも活動した梶村には、54歳で亡くなるとほどなく、後進の研究者たちの一部から「贖罪の歴史学」などと揶揄するような声が聞かれたのだった。

「贖罪」でも「自虐」でも結構である。歴史の読み直しは、もちろん必要だろう。しかし、小林勝のような「引揚げ派」世代や梶村秀樹がこだわり続けた日本人と朝鮮人の断絶の歴史、「出会い損

ね」の関係は現在でも解消されたわけではなく、本書はその事実をあらためて精緻にあぶり出し、私たちはどう立ち向かうのかを問うている。読後感は重いが、希望は失われていない。

なお「あとがきに代えて」によると、筆者は国民国家論で知られる西川長夫の弟子だったという。本書の、文学論の枠にとどまらぬ広い視野の筆致に首肯するところである。

学会報告

国際高麗学会日本支部第 24 回 (2020 年度) 学術大会 報告

森類臣 (日本支部事務局長)

国際高麗学会日本支部第 24 回学術大会は、2020 年 10 月 31 日 (土) にオンライン開催で行われた。2020 年年頭から世界的に猛威を振るい始めた新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響で、例年 6 月に開催してきた学術大会は 10 月末開催に変更となった。他学会でも学術大会をオンライン形式で開催する中、本学会もオンラインを選択した。

午前の部 (11:30-12:30) は自由論題発表であり、2 人の発表者が発表を行った。司会は石川亮太会員 (立命館大学) が務めた。発表の一つ目は、姜健栄会員 (KMAJ 関西) による「牛頭天王信仰と明治政府の弾圧」であった。姜会員は、牛頭天王信仰に関する歴史を踏まえつつ、日本全国 22 箇所の「牛頭天王社」系社寺を回ったフィールドワークの成果に依拠し、考察を披露した。発表の二つ目は、朴志慧会員 (東京大学大学院) による「『京城日報』・『毎日申報』による家庭博覧会 (1915) とその意味」であった。朴会員の発表は、1915 年 9 ～ 10 月に京城で開催された家庭博覧会 (朝鮮総督府機関紙『京城日報』・『毎日申報』が主催) について焦点が当てられていた。朴会員によると、当博覧会は、1915 年 5 月に国民新聞社主催で行われた家庭博覧会を移設したものである。朴会員の発表は、この移設の背景と意味を探るものであった。

午後の部 (13:00 ～ 17:00) はシンポジウム「“韓国併合” 110 年—日本による植民地支配の比較研究：戸籍制度から見る人的管理制度を中心に—」であった。基調報告者として水野直樹氏 (京都大学) が登壇し、パネリストとして遠藤正敬氏 (早稲田

大学)、姜信潤氏 (司法書士)、高希麗氏 (後藤・安田記念東京都市研究所) が登壇した。司会は伊地知紀子会員 (大阪市立大学) が務めた。

シンポジウム冒頭で、伊地知会員が趣旨説明を行った。概要は次のようである。

《日本による植民地支配に関する研究は、支配が直接的あるいは間接的に及んだ各地域 (中国大陸、台湾、朝鮮半島) 単位ごとに、諸学術領域 (歴史学、社会学、人類学など) においてその成果が蓄積されてきた。しかしながら、それぞれの地域間で何がどう異なり共通するのかといった比較研究はさほど進んでいない。そこで、「韓国併合」から 110 年となる今大会では、日本による植民地研究の次のステージともいえる比較研究への試みとして「人的管理制度」という観点から、具体的には戸籍制度をとおして植民地当時の運用実態や現在への影響まで検討することにより、日本の植民地支配の特異性と限界、拡散する影響力について分析することが可能になるのではないかと考える。》

趣旨説明の後、鄭雅英会長 (立命館大学) が挨拶を行い、本シンポジウムの学術的および時宜的な意味について強調した。

シンポジウム本編は、基調報告者の水野直樹氏の「近代朝鮮の戸籍にみる社会変容」という発表から始まった。水野氏は、朝鮮における戸籍制度および戸籍記載内容の変遷を実証的に分析する方法で、社会の変容を説明していった。まず、朝鮮

王朝時代の戸籍制度を概観した上で、光武戸籍・前期民籍（1909～1914年）・後期民籍（1914～23年）・朝鮮戸籍令施行（1923年）～解放・解放後というように時期別に区切りながらその特徴を整理し内実を明らかにした。

その後、水野氏の基調報告に対するパネリストの応答となった。

まず、遠藤正敬氏（早稲田大学）が「朝鮮統治における戸籍政策のもつ意味」というコメントを行った。遠藤氏は、①近代日本の戸籍の機能②満洲国における朝鮮人の戸籍問題③朝鮮戸籍の特色と問題という、空間的に幅広い観点から戸籍制度を照射し、宗主国であった日本が朝鮮で施行した戸籍制度の矛盾点という重要な論点を提示した。

次に、姜信潤氏（司法書士）が「相続実務からみた在日韓国・朝鮮人の身分登録」というコメントを行った。姜信潤氏は①在日コリアンの相続に適用される法律（準拠法）②在日コリアンの身分登録証明③在日の身分登録証明の歴史の変遷④相続関係調査のための日本戸籍法上の届出書類という論点を提示し、最後に「在日の相続実務は、その国籍、植民地時代の戸籍、解放後の戸籍、日本法務省の通達、外国人登録、韓国の身分登録制度、日本の戸籍法上の届出等の歴史の変遷を把握し、それを整理していく作業である」とまとめた。

パネリストの最後は高希麗氏（後藤・安田記念

東京都市研究所）であった。高希麗氏は「憲法から見る戸籍制度」というコメントを行った。高希麗氏は、戸籍と血統（血縁）主義、家制度の移植という点を踏まえた上で、今後の取り組むべき課題として①日本・韓国は、憲法上「最初の国民」に関する規定がないこと②戸籍制度は「エトノスからなる日本国家を支える」役割をしてきたことを指摘した。3名のコメントの後、質疑応答が行われた。

なお、同日昼には、第14回理事会および第24回総会が初のオンライン会議形式で開催された。例年通り、活動報告・方針等について決定がなされた。

他学会もそうだと思うのだが、2020年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に見舞われ、学会活動は様々な制約が生じた。オンライン会議形式で学術大会を運営したのも初の試みであった。参加登録から実際の会議参加に至るまで、会員の皆様にはご不便をおかけしたと思う。この場を借りてご容赦をお願いする次第である。

最後になったが、今回のシンポジウムのためのコーディネートに奔走してくださった石川亮太会員、そしてオンライン会議のために機器類の設定を担当してくださった一色計人氏に、事務局を代表して心からお礼を申し上げたい。本当にありがとうございました。

国際高麗学会日本支部

2020 年度

学会活動

●国際高麗学会日本支部 第 24 回学術大会

日 時：2020 年 10 月 31 日（土）11：00 ～ 17：00

会 場：オンライン開催

【午前の部】11:30 ～ 12:30

◎自由論題報告

1. 姜健栄（KMAJ 関西）「牛頭天王信仰と明治政府の弾圧」
 2. 朴志慧（東京大学大学院）「『京城日報』・『毎日申報』による家庭博覧会（1915）とその意味」
- 司会：石川亮太（立命館大学）

◎第 14 回 理事会 10:00 ～ 11:00

◎第 24 回 総会 11:00 ～ 11:30

【午後の部】13:00 ～ 17:00

シンポジウム「“韓国併合”110 年－日本による植民地支配の比較研究：戸籍制度から見る人的管理制度を中心に」

〔基調講演〕

「近代朝鮮の戸籍にみる社会変容」水野直樹（京都大学）

〔パネリスト報告〕

「朝鮮統治における戸籍政策のもつ意味」遠藤正敬（早稲田大学）

「相続実務からみた在日韓国・朝鮮人の身分登録」姜信潤（姜信潤司法書士事務所）

「憲法からみる戸籍制度」高希麗（後藤・安田記念東京都市研究所）

司会：伊地知紀子（大阪市立大学）

●人文社会研究部会

第 98 回人文社会研究部会

日 時：2021 年 1 月 31 日（日）14：00 ～

会 場：オンライン開催

タイトル：在日朝鮮人文学史とその源流としての「女性文学」

報告者：宋恵媛（大阪経済法科大学）

コメント：原佑介（立命館大学）

金友子（立命館大学）

●科学技術研究部会

第 73 回科学技術研究部会

日 時：2021 年 3 月 13 日（土）17：00 ～

会 場：オンライン

タイトル：「半導体量子ドット超格子の光学特性」

報告者：李煥信（大阪市立大学）

●特別講演会

「総領事が語る－関西で見つめた韓日の未来」

日 時：2021 年 2 月 21 日（日）14 時～

会 場：オンライン開催

講 師：呉泰奎（駐大阪大韓民国総領事）

1. 投稿資格

国際高麗学会日本支部は、学会誌『コリアン・スタディーズ』を年1回発行する。掲載される原稿は、朝鮮半島および朝鮮民族に関するあらゆる分野の学術的な論文、研究ノート、書評論文、キルチャビ、書評である。論文、研究ノートについては、国際高麗学会日本支部会員は自由に投稿できる。投稿については、寄稿規定並びに執筆規定を熟読すること。ただし、当該年度までの会費納入を要する。投稿論文は常時受け付ける。また、編集委員会で企画する特集については、非会員にも寄稿を依頼することがある。

2. 投稿条件

投稿される原稿は、未発表の書き下ろし作品のみとする。同一原稿を『コリアン・スタディーズ』以外に同時に投稿することはできない。

3. 審査

寄稿された原稿を掲載するか否かは、別途定める査読規定に基づいて編集委員会で審査の上決定する。

4. 使用言語

本文は日本語のみとし、注および参考文献に限り外国語を使用できる。要旨およびキーワードは日本語および英語とする。

5. 枚数

原稿枚数は400字詰め原稿用紙換算で50枚以内とし、本文（タイトル、氏名含む）、注、参考文献、図表を含めたものとする。論文には、日本語要旨、英語要旨およびキーワード（日本語および英語）を付けることとする。ただし、いずれも枚数には含まない。枚数を超過した場合、審査対象としないこともあるので、下記を確認すること。

論文 50枚以内+日本語要旨（400～800字）、英語要旨（800～1000語）+キーワード（日本語および英語）

研究ノート 50枚以内

キルチャビ 20枚以内

書評 5～15枚

6. 投稿形式

投稿は原則として電子文書とし、マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式で作成したものを投稿規定10にある提出先のe-mailアドレスに送付すること。図表や写真は可能な限り本文中に挿入すること。マイクロソフト・ワード形式かリッチテキスト形式以外での提出については、投稿規定10にある問い合わせ先に連絡すること。必要に応じて印刷された原稿の郵送を求めることがある。

7. 抜き刷り

本誌は国際高麗学会日本支部会員には1部ずつ、論文、研究ノート各1本につき1部配布する。抜き刷りをご希望の場合は別途有料となるので、投稿の際に申し添えること。問い合わせについては10を参照のこと。

8. 校正

校正は原則として著者校正のみで、内容のみならず、投稿規定および執筆規定に則った形式に訂正することも校正作業に含まれる。審査により採用決定となった後に行われる初校段階での誤植以外の修正は原則として認めない。なお、再校は初校段階の訂正を確認するだけの作業となる。

9. 原稿の保管

投稿原稿の保管や取り扱いについては編集委員会が責任を負う。

10. 提出先および問い合わせ

投稿原稿は下記宛に提出すること。

国際高麗学会 日本支部事務局

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目5-5 マーキス梅田 506号

tel 06-6314-3775 fax 06-7660-7980

isksj@ams.odn.ne.jp <http://www.isks.org/>

投稿などに関する問い合わせは、上記住所の支部事務局にお願いします。

11. 著作権

投稿された原稿の著作権は国際高麗学会日本支部に所属するが、原著者が『コリアン・スタディーズ』に掲載された当該論文を自著作の単行本や論文集に再掲載することは妨げない。

(2014年6月30日)

国際高麗学会日本支部学会誌『コリアン・スタディーズ』執筆規定

2014年6月30日一部改訂

1. 本文

(1) 基本用語

- a. 原稿は日本語、横書きとする。図表や図版は原稿本文に組み込み、紙幅の制限内に含める。
- b. 朝鮮、中国に関わる人名・地名は漢字（日本の現代漢字も可）で表記し、漢字不明の場合はカタカナ表記とする。欧米由来の度量衡はカタカナ表記とする。

(2) 数字

- a. 数字はアラビア表記を原則とし、場合に応じて漢数詞を用いる。
- b. 年号は西暦を用い、国家・地域固有の年号を使用する際は西暦を（ ）で付記する。

(3) 見出し

- a. 章はアラビア数字で1、2、3…と表す。「はじめに」と「おわりに」（あるいはそれ等に該当する見出し）にも数字を振る。「はじめに」は1とする。
- b. 章以下の節は（1）、（2）、（3）の順で表す。
- c. 節以下の項はa、b、cの順で表す。

（例）第1章⇒1、第1節⇒（1）、第1項⇒a

2. キーワード

論文、研究ノートには日英5語以内でキーワードを付けること。キーワード間は読点ではなくコンマを入れること。

3. 文献引用

（1）本文や注、図表で文献を表記する際は、編著者の姓（刊行年：ページ）のみ表記し、文献の詳細は参照文献リストに表示する。朝鮮人の名は姓名とも表記する。編著者名が付いていない刊行物の場合は、発行機関名を表記する。

（例）文献全体を示す場合

鈴木 [2005]、朴統一 [2011] によれば・・・

文献の一部を示す場合

…投票率は低かったとされる [キムハヌル 2012: 11-13]。

（2）2度目以降の引用でも前掲書・前掲論文、同上書・同上論文などの用語は使用せず、上記（1）のように

表記する。

(3) 新聞・雑誌記事や社説の場合は本文・注・図表に新聞・雑誌名、発行年月日を記した上で、参考文献リストに新聞・雑誌名を入れる。

(例)

…保守言論による歪曲は深刻である [『月刊朝中東』2001 年 1 月]。

…と指導者は発言している [『労働新聞』2012 年 4 月 16 日]。

4. 注

(1) 注は、本文の内容について文脈上の解説や言及をする必要がある場合に用いる。

(2) すべて文末注とし、方カッコ付アラビア数字で表示する。

(例) 1)、2)、3)・・・

5. 図表

図表のタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に付ける。

6. 参考文献

(1) 本文、注記、図表で用いたすべての文献を「参考文献」として本文の最後に一括して表示する。参考文献とは、本文中または注において引用した文献を指す。

(2) 文献リストは言語ごとに分け、日本語文献は著者名の 50 音順、韓国・朝鮮語文献は著者名のカナダラ順などに並べる。

(3) 参考文献については、著者名・(刊行年)・書名・号数(発行年月日を入れてもよい)・発行所・頁等で示す。筆者名のある新聞・雑誌記事は雑誌論文と同様に表記し、発行年月日も記入する。

(4) 英文文献の場合、書名はイタリックで表記する。論文名は単行本所収か雑誌所収かに関わらず一律クォーテーション・マークで括る。

(例)

単行本の場合

・朴一 (2005)『朝鮮半島を見る眼－「親日と反日」「親米と反米」の構図』藤原書店、pp.123－125

・이광우 (2004)『신경과학』범문사, pp.153.

・Kim, L. (1997). *Imitation to Innovation: The Dynamics of Korea's Technological Learning*. Boston: Harvard Business School Press.

論文の場合

・文京洙 (2005)「戦後 60 年と在日朝鮮人“国民”の呪縛を超えて」『思想』No.980、岩波書店、pp.8－9

・김신일 (1991)「교육자치의 당위성과 현실」『교육학연구』Vol21, 교육출판, pp. 11－18.

・Min, Pyong Gap. (2001). “Koreans in New York: An ‘Institutionally Complete’ Community.” *New Immigrants in New York*, edited by Nancy Foner, New York: Columbia University Press, pp.173-200.

・Koh, Y.S. (2008). “Financial and Corporate Reform in Korea: Survival Strategies of the Korean “Chaebols””, *Asian Studies*, 54 (2), pp.71-88.

編集後記

新型コロナウイルスの猛威が世界を覆うなか、国際高麗学会日本支部も例外ではなく、オンライン上での学術大会や研究部会の開催へと移行せざる得なくなりました。しかし、オンラインだからこそ、これまで遠方や海外で参加できなかった人たちが参加しやすくなるというメリットもありました。「ステイホーム」期間では、じっくりと研究に取り組めたのか、投稿論文の応募数が過去最多ともなる予想外のこともありました。研究活動のみならず、これまでとは異なる社会のあり方が、さまざまに問われた一年だったのではないのでしょうか。

今号は、学会発足 30 周年を記念した座談会と、オンラインでの開催となった学術大会でのシンポジウムを特集に組みました。投稿論文、研究ノートは惜しくも掲載とならなかったものもありましたが、特集とあわせて充実した内容になったのではないのでしょうか。座談会では、本学会のあゆみと「コリア学」発展にむけた諸先輩方の営為に私も勉強させていただきました。

『コリアン・スタディーズ』の次号は、発刊からはやくも 10 号となります。投稿締め切りは 9 月末日の予定です。多くの投稿をお待ちしております。

(鄭栄鎮)

『コリアン・スタディーズ』編集委員

文京洙

高正子

朴一

高龍秀

鄭雅英

蔡徳七

裴光雄

伊地知紀子

森類臣

全ウニ

洪ジョンウン

鄭栄鎮 (編集委員長)

コリアン・スタディーズ

第9号

Korean Studies No.9

頒価 1,000 円

2021 年 6 月 1 日 発行

編集・発行団体 国際高麗学会日本支部

〒 530-0047

大阪市北区西天満 4 丁目 5-5

マーキス梅田 506 号

TEL 06-6314-3775

FAX 06-7660-7980

E-mail isksj@isks.org

発行者 国際高麗学会日本支部会長 鄭雅英

編集代表者 鄭榮鎮

装丁 金文男

制作 株式会社 田中プリント

Korean Studies
Vol.9 2021

Round-table Talk: Celebrate The 30th Anniversary of International Society for Korean Studies
Japan Branch

Feature Articles: A Comparative Study of Japanese Colonial Rule; Focusing on a Personal
Management System from Perspective of Family Registration System

Toward a Comparative Study of Colonial Rule..... IJICHI Noriko

Family registration and its changes in Korea in the early 20th centuryMIZUNO, Naoki

The significance of the policy regarding family registration(koseki) of Korea
under Japanese colonial rule. ENDO MASATAKA

Identity Registration of Korean in Japan from the Perspective of Inheritance Practice
..... KANG SINYOON

Rethinking over Nationality and Koseki around the Colonial People-Consideration
of Judicial Precedents of Koreans Residents in Japan Koh Heeryo

Articles

Chong Jong Yo and Art Education for Koreans Living in Japan.....CHI Jong Hi, PEK Rum

A study on images of Steelworkers depicted in DPRK's artworks
during the Chollima MovementEmiko Kida

Notes on Research

An Introduction to Study of Korean Diaspora in Central Asia: focused on the Problem
of Nomenclature and Sub-Identity..... Lee Jinhye

Production and trade trends of the Korean flower Industry..... Kwang Woong Bae

Looking back upon my studies on Zainichi for 40 yearsPark Il

Kilchabi (Compass)

Nam Si Woo and The World of His PoetryHEO OKYEO

On Historian MUN Il Pyong and his book IM Jong Hyok

Book Reviews

Korea inside Japan: A biography of Kim Dalsu by HIROSE Yoichi HARA Yusuke

Korea during Moon jae-in era: Democracy of Mourning by Mun Gyongsu Kim Jung Myeong

Forbidden Nostalgia: Kobayashi Masaru's Postwar Literature and Korea by HARA Yusuke
..... CHUNG Ah Young

Published by the Japan Branch of International Society for Korean Studies
4-5-5-506, Nishitenma, Kita-ku, Osaka, Japan